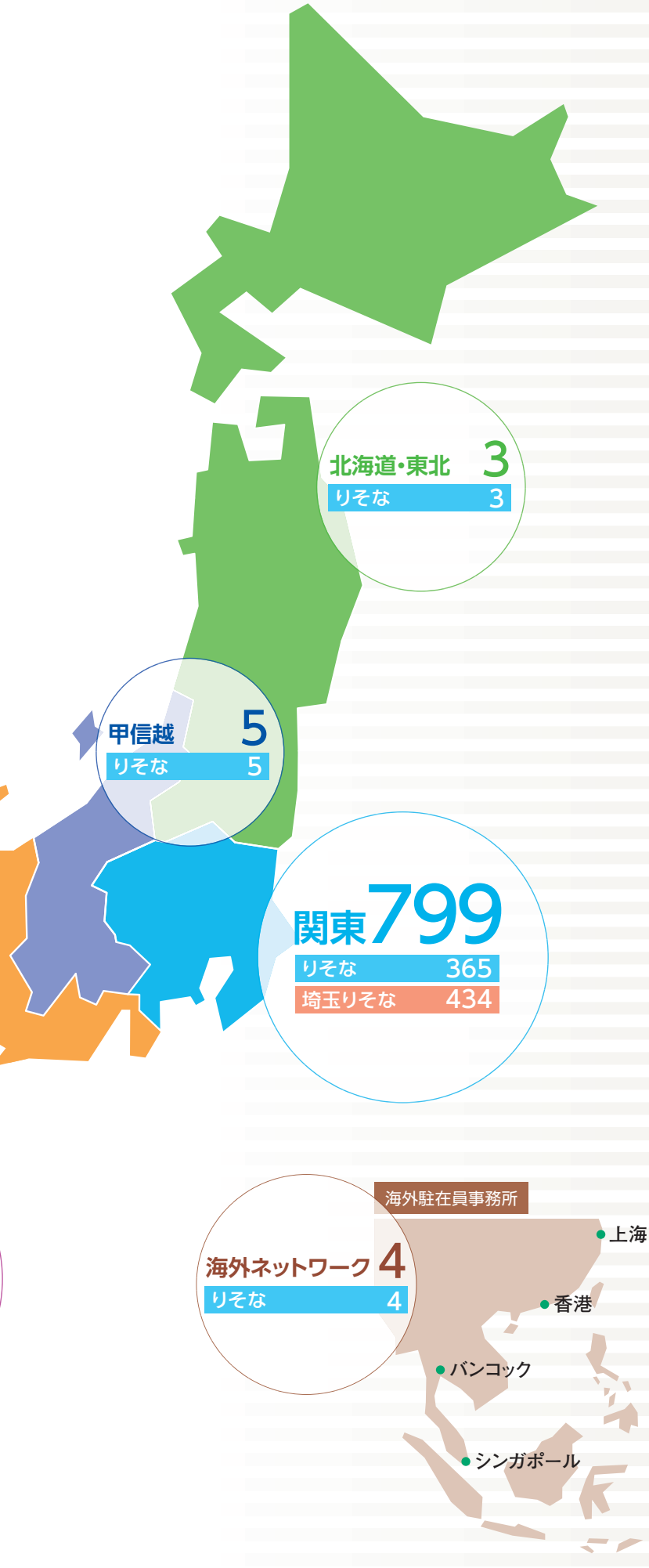
りそなグループ
Resona Group

ディスクロージャー誌 2011

りそなホールディングス
RESONA

りそな銀行　埼玉りそな銀行　近畿大阪銀行



CONTENTS

りそなグループ

りそなグループのネットワーク、目次 …… 1
りそなグループの概要 …… 3
りそなホールディングス会長メッセージ …… 5
りそなホールディングス社長メッセージ …… 6
グループ銀行社長メッセージ …… 7
りそなグループの概況 …… 9
経営課題への取組み …… 12
公的資金完済に向けた展望 …… 15
業績ハイライト …… 18
コーポレート・ガバナンス体制について …… 23
コンプライアンス体制について …… 27
リスク管理体制について …… 33
自己資本管理体制について …… 56
内部監査体制について …… 58
りそなグループのCSR（企業の社会的責任） …… 59
平成23年3月期のトピックス …… 60
東日本大震災復興支援に向けたりそなグループの取組み …… 66
グループ会社のご紹介 …… 67
決算公告・開示項目等 …… 392

りそなホールディングス

財務・コーポレートデータセクション …… 68
自己資本の充実の状況・バーゼルII関連データセクション …… 108

りそな銀行

財務・コーポレートデータセクション …… 146
自己資本の充実の状況・バーゼルII関連データセクション …… 206

埼玉りそな銀行

財務・コーポレートデータセクション …… 256
自己資本の充実の状況・バーゼルII関連データセクション …… 290

近畿大阪銀行

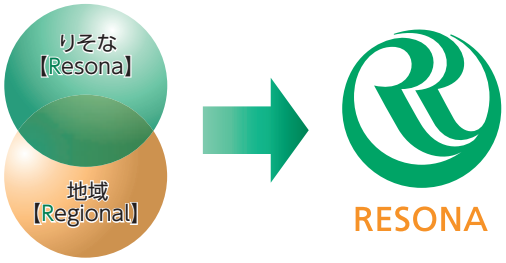
財務・コーポレートデータセクション …… 310
自己資本の充実の状況・バーゼルII関連データセクション …… 356

りそなグループ経営理念

りそなグループは、創造性に富んだ金融サービス企業を目指し、

- お客さまの信頼に応えます。
- 透明な経営に努めます。
- 変革に挑戦します。
- 地域社会とともに発展します。

りそなグループは、金融持株会社りそなホールディングスの傘下に3つの銀行（りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行）を有する金融グループです。グループ各銀行がそれぞれの地域特性に応じた地域密着の営業を行うとともに、ソリューション力の向上を図り、お客さまに質の高い商品・サービスをご提供することにより、「真のリテールバンク」を目指します。



Resona:【共鳴する・響きわたる】
（ラテン語からの造語）

お客さまの声に耳を傾け、共鳴し、響き合い、お客さまとの間に揺るぎない絆を築きます。
地域のお客さまと互いに触れ合い、感じ合い、理解し合う中から生まれる信頼関係を大切にします。

シンボルマーク

ふたつのRは（りそな（Resona））と、（地域（Regional））の共鳴を、全体を囲む正円は「安心感」「信頼感」を表現しています。

グループカラー

グリーンは「やさしさ」「透明」等を、オレンジは「親しみやすさ」「暖かさ」等を象徴しています。

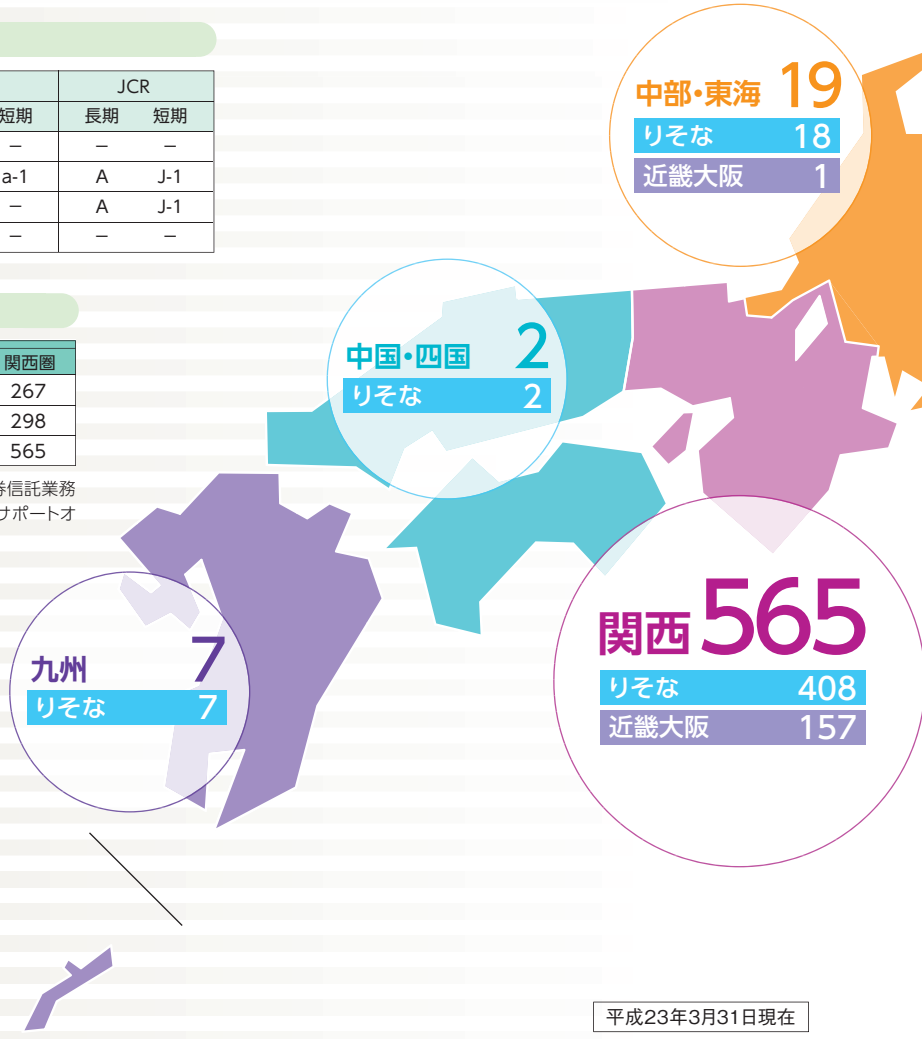
格付情報

	Moody's		S&P		R&I		JCR	
	長期	短期	長期	短期	長期	短期	長期	短期
りそなホールディングス	–	–	–	–	A-	–	–	–
りそな銀行	A1	P-1	A	A-1	A	a-1	A	J-1
埼玉りそな銀行	A1	P-1	–	–	A	–	A	J-1
近畿大阪銀行	A1	P-1	–	–	–	–	–	–

国内ネットワーク

	りそな	埼玉りそな	近畿大阪	合　計		
					関東圏	関西圏
有人店舗数	312	128	128	568	283	267
無人店舗数	496	306	30	832	516	298
店舗数合計	808	434	158	1,400	799	565

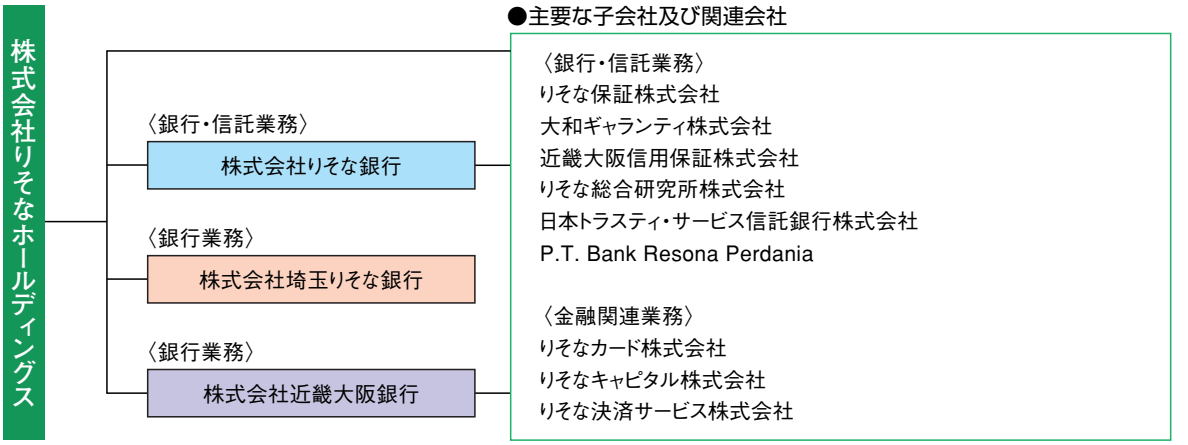
※有人店舗は、払込専門支店、共同利用ATM管理専門支店、住宅ローン支店、証券信託業務支店、年金管理サービス支店、外国為替業務室、東京外国事務センター、信託サポートオフィスを除き、ローン債権管理支店を含む
※無人店舗は、共同出張所を除く
※りそな銀行の無人店舗は、バンクタイムATM1,305ヵ店を除く
＊関東圏:東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県
＊関西圏:大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県



平成23年3月31日現在

りそなグループの概要

りそなグループの事業系統図



りそなホールディングスのあゆみ

平成13年12月	株式会社大和銀行、株式会社近畿大阪銀行及び株式会社奈良銀行の3行が、株式移転により持株会社「株式会社大和銀ホールディングス」を設立。
12月	当社普通株式を株式会社大阪証券取引所並びに株式会社東京証券取引所の各市場第一部に上場。
平成14年 2月	株式会社大和銀行より大和銀信託銀行株式会社の株式を取得し、同行が当社の完全子会社となる。
3月	株式会社あさひ銀行が、株式交換により当社の完全子会社となる。
3月	大和銀信託銀行株式会社が、会社分割により株式会社大和銀行の年金・法人信託部門の信託財産を引継ぎ、営業を開始。
3月	当社保有の大和銀信託銀行株式会社の株式の一部を国内金融機関12社及びクレディ・アグリコルS.A.（フランス）の子会社で同社グループのアセットマネジメント部門を統括するセジェスパーに譲渡。
4月	新しいグループ名を「りそなグループ」とする。
9月	あさひ信託銀行株式会社が、営業の一部（投資信託受託業務等）を大和銀信託銀行株式会社へ営業譲渡。
10月	株式会社大和銀行が、あさひ信託銀行株式会社を吸収合併。
10月	当社の商号を株式会社りそなホールディングスに変更。
11月	当社所有のりそな信託銀行株式会社（旧 大和銀信託銀行株式会社）の株式の一部を国内金融機関12社に譲渡することを取締役会において決定。
平成15年 1月	香港大手金融機関の東亜銀行と、アジア地域の金融サービスに関する業務提携につき合意。
3月	株式会社大和銀行と株式会社あさひ銀行が、分割・合併により株式会社りそな銀行と株式会社埼玉りそな銀行に再編。
7月	株式会社りそな銀行が、預金保険機構に対して総額1兆9,600億円の普通株式及び議決権付優先株式を発行。
8月	当社と株式会社りそな銀行との株式交換により預金保険機構が当社普通株式及び議決権付優先株式を取得。
平成17年 1月	外部株主が保有するりそな信託銀行株式会社の株式の一部について買取を実施。
3月	りそな信託銀行株式会社が、株式交換により当社の完全子会社となる。
平成18年 1月	株式会社りそな銀行と株式会社奈良銀行が合併。
平成21年 4月	株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社が合併。
平成22年 5月	株式会社りそなホールディングス及び株式会社りそな銀行の東京本社を東京都江東区木場に移転。

りそなWAY（りそなグループ行動宣言）

お客さまと「りそな」

「りそな」はお客さまとの信頼関係を大切にします

・お客さまからの信頼を全てに優先し、お客さまの喜ぶ顔や幸せのために、誠実で心のこもったサービスを提供します。
・お客さまのニーズに応え、質の高いサービスを提供します。
・常に感謝の気持ちで接します。

株主と「りそな」

「りそな」は株主との関係を大切にします

・長期的視点に立った健全な経営を行ない、企業価値の向上に努めます。
・健全な利益の適正な還元を目指します。
・何事も先送りせず、透明な経営に徹し、企業情報を公正かつ積極的に伝えます。

社会と「りそな」

「りそな」は社会とのつながりを大切にします

・「りそな」が存在する意義を多くの人々に認めていただけるよう努力します。
・広く社会のルールを遵守します。
・良き企業市民として地域社会に貢献します。

従業員と「りそな」

「りそな」は従業員の人間性を大切にします

・「りそな」の一員であることに誇りを持って働ける職場を創ります。
・創造性や変革に挑戦する姿勢を重んじます。
・従業員一人ひとりの人間性を尊重し、能力や成果を公正に評価します。

りそなグループ環境方針

1 環境関連法規等の遵守	環境保全に関する法規制および私たちが同意するその他の要求事項を遵守します。
2 本業を通じた環境保全	環境に配慮した商品・サービスの開発・提供などを通じて環境保全活動を支援します。
3 オフィスにおける環境負荷低減	省資源・省エネルギー活動により、環境負荷の低減に努めます。
4 環境コミュニケーション	環境に関する情報を社内外に積極的に発信し、環境教育や啓発活動を推進します。
5 グループ内啓発と全員参加	本方針を全役職員に周知徹底し、役職員一人ひとりが環境保全に配慮して行動します。
6 環境方針の公開	本方針は、内外に公表します。

りそなブランド宣言

『りそなブランド宣言』は、みなさまへの「約束」を価値として実感いただけるよう表したものです。

Vision

私たち「りそな」が目指すもの

りそなグループは、ヒューマンコミュニケーションを大切にし、お客さまひとりひとりの“満足を超える感動”を創造する金融サービスグループを目指します。

Promise

そのために実行すること

私たちは、お客さまの期待と信頼にお応えするために、自ら気付き、考え、行動します。
きめ細やかなリレーションシップと最適なソリューション、そしてスピード感あるサービスで、お客さまの夢の実現に貢献します。

Slogan

［ビジョン］［プロミス］の思いを込めた「りそな」のスローガン

新しいクオリティへ、新しいスピードで。 『りそな』
HUMAN COMMUNICATION

りそなホールディングス
会長メッセージ



東日本大震災により犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

皆さまには、日頃よりりそなグループをお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

日本の経済環境は、震災を境に大きく変わりました。震災前は企業の生産活動や個人消費の改善基調が見られておりましたが、3月11日に発生した大津波を伴う大地震、その後の原子力発電所の事故によって広範囲に大規模な被害が生じている上、電力の供給不足問題も重なり、日本経済の先行きは非常に不透明な状況にあります。こうした環境下、従来以上に銀行の社会的役割の重要性は高まっております。りそなグループは全社員一丸となって金融機関としての社会的責任を果たすとともに、この困難な状況の克服に全力を尽くしてまいります。

平成22年度決算を振り返りますと、投資信託販売が好調に推移したことや不良債権処理費用の減少などもあり、グループ連結の税引前当期純利益は前年比610億円増加し、2,371億円となりました。税引後の連結当期純利益は1,600億円と前年比278億円の増加にとどまりましたが、これは前年に実施した税効果の見直しの反動や震災後に将来収益の見直しを行ったこと等により税金費用等が前年比332億円増加したことによるものです。

昨年度は公的資金返済において大きな進展がありました。公的資金完済に向けた展望をお示しした「りそな資本再構築プラン」を昨年11月に公表、公募等で普通株式13億株を発行し、5,477億円の資本調達を完了させるとともに、期中合計で預金保険法優先株式を注入額ベースで1兆2,135億円返済しました。この結果、残存する公的資金優先株式の残高はピーク時の4分の1以下となる6,100億円まで減少し、財務基盤は普通株式中心のわかりやすい資本構成への再構築が進みました。また、今後導入が予想される新しい自己資本規制にも対応した資本の質を確保することができました。

昨年11月には新しい「経営の健全化のための計画」も公表しております。この計画を着実に実行することで、一人でも多くのお客さまに「りそなファン」になっていただき、「真のリテールバンク」の確立へ邁進いたします。お客さま一社一社、おひとりおひとりにきめ細かく対応させていただき、りそなの強みであるソリューションをご提供することで、信頼度No.1の銀行を目指します。

りそなグループは、これからも変革を継続し、企業価値の最大化に努めてまいります。何卒、今後とも皆さま方の一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年7月

株式会社 りそなホールディングス

取締役兼代表執行役会長

細谷英二

りそなホールディングス
社長メッセージ



東日本大震災で尊い命を亡くされました方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。また、被災された皆さまに心よりお見舞いを申し上げますとともに、皆さまの安全と一日も早い復興をお祈り申し上げます。

皆さまには、日頃よりりそなグループをお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

平成22年度の日本経済は、期中を通して緩やかな景気回復が見られたものの、東日本大震災の発生によって情勢は一変し、地震、津波による直接的な影響に加えて電力不足への懸念等から、年度末には大変不確実な経済環境となりました。

こうした中で、りそなホールディングスは、昨年11月に「りそな資本再構築プラン」を発表させていただき、普通株式の発行、並びに大規模な公的資金の返済を実施することができました。

業績の面では7期連続で黒字を計上し、持続的な黒字体質をお示しすることができました。これは、公的資金注入以降に実施してまいりました財務改革やサービス改革、オペレーション改革等、お客さまに軸足を置いた様々な改革の成果と考えております。

昨年11月には、新たな「経営の健全化のための計画」を公表いたしました。従来から取り組んでまいりました「事業領域の選択と集中」を5つの重点戦略として更に深化させ、地域に密着した高度なサービス提供とコスト優位性による競争力を両立する「りそな」独自のビジネスモデルを実現し、同時に「りそな」のビジネスモデルを支える「りそなスタイルの確立」に引き続き取り組むことで、“スマート”で親しみやすい「真のリテールバンク『りそな』」を目指してまいります。

また、「りそな」の持つ総合的な金融機能を有機的に結合すること、すなわち「オールりそな」を発揮することで「クロスセールス」を推進してまいります。

日本は今、戦後最大の危機に瀕しています。国民の皆さまおひとりおひとりがそれぞれの立場でこの国難に立ち向かっておられる中、グループ各社が一丸となって、今後の復興に向け円滑な金融機能をご提供してまいりますと共に、お客さまの課題解決のお手伝いをしながら銀行としての責務を果たしてまいります。りそなグループが目指しているのは、“お客さまの不安を安心に変える金融機関”です。多様化・高度化するお客さまの様々なニーズに合わせて、銀行の持っている多くの機能（商品・サービス）をご提供できますよう、これからも変革を継続し、企業価値の最大化に努めてまいります。

今後とも、皆さま方の一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年7月
株式会社 りそなホールディングス
取締役兼代表執行役社長
檜垣　誠司

りそな銀行

このたびの東日本大震災で被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げますとともに、皆さまの一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

皆さまには、平素よりりそな銀行をお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。平成22年度、回復基調にあった日本経済は、未曾有の被害をもたらした3月11日の大震災により、ふたたび不安定な局面に入っております。

こうした環境下、りそな銀行の平成22年度当期純利益は、貸出金金利の低下を主因に業務粗利益が減少となった一方で、継続的な経費の削減、与信費用の大幅な減少等から、前期比191億円増加の1,051億円となりました。

りそな銀行は、引き続きお客さまのご期待、満足を超えるご提案・サービスをお届けできる銀行を目指してまいります。りそな銀行とりそな信託銀行の合併から2年が経過いたしましたが、通常の銀行業務と信託機能をワンストップで展開できる独自の強みを最大限に発揮することで様々なソリューションをご提供してまいります。また、昨年11月より導入を開始いたしました新営業店システムでは、多くのお手続きにおいて指静脈認証によるお取引が可能となり、お客さまの安心と便利さを追求するとともに、営業力の更なる強化を実現いたします。

埼玉りそな銀行

このたびの東日本大震災により被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

平素より埼玉りそな銀行をお引き立ていただき誠にありがとうございます。

昨年度の埼玉県経済は、生産や住宅等で一部持ち直しの兆しも見られましたが、震災により再び不透明な局面に入っております。当社といたしましても、円滑な資金供給など、地域経済の成長をご支援することで、国をあげての復興に貢献を果たしてまいりたいと考えております。

埼玉りそな銀行は、昨年11月より「お客さまニーズを起点とした一段上のリレーションシップバンク」へ挑戦する、新たな中期経営計画をスタートしております。具体的には、法人のお客さまに対しては、経営課題をじっくりとお聞かせいただき、的確な解決策のご提案に努力しております。個人のお客さまには、コンサルティング機能の強化により、ライフステージに応じた最適な商品・サービスのご提供に努めております。これらの取組みを更に加速しまして、震災により新たに生じましたお客さまの様々な課題に対してもしっかりとお応えしてまいります。

こうした厳しい環境においてこそ、積極的な資金供給やコ

近畿大阪銀行

このたびの東日本大震災により被災されました皆さまに謹んでお見舞い申し上げますとともに、被災地が一日も早く復興することを心よりお祈り申し上げます。

皆さまには、平素より近畿大阪銀行をお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

平成22年度のわが国の経済は、新興国の強い内需を背景とした輸出の増加やエコカー補助金、エコポイントの効果などにより、景気の踊り場から脱却しつつありましたが、さる平成23年3月11日に発生した観測史上最大規模の東日本大震災は、広範囲にわたり大きな被害をもたらし、関西においても生産活動を中心に少なからず影響が懸念されます。

私ども近畿大阪銀行は、平成12年4月の近畿銀行と大阪銀行との合併以来、地域金融機関として、地元の個人・中小企業の皆さまに対する円滑な資金供給と、良質な金融サービスの提供による社会への貢献を使命としてまいりました。昨年からは、それを徹底的に進化させた『問題解決力のある信金モデル』を標榜し、地域経済の活性化に努めているところです。関西経済の活性化なくして当社の発展はありません。私どもは昨年4月に誕生10周年を迎えました



りそな銀行は、今後とも改革の歩みを止めることなく、お客さまとともに成長を続ける「真のリテールバンク」を目指してまいります。

引き続き、皆さま方の一層のご愛顧、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年7月

株式会社 りそな銀行
代表取締役社長

岩田 直樹



ンサルティング機能の発揮に取り組むことが地域金融機関の使命であるとの認識のもと、開業以来掲げております経営ビジョン「埼玉県の皆さまに信頼され、地元埼玉とともに発展する銀行」を目指して、全社一丸となって取り組んでまいります。

今後とも一層のご愛顧、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年7月

株式会社 埼玉りそな銀行
代表取締役社長

上條正仁



が、次なる10年に向けまして、「大阪をもっともっと元気に!」を合言葉に、全社員一丸となって、お客さまそして地域にさらに貢献できる銀行を目指してまいります。

皆さまにおかれましては、これからも引き続き、暖かいご支援と変わらぬご愛顧を賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成23年7月

株式会社 近畿大阪銀行
代表取締役社長

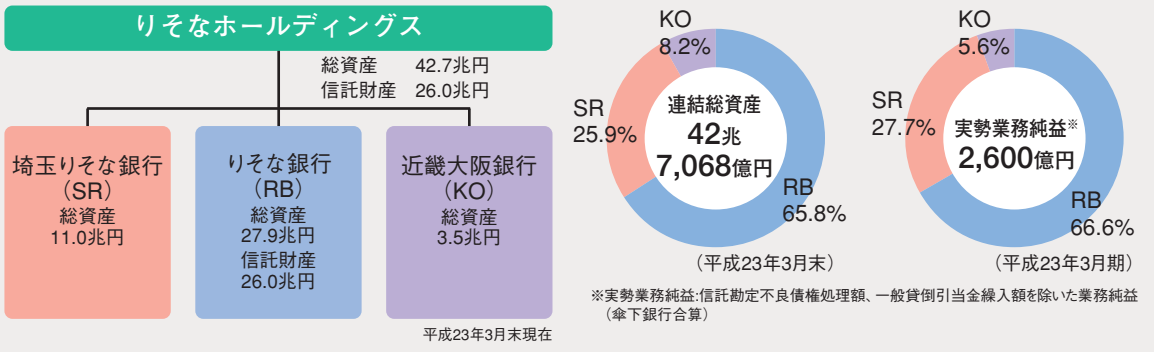
池田博之

りそなグループの概況

りそなグループについて

りそなグループは、金融持株会社りそなホールディングスの傘下に3つの銀行を持つ総資産42兆円を有する日本で第4位の金融グループです。地域に密着した高度なサービスのご提供とコスト優位性を両立する「真のリテールバンク」を目指しております。

＜りそなグループの概要＞

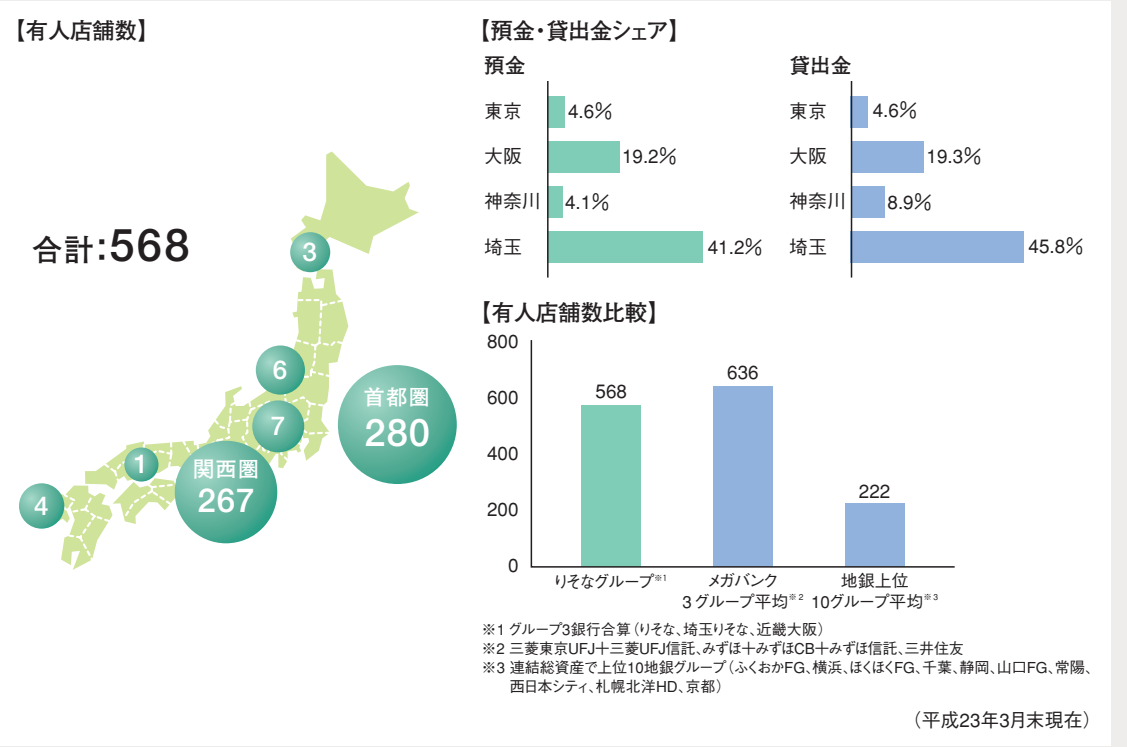


りそなグループの比較優位性

(1) 強固な営業基盤

りそなグループは、経済活動や人口が集中する首都圏及び関西圏においてメガバンクに匹敵する店舗網を構築し、強固なプレゼンスを確立しております。これらの地域で、「真のリテールバンク」の確立に向け、地域に根ざしたきめ細かな営業活動に取り組んでおります。特に埼玉県における預金・貸出金の市場シェアは40%を超えるほか、大阪府でも20%近いシェアを獲得しております。

＜りそなグループの営業基盤＞

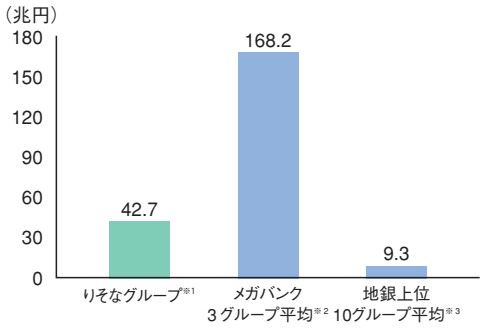


(2) スケールメリットによる効率性の確保

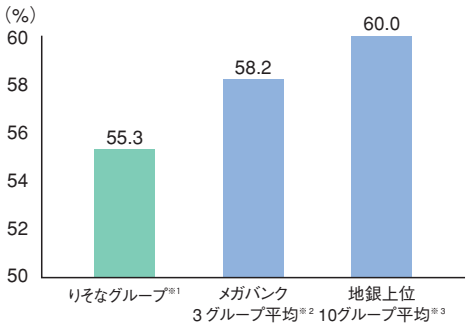
りそなグループの総資産は約42兆円で、主要な地方銀行と比べ、規模の利益を追求可能なスケールを有しております。また、りそなグループはリテール業務に特化した銀行でありながら、メガバンクグループや上位地銀グループと比較しても優位性のある経費率の水準を実現しております。

＜スケールメリットによる高い効率性＞

【連結総資産】
■総資産42兆円を有する日本で第4位の金融グループ



【連結営業経費率】
■高いオペレーションの効率性を実現



※1 りそなHD
※2 三菱UFJFG、みずほFG、三井住友FG
※3 連結総資産で上位10地銀グループ（ふくおかFG、横浜、ほくほくFG、千葉、静岡、山口FG、常陽、西日本シティ、札幌北洋HD、京都）

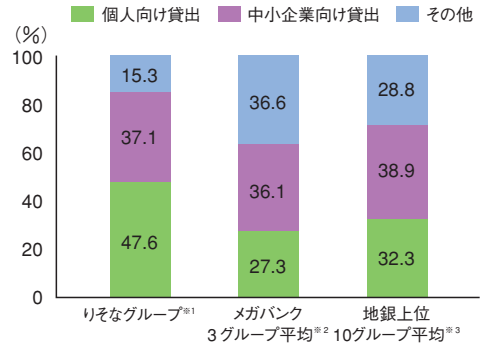
（平成23年3月期）

(3) リテールバンキング業務への集中

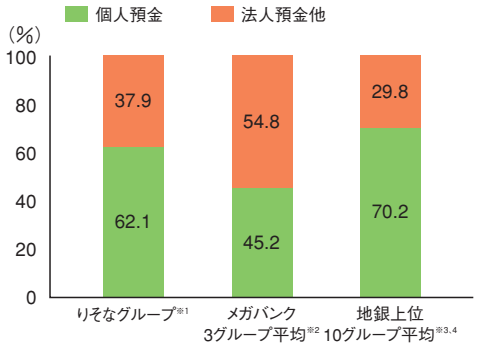
貸出金は、80%以上が個人と中小企業のお客さま向け、預金は、60%以上が個人のお客さまで占められ、リテール業務に軸足を置いた貸出金・預金構成となっております。

＜リテールバンキング業務への集中＞

【貸出金構成（国内業務）】
■リテールに特化した貸出金ポートフォリオ構成



【預金構成（含む譲渡性預金）】
■60%以上を個人預金で構成



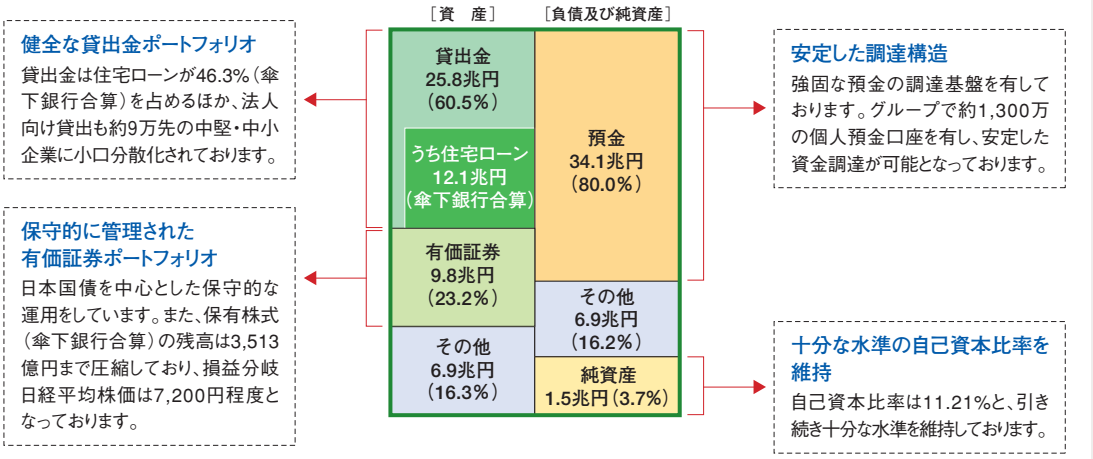
※1 グループ3銀行合算（りそな、埼玉りそな、近畿大阪）
※2 三菱東京UFJ十三菱UFJ信託、みずほ十みずほCB十みずほ信託、三井住友
※3 連結総資産で上位10地銀グループ（ふくおかFG、横浜、ほくほくFG、千葉、静岡、山口FG、常陽、西日本シティ、札幌北洋HD、京都）
※4 一部非開示のグループを除く

（平成23年3月末）

財務健全性

＜連結バランスシート＞

ダウンサイドリスクの少ない健全な財務体質を維持しております



（平成23年3月末現在）

＜連結自己資本比率・自己資本額＞

連結自己資本比率は11.21%と引き続き十分な水準を確保しております

りそなホールディングス連結自己資本比率（第二基準）

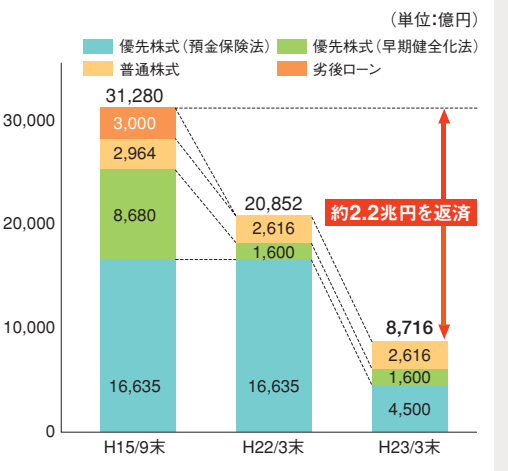
（単位：億円・%）

	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末
自己資本比率	13.45	13.81	11.21
Tier1比率	9.92	10.20	7.51
自己資本額	28,185	28,140	21,190
基本的項目（Tier1）	20,788	20,786	14,189
補完的項目（Tier2）	7,714	7,521	7,151
控除項目	316	167	150
リスク・アセット等	209,448	203,714	188,938

〈ご参考〉グループ各銀行
○りそな銀行　11.76%（連結）
○埼玉りそな銀行　12.10%（単体）
○近畿大阪銀行　12.85%（連結）

＜公的資金の返済実績（注入額ベース）＞

返済累計額は、2兆2,563億円、残存する公的資金はピーク比で4分の1の水準へ



経営課題への取組み

～ “スマート”で親しみやすい「真のリテールバンク」を目指して ～

りそなグループは、「真のリテールバンク」を目指して、平成22年11月に新たな「経営の健全化のための計画」を策定しております。従来から取り組んでまいりました「事業領域の選択と集中」を5つの重点戦略として深化させ、地域に密着した高度なサービス提供とコスト優位性による競争力を両立する『りそな』独自のビジネスモデルを実現してまいります。

同時に『りそな』のビジネスモデルを支える「りそなスタイルの確立」に引き続き取り組むことで、“スマート”で親しみやすい「真のリテールバンク『りそな』」を目指しております。

＜事業戦略のポイントと5 つの重点戦略＞

事業戦略のポイント

「オールりそな」の発揮
- 「真のリテールバンク」戦略の一層の深掘りと徹底
- 金融と信託の結合

クロスセールスの徹底・推進
- 複合的な金融サービスへのニーズに対応
- 首都圏・関西圏の2大都市を核とする地域戦略の展開

コスト優位性による競争力の発揮
- オペレーション改革
- ６つのSmart化の推進

５つの重点戦略

重点商品・サービスに横軸を通し、総合的な金融機能を有機的に結合

- 地域密着リレーションの徹底
- 「リテール×信託」の発揮
- 金融商品・ローン提供力No.１への挑戦
- 資産承継・事業承継ブランドの確立
- 総合力発揮による法人基盤の拡充

重点商品・サービス
- 個人ローン
- 保険販売
- 投資信託販売
- 資産承継ビジネス
- ソリューション関連ビジネス
- 不動産
- 企業年金
- 中小企業貸出

差別化戦略の徹底による「オールりそな」の発揮とクロスセールスの徹底・推進

りそなグループは、個人部門と法人部門が相互に連携し、重点商品・サービスに横軸を通すことで、『りそな』の持つ総合的な金融機能を有機的に結合（「オールりそな」の発揮）し、クロスセールスを徹底推進してまいります。

また、「信託機能の発揮」を差別化戦略の柱と捉え、多様化・高度化するお客さまの経営課題に対して、リテール基盤と信託機能を融合した最適なソリューションをご提供してまいります。

金融商品販売・個人ローン

りそなグループは、一人ひとりのお客さまのライフイベントに応じた資金運用や資金調達の多様なニーズに対し、アライアンスを活用した金融商品（保険・投資信託）の提供やローンニーズへの対応力の強化により、地域に密着したきめ細かなコンサルティング営業を徹底しております。

また、個人ローンをご利用いただいているお客さまの持つ資産運用や資産承継ニーズを長期的なリレーションの視点で的確に捉え、『りそな』の金融サービスをクロスセールスすることで、「りそなファン」の増加を目指しております。

＜住宅ローンを切り口にしたクロスセールスの展開＞

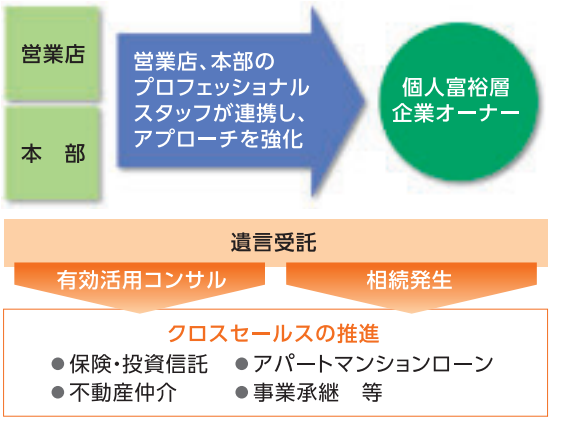


資産承継

りそな銀行の持つ遺言信託等の資産承継ノウハウを、りそなグループの店舗ネットワークとお客さま基盤を活かしてご提供することで、お客さまの「遺す」ニーズにお応えしております。

個人のお客さまには遺言信託を切り口に、お客さま一人ひとりの資産、ご意向に合わせたコンサルティング営業を行うことで、クロスセールスを推進しております。

＜遺言信託を切り口にしたクロスセールスの展開＞



企業年金

りそなグループは、中堅・中小企業からの企業年金の受託に強みを有しており、お客さまの経営課題を解決するソリューションを迅速にご提供しております。

りそな銀行のお客さまに加え、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行と連携のうえ、グループ全体で中堅・中小企業のお客さまのニーズに対応した汎用性の高い企業年金パッケージ商品等をご提供しております。

不動産

りそな銀行は、商業銀行で唯一不動産業務を本体で併営しており、不動産・資産承継・事業承継等の信託機能を有機的に組み合わせたコンサルティング営業を展開しております。

また、りそな銀行以外のグループのお客さまからの不動産ニーズに対しても、りそな銀行の不動産機能をご提供しております。

海外進出のサポート

アジア経済の成長に伴い、りそな銀行に「アジアビジネス推進センター」を設置したほか、連結子会社であるP.T.Bank Resona Perdania（りそなプルダニア銀行）を活用し、アジア地域を中心とするりそなグループのお客さまの海外展開ニーズへお応えしております。

また、現地での日常的な銀行取引は、支店数や現地での情報、ノウハウが多い提携金融機関を通じて、利便性の高いサービスをご提供しております。

＜海外駐在員事務所（りそな銀行）・りそなプルダニア銀行＞



オペレーション改革の強化に伴うコスト優位性による競争力の発揮

りそなグループは、従来から取り組んできたオペレーション改革を継続して強化することで、リテールビジネスの高コスト性を打破し、コスト優位性による競争力を発揮してまいります。

営業店を「事務の場からセールスの場へ」と再定義することで、営業部門人員の増強と生産性の向上により営業店収益の極大化を図っております。

＜オペレーション改革＞

営業部門人員の増強

- オペレーション改革を通じて創出された人員を営業部門へ追加投入

×

生産性の向上

- 次世代型店舗の拡充
- セールス専担者の設置
- CRMシステムの本格稼動
- 新営業店システムの導入

→ 営業店収益の極大化

＜新コミュニケーション端末＞



＜次世代型店舗の一例＞



次世代型店舗

- 従来の事務スペースをお客さまのためのご相談・お取引スペースに変革
- クイックナビを活用した迅速な取引
- 後方事務はサポートオフィス等に集約（セールス特化の店舗特色）



- 小規模の個人特化型店舗
- 次世代型店舗と同様、セールス特化の店舗特色を前面に
- 「3ない3レス」の事務処理を具現化
- 「カード・ATM取引100%」を宣言

個人スマート店舗

公的資金完済に向けた展望

平成22年度は総額1兆2,135億円の公的資金を返済

りそなグループは、平成15年の預金保険法による公的資金注入以来、再生に向けた改革に取り組み、経営努力を積み重ねてまいりました。その間、公的資金の返済原資である剰余金の着実な蓄積に努め、公的資金の早期返済に注力してまいりました。平成22年度においては、総額1兆2,135億円の公的資金を返済し、残る公的資金はピーク比で約4分の1の8,716 億円となりました。また、公的資金返済に伴う優先配当の減少分を普通株主の皆さまに還元すべく、年間普通配当を平成23年3月期より2割増額、1株当たり12円としました。りそなグループは、資本政策の重点を「公的資金の返済」から「普通株主価値の向上」へ転換してまいります。

＜「りそな資本再構築プラン」の概要＞

資本政策の重点を「公的資金の返済」から「普通株主価値の向上」へ

今後の事業の成果を普通株主価値の向上に直結させる ➡ 普通株主の皆さまに対する長期的なトータルリターンの向上を目指します

りそな資本再構築プラン ― 今後10年の成長を脱んだ資本の再構築 ―

資本の交換の実施と追加的な公的資金返済

預金保険法優先株式と普通株式の実質的交換	《普通株式の発行(公募等及び第三者割当による)》 払込金額の総額：5,477億円
剰余金活用による追加返済	《預金保険法優先株式の返済》 注入額ベース：8,135億円 取得価額の総額：8,819億円

■普通株式中心の分かりやすい資本構成へ

本プランの実施により、財務基盤を「公的優先株式」から「普通株式」中心の分かりやすい資本構成へ再構築

■公的資金完済に向けた展望を提示

当初の注入額で1兆6,635億円あった預金保険法優先株式の残高は、完済を展望することが可能な水準（4,500億円）に

■希薄化の不確実性を払拭

利益（剰余金）の蓄積による預金保険法優先株式の5年程度での完済方針を提示し、希薄化の不確実性を払拭

■将来的な資本の質の確保

新たな自己資本規制を踏まえた資本の質的強化を図り、今後の成長基盤を整備

りそな資本再構築プラン

りそなグループは、「真のリテールバンク」として更なる信頼を勝ち得ることを目指して、平成22年11月に「りそな資本再構築プラン」（以下「本プラン」）を公表しました。

本プランは、財務基盤を普通株式中心の分かりやすい資本構成に再構築するとともに、公的資金完済への展望を示し、新たな自己資本規制（バーゼルⅢ）を踏まえた将来的な資本の質の確保を目指すものです。本プランの実施により、りそなグループは、資本政策の重点を「公的資金の返済」から「普通株主価値の向上」へ転換してまいります。

本プランに基づき、具体的には以下の施策を実施しました。

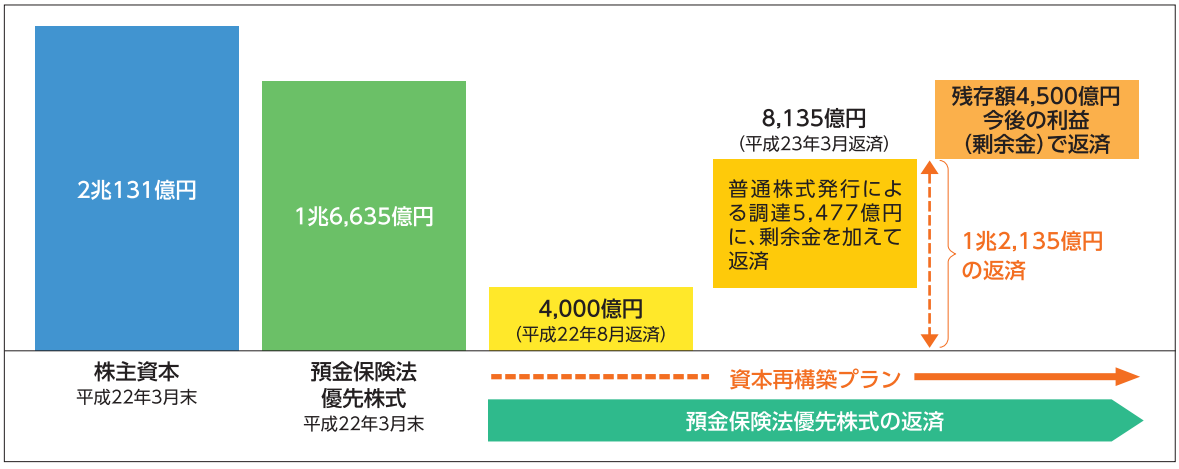
(1) 公募等普通株式発行による資本調達（払込金額の総額5,477億円）

(2) (1)の資金及び剰余金を活用した8,135億円（注入額ベース。以下同じ）の預金保険法優先株式返済

(3) 年間普通配当の2割増額（1株当たり10円から12円）

以上により、平成22年8月の預金保険法優先株式4,000億円返済と合わせ、平成23年3月期において総額1兆2,135億円の公的資金を返済し、これまでの返済額の累計は2兆2,563億円、残る公的資金はピーク比で約4分の1の8,716億円となりました。詳細は、P17の図の「公的資金残高と今後の返済方針」をご参照ください。

＜預金保険法優先株式の残高及び返済方針＞



増配の実施と中長期的な配当方針

年間普通配当については、公的資金返済に伴う優先配当の減少分を普通株主の皆さまに還元すべく、平成23年3月期より2割増額し、1株当たり12円としました。

りそなグループは、企業価値向上に向けた経営改革に努めるとともに、公的資金の早期返済を実現すべく、内部留保の蓄積を優先し利益の社外流出を抑制することを基本方針としつつ、今後も安定配当を目指してまいります。

なお、預金保険法優先株式の完済後、配当性向等の目標水準を含めた配当方針を明確化する予定です。

今後の公的資金の返済方針

(1)預金保険法に基づく優先株式(第3種優先株式):注入額残高4,500億円

今後の利益(剰余金)の蓄積により、5年程度での完済を目指します。ただし、具体的な返済時期は、今後の自己資本規制強化等の動向に留意しつつ、柔軟かつ機動的に検討してまいります。

(2)預金保険法に基づく普通株式:注入額残高2,616億円

預金保険法優先株式の返済を優先したいと考えており、当面、当社として売出しの申し出は行わない予定です。

(3)早期健全化法に基づく優先株式(丙種及び己種優先株式):注入額残高1,600億円

仮に、一斉取得(一斉転換)となった場合に交付することとなる普通株式は、既に自己株式として保有しており、発行済株式数の増加は生じない見込みです。

＜公的資金残高と今後の返済方針＞

(単位:億円、注入額残高)

	金額 平成15年9月末 ①	金額 平成23年3月末 ②	返済額 ②－①
公的資金合計	31,280	**8,716**	**▲22,563**
優先株式	25,315	6,100	▲19,215
預金保険法	16,635	4,500	▲12,135
第1種	5,500	—	▲5,500
第2種	5,635	—	▲5,635
第3種	5,500	4,500	▲1,000
早期健全化法	8,680	1,600	▲7,080
乙 種	4,080	—	▲4,080
丙 種	600	600	—
戊 種	3,000	—	▲3,000
己 種	1,000	1,000	—
劣後ローン	3,000	—	▲3,000
金融安定化法	2,000	—	▲2,000
早期健全化法	1,000	—	▲1,000
普通株式	2,964	2,616	▲347

今後の公的資金の返済方針

預金保険法優先株式
- 今後の利益(剰余金)を蓄積し返済する予定
- 5年程度での完済を目指す
- ただし、具体的な返済時期は、今後の自己資本規制強化等の動向に留意しつつ、柔軟かつ機動的に検討

早期健全化法優先株式
- 仮に、一斉取得(一斉転換)となった場合に交付することとなる普通株式は、既に自己株式として保有しており、発行済株式数の増加は生じない見込み

普通株式(預金保険法)
- 預金保険法優先株式の返済を優先
- 預金保険機構が保有する普通株式に関しては、当面、当社として売出しの申し出は行わない予定

自己資本規制強化(バーゼルⅢ)への対応方針

りそなグループは、国内を中心とした「真のリテールバンク」戦略を徹底するため、当面、自己資本規制に関しては、国内基準(第二基準)の適用を継続します。ただし、健全な資本余力を確保するため、国際統一基準(第一基準)を意識した自己資本運営を行います。

また、現在検討されている新たな自己資本規制強化(バーゼルⅢ)においても、十分な自己資本の水準を維持すべく対応してまいります。

なお、国内基準適用行として、現状の海外ネットワークやアライアンス等を通じ、海外での事業を展開するお客さまに対し最大限のサービス提供力強化を図ります。

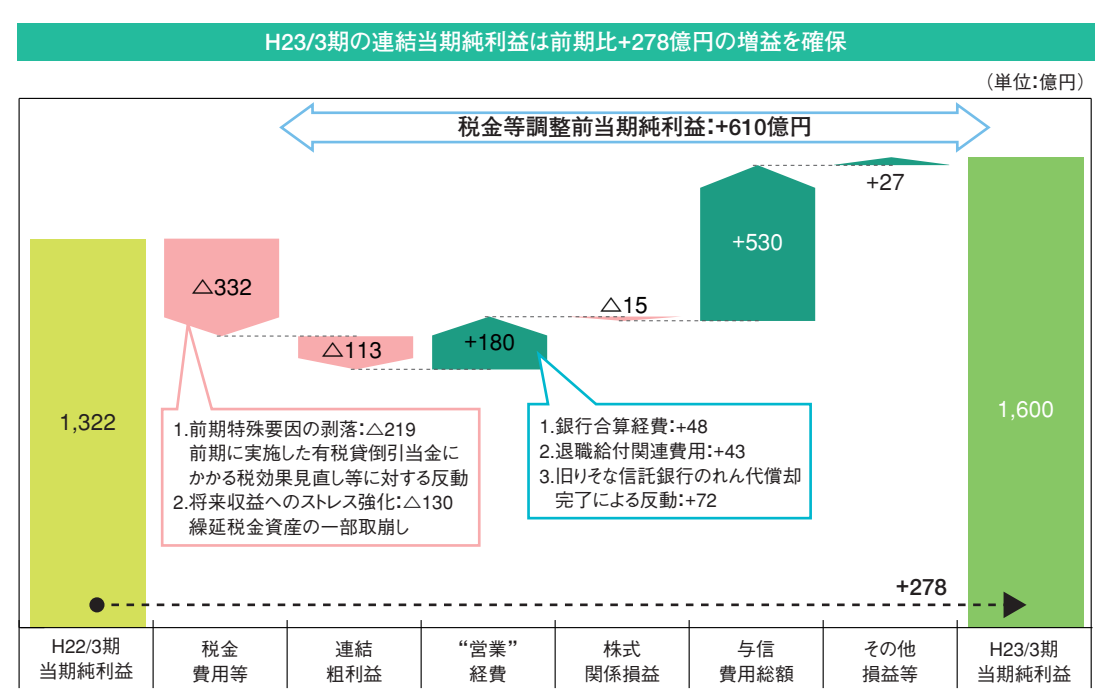
業績ハイライト

平成23年3月期の損益概要等

（単位：億円）

	りそなホールディングス〈連結〉(A)	H22/3期比	連単差 (A)-(B)	傘下銀行単体合算 (B)	H22/3期比	うち りそな銀行	うち 埼玉りそな銀行	うち 近畿大阪銀行
粗利益［連結/業務］	6,670	△113	+613	6,057	△94	4,008	1,483	566
資金利益	4,840	△154	+129	4,711	△146	2,915	1,328	467
うち国内預貸金利益	／	／	／	4,217	△239	2,651	1,145	420
信託報酬	259	△27	―	259	△27	259	―	―
役務取引等利益	1,208	+44	+479	729	+52	532	125	71
その他業務粗利益	361	+23	+4	356	+27	300	29	27
実勢業務純益	／	／	／	2,600	△45	1,732	720	147
“営業”経費	△3,694	+180	△193	△3,500	+92	△2,282	△781	△435
株式関係損益	△8	△15	+8	△17	△60	△19	△1	4
与信費用総額	△615	+530	△247	△368	+452	△175	△107	△84
その他損益等	18	+27	+12	6	+21	23	△6	△11
税引“前”当期純利益	2,371	+610	+193	2,177	+411	1,553	586	38
税金費用ほか	△770	△332	△98	△672	△137	△501	△237	66
税引後当期純利益	1,600	+278	+95	1,505	+273	1,051	348	104

＜りそなホールディングス連結当期純利益の増減分析＞



損益の状況

りそなホールディングス連結の当期純利益は1,600億円と、前期の1,322億円から+278億円の増益となりました。

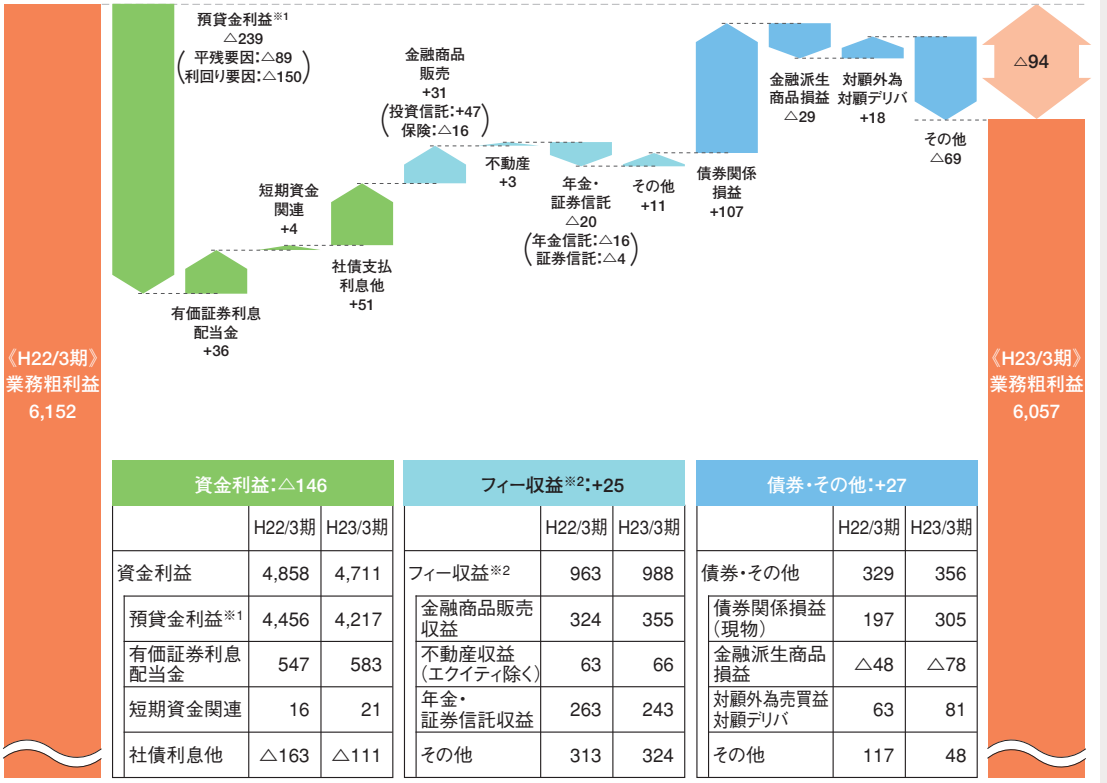
増益の太宗は与信費用と営業経費の減少によるものです。与信費用は前期から530億円改善し、営業経費は物件費の削減等により前期比180億円減少しました。この結果、税金等調整前当期純利益で比較すると前期比+610億円の増益となっております。一方で、前期に実施した有税貸倒引当金に係る税効果見直しの反動と、震災後に行った将来収益の見直し等により、税金費用が前期比332億円増加しております。

連結業務粗利益は前期比113億円、銀行合算ベースの業務粗利益は94億円の減益となりました。要因についてはP19の表でお示ししております。

＜業務粗利益の増減分析＞（傘下銀行合算）

（単位：億円）

業務粗利益は資金利益の減少を主因とし前期比△94億円



資金利益：△146

	H22/3期	H23/3期
資金利益	4,858	4,711
預貸金利益※1	4,456	4,217
有価証券利息配当金	547	583
短期資金関連	16	21
社債利息他	△163	△111

フィー収益※2：+25

	H22/3期	H23/3期
フィー収益※2	963	988
金融商品販売収益	324	355
不動産収益（エクイティ除く）	63	66
年金・証券信託収益	263	243
その他	313	324

債券・その他：+27

	H22/3期	H23/3期
債券・その他	329	356
債券関係損益（現物）	197	305
金融派生商品損益	△48	△78
対顧外為売買益対顧デリバ	63	81
その他	117	48

※1 国内業務部門（預金にはNCDを含む）　※2 役務取引等利益+信託報酬

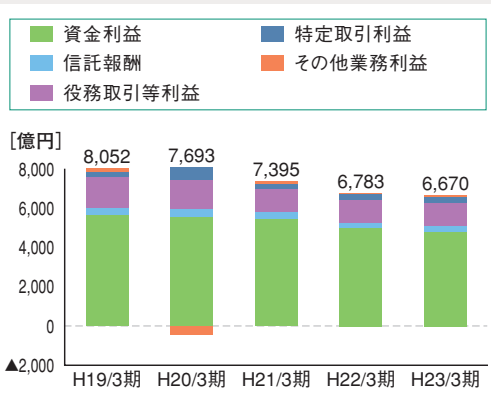
資金利益は金利低下を主因として、前期比△146億円の減益となりました。

「役務取引等利益」と「信託報酬」を合算したフィー収益は、前期比+25億円の増益となりました。年金・証券信託では信託財産の時価下落等により減益となっておりますが、投資信託販売の回復基調が続いております。

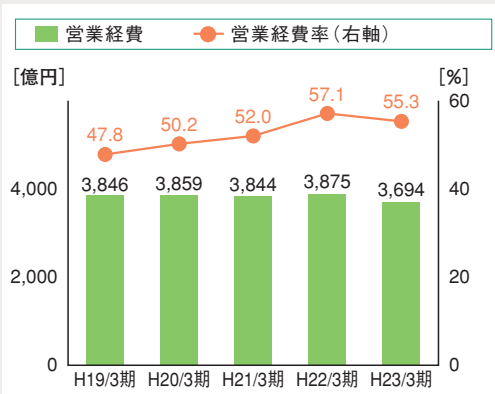
上記以外では、債券関係損益等で+27億円の増益となっております。

りそなグループの事業概況

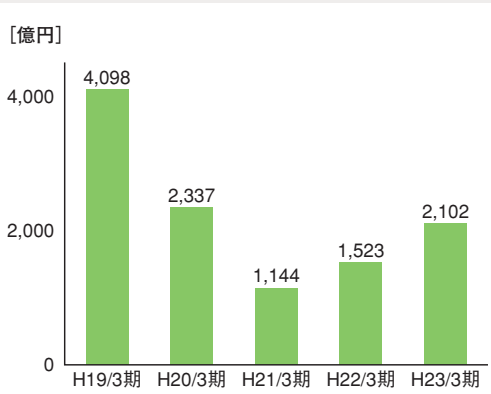
＜連結粗利益＞



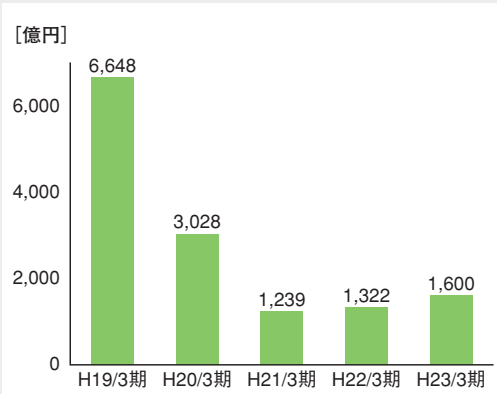
＜連結営業経費＞



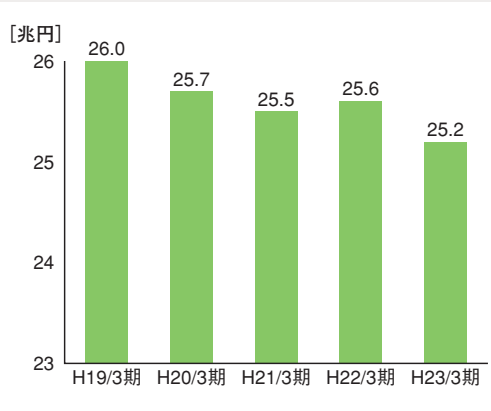
＜連結経常利益＞



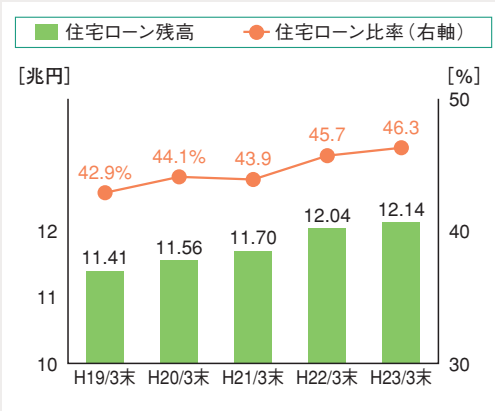
＜連結当期純利益＞



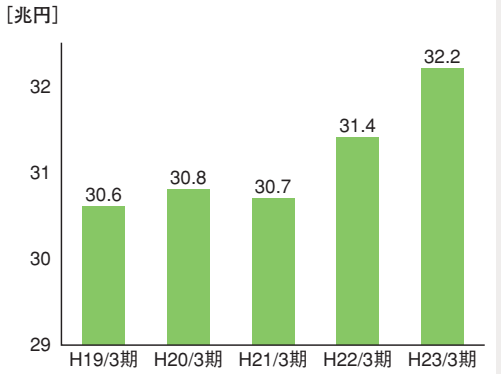
＜貸出金残高のトレンド（平残）＞（傘下銀行合算）



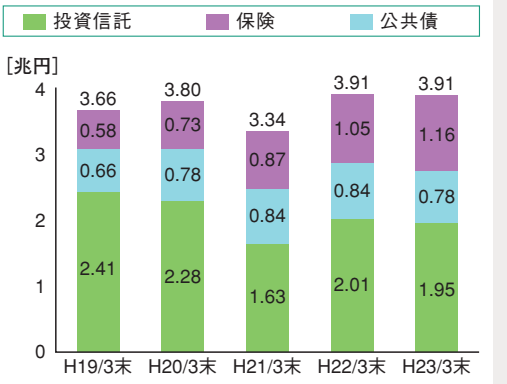
＜住宅ローン＞（傘下銀行合算）



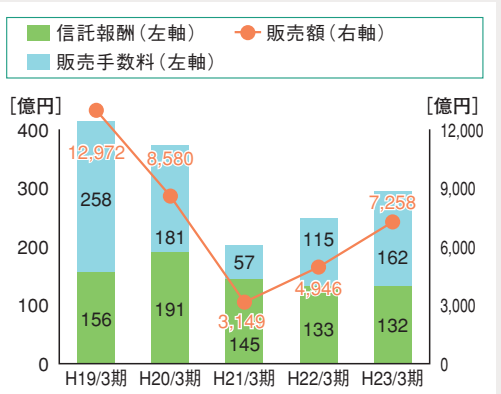
＜預金残高のトレンド（平残）＞（傘下銀行合算）



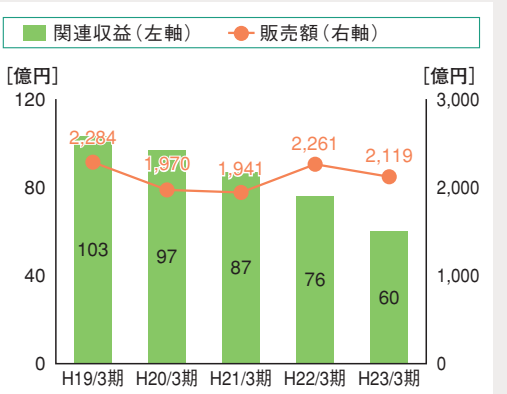
＜個人向け投資商品＞（傘下銀行合算）



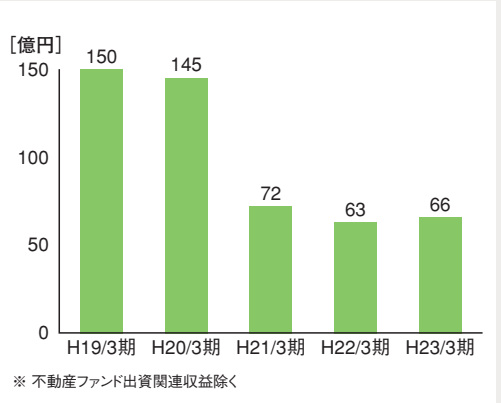
＜投資信託＞（傘下銀行合算）



＜個人年金保険＞（傘下銀行合算）

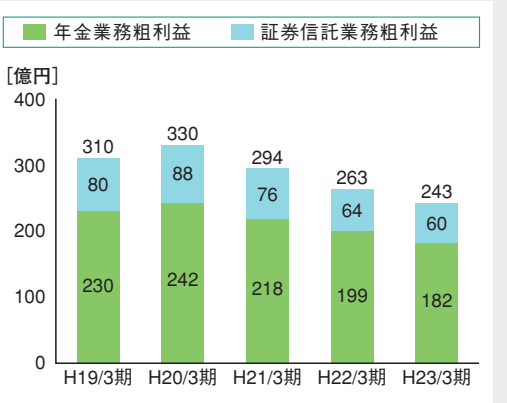


＜不動産業務収益＞（りそな銀行）



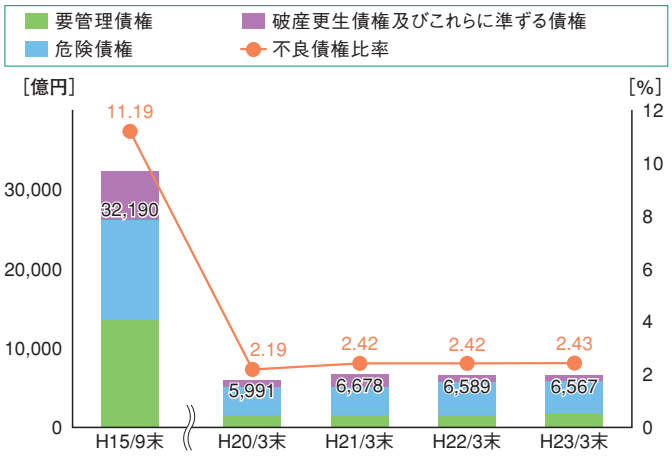
※ 不動産ファンド出資関連収益除く

＜年金・証券信託業務＞（りそな銀行）



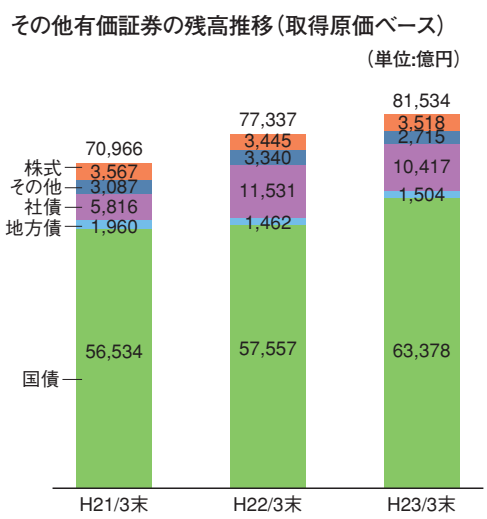
＜不良債権残高・不良債権比率の推移＞（金融再生法基準、傘下銀行合算）

不良債権比率は2%台前半の水準で安定的に推移しています

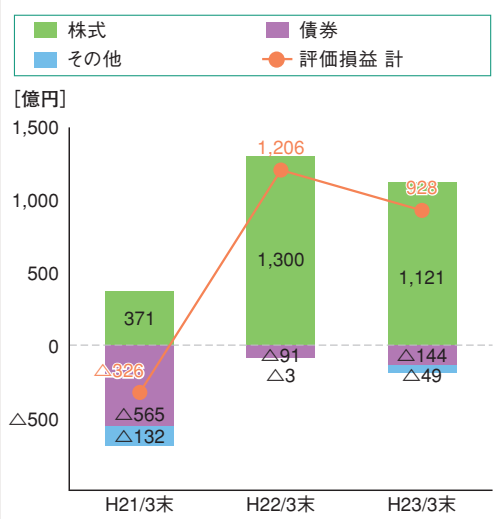


金融再生法による債権区分	各債権区分の説明
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権
危険債権	破綻懸念先に対する債権
要管理債権	要注意先に対する債権のうち「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権
正常債権	正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権

＜有価証券ポートフォリオ＞（HD連結）



＜「その他有価証券」の評価差額＞（HD連結）



コーポレート・ガバナンス体制について

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

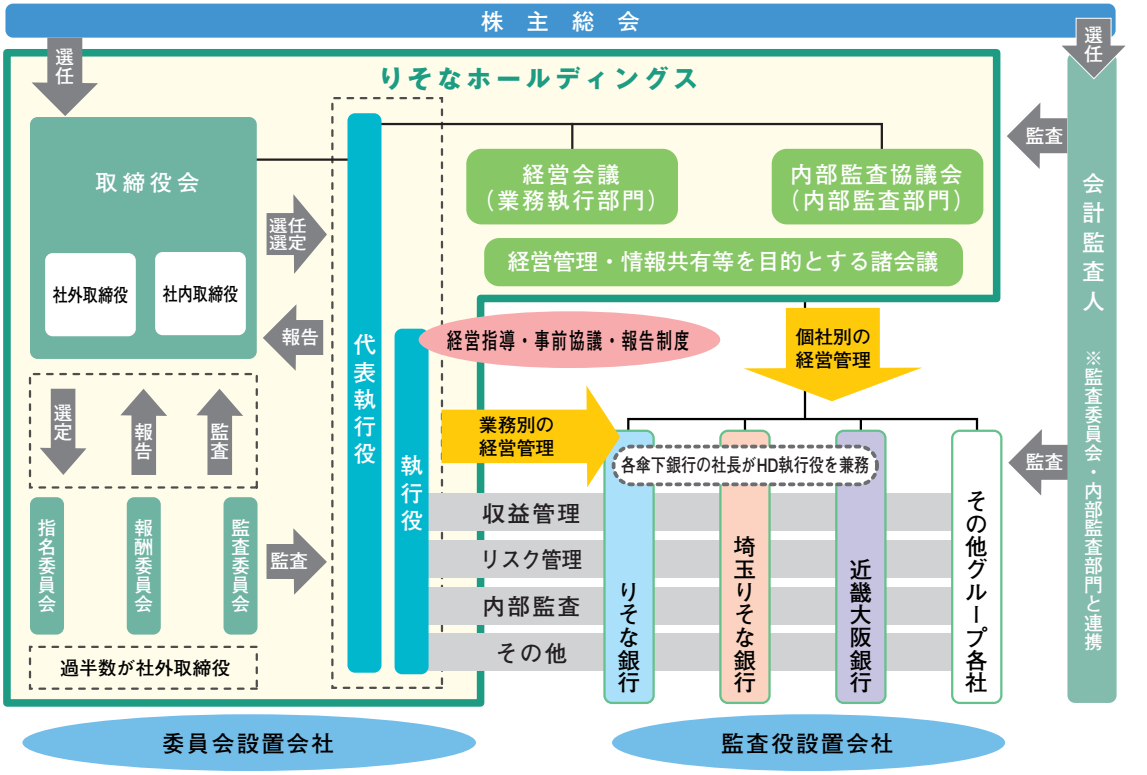
当グループは、グループ企業価値の向上を目指すうえで、コーポレート・ガバナンスの強化が最重要課題のひとつであるとの認識のもと、責任ある経営体制及び経営に対する監視・監督機能の強化に取り組んでおります。

当社は、平成15年6月にりそな銀行が公的資金の注入を受けたことを踏まえ、同月、邦銀グループ初となる委員会設置会社に移行しました。経営の監督と業務執行の機能を分離し、執行役による迅速な業務執行を可能とする一方、経営に対する監督強化のため、指名・監査・報酬の各委員会のみならず、取締役会の構成も社外取締役を過半数とすることにより、経営の透明性と客観性を高めております。

一方、当社の完全子会社である傘下銀行については、全て監査役設置会社形態としており、グループ全体のガバナンス強化と傘下銀行のガバナンス形態の整合性をとり、各傘下銀行による自律的な経営を行う体制としております。

平成22年度には公的資金の完済に向け一定の展望を示すことができましたが、引き続きグループ企業価値の向上に向け現体制を堅持し、りそなグループ経営理念を踏まえた経営に努めてまいります。

＜グループのコーポレート・ガバナンス体制＞



りそなホールディングスにおける 取組み状況等

取締役会

取締役会は、取締役10名（うち社外取締役6名）により構成され、当グループの経営上の重要事項に係る意思決定と、執行役及び取締役の職務の執行の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるような運営を行っております。委員会設置会社の特色を活かし、経営上の重要事項の意思決定と業務執行の監督は取締役会が、業務執行は執行役が行うという役割分担を明確化することにより、取締役会の監督機能の強化及び業務執行の迅速性向上に努めております。平成22年度には20回開催しております。なお、平成17年6月より、各傘下銀行の社長が当社の執行役を兼務する体制としており、各傘下銀行に対する監督機能の充実を図っております。

指名委員会

指名委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名、委員長は社外取締役）により構成され、当委員会にて定めた当グループ役員に求められる具体的人材像や「社外取締役候補者選任基準」等に基づき、株主総会に上程する取締役の選解任議案の内容等を決定しております。平成22年度には4回開催しております。なお、当グループの経営改革を加速し、持続的な企業価値の向上を実現するために、最適な人材に経営トップの役割と責任を継承するメカニズムとして、平成19年6月にサクセッション・プランを導入しております。

監査委員会

監査委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名、委員長は社外取締役）により構成され、取締役及び執行役の職務の執行の監査のほか、株主総会に上程する会計監査人の選解任議案の内容の決定等を行っております。また、内部監査部、コンプライアンス統括部及びリスク統括部並びに財務部等の内部統制部門と連携して内部統制システムを監視・検証し、必要に応じて、執行役等に改善を要請しております。平成22年度には13回開催しております。

報酬委員会

報酬委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名、委員長は社外取締役）により構成され、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針や、個人別の報酬等を決定しております。また、当グループの企業価値向上に資する役員報酬制度のあり方の検討等を行っております。平成22年度には3回開催しております。なお、平成16年度には役員退職慰労金制度を廃止し、業績連動報酬制度を導入しております。平成22年度には株式取得報酬制度を導入しております。

経営会議

業務執行における意思決定プロセスとして、経営に関する全般的重要事項及び重要な業務執行案件を協議・報告する機関として経営会議を設置しております。経営会議は、代表執行役及び各執行役により構成され、積極的な議論を行うことで、経営上の重要事項に係る決定の透明性を確保しております。平成22年度には41回開催され、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行っております。

内部監査協議会

内部監査に関する重要事項の協議・報告機関として、業務執行のための機関である経営会議から独立した内部監査協議会を設置しております。内部監査協議会は、代表執行役全員、内部監査部担当執行役及び内部監査部長等により構成されており、その協議・報告内容等は、取締役会に報告するとともに監査委員会へも報告しております。平成22年度には15回開催され、内部監査基本計画等の協議を行ったほか、内部監査結果等の報告を行っております。

グループ各社に対する経営管理

当グループでは、持株会社であるりそなホールディングスが、グループとしての企業価値向上のため、傘下銀行をはじめとするグループ各社の経営管理を行っております。これらグループ各社での意思決定及び業務執行に関して、当社への事前の協議が必要な事項と、報告が必要な事項を明確に定め、当社による管理及び統制を実施する体制を構築しております。

各傘下銀行のコーポレート・ガバナンス体制

各傘下銀行は、グループの一員として、りそなホールディングスの経営管理を受けることにより、グループ一体となって企業価値向上に努めております。

取締役会については、社外取締役を招聘し、業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務の執行の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるような運営を行っております。

また、監査役で構成される監査役会を設置し、経営に対する強固な監査機能を確保しております。

そのほかに、経営に関する全般的重要事項及び重要な業務執行案件を審議する機関である経営会議、与信業務に関する重要事項を審議する機関である融資会議、内部監査に関する重要事項を審議する機関である監査会議を設置しております。

内部統制に関する事項

基本的な考え方

当グループは、これまで実践してまいりました「事業領域の選択と集中」と「りそなスタイルの確立」に継続して取り組み、「地域運営」、「アライアンス」、「オペレーション改革」に加えて「信託機能の発揮」を『りそな』の差別化戦略の柱とし、マーケットインの徹底によるお客さま本位の業務運営を実現することで、“スマート”で親しみやすい「真のリテールバンク」を目指しております。この事業目的の達成に向けて、業務の有効性・効率性の確保や事業活動における法令等遵守等に係るプロセスを明確化し、グループ内の全ての者が理解し遂行するための体制整備に努め、当グループに相応しい内部統制を構築することを目指しております。

基本方針

当グループは、グループ企業価値の向上に向け、当グループに相応しい内部統制を実現することを目的として、内部統制に係る基本方針を取締役会において決定しております。

整備状況

当グループは、「グループ内部統制に係る基本方針」の定めに従い、内部統制システムを適切に整備・運用し、その有効性の確保に努めております。

その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、グループの経営改革を加速し、持続的な企業価値の向上を実現するため、最適な人材に、経営トップの役割と責任を継承するメカニズムとして、サクセッション・プランを導入しております。

＜りそなホールディングスの「グループ内部統制に係る基本方針」の概要＞

Ⅰ. はじめに	当社及びグループ各社は、多額の公的資金による資本増強を受けたことを真摯に反省し、このような事態を再び招くことのないよう、グループ内部統制に係る基本方針をここに定める。 本基本方針のもと、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、りそなグループに相応しい内部統制の実現を目指す。
Ⅱ. 内部統制の目的 （基本原則）	当社及びグループ各社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、グループの基本原則として定める。 1. 業務の有効性及び効率性の向上 2. 財務報告の信頼性の確保 3. 法令等の遵守 4. 資産の保全
Ⅲ. 内部統制システムの構築 （基本条項）	内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT（Information Technology）への対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ、グループ共通の「りそなグループ経営理念」を定めたうえ、当グループの業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。 1. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項 2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項 4. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項 5. 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項 6. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項 7. 前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項 8. 執行役及び使用人の監査委員会への報告体制その他の監査委員会への報告体制に関する事項 9. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

コンプライアンス体制について

りそなグループでは、コンプライアンスを「法令、ルールはもとより社会規範を遵守すること」と定義し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、銀行の“社会的責任と公共的使命”を強く認識し、お客さまや社会からの信頼をより強固なものにするため、コンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

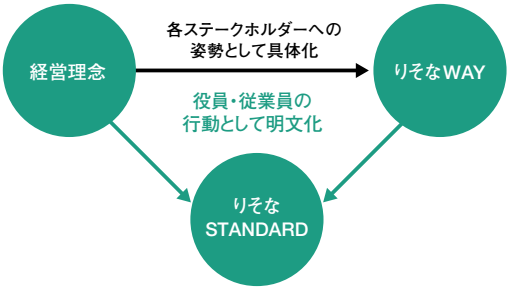
基本的な取組み

りそなグループでは、役員・従業員の判断や行動の原点となる「りそなグループ経営理念」、経営理念を当グループが関係する人々に対する基本姿勢の形で具体化したものとして「りそなWAY（りそなグループ行動宣言）」、これら経営理念とりそなWAYを役員・従業員の具体的行動レベルで明文化したものとして「りそなSTANDARD（りそなグループ行動指針）」を各社共通に定めています。

私たちは、りそなグループが満足を超える感動を創造し、お客さまに選ばれる金融サービス業になるためには、「りそなグループ経営理念」「りそなWAY」「りそなSTANDARD」を判断や行動の基準と位置づけ、守り続けることが重要と考えています。社内への周知徹底のため、これらを記載した冊子、及びチェックポイント形式に簡略化した携帯用小冊子を作成し、全役員・従業員に配付して、各職場で繰り返し研修を実施するほか、eラーニング研修の導入を進めるなど、徹底に努めています。また、従業員における「経営理念」「りそなWAY」「りそなSTANDARD」の認知度・浸透度を測ることなどを目的として、グループに勤務している従業員等を対象とした意識調査を毎年実施しています。

「りそなSTANDARD」の冒頭には、りそなホールディングス会長からのメッセージ「良き企業を目指して」を掲載し、経営トップが自らの言葉で、企業が社会の一員として「社会に何をもたらすために存在するのか」という基本命題を正面に見据えていかねばならないこと、コンプライアンスのできた企業であり続けることを最も重要な課題として、企業倫理の向上に取り組まなければならないことなどを謳い、りそなグループとしてのコンプライアンスへの取組み姿勢を明確にしています。

また、りそなホールディングス及びグループ各社では、経営理念等をコンプライアンスの観点から具体化し、役員・従業員の役割や組織体制など基本的な枠組みを明確化した「コンプライアンス基本方針」を制定するとともに、コンプライアンス実現のための手引きとして「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、従業員に配付しています。



＜りそなSTANDARDの概要＞

STANDARD－Ⅰ　お客さまのために
最適なサービスのご提供、誠意ある態度、守秘義務の遵守　など

STANDARD－Ⅱ　変革への挑戦
収益へのこだわり、銀行員意識の払拭、勝ちへのこだわり　など

STANDARD－Ⅲ　誠実で透明な行動
法令・ルール・社会規範の遵守、公私のけじめ、人権の尊重　など

STANDARD－Ⅳ　責任ある仕事
正確な事務、何事も先送りはしない、適切な報告・連絡・相談　など

STANDARD－Ⅴ　社会からの信頼
地域社会から信頼される企業、適切な情報開示、フェアな取引　など

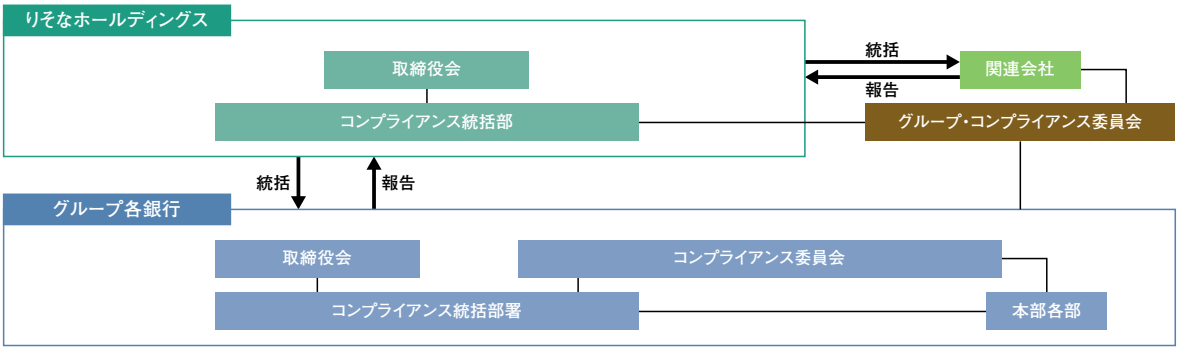




グループの運営体制

グループのコンプライアンス運営体制

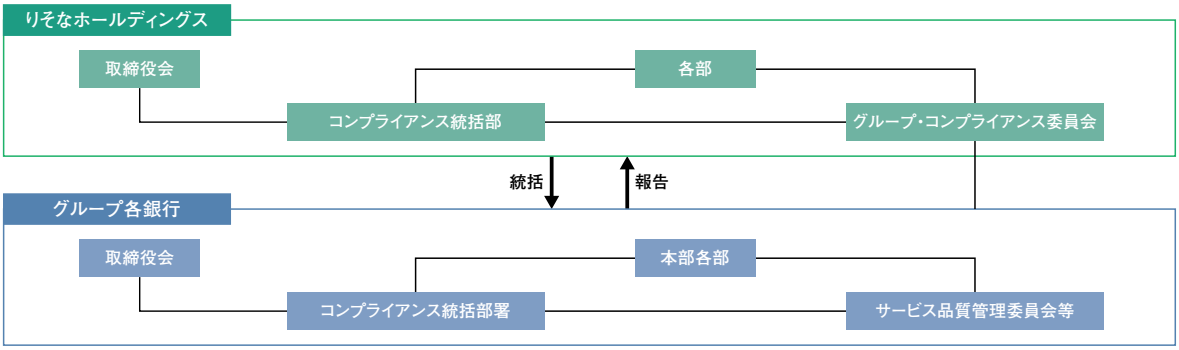
りそなホールディングスにグループのコンプライアンスを統括するコンプライアンス統括部を設け、同部がグループ各社のコンプライアンス統括部署と連携し、グループ一体でコンプライアンス体制の強化を図っています。また、りそなホールディングス、グループ各銀行及び関連会社をメンバーとする「グループ・コンプライアンス委員会」を設置し、グループのコンプライアンスに関する諸問題を検討・評価する体制としています。



グループの顧客保護等管理体制

お客さまの投資ニーズの高まりや、企業に求められる情報管理の高度化、個人情報保護法・金融商品取引法等の法整備など金融機関を取り巻く環境が大きく変わる中、金融機関はこれまで以上に、お客さまに安心してご利用いただくため、お客さまへの適切な対応や利便性の向上に取り組んでいく必要があります。りそなホールディングス及びグループ各銀行においては、お客さまへの説明、お客さまからの相談や苦情等への対応、お客さま情報の管理、業務を外部に委託する場合の委託先に対する管理、各銀行とお客さまとの取引等において発生する利益相反の管理など、お客さまへの適切な対応や利便性の向上に関する体制の整備に積極的に取り組んでいます。

具体的には、お客さまへの適切な対応と利便性向上に関する各事項について、管理責任部署や責任者を明確に定め、これらの管理部署等をメンバーとする「グループ・コンプライアンス委員会」等を設置し、お客さまからの信頼や利便性の向上に向けた対応に関する協議を行い、対応策の検討を行っています。



コンプライアンス・プログラム

りそなグループ各社では、コンプライアンスを実現するための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」をりそなホールディングスの示す方針に沿って策定し、進捗状況について定期的に取締役会に報告することにより、主体的にコンプライアンス態勢の強化策を実践しています。

コンプライアンスに関する相談窓口

「りそな弁護士ホットライン」「りそなコンプライアンス・ホットライン」

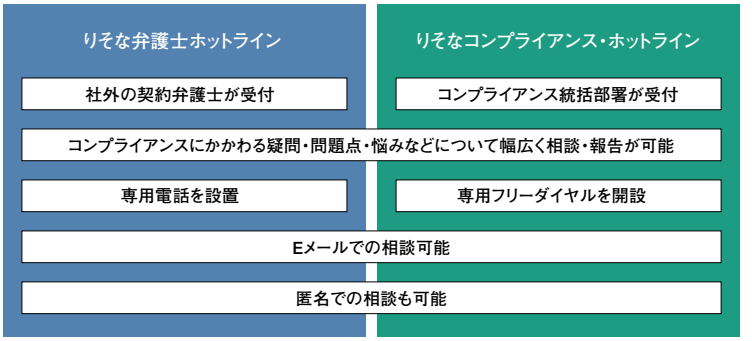
コンプライアンスの浸透には、従業員一人ひとりの問題意識と透明なコミュニケーションが重要であるとの認識のもと、グループのコンプライアンスに関する相談・報告制度として、「りそな弁護士ホットライン」及び「りそなコンプライアンス・ホットライン」を設置しています。

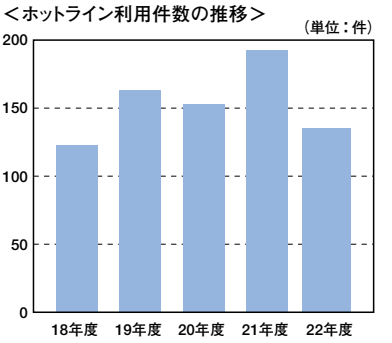
この2つのホットラインは下図のような制度内容とするとともに、正当な通報を行った従業員に対する不利益処分や嫌がらせを行ってはならないことを社内規程に明記して、グループの従業員が利用しやすいよう配慮をしています。

また、各種社内集合研修において趣旨を周知徹底し、前記「りそなSTANDARD」の冊子及び小冊子に制度の内容や連絡先を掲載すること等により、積極的な利用促進を図っています。

今後も継続的に定着化を図るとともに、コンプライアンス上の問題点の早期発見や、透明な企業風土の構築に努めます。

なお、平成18年4月に公益通報者保護法が施行されたことを踏まえ、上記ホットラインを通報窓口とするとともに、りそなホールディングス及びグループ各社において内部通報規程等を整備し、通報者の保護を図っています。





りそな会計監査ホットライン

りそなホールディングスでは、会計、会計に係る内部統制及び会計監査に係る不正処理や不適切な処理についての通報窓口として、りそな会計監査ホットラインを設置しています。

りそな会計監査ホットライン

1．通報対象事項
- 当グループ会社における会計、会計に係る内部統制、会計監査に係る不正・不適切な事項

2．通報先
- 当ホットラインは社外の法律事務所に設置しています
- 通報は手紙、E-mailでお願いします

〈弁護士法人 御堂筋法律事務所〉
住所：大阪 〒542-0081 大阪市中央区南船場4丁目3番11号 大阪豊田ビル2階208号
東京 〒100-6020 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル20階
E-mail：resona-kaikeihotline@midosujilaw.gr.jp

3．注意事項
- 当該事案の詳細な事実を記入ください
- 匿名の通報でもかまいません
- 詳細な事実の提供がない場合、匿名の場合等は事実調査が制約される可能性があります
- 通報者に関する情報は、法令等に基く場合等、正当な理由がなければ第三者に開示されることはありません
- 受付けた通報が通報対象事項に該当すると判断される場合、ご要望に応じ事実調査の結果を回答するよう努めますが、対応できない場合はご了承ください

お客さまに適切な商品・サービスをご提供するために

りそなグループでは、お客さまに適切な商品・サービスをご提供するために、グループ共通の勧誘方針を定め、お客さまの知識や投資のご経験、ご資産の状況、投資の目的等を踏まえた最適な商品やサービスのご提供、わかりやすく適切な説明や広告に努めています。「サービス品質管理委員会」等での活動などを通じ、不適切な勧誘・販売を行うことのないよう、グループ勧誘方針に沿って、内部管理体制の充実や各種マニュアルの整備、社員教育等に継続的に取り組んでいます。

グループ勧誘方針

お客さまに適切な商品・サービスをご提供するために

私たちは、お客さまからの信頼を全てに優先し、広く社会のルールを遵守するとともに、お客さまの喜ばれる顔や幸せのために、誠実で心のこもった商品・サービスを提供します。

1. お客さまからお伺いした知識、金融取引のご経験、保有されているご資産やご購入の目的などに照らして、適切な情報の提供と商品・サービスの説明を行い、お客さまのご判断のお役に立てるよう努めます。
2. 商品・サービスの利点だけではなく、リスクや手数料その他の費用などについても、充分ご理解いただけるよう適切な説明をいたします。
3. 事実と異なる説明はもとより、不確実な事項について断定的な説明を行うなど、お客さまの誤解を招くおそれのある情報を提供することはいたしません。
4. 誠意ある態度で行動し、電話や訪問等により商品・サービスの説明をさせていただく時間帯・場所等についても、お客さまのご迷惑とならないよう努めます。
5. 内部管理体制と従業員研修を充実させるとともに、一人ひとりが商品知識の向上と質の高いサービスの提供に努めます。

お客さまの情報の管理

「お客さまの情報の保護」は、りそなグループを安心してご利用いただくための最も重要な事項の一つであると考えています。グループ各社での「個人情報保護宣言」の公表や、情報漏えい・紛失を防止するための体制整備、徹底した社員教育への継続的な取組みなどにより、個人情報保護法等の法令に則った適切な管理に努めています。

個人情報保護宣言

私たちは、創造性に富んだ金融サービス企業を目指すりそなグループの一員として、皆さまのご要望にお応えしお役に立つことによって、皆さまとの確かな信頼関係を築いてまいりたいと考えております。

そのためにも、皆さまからお預かりしている情報について適切な保護を図り、安心してお取引いただけますよう努めてまいります。

1. 私たちは、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとした関連する法令ならびに社会規範の遵守を徹底します。
2. 私たちは、適法かつ公正な手段により情報を収集するとともに、個人情報の利用目的を明確にし、収集した個人情報を利用目的の範囲内で適切に取扱います。
3. 私たちは、皆さまが私たちを信頼してお取引くださっていることを強く認識し、お預かりしている情報の漏えい・紛失等の防止に努めます。
4. 私たちは、皆さまからのお問い合わせ、ご意見、あるいは苦情などに対して、真摯にかつ適切に取組みます。
5. 私たちは、情報の取扱いに関する方針・組織体制・ルール、及び情報の保護に向けた各種の取組みについて、継続的に見直しを行い、改善と向上に努めます。

反社会的勢力の排除

反社会的勢力との取引を遮断し根絶することは、金融機関の社会的責任と公共的使命という観点から極めて重要であり、反社会的勢力に対してグループ各社が企業活動を通じて反社会的活動の支援を行うことのないよう、取引や取引への介入を排除することを、当グループの基本的な考え方としています。

このために当グループでは、社内規則を整備するとともに、役員・従業員等への研修・啓発に取り組むほか、各社のコンプライアンス統括部署を反社会的勢力の管理統括部署と定め、警察等関係行政機関、弁護士等とも連携して、反社会的勢力との取引防止・関係遮断を図っています。

また取引開始に際し、当該お取引先が現在及び将来にわたって反社会的勢力ではないことを表明・確約いただき、これに違反した場合に取引を解消する法的根拠としての条項（いわゆる「暴力団排除条項」）を、グループ各銀行にて導入し、反社会的勢力との取引防止にむけた取組みを強化しています。

＜りそなグループの指定紛争解決機関について＞

Ⅰ．りそな銀行の指定紛争解決機関	りそな銀行が契約している指定紛争解決機関は、以下の2つです。 （1）一般社団法人全国銀行協会 一般社団法人全国銀行協会（以下「同協会」）では、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口として、「全国銀行協会相談室」を運営しています。ご相談・ご照会等は無料です。 また、銀行とのトラブルがなかなか解決しないお客さまは「あっせん委員会」をご利用いただけます。 詳しくは、同協会のホームページ（http://www.zenginkyo.or.jp/adr/）をご参照ください。 連絡先等は、以下のとおりです。 全国銀行協会相談室 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号：0570-017109　または　03-5252-3772 （受付日）月～金曜日（祝日及び銀行休業日を除く）（受付時間）9:00～17:00 （2）社団法人信託協会 社団法人信託協会では、信託に関するご照会やご相談の窓口として、「信託相談所」を運営しており、信託兼営金融機関や信託会社（信託銀行等）の信託業務等に対するご要望や苦情をお受けしております。信託相談所のご利用は無料です。 詳しくは、信託協会（信託相談所）のホームページ（http://www.shintaku-kyokai.or.jp/profile/profile04.html）をご参照ください。 また、信託銀行等の信託業務等についてお客さまから苦情の申出を受け、トラブルがなかなか解決しない場合には「あっせん委員会」をご利用いただけます。 詳しくは、信託相談所にお尋ねください。 連絡先等は、以下のとおりです。 信託協会信託相談所 電話番号：0120-817335　または　03-3241-7335 （受付日）月～金曜日（祝日及び銀行休業日を除く）（受付時間）9:00～17:15 ※信託協会は信託業法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律上の指定紛争解決機関です。
Ⅱ．埼玉りそな銀行の指定紛争解決機関	埼玉りそな銀行が契約している指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会です。 詳しくは、上記（1）をご参照ください。
Ⅲ．近畿大阪銀行の指定紛争解決機関	近畿大阪銀行が契約している指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会です。 詳しくは、上記（1）をご参照ください。

リスク管理体制について

リスク管理体制

リスク管理の基本的考え方

りそなグループは、平成15年5月に申請した公的資金による資本増強に伴い、国民の皆さま、お客さまならびにその他関係者の方々に対し、多大なご負担、ご迷惑をおかけしたことを踏まえ、リスク管理に関する以下の原則を定めて、管理体制・管理手法の高度化を図るとともにリスクのコントロールを行い、経営の健全性を確保しつつ収益力を向上できるよう、リスク管理に取り組んでいます。

①経営体力を超えたリスクテイクを行わない
②顕在化した損失もしくは顕在化が予見される損失は、先送りせずに早期処理を行う
③収益に見合ったリスクテイクを行う

リスク管理の方針とリスク管理体制の整備

りそなホールディングスでは、グループにおけるリスク管理の基本的な方針として「グループリスク管理方針」を制定しています。

グループ各銀行は、「グループリスク管理方針」に則り、各々の業務・特性・リスクの状況等を踏まえてリスク管理の方針を制定しています。

りそなホールディングス及びグループ各銀行のリスク管理の方針には、管理すべき各種リスクの定義、リスク管理を行うための組織・体制、リスクを管理するための基本的枠組み等を定めています。

りそなホールディングス及びグループ各銀行では、リスクカテゴリー毎にリスク管理部署を設けるとともに、各種リスクを統括管理し統合的に管理する統合的リスク管理部署（リスク統括部署）を設けています。リスクカテゴリーについては、主として下表の通り分類し、各リスクの特性に適った手法によって管理しています。

その他のグループ主要会社においても、各々の業務・特性・リスクの状況等を踏まえ、リスク管理の方針を制定しています。同方針には、リスク管理体制、リスク管理の枠組みのほか、本来業務以外で極力リスクをとらない旨等の方針を定めています。また、リスクカテゴリー毎の管理部署、及びリスクを統括管理する部署を設けています。

このほか、りそなホールディングス及びグループ各社は、災害・システム障害等により顕在化したリスクがリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に備え、迅速な対応により業務の早期回復（業務継続・復旧）が図れるよう、危機管理の基本方針を定める等、危機管理に関する体制を整備しています。

リスクカテゴリー	定義	管理手法
		統合的リスク管理（リスク限度設定、リスクの評価、ならびに資本との比較　等）
信用リスク	与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク	与信審査管理、信用格付制度、ポートフォリオ管理、リスク限度設定　等
市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値等が変動し損失を被るリスク	リスク限度設定、損失限度設定、ポジション限度設定　等
流動性リスク	必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により損失を被るリスク	緊急時フェーズ認定、緊急時対応体制の整備、流動性リスク指標ガイドライン設定　等
オペレーショナルリスク	内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、又は外部要因により生ずる損失に関するリスク	オペレーショナルリスク評価（CSA）、損失データ分析、リスク指標（KRI）　等
事務リスク	業務に従事する役員及び従業員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク	業務プロセスの改善、研修・教育、事務指導　等
システムリスク	コンピュータシステムのダウン又は誤作動、不正使用等により損失を被るリスク	システムリスク管理基準による統制、コンティンジェンシープラン整備　等
法務・コンプライアンスリスク	法令や契約に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスク	コンプライアンス・チェック、コンプライアンス・プログラムによる改善　等
信託財産の運用リスク	忠実義務・善管注意義務等の受託者としての責任の履行を怠ったことに起因して生じた信託財産の損失等を補填しなければならないリスク	業務プロセスの改善、研修・教育、事務指導　等
その他のオペレーショナルリスク	自然災害や火災などによる有形資産の損傷、外部犯罪による顧客被害とその補償等により損失を被るリスク	災害・外部犯罪に備えた設備の改善、手続面の強化　等
レピュテーショナルリスク	マスコミ報道、評判・風説・風評等がきっかけとなり、損失を被るリスク	適時・適切な情報発信、モニタリング、危機管理体制整備

りそなホールディングスによるグループ管理

りそなホールディングスは、グループ共通事項としての各種方針・基準・制度等をグループ各社に提示・指示します。

一方で、グループ各社は、りそなホールディングスより示された方針等に則ったリスク管理に関する重要事項を決定する場合は、りそなホールディングスと事前協議を行い、その協議結果を踏まえて各社で決定します。

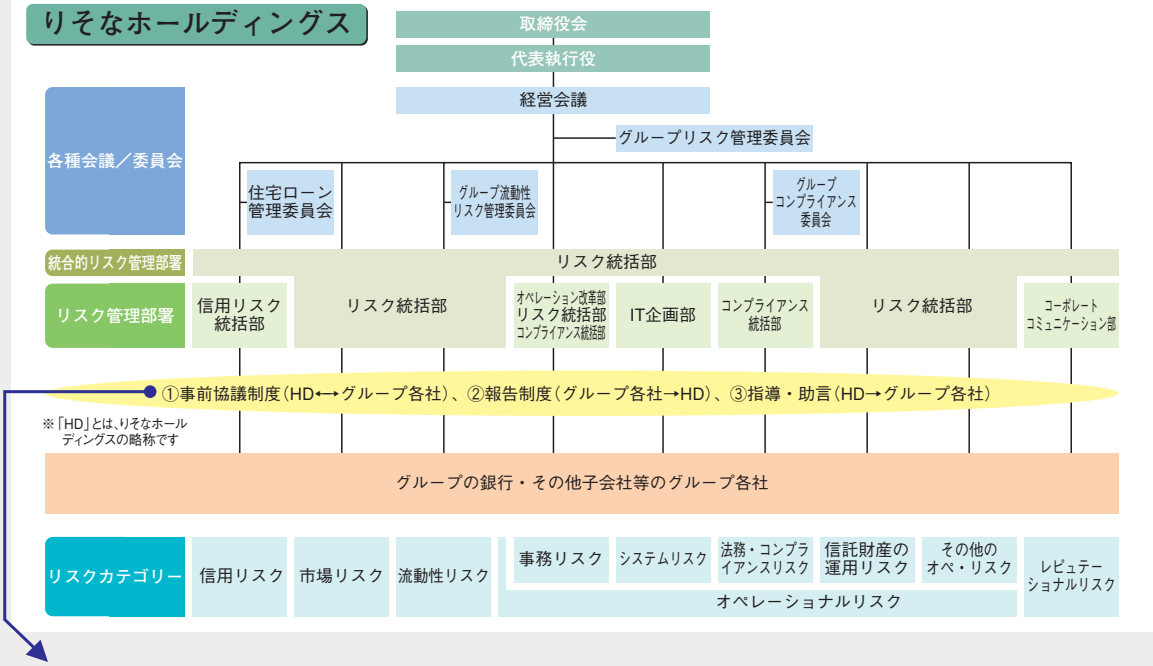
こうした枠組みに基づきりそなホールディングスは、グループ各社のリスク管理に関する方針及び規程・基準・制度等を提示・指示あるいは事前協議にて検証することによって、グループ各社のリスク管理の枠組みをコントロールしています。

また、りそなホールディングスは、グループ各社のリスクに関する各種限度・ガイドライン等を事前に協議して、グループ各社のリスクテイクの方針をコントロールしています。

その他、りそなホールディングスは、グループ各社からリスクの状況及びその管理状況に関する定期的報告及び随時報告を受け、必要に応じて指導・助言を行っています。

なお、りそなホールディングスにおけるリスク管理体制は、以下の図の通りであり、各リスク管理部署が担当するリスクカテゴリー別にグループ全体のリスクを統括する体制としています。

＜グループのリスク管理体制図＞

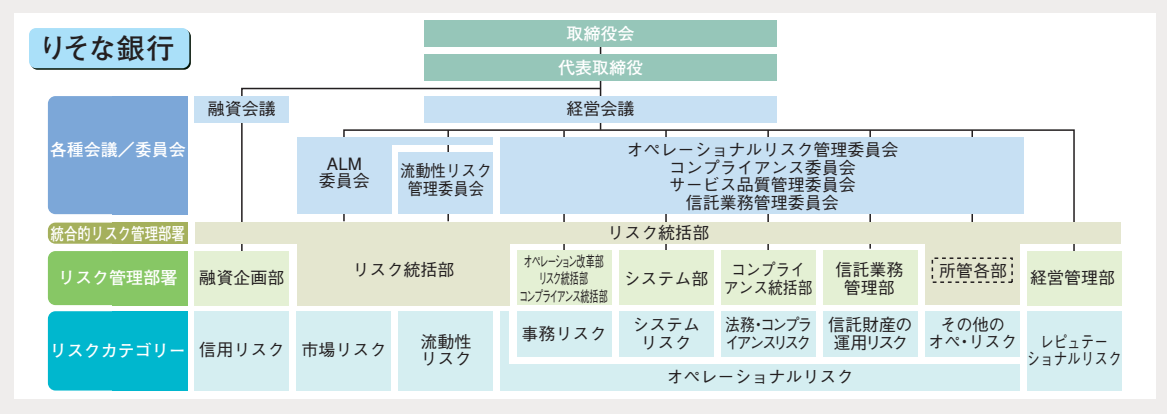


		りそなホールディングスによるグループ管理の枠組み
①	事前協議制度	グループ各社は以下の場合にりそなホールディングスと事前に協議します ・リスク管理の方針等、リスク管理上の重要な各種方針・規程を制定・改定する場合 ・各種リスクに関する限度・ガイドライン等を設定する場合 ・その他のリスク管理上の重要事項を決定する場合
②	報告制度	・グループ各社は、リスクの状況、及びその管理の状況等をりそなホールディングスに定期的に報告します ・また、リスク管理上の重要な問題が発生した場合等に、随時報告を行います
③	指導・助言	・りそなホールディングスは、リスク管理上のグループ共通事項としての方針・基準・制度等をグループ各社に対して提示します ・グループ各社からの報告等に基づき、必要に応じて個別に指導・助言を行います

りそな銀行のリスク管理体制

りそな銀行は、質の高い金融サービスの提供を通じ、更なる収益力の向上とお客さまとの取引拡大に努めており、そのためには、強固なリスク管理体制の構築が必要です。

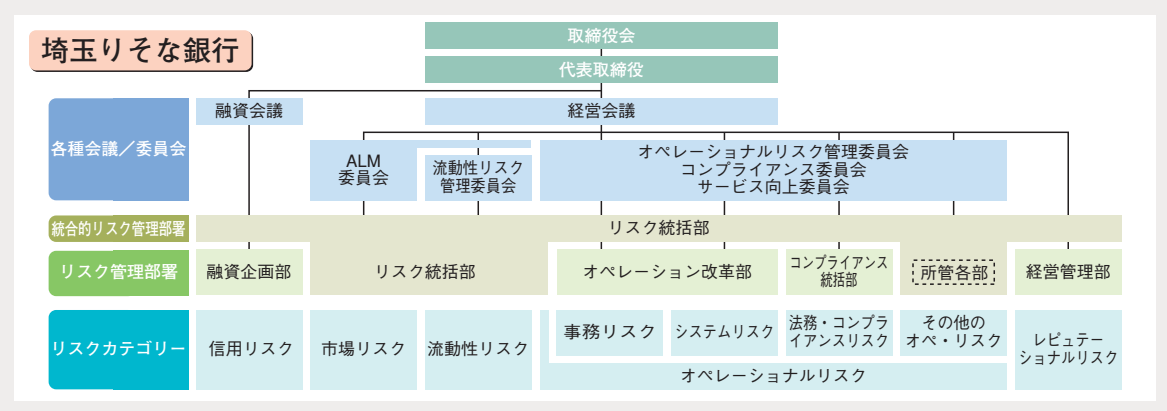
りそな銀行では、りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」及び自社の特性を踏まえ、「リスク管理の基本方針」を定めています。これら方針に従い、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するとともに、それら管理部署を統括するためにリスク統括部を設置し、銀行全体のリスクの状況を的確かつ一元的に把握・管理する体制としています。この体制のもと、経営の健全性を確保しつつ収益性の向上や適正な経営資源の配分を目指す統合的リスク管理を実施しています。



埼玉りそな銀行のリスク管理体制

埼玉りそな銀行が、『埼玉県の皆さまに信頼され、地元埼玉とともに発展する銀行』を実現するためには、お客さまとの長期リレーションを支える安定的な収益力と健全な財務力の確立が必要であり、そのためには、強固なリスク管理体制の構築が欠かせません。

埼玉りそな銀行では、りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」及び自社の特性を踏まえ、「リスク管理の基本方針」を定めています。これら方針に従い、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するとともに、それら管理部署を統括するためにリスク統括部を設置し、銀行全体のリスクの状況を的確かつ一元的に把握・管理する体制としています。この体制のもと、経営の健全性を確保しつつ収益性の向上や適正な経営資源の配分を目指す統合的リスク管理を実施しています。

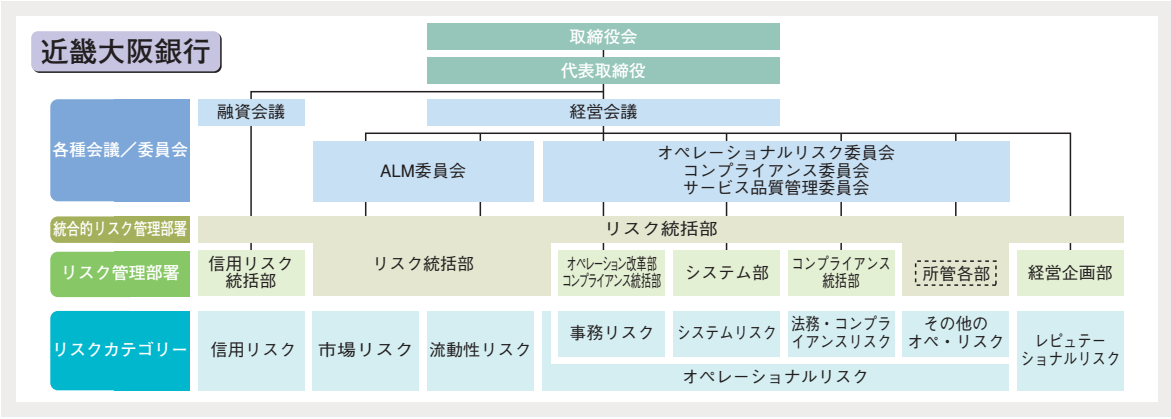


近畿大阪銀行のリスク管理体制

近畿大阪銀行が、円滑な資金供給と良質な金融サービスの提供を通じて地元社会に貢献する地域金融機関を目指すためには、強固なリスク管理体制の構築が欠かせません。

近畿大阪銀行では、りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」及び自社の特性を踏まえ、「リスク管理基本方針」を定めています。これら方針に従い、リスクカテゴリー毎のリスク管理部署、及び統括部署であるリスク統括部を設置しています。

近畿大阪銀行では、信用リスク管理により個別審査の厳格化や大口与信集中・業種偏重の回避を図るとともに、市場リスクについては包括的な管理体制(ALM)を構築しています。なお、信用リスク・市場リスク等、計測可能なリスクを統合的に把握し、経営体力の範囲内にリスク量を抑制して、経営の健全性を確保することを目的に、統合的リスク管理を導入しています。



統合的リスク管理

統合的リスク管理の基本的考え方

統合的リスク管理では、異なるリスクを総体的に捉えて管理することで、りそなグループの経営の健全性を確保することを目指しています。りそなグループでは、健全性を確保するため、主要なリスクを資本性の高い中核的な自己資本の範囲内に収まるように管理することを基本的な考えとしています。

統合的リスク管理体制

りそなホールディングス及びグループ各銀行では、統合的リスク管理部署を設置し、それぞれグループまたは各銀行の統合的リスク管理を行う体制としています。

グループ各銀行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクをVaR[※]によって定量的に把握し、それに対して限度設定(資本配賦)を行い、リスクを許容できる範囲内に抑制しています。

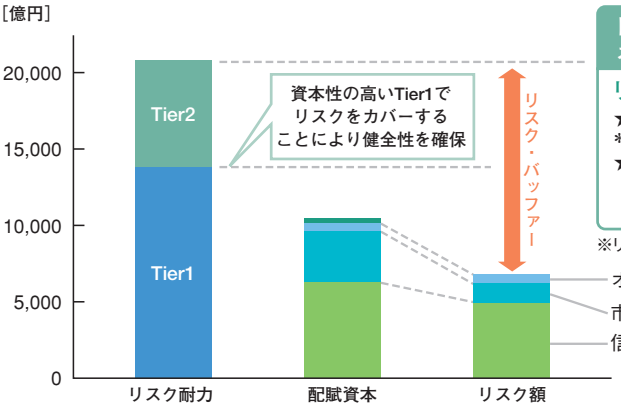
りそなホールディングスは、グループ各銀行のリスク限度の設定の際に、各銀行から事前協議を受け、各銀行の限度設定内容を検証するとともに、グループ全体の健全性を確認しています。また、定期的にグループ各銀行から管理状況について報告を受け、グループの統合的リスク管理状況を確認しています。

また、りそなグループではVaR等によるリスク計測の高度化に努めていますが、統計的なリスク量では必ずしも捉えられないリスクもあります。グループ各銀行及びりそなホールディングスでは、VaRによる管理の限界や弱点を調査・把握し、それらによる影響度を評価・認識しています。VaRで捕捉できていないリスクについては、各種ストレステストの実施、リスク評価マップによる定性評価等により、統合的リスク管理の向上に努めています。

[※]VaR(バリュー・アット・リスク)とは、一定の期間、一定の信頼水準(確率)において被る可能性のある最大損失額を統計的に算出したリスク管理指標です。

＜自己資本対比リスク額の状況(平成23年3月末)＞

◆Tier1の範囲内で主要なリスク(信用・市場(含む投資株式)・オペレーショナルリスク)をコントロール
◆ストレス状況下や計測困難なリスクへの備えとして、Tier1余力・Tier2によるリスクバッファーを確保



自己資本比率管理とともに、統合的リスク管理において自己資本充実度を評価

リスク額(VaR)計測の前提条件

★信頼区間　99%
*99.9%水準は、ストレス状況下におけるリスク額として補完的に活用
★保有期間　信用リスク：1年
市場リスク：資産内容に応じて10日～6ヵ月
オペレーショナルリスク：1年

※リスク耐力は、自己資本(Tier1・2)を社内管理上、調整したもの。

オペレーショナルリスク	549億円
市場・株式リスク	1,282億円
信用リスク	4,945億円

信用リスク管理

信用リスク管理の基本的考え方

信用リスクとは、「与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク」をいいます。

りそなグループにおける信用リスク管理は、適切な審査・与信管理により健全かつ収益性の高い資産を積み上げ、信用コストに見合った適正な収益を確保すると同時に、的確なポートフォリオ管理によりリスク分散の徹底を図り、信用リスク量を適正な範囲に制御することにより経営の健全性を確保することを目的としています。りそなホールディングスでは、信用リスク管理を経営の最重要課題のひとつと位置付け「グループリスク管理方針」を定め、りそなグループはこれに基づいて信用リスク管理に係わる体制面の整備ならびに手続の制定を行っています。

信用リスク管理に関する組織・体制

りそなホールディングスでは、信用リスク管理部署である信用リスク統括部において、グループ各銀行から信用リスク関連その他の情報を収集し、りそなグループの信用リスク管理に関する統括及びそれらに関する企画立案を行っています。信用リスク管理上の問題が認められる場合は、必要に応じて統合的リスク管理部署であるリスク統括部と連携し、グループ各銀行あるいは関連部署に対応を求める等、適切な対応策を講じています。また、グループ全体の信用リスクの状況、グループ各銀行の管理状況を定期的、または必要に応じて随時モニタリングし、各種委員会や経営会議等を通じて経営陣に報告しています。

グループ各銀行では、信用リスク管理のための組織・体制として、信用リスク管理固有の特性を踏まえ、融資会議及び信用リスク管理関連部署（信用リスク管理部署、審査管理部署、問題債権管理部署）を設け、適切な管理体制を構築しています。

融資会議は、信用リスク管理に係る執行部門の決議もしくは協議機関として、与信業務全般に関する重要事項の決議もしくは協議・報告等を行います。

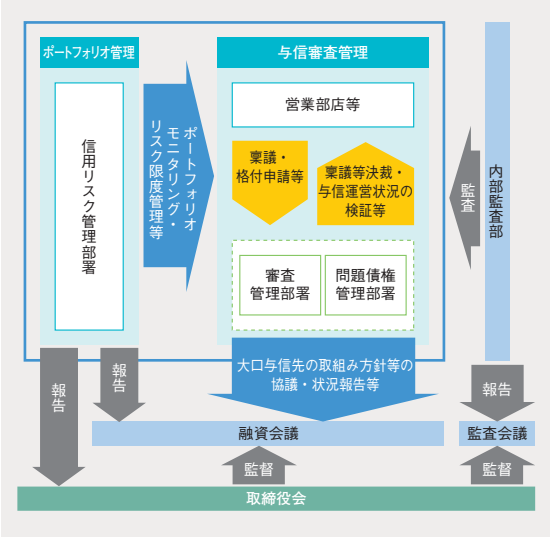
信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行います。

審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行います。

問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を的確に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めた上で事業再生、整理・回収を行います。

なお、信用リスク管理関連部署は、営業推進関連部署からの独立性を確保し、牽制機能を確保しています。

＜りそなグループ各銀行の信用リスク管理体制＞



クレジット・ポリシー

りそなグループは、公的資金による資本増強に至った反省を踏まえ、信用リスク管理における基本原則として、グループで統一した「クレジット・ポリシー」を制定しています。「クレジット・ポリシー」には中小企業・個人に対する健全な融資を積み上げ、リスク分散された収益性の高いポートフォリオを構築することを目的とした、与信業務の原理・原則が詳述されており、日常の業務運営や社内研修等を通じて、周知徹底を図っています。

信用リスク管理の枠組み

●信用リスクの評価

信用リスクを的確に評価・計測するため、りそなグループ各銀行においては、与信先毎に原則信用格付を付与し、少なくとも年1回以上定期的に見直しを実施しています。また、延滞の発生や業績の悪化等、信用状況に変調が認められた場合には、適時適切に見直しを実施しています。さらに、与信ポートフォリオの信用リスクを的確に評価・計測するため、エクスポージャーや平均貸倒損失額のほか、信用リスク量等も活用しています。

●信用リスクのモニタリング

与信先の信用リスクの状況については、約定返済の履行状況や業績・財務状況、定性面等により適切にモニタリングを行い、特に大口与信先の信用リスクの状況については、りそなグループの経営に対して大きな影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、より厳格かつ継続的にモニタリングを行っています。与信ポートフォリオの信用リスクの状況については、格付別・業種別・地域別等の区分を設定した上で、区分別のエクスポージャー・平均貸倒損失額・信用リスク量等により、信用リスクの増減や与信集中リスク及びリスク・リターンの状況等を分析・把握しています。

●信用リスクのコントロール及び削減

与信案件の取上げにあたっては、与信先の財務状況、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行っています。特定先（グループ）に対する与信集中リスクについては、りそなグループの経営に対して重大な影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、クレジット・リミット（クレジット・シーリング）を設定する等の方法により厳格な管理を行っています。信用状況が悪化する等の問題債権として管理が必要と認められる与信先については、必要な財務上の手当てを行うとともに、損失の発生を最小限にとどめるためにすみやかに事業再生や回収等に取り組んでいます。また、与信先に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援により、当該与信先の経営改善を通じた信用リスク削減に積極的に取り組んでいます。

内部格付制度

内部格付制度の概要

りそなグループでは、与信先毎の信用リスクを財務内容等に基づいて客観的に評価し、一定のルールに基づいて12区分にランク分けされた信用格付を付与しています。

信用格付は債務者の信用リスクの程度を表していることから、個別与信案件の審査における判断基準のひとつとして重要な役割を果たしています。債務者区分の判定は信用格付に基づいて行われ、償却・引当は自己査定結果に基づき見積もられることから、信用格付は自己査定及び償却・引当の基礎的な指標として極めて重要な位置付けにあります。また、格付ランク毎の倒産確率に基づき信用コストを算出し、個社別収益管理に反映させることで、信用リスクに見合った収益の確保を図っています。

内部格付制度における各モデルについては、信用リスク管理部署が年1回以上検証を実施し、その結果を経営陣へ報告するとともに、必要に応じて見直しを行っています。

＜信用格付の体系＞

債務者格付	意味（債務者区分）		格付の定義
SA	正常先	超優良	債務履行の確実性は極めて高く、かつ安定している。
A		優良	債務履行の確実性は高く、かつ安定している。
B		良好	債務履行の確実性は十分にあるが、景気動向、事業環境等が大きく悪化した場合、その影響を受ける可能性がある。
C		水準以上	債務履行の確実性に問題はないが、景気動向、事業環境等が大きく悪化した場合、将来債務履行の確実性が低下する可能性がある。
D		水準	債務履行の確実性に当面問題はないが、景気動向、事業環境等が大きく悪化した場合、将来債務履行の確実性が低下する可能性がある。
E		水準比低位	債務履行は現在のところ問題ないが、業況、財務内容に不安定な要素があり、景気動向、事業環境の変化等により、将来債務履行に問題が発生する懸念がある。
F	要注意先	要注意先Ⅰ	業況が低調ないし不安定、財務内容に問題がある等、今後の管理に注意を要する。
G		要注意先Ⅱ	業況が低調ないし不安定、財務内容に問題がある等、今後の管理に十分注意を要する。
H		要管理先	業況が低調ないし不安定、財務内容に問題がある等の債務者で、貸出条件、履行状況等に問題がある。
I	破綻懸念先		現状、経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が高いと認められる。
J	実質破綻先		法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている。
K	破綻先		法的・形式的な経営破綻の事実が発生している。

格付付与手続の概要

●事業法人等向けエクスポージャー

一般事業法人、事業性個人、金融機関等については、与信先の財務情報を利用して格付モデルによるスコアリングを実施し、さらに定性面や外部格付、関連先の信用状況等、入手可能かつ重要な最新の情報を活用して信用格付を決定しています。国・地方公共団体等、格付モデルによるスコアリングに適さない与信先は、特殊性を加味した信用力に従い格付を付与しています。

●特定貸付債権

公共インフラや船舶・航空機等の有形資産ならびに事業用不動産等を責任財産とするノンリコースローンを、「プロジェクト・ファイナンス」「オブジェクト・ファイナンス」「事業用不動産向け貸付」「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付」の4種別に区分し、種別毎にスコアリングモデルを制定しています。いずれもLTV（物件評価額に対する借入金の比率）やDSCR（年間の元利金支払額に対する純収益の割合）等の指標をベースにしてスコアリングを実施し、さらに事業性や責任財産の定性面等の情報を考慮の上、信用格付を決定しています。

●リテール向けエクスポージャー

事業法人等向け以外のエクスポージャーを、「居住用不動産向けエクスポージャー」「適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー」「その他リテール向けエクスポージャー」の3種別に区分し、各種別においてさらに同様のリスク特性を有するプールを組成して、プール毎にリスク管理を行っています。

●株式等エクスポージャー

りそなグループ各銀行における政策投資株式は、リスク・アセット計算上PD／LGD方式[※]を適用(別途、計算方法が定められている銘柄を除く)しており、事業法人向けエクスポージャーと同様の手法により、信用格付を付与しています。

[※]PD／LGD方式とは債務者に対して信用格付を付与し、信用格付区分毎のPD(1年間にデフォルトする確率)、LGD(デフォルト時損失率)を考慮し、信用リスク・アセットを算出する方式

●ファンド等(みなし計算)

りそなグループでは、株式投信、債券投信等の各種ファンドへの投資を行っていますが、ファンド等の信用リスク・アセットについては、ルック・スルー(ファンド等の裏付となっている個々の資産内容の把握)を行って、個々の裏付資産の信用リスク・アセットの額の総額を用いることを原則としています。ルック・スルーによる裏付資産の信用リスク・アセット算出にPD／LGD方式を適用する場合は、事業法人等向けエクスポージャーに準ずる手法により、信用格付を付与しています。

●LGDレーティング

りそなグループでは、案件格付として「LGDレーティング制度」を制定しています。

LGDレーティングは、信用格付と合わせ、個別与信案件の審査における判断基準の他、取引先別の収益管理やポートフォリオ管理への活用を目的としており、LGD(デフォルト時損失率)により回収確実性をランク付けするものです。高ランクの案件ほどLGDは低く(デフォルトした場合の回収確実性は高く)、格付ランクが下がるにつれてLGDは高く(デフォルトした場合の回収確実性は低く)なります。

●パラメータ推計

りそなグループ各銀行は、前記手続に基づき付与した信用格付区分別のPD(1年間に取引先がデフォルトする確率)を、自己資本比率告示の定義に従い、各銀行合算のデフォルト実績より推計及び検証し、自己資本比率算出に利用しています(リテール向けエクスポージャーについては、各銀行が各々設けたプール区分毎のデフォルト実績に基づきPDを推計)。なお、これらのパラメータは社内の資本配賦、部門別のリスク・アセット管理等に活用しています。また、その他内部管理用には、格付Ⅰ以下をデフォルトとしたPDを別途推計し利用しています。

＜ポートフォリオの分類と内部格付制度＞

資産区分等			対象先の概要	制度・規程
事業法人等	事業法人	法人	与信額100百万円以上の法人	「信用格付制度」「LGDレーティング制度」
		事業性個人	与信額100百万円以上の事業性個人	「信用格付制度」「LGDレーティング制度」
		特定貸付債権	プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、事業用不動産向け貸付、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付	「信用格付制度」
	ソブリン		中央政府、中央銀行、政府関係機関、地方公共団体、地方三公社、信用保証協会、国際機関等（本邦・外国）	「信用格付制度」「LGDレーティング制度」
	金融機関等		銀行・証券会社等（本邦・外国）	「信用格付制度」「LGDレーティング制度」
リテール	居住用不動産		不動産を所有し、当該不動産に居住する個人向け貸付でプール管理されるもの	「リテールプール管理規程」 ※「その他リテール」に該当する法人は「信用格付制度」に基づく格付を付与
	適格リボルビング型		個人向け無担保で極度額10百万円以下のカードローン	
	その他リテール		個人向け（除く事業性）かつ「居住用不動産」、「適格リボルビング型」に該当しないもの 上記に該当せずかつ与信額100百万円未満のもの	
株式等エクスポージャー			政策投資株式	「信用格付制度」

ポートフォリオ管理

集中リスク排除とモニタリングの枠組み

貸出資産等を全体としてマクロ的に管理を行う「ポートフォリオ管理」は、「与信審査管理」と並び、信用リスク管理の柱のひとつとして位置付けられるものです。

特定の取引先への与信集中が多額の損失に繋がり、公的資金による資本増強に至った反省を踏まえ、りそなグループ各銀行では、クレジット・シーリング制度を定め、与信集中の防止を図っています。同制度では、各社がその体力に応じて金額上限を設定し、原則として、一取引先への与信額がこれを超過しない仕組みとしており、定期的に運用状況をモニタリングしています。

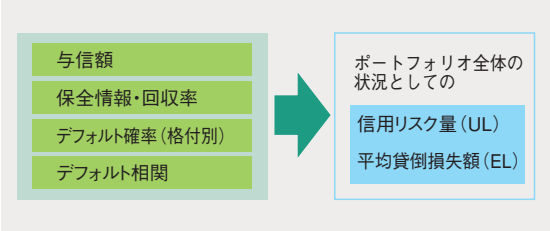
また、与信ポートフォリオについては、信用格付別・業種別・地域別等の区分を設定した上で、与信額、信用コスト等の増減やリスク・リターンの状況を定期的にモニタリングしています。

特に、ポートフォリオに占める比重が高い住宅ローンについては、グループ横断の会議体として「住宅ローン管理委員会」を定期的に開催し、信用リスク管理の高度化を進めています。

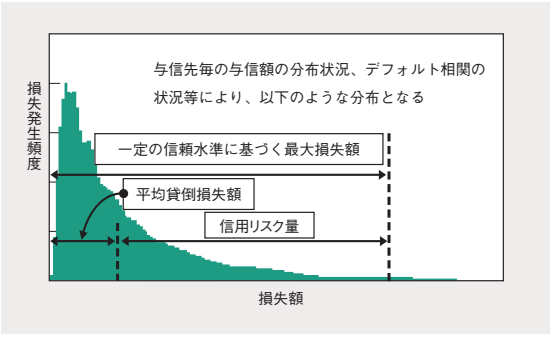
信用リスクの計測と限度設定

りそなグループでは、信用リスク計測モデルを用いて、与信ポートフォリオ全体の信用リスクを計測し、内部管理に活用しています。具体的には、与信額、保全情報・回収率、信用格付毎のデフォルト確率、デフォルト相関等を用いて平均貸倒損失額（期待損失額：EL=Expected Loss）及び信用リスク量（非期待損失額：UL=Unexpected Loss）を計測するとともに、信用リスク量に対して限度を設定し、信用リスクを一定の範囲内に抑制しています。

＜信用リスク量の算出＞



＜信用リスク計測時の損失の分布のイメージ＞



ポートフォリオ分析への活用

与信ポートフォリオの分析等、リスク管理の高度化を図っていくためには、与信先単位や業種別・地域別といったセグメント別の信用リスク量を算出する必要があります。

りそなグループでは、与信ポートフォリオ全体で計測している信用リスク量を個別の与信先単位に配分し、セグメント毎に集計したうえでポートフォリオ分析に活用しています。

与信審査管理

案件審査

「与信審査管理」とは、案件一件毎の与信判断、あるいは与信先一先毎の与信管理を行うものです。

与信の取上げにあたっては、各営業部店が、「クレジット・ポリシー」をはじめとする信用リスク管理に係る諸規程・細則・手続等の定めに則り、財務諸表等の定量的な情報と、事業環境や経営者の資質等の定性的な情報を総合的に評価した上で、資金使途、返済原資、貸出条件等の妥当性の検討を加え、厳正な審査を行っています。

与信額、信用リスクの度合いが一定レベル以上の与信先の案件については、本部の審査管理部署もしくは問題債権管理部署が審査・決裁を行っており、与信先の規模、業種、及び信用リスクの度合いに応じた審査体制としています。

与信先管理

与信実行後は、資金使途、貸出条件の履行状況の確認を行うほか、与信先の業況・事業計画遂行状況を適時把握し、状況に応じた適切な対応策を講じています。

審査管理部署は、与信先の信用リスクの状況を踏まえ、必要に応じて対応方針及び具体的方策を検討の上、営業部店等に指示するとともに、指示が適切に実行されているかを検証しています。特に大口与信先については、経営に大きな影響を及ぼすことを踏まえて、より厳格かつ継続的にモニタリングを行い、管理状況や対応方針等を融資会議で協議・報告しています。

問題債権については、原則として信用リスクの度合い、具体的には格付・債務者区分等により分別管理する体制としています。一定の格付・債務者区分以下の与信先については問題債権管理部署が経営状況等を的確に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めた上で事業再生、整理・回収を行います。再生可能な先については、必要に応じて再建計画の策定を指導する等、極力再生の方針で取組み、また延滞先に対しては延滞発生原因の把握、分析を行い、適時に相談・助言を実施する等、延滞長期化を未然に防止するよう取り組んでいます。特に中小零細企業の場合には、金融機関の社会的な役割を踏まえ、きめ細かな経営相談、経営指導及び経営改善計画の策定支援等を通じて積極的に事業再生に取り組んでいます。

自己査定及び償却・引当

自己査定

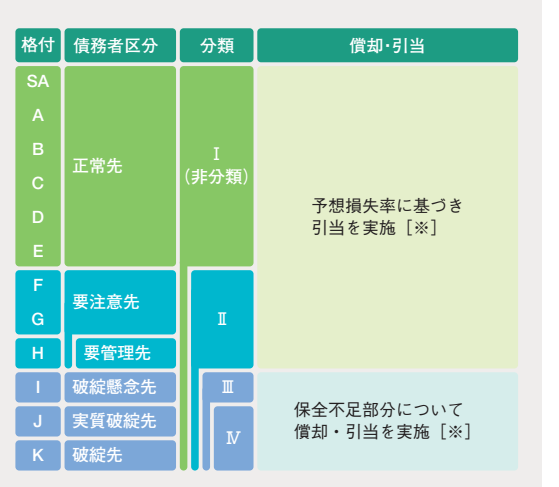
自己査定は、保有する資産を自らが個別にその内容を検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することにより、資産の実態を把握し、健全性を高めることを目的とするものです。また、自己査定は信用リスクを管理するための手段であるとともに、査定結果に基づき適正な償却・引当を実施し、資産内容の実態を客観的に反映した財務諸表を作成するための準備作業として位置付けられるものです。

償却・引当の基準

りそなグループ各銀行では、「償却・引当基準」を定め、自己査定結果に基づいて、原則以下の通り償却・引当を実施しています。

・正常先に対する債権に係る貸倒引当金は、過去の一定期間における貸倒実績により算定された予想損失率に基づき、今後1年分の予想損失額を一般貸倒引当金として計上しています。

・要注意先に対する債権に係る貸倒引当金について



［※］要注意先、要管理先、破綻懸念先のうち一部の大口先については、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法による引当を実施しています

は、過去の一定期間における貸倒実績により算定された予想損失率に基づき、今後1年分（要管理先は3年分）の予想損失額を一般貸倒引当金として計上しています。

・破綻懸念先に対する債権に係る貸倒引当金については、債権額から担保の処分可能額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対して、過去の一定期間における貸倒実績により算定された予想損失率に基づき、今後3年分の予想損失額を見積もり、個別貸倒引当金として計上しています。

・実質破綻先及び破綻先に対する債権については、債権金額から担保及び保証による回収見込額を控除した残額を個別債権毎に償却するか、個別貸倒引当金を計上しています。

証券化取引

証券化取引とは、自己資本比率告示において、「原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。ただし、特定貸付債権に該当するものを除く。」と定められています。

投資家として関与する証券化取引

グループ各銀行が、住宅ローン債権等を原資産として発行・流通している証券化商品、商業用不動産等を原資産とした投資商品等を投資目的で保有している場合がありますが、これらの中に証券化エクスポージャーとして分類されるものがあります。こうした証券化商品・投資商品に関しては、適格格付機関による信用格付に基づいた取得基準の設定、リスクを抑制し分散するための保有限度の設定等によりリスク管理を行っています。

オリジネーターとして関与する証券化取引

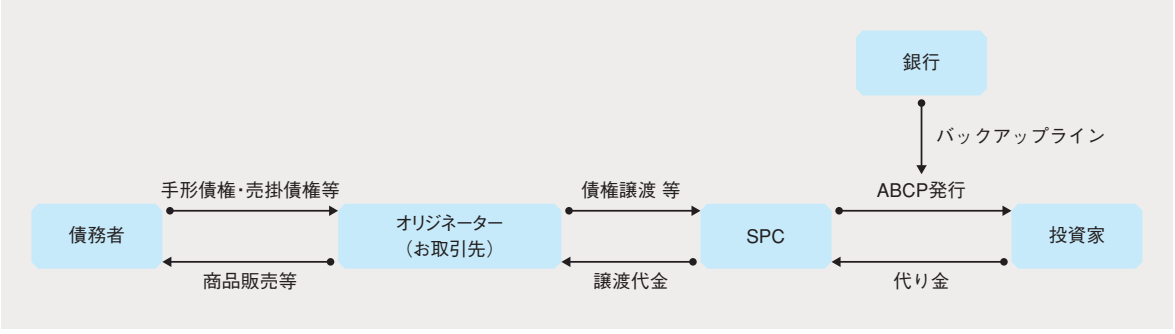
バランスシート上の資産に関する信用リスクや金利リスクをコントロールする目的として住宅ローンや不良債権の流動化等を行った際に、自社で流動化債権の一部を保有する場合がありますが、これについても証券化エクスポージャーとして分類されるものがあります。グループ各銀行が保有する資産の流動化を行う場合、各種関係法令・規制を確認し、リスク移転の効果、取引スキームの妥当性等を判断します。

スポンサーとして関与する証券化取引

グループ各銀行では、お客さまが保有する売掛債権や手形債権を流動化して資金調達を行うためのABCPプログラム(図をご参照)やABLプログラムを用意していますが、ABCPバックアップラインやABLには証券化エクスポージャーとして分類されるものがあります。こうした業務を行うに際しては、流動化の対象債権や対象銘柄の条件、オリジネーターの基準を定めるとともに、第三者対抗要件の具備、債権自体が存在しない等の不正取引リスク、商品返品等による希薄化リスク、反対債権との相殺による相殺リスク等を確認しています。

前記の通り、グループ各銀行では、証券化取引に、信用リスク、金利リスク、オペレーショナルリスク等の多岐に跨るリスクが内在することを認識し、適切なリスク管理に努めています。

＜ABCPプログラムのスキームの例＞



信用リスク削減手法

信用リスクについては、担保・保証等の保全強化によって、信用力を補完し、債権の質の向上を図り削減することが可能です。

保全となる担保としては、自行預金、国債等の債券や上場会社株式等の有価証券、商業手形、不動産等があり、グループ各銀行では担保物の厳格な保管や評価額の定期的見直し等により適切に担保の管理を行っています。その他、各種の保証、貸出金と非担保自行預金が相殺可能な銀行取引約定書等の契約、派生商品取引・レポ取引における相対ネッティング契約によっても保全を図っています。

ただし、与信の回収は与信先の利益やキャッシュフローによることが大原則であり、担保・保証等へ過度に依存しないよう努めています。

派生商品取引及び長期決済期間取引

りそなグループでは、派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要について、以下の通りとしています。

信用供与枠及びリスク資本の割当方法に関する方針

派生商品取引の取引相手の信用リスクについては、貸出金等の与信取引と合算して審査管理を行うこととしており、信用リスク管理に係る原理・原則や行動規範等を定めた「クレジット・ポリシー」に則り適切な与信判断を行い、信用供与枠を設定しています。

貸出金等と異なり、リスク管理上の与信額が市場動向により変動するため、実行後の与信額は、時価と将来リスクを考慮した方法（カレントエクスポージャー方式）により定期的に管理しています。

なお、金融機関等との市場性取引においては、当該金融機関の信用状況や金融情勢等を踏まえて、クレジットラインを設定しています。

また、派生商品に係るリスク資本については、信用リスク及び市場リスクに対するリスク資本割当の中に含めて管理しています。

担保による保全及び引当金の算定に関する方針

貸出金等の与信取引と合わせて信用供与枠や保全状況等の管理を行っており、また「自己査定基準」「償却・引当基準」に基づき引当金の算定を行っています。

自社の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度に関する説明

デリバティブ担保契約に基づく市場関連取引について、グループ各銀行では、相手先毎にクレジットラインを設ける等、管理する体制を整備しています。グループ各銀行の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合や市場環境・取引の状況等により限度枠を超過したり、超過することが予想されたりする場合には、相手先との取引見直しや、当該商品への取組方針見直しを行うこととしています。

市場リスク管理

市場リスク管理の基本的考え方

市場リスクとは、「金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク」をいいます。

りそなグループでは、市場取引に内在する損失の可能性を一定の範囲内に抑制しつつ、取引から得られる収益の極大化を図ることで、りそなグループの経営健全性の確保と資本効率の向上の両立を図ることを目的として、適正かつ厳正な市場リスク管理を行っています。

市場リスクの管理体制

りそなグループにおける市場業務運営は、りそなホールディングスによる指導・助言のもと、グループ各銀行においてそれぞれの規模や特性等に応じた運営を行っています。

市場リスク管理においては相互牽制が必要であることから、グループ各銀行では、市場業務の規模・特性を勘案した上で、取引実施部署(フロント・オフィス)、リスク管理部署(ミドル・オフィス)及び事務管理部署(バック・オフィス)を分離する等の対応を行っています。

市場リスクの管理手法

グループ各銀行では、市場性取引の時価評価を適切に行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等のセンシティビティ[※]限度額等を設定しています。

これらの状況を、原則として日次で、場合によっては月次でモニタリングし、限度等の遵守状況、損益の状況等を管理しています。また、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出し、活用しています。

りそなホールディングスは、グループ全体のリスクの状況を管理し、必要に応じグループ各銀行への指導・助言を実施しています。

[※]ある市場相場等の指標が変化した時の市場取引等の時価の変化額のこと。BPV(ベーシス・ポイント・バリュー：金利0.01%変化時の時価変化額)もその一つである。

りそな銀行

りそな銀行における市場取引については、自己ポジション取引を行うトレーディングについては限定的なリスク配分とし、また、バンキング取引においては、債券のみならず、投資信託等への投資により運用の多様化を図っていますが、政策投資株式はリスク抑制を原則としています。

りそな銀行における市場リスクに関するVaRは以下の通りです。

【VaR実績値（平成22年4月1日～平成23年3月31日）】

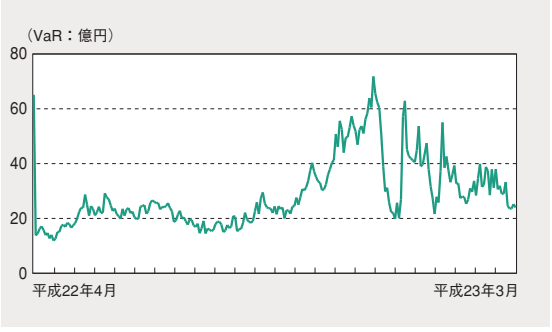
単位：億円	期末値	最大値	最小値	平均値
トレーディング取引	24.0	71.8	11.9	28.9
バンキング取引	323	434	249	328

※政策投資株式を除く

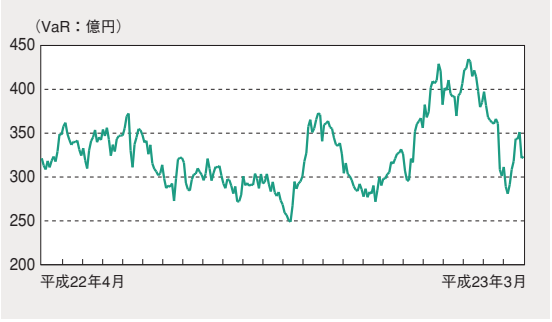
	トレーディング取引	バンキング取引
①信頼区間	片側99%	片側99%
②保有期間	10営業日	20営業日※
③データの観測期間	1年	5年
④リスク計測手法	ヒストリカル・シミュレーション法	ヒストリカル・シミュレーション法

※政策投資目的で保有する投資信託は125営業日

【トレーディングVaR（平成22年4月1日～平成23年3月31日）】



【バンキングVaR（平成22年4月1日～平成23年3月31日）】



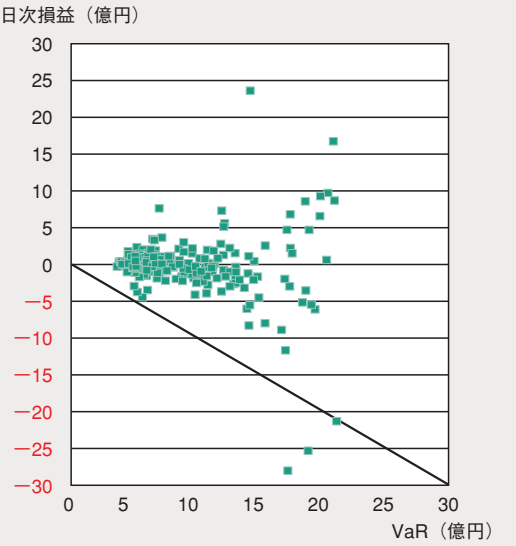
リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証するため、当該モデルで計算したVaRと損益を比較・検証するバックテスティングを日次で実施しています。りそな銀行におけるトレーディング取引のバックテスティングの結果は右記の通りです。VaRの範囲内に収まらない損失が発生した回数等は、特に問題ない水準であり、VaRは適切に算出されているものと判断しています。

りそな銀行が使用するリスク計測モデルについては、外部監査においても有効性が確認されています。

また、りそな銀行ではヒストリカルワースト[※]や仮想シナリオに基づくストレステストを適時適切に実施し、VaRによるリスク管理を補完しています。

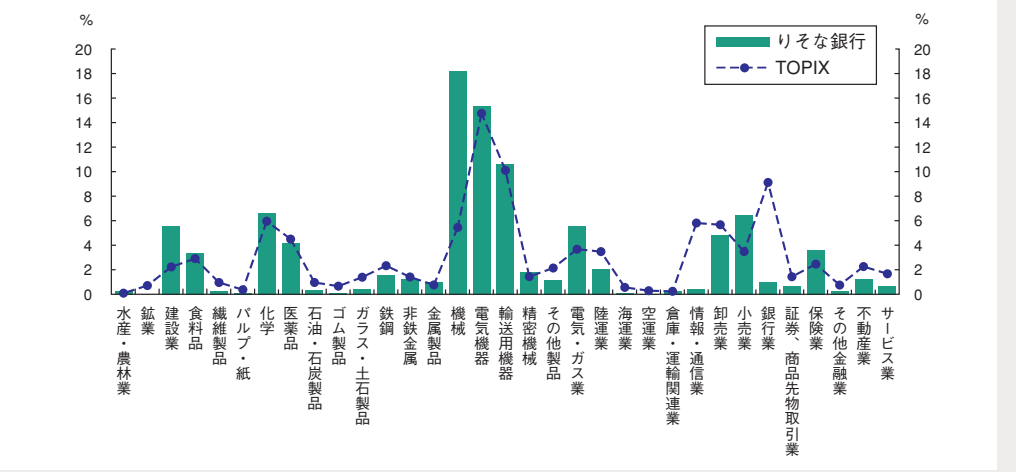
[※]保有ポートフォリオにとっての過去10年間の最悪シナリオ

【トレーディング取引に係るバックテスティングの状況】



※グラフ上の斜線よりも点が下にある場合は、VaRの範囲内に収まらない損失が発生したことを表します。

〔参考：政策投資株式　業種別ポートフォリオ（平成23年3月末りそな銀行単体）〕



埼玉りそな銀行

埼玉りそな銀行における市場取引については、トレーディングは限定的なリスク配分とし、バンキング取引も国債中心の運用であり、政策投資株式はリスク抑制を原則としています。埼玉りそな銀行における市場リスクに関するVaRは右記の通りです。

埼玉りそな銀行が使用するリスク計測モデルについては、社内におけるバックテスティングで検証を行っているほか、外部監査においても有効性が確認されています。

また、埼玉りそな銀行ではヒストリカルワースト[※]や仮想シナリオに基づくストレステストを適時適切に実施し、VaRによるリスク管理を補完しています。

[※]保有ポートフォリオにとっての過去10年間の最悪シナリオ

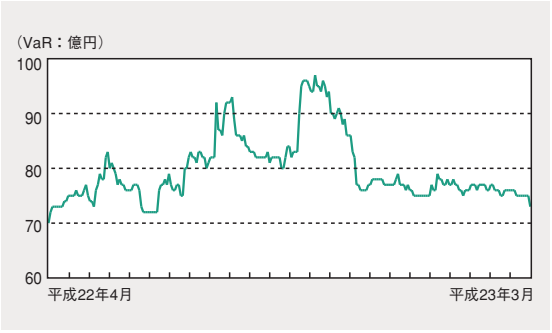
【VaR実績値（平成22年4月1日～平成23年3月31日）】

単位：億円	期末値	最大値	最小値	平均値
トレーディング取引	0.5	0.5	0.1	0.3
バンキング取引	73	97	70	80

※政策投資株式を除く

	トレーディング取引	バンキング取引
①信頼区間	片側99%	片側99%
②保有期間	10営業日	20営業日
③データの観測期間	1年	5年
④リスク計測手法	ヒストリカル・シミュレーション法	ヒストリカル・シミュレーション法

【バンキングVaR（平成22年4月1日～平成23年3月31日）】



近畿大阪銀行

近畿大阪銀行における市場取引については、バンキング取引における債券運用が中心です。政策投資株式への投資は限定的で、トレーディング取引も対顧客取引とそのカバー取引が中心です。近畿大阪銀行における市場リスクに関するVaRは右記の通りです。

近畿大阪銀行が使用するリスク計測モデルについては、社内におけるバックテスティングで検証を行っています。

また、近畿大阪銀行ではヒストリカルワースト[※]や仮想シナリオに基づくストレステストを適時適切に実施し、VaRによるリスク管理を補完しています。

[※]保有ポートフォリオにとっての過去10年間の最悪シナリオ

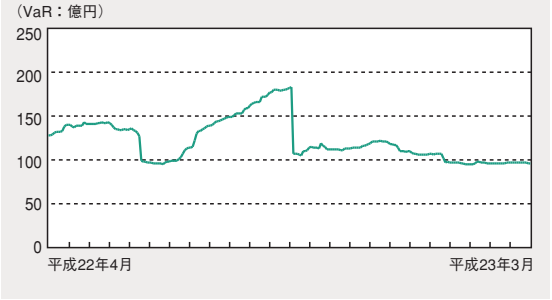
【VaR実績値（平成22年4月1日～平成23年3月31日）】

単位：億円	期末値	最大値	最小値	平均値
トレーディング取引	0.0	0.1	0.0	0.0
バンキング取引	98	183	95	122

※政策投資株式を除く

	トレーディング取引	バンキング取引
①信頼区間	片側99%	片側99%
②保有期間	10営業日	125営業日
③データの観測期間	1年	5年
④リスク計測手法	ヒストリカル・シミュレーション法	ヒストリカル・シミュレーション法

【バンキングVaR（平成22年4月1日～平成23年3月31日）】



※近畿大阪銀行では、平成22年10月よりコア預金モデルに内部モデルを採用しています。

銀行勘定における出資・株式等エクスポージャー

出資・株式等に関するリスク管理

りそなグループ各銀行では、銀行勘定における純投資目的または政策投資目的で保有するファンド等への出資あるいは政策投資目的で保有する株式等については、各種社内ルールに則り、事前の個別案件毎の審査等を通じて銘柄の厳選に努めています。また、過度なリスクテイクを抑制するため、あらかじめ一定水準のポジション枠を設定するとともに、リスクを計測してその状況を定期的に経営陣に報告しています。

時価評価が可能な上場株式等については、フロントオフィスから独立したミドルオフィスがポートフォリオベースの価格変動リスクの計測等を実施しています。なお、株式等の価格変動リスクの計測については、信頼区間99%、保有期間125営業日のVaR（バリュー・アット・リスク）により行っています。

グループ各銀行が保有するその他の市場価格のない未上場株式等については、その他有価証券、子会社株式、関連会社株式に係らず、信用リスクとしてリスクを計測しています。

銀行勘定における金利リスク

リスク管理の方針及び手続の概要

りそなグループ各銀行では、銀行勘定における金利リスクに関し、金利動向、経済環境を踏まえ、収益の安定化・極大化を図るべく、リスク配分を行うとともに、デリバティブ取引についてはリスクヘッジを主体に行うことを基本とし、適切な管理を行っています。具体的には、トレーディングに係るリスク管理と同様に、グループ各銀行において、過度なリスクテイクを抑制するため、リスク限度を設定するとともに、損失額についても損失限度を設定し、フロントオフィスから独立したミドルオフィスが、金利リスク等を原則日次でモニタリングし、リスク限度等の遵守状況、損益の状況等を管理しています。その結果については、定期的に経営陣に報告を実施しており、適切なリスク管理を行っています。

また、通常のリスク計測に加え、市場急変時の影響額を計るため、定期的にストレステストを実施し、その影響額について、モニタリングを実施するとともに統合的リスク管理への活用を行っています。

りそなグループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手段の概要

りそなグループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要は以下の通りです。

- 保有期間：りそな銀行及び埼玉りそな銀行20営業日、近畿大阪銀行125営業日
- 信頼区間：片側99%
- 観測期間：5年
- リスク計測手法：ヒストリカル・シミュレーション法
- 上記以外の主要な前提条件： 満期のない流動性預金のうち、長期間滞留している部分（所謂、コア預金）については、りそな銀行及び埼玉りそな銀行については平成22年4月より、近畿大阪銀行については平成22年10月より、内部モデルによって残高を推計し、最長10年、平均5年のものとして金利リスクを計測しており、内部モデル導入時に、バンキングVaRの値が縮小しています。また、りそな銀行及び埼玉りそな銀行では、期限前返済のある住宅ローン等について、ローン実行からの経過期間等と過去の繰上げ返済実績との関係を分析し、将来のキャッシュフローを予測した上で、金利リスクを計測しています。

流動性リスク管理

流動性リスク管理の基本的考え方

流動性リスクとは、「運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）、ならびに市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）」をいいます。

資金繰り不安が風評に波及すると負の連鎖を引き起こし、その解消に相当期間を要することになります。経営に重大な影響を与える流動性リスクの顕在化を回避するため、資金化が容易な資産（流動性資産）を潤沢に保有し安定的な資金繰り運営を行うとともに、万一リスクが顕在化した場合には早期対応によりリスクの拡大を防止しその状況を解消することを流動性リスク管理の基本としています。

りそなグループ各銀行においては、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署の相互牽制体制や、適時適切にモニタリング・経営宛報告を実施する等の流動性リスク管理体制を整備しています。経営管理を行うりそなホールディングスにも流動性リスク管理部署を設置し、グループとしての流動性リスク管理体制を整備しています。

流動性リスクの状況の評価

りそなホールディングス及びグループ各銀行は、流動性リスクの状況の評価を行い、「平常時」または「緊急時」の認定を行います。さらに「緊急時」の場合には、3フェーズ（「第一フェーズ（警戒時）」、「第二フェーズ（懸念時）」、「第三フェーズ（危機時）」）に区分された緊急時フェーズのいずれかの認定を行い、認定した緊急時フェーズに応じ、あらかじめ定めた具体的対応策を適時適切に実施する体制としています。

また、流動性リスクの状況の評価は、グループ共通の外的要因（りそなホールディングス株価、格付、風評、経済情勢、金融政策等）、及び内的要因（グループ各銀行の資金繰り状況を示す預金、市場性調達状況等）の両面から分析することで、総合的に行っています。

流動性リスク指標

グループ各銀行は、各々の規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク指標を設定しモニタリングを実施しています。さらに、必要に応じて、りそなホールディングスと事前協議をした上で、流動性リスク指標にガイドラインを設定し、管理しています。特に潤沢な流動性資産を確保することが安定的な資金繰り運営上重要であるとの認識のもと、グループ各銀行は各々の規模、特性に応じた流動性資産保有額に係る適切な保有額の下限額をガイドラインとして設定し、当該ガイドラインを日々遵守しつつ安定的な資金繰り運営を実施しています。

また、りそなホールディングスにおいても、グループ各銀行から主要な流動性リスク指標の報告を日次で受けてモニタリングしています。

流動性緊急時対応体制

流動性の緊急時には、りそなホールディングスにおいてグループ流動性リスク管理委員会を開催します。グループ各銀行においても、同様に流動性リスク管理委員会等を招集し対応します。

さらに、流動性危機の程度が重大、またはその可能性が高い場合、各社において危機対応を統括する組織として社長を本部長とする危機対策本部を設置して対応します。

オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスク管理の基本的考え方

オペレーショナルリスクとは、「内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、又は外部要因により生ずる損失に関するリスク」をいい、事務、システム、法務・コンプライアンスリスク等の幅広いリスクを含んでおり、全ての業務・商品・サービスにおいて発生する可能性があります。

りそなグループでは、オペレーショナルリスクを管理するにあたり、リスクカテゴリー毎に顕在化したリスク及び内在するリスクの特定・評価、把握を行い、経営に重大な影響を与える事故の発生回避やお客さまへの不利益を排除する観点から再発防止や未然防止等を適切に行うことにより、オペレーショナルリスクの管理・削減に努めています。委託業務についても管理対象として、管理体制の整備を図っています。

また、オペレーショナルリスクが顕在化した場合における経営への影響度について、統計的手法を用いて計測し、統合的リスク管理に活用する等、適切なリスク管理を行っています。

＜オペレーショナルリスクの分類＞

りそなグループのリスク分類		具体的事例（内外の事例）	バーゼルⅡの損失分類（国内告示より損失の例示抜粋）
事務リスク	内部不正	顧客預金横領 会社資産着服 意図的な権限外取引、改ざん	**内部の不正** 役職員による詐欺、財産の横領、規制・法令・内規の回避を意図した行為による損失
事務リスク	事務過誤	事務ミスによる損失 重要物品の紛失・誤廃棄 期日管理看過による損失	**注文等の執行、送達及びプロセスの管理** 取引相手や仕入先との関係から生じる損失 取引処理・プロセス管理失敗による損失
システムリスク		システム障害 ハッキング・ウィルス感染	**事業活動の中断及びシステム障害** 事業活動の中断又はシステム障害による損失
法務・コンプライアンスリスク		説明義務違反に起因する損失 優越的地位の濫用	**顧客、商品及び取引慣行** 顧客に対する過失による義務違反（受託者責任、適合性等） 商品の性質・設計から生じる損失
信託財産の運用リスク		管理の失当による損失 財産管理上の不正行為 運用ガイドライン違反	
その他のオペレーショナルリスク	災害	災害・停電による業務中断	**事業活動の中断及びシステム障害** 事業活動の中断又はシステム障害による損失
その他のオペレーショナルリスク	外部犯罪	偽造・盗難カード被害の補償 強盗・盗難による被害	**外部からの不正** 第三者による詐欺、横領、脱法を意図した行為による損失
その他のオペレーショナルリスク	設備等の瑕疵	自然災害・テロによる設備損傷 設備瑕疵に起因する被害補償	**有形資産に対する損傷** 自然災害その他の事象による有形資産の損傷による損失
その他のオペレーショナルリスク	人事・労務管理	残業代未払いによる訴訟 労災認定後の補償 セクハラ等の和解金	**労務慣行及び職場の安全** 雇用・健康関係の法令・協定に違反した行為、労働災害又は差別行為による損失

オペレーショナルリスクの管理体制

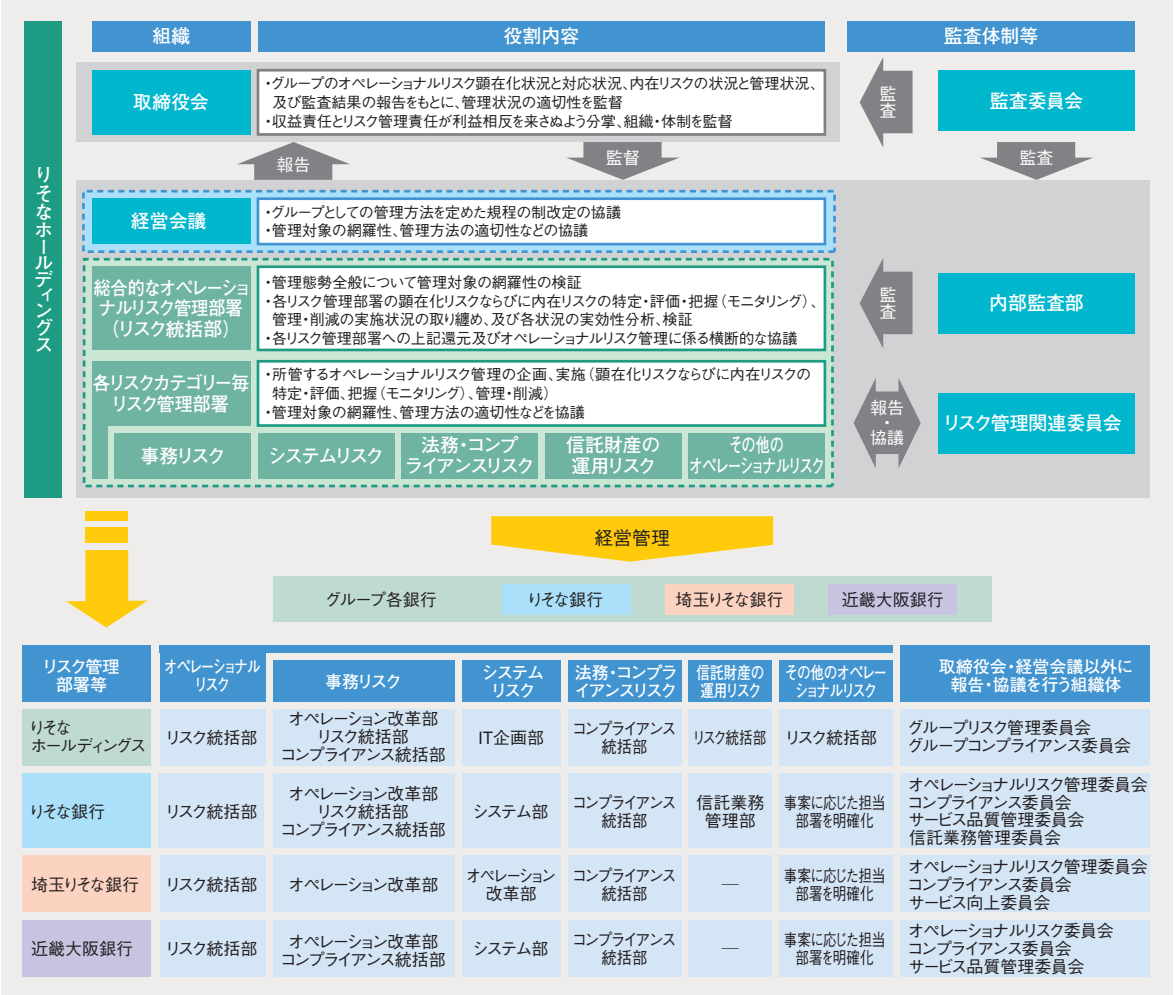
りそなホールディングスでは、グループ各銀行のリスク管理に関する方針・各種規程、管理上の重要な施策等に関する事前協議を通じて、各銀行のリスク管理体制について指導・助言を行うとともに、各銀行のオペレーショナルリスクの状況をモニタリングし、経営陣に報告しています。

また、りそなホールディングス及びグループ各銀行では、オペレーショナルリスク管理における取締役会、経営会議、総合的なオペレーショナルリスク管理部署、各リスク管理部署、ならびに内部監査部門等の役割を定め相互の連携及び牽制が適切に機能する体制を整備しています。

損失データの収集と活用

りそなグループ各銀行は、グループ統一の基準に従い、オペレーショナルリスク関連の損失データを収集しています。このデータや各種報告に基づき、各銀行及びりそなホールディングスでは顕在化したオペレーショナルリスクの分析を行っています。また、オペレーショナルリスクが顕在化した際の経営への影響度を把握するため、当該データを利用してオペレーショナルリスクを計測し、統合的リスク管理に活用しています。

＜オペレーショナルリスク管理体制の概要＞



リスク管理部署等	オペレーショナルリスク	事務リスク	システムリスク	法務・コンプライアンスリスク	信託財産の運用リスク	その他のオペレーショナルリスク	取締役会・経営会議以外に報告・協議を行う組織体
りそなホールディングス	リスク統括部	オペレーション改革部 リスク統括部 コンプライアンス統括部	IT企画部	コンプライアンス統括部	リスク統括部	リスク統括部	グループリスク管理委員会 グループコンプライアンス委員会
りそな銀行	リスク統括部	オペレーション改革部 リスク統括部 コンプライアンス統括部	システム部	コンプライアンス統括部	信託業務管理部	事案に応じた担当部署を明確化	オペレーショナルリスク管理委員会 コンプライアンス委員会 サービス品質管理委員会 信託業務管理委員会
埼玉りそな銀行	リスク統括部	オペレーション改革部	オペレーション改革部	コンプライアンス統括部	—	事案に応じた担当部署を明確化	オペレーショナルリスク管理委員会 コンプライアンス委員会 サービス向上委員会
近畿大阪銀行	リスク統括部	オペレーション改革部 コンプライアンス統括部	システム部	コンプライアンス統括部	—	事案に応じた担当部署を明確化	オペレーショナルリスク委員会 コンプライアンス委員会 サービス品質管理委員会

リスク顕在化時の対応

りそなグループ各銀行において一定レベル以上のオペレーショナルリスクの顕在化事案が発生した場合は、当該銀行及びりそなホールディングスの経営陣及び関係者へ直ちに第一報を行う制度を整備しています。この制度により、オペレーショナルリスク顕在化事案について、経営陣へ迅速に報告するとともに関係者が情報共有を図っています。

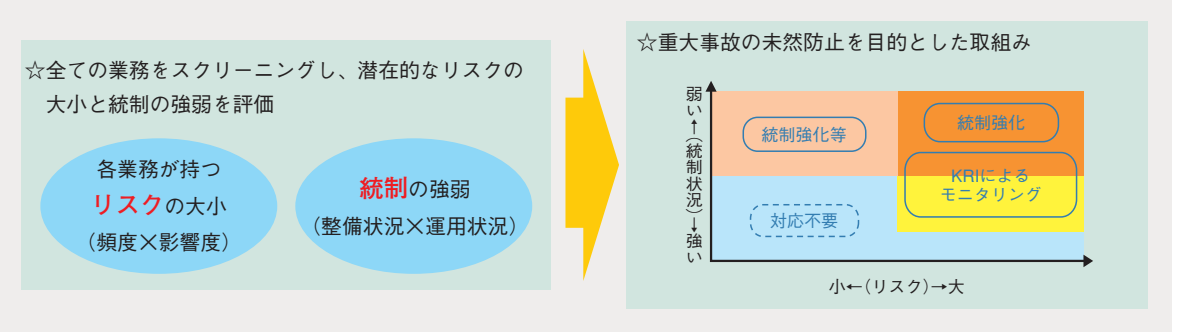
顕在化したリスクのうち経営に重大な影響を与える事象等が発生した場合には、こうした体制のもとで迅速かつ適切な初動対応を行い、影響の拡大防止に努めています。

オペレーショナルリスクの統制自己評価

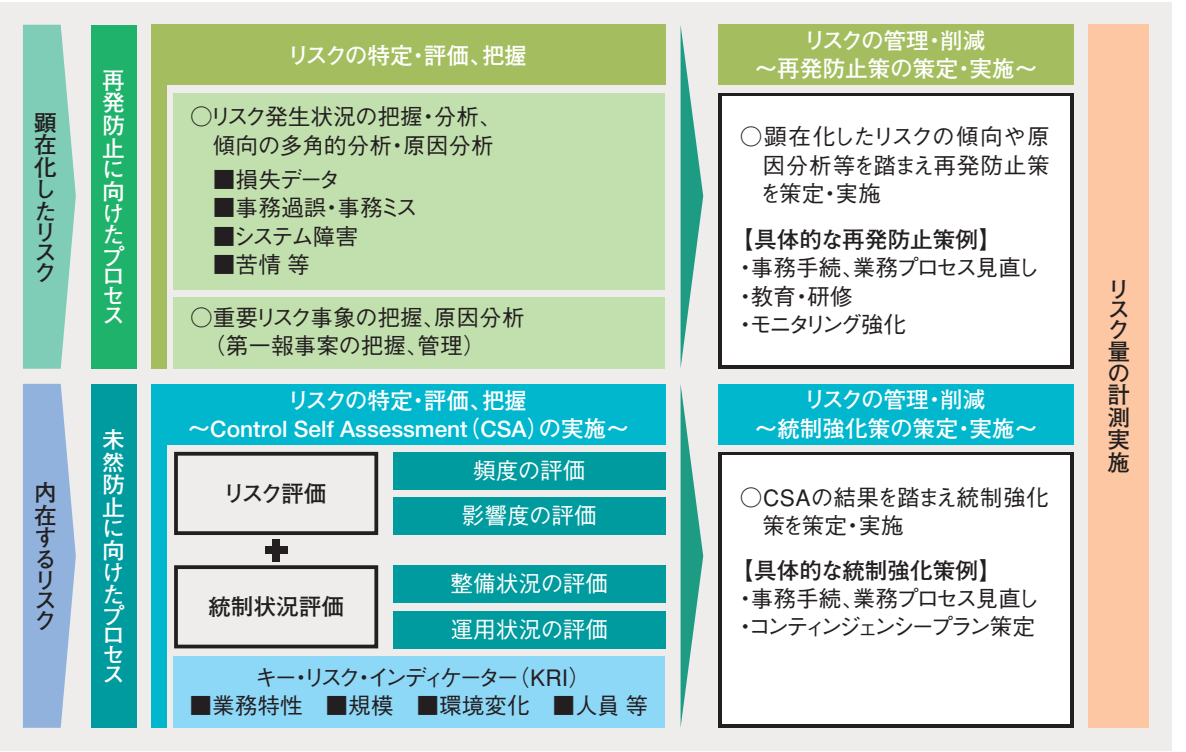
内在するリスクについては、オペレーショナルリスクの統制自己評価（OpR-CSA：Operational Risk-Control Self Assessment）を行い、業務毎のリスク（リスク顕在化の頻度と影響度）及び統制（整備状況と運用状況）を評価してリスクの洗出しを行っています。

オペレーショナルリスク評価に基づく重大事故の予防的な取組みとして、統制強化策（アクションプラン）により統制状況の改善を図るとともに、リスク指標（KRI：Key Risk Indicator）の設定・モニタリングにより内在するリスクの状況変化を早期に把握することとしています。

＜オペレーショナルリスクの統制自己評価＞



＜りそなグループにおけるオペレーショナルリスクの特定・評価、把握、管理・削減の枠組み＞



事務リスク管理

事務リスクとは、「業務に従事する役員及び従業員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク」をいいます。

正確かつ迅速に事務処理を行うことは、銀行がお客さまから信頼を得るための必要条件です。銀行の多種多様な業務から生じる大量かつ時限性の高い事務を正確・迅速に処理するためには、事務リスクの抑制・極小化に向けて、事務過誤等の顕在化したリスク、各種モニタリング等で把握する内在リスクの両面からの取組みを継続して行っています。

事務リスクへの対応

りそなグループ各銀行では、事務過誤等の防止のため、事務手続の整備や社員等に対する教育・研修等に努めています。

また、事務過誤等を削減する取組みとして、業務プロセスや事務処理を継続的に見直し、簡素化、センター等での集中処理化、システム化等の対応を進めています。

営業店等における事務処理については、事務検証等を行うことで内部牽制機能を働かせ、事務過誤・不正防止を図っています。また、本部の管理セクションの担当者が営業店を訪問し、助言等を行っています。

顕在化したリスクについては、事務過誤・事務ミス等に係るデータを収集し、発生状況と影響度を特定・評価し、多角的に分析した上で原因等を把握して、発生要因に応じて、業務プロセス見直し、教育の徹底等の対応を行っています。

一方、内在するリスクについては、検出された不備発生状況、実地調査による事務実態等から特定・評価を行い、重要度に応じて対応策を講じています。

システムリスク管理

システムリスクとは、「コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク」をいいます。

システムリスクについては、システム障害等として顕在化したリスク、ならびにシステム毎のリスク評価等により把握する内在するリスクの両面から管理することを基本方針としています。

りそなグループ各銀行は、システムリスク管理に関する基準等の管理体制を整備しています。この管理体制のもと、システム障害等に対する迅速で適切な対応や、システム障害防止のための品質向上、障害時の影響拡大防止策、お客さまの情報の毀損・漏洩を防止する情報セキュリティの向上等に努めています。また、システム障害や様々な災害といった緊急時に備えたコンティンジェンシープラン等を整備しています。

法務・コンプライアンスリスク管理

法務・コンプライアンスリスクとは、「法令や契約に違反すること、不適切な契約を締結すること、及び顧客への説明義務違反や優越的地位の濫用その他の不適切な行為を行うこと、その他法的原因により損失を被るリスク」をいいます。

法務・コンプライアンスリスクの管理にあたっては、内在するリスク及び顕在化したリスクの特定・評価、把握を行い、再発防止や未然防止等を適切に遂行し、リスクの管理・削減を図ることとしています。

具体的にはりそなグループ各銀行は、内在するリスクについては計画的な研修を通じて役員・従業員の遵法意識及び法務・コンプライアンスリスクに対する認識の向上を図るとともに、法務・コンプライアンスリスク管理部署等によるコンプライアンス・チェック及び指導・助言を通じて、リスクの顕在化回避、事故の未然防止を図っています。また、コンプライアンス・プログラム等を通じて、統制状況を検証した上で、業務への反映、コンプライアンス・プログラムへの対策の組込みによりリスクの削減を図っています。

顕在化したリスクについては、発生状況と影響度を特定・評価し、分析した上で再発防止策を策定しています。加えて、法務・コンプライアンスリスク管理部署が訴訟等の情報を統括管理することにより、訴訟等に係るリスクの状況を的確に把握できる管理体制を整備しています。

金融犯罪への取組み

近年、金融犯罪が高度化していますが、りそなグループでは、本人確認強化等により、盗難通帳での支払防止、マネー・ローンダリング防止、不正利用口座開設防止に取り組んできました。また、偽造・盗難カード対策として、ATMご利用限度額の個別設定サービス、カードロックサービス、生体認証付ICカード等を導入し、お客さまの大切な財産をお守りするよう努めています。振り込め詐欺等の被害に関するお問合せ窓口として、各銀行毎にフリーダイヤルを設置し、振り込め詐欺被害者救済法に基づき、被害者の方への滞留資金の返還について、ご照会をお受けしています。

また、お客さまとのお取引開始に際し、現在及び将来にわたって反社会的勢力ではないことを表明・確約いただき、これに違反した場合や反社会的勢力に該当した場合に、取引を解消する法的根拠となる条項（いわゆる「暴力団排除条項」）をグループ各銀行にて導入し、反社会的勢力との取引防止に向けた取組みを強化しています。

信託財産の運用リスク管理

信託財産の運用リスクとは、「信託財産の運用において、りそな銀行が果たすべき忠実義務・善管注意義務等の受託者としての責任の履行を怠ったことに起因して生じた信託財産の損失又は逸失利益を補填しなければならないリスク」をいいます。

信託財産の運用・管理において、受託者には忠実義務、善管注意義務等の受託者責任が課せられています。

りそな銀行では、主要業務として年金資金をはじめとするお客さまの大切な財産を運用・管理しており、受託者責任の履行が特に重要な使命であると認識しています。信託財産の運用に係るリスクは事務、システム、法務・コンプライアンスのいずれかのリスクカテゴリーに含まれますが、受託者責任を適切に履行するため、これらのリスクを「信託財産の運用リスク」として認識したうえで、顕在化したリスクと内在するリスクの両面からリスクの特定・評価、把握、管理及び削減を関係部署と連携して行っています。

具体的には、信託財産の運用リスク管理部署は、運用ガイドライン等の遵守状況や運用の適切性について、定期的にモニタリングし、管理しています。顕在化したリスクについては、発生要因に応じて、業務プロセスの見直しや教育の徹底等、有効な再発防止策を講じています。内在するリスクについても、モニタリングする対象・頻度の見直しの実施により、リスクのコントロール・削減を行っています。

また、信託財産の運用・管理においては、外部監査機関による米国監査基準SAS70に基づいた監査を受けており、適正運営の評価を得ています。

レピュテーショナルリスク管理

レピュテーショナルリスクとは、「マスコミ報道、評判・風説・風評等がきっかけとなり、損失を被るリスク」をいいます。

レピュテーショナルリスクは、各種リスクとの連鎖性を有しており、顕在化した場合には、信用の失墜、株価の下落、取引先の減少、ブランドの毀損等、予想を越えた不利益を被る可能性があることから、レピュテーショナルリスクを経営上の重要なリスクの一つと位置付けています。

レピュテーショナルリスクの管理

りそなグループでは、適時適切な情報開示等により信頼の維持・向上を図り、リスクの顕在化の未然防止に努めています。

レピュテーショナルリスクは、マスコミ報道、評判・風評、風説等を契機に顕在化するため、インターネット上の風説やマスコミによる憶測記事等、各種媒体等の確認を通じてリスク顕在化事象の早期把握に努めています。

レピュテーショナルリスクが顕在化した際には、迅速かつ適切な対応によりりそなグループのステークホルダー(株主、お客さま、社員等)の利益を守り、影響の拡大防止に努めることとしています。りそなグループの経営に影響を及ぼす可能性があり、危機の程度が高い場合には、速やかに危機管理体制へ移行します。

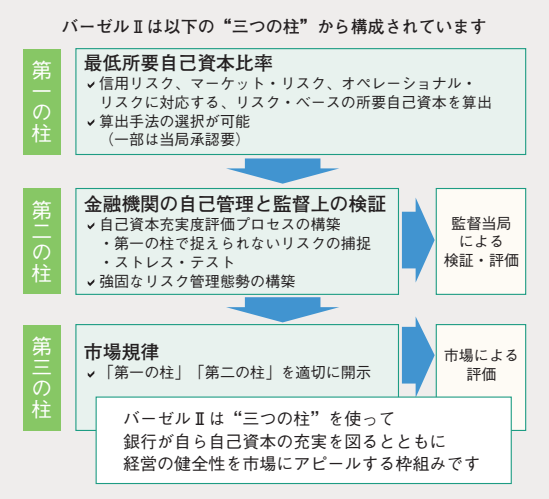
なお、対外的なお問合せ及び公表窓口については、情報を集約するため、りそなホールディングスに一元化した体制としています。

自己資本管理体制について

りそなグループにおけるバーゼルⅡへの対応

本邦において2007年3月より導入されたバーゼルⅡは、自己資本の充実を通じて金融機関の健全性確保を図る枠組みです。

＜バーゼルⅡの枠組み＞



りそなグループでは、バーゼルⅡの枠組みに沿って十分な自己資本を確保していくために、りそなホールディングスにおいて「グループ自己資本管理の基本方針」を、グループ各銀行においては「自己資本管理の基本方針」を制定し、①自己資本充実に関する施策の実施、②適切な自己資本充実度の評価、③正確な自己資本比率の算出[注1]等に取り組むとともに、リスク管理の更なる高度化を進めてきました。

＜自己資本比率算出手法＞

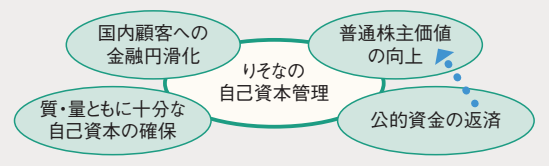
りそなホールディングス りそな銀行 埼玉りそな銀行 近畿大阪銀行	信用リスク・アセットの額：基礎的内部格付手法 オペレーショナル・リスク相当額：粗利益配分手法[注2]

・マーケット・リスク相当額については、各社とも「不算入の特例」を適用

[注1]当社グループの自己資本比率算出手法は、上表の通りです。
りそなホールディングス及び各銀行の自己資本比率は、自己資本比率告示に基づき、国内基準（第二基準）にて算出しています。
[注2]粗利益配分手法とは、直近3年間の「粗利益」をベースにオペレーショナル・リスク相当額を算出する手法ですが、この「粗利益」は自己資本比率告示上定義されているものであり、決算上の業務粗利益とは異なります。

りそなグループの自己資本管理

りそなグループは、「国内顧客への金融円滑化」という使命を果たしつつ、「質・量ともに十分な自己資本を確保」するという調和のとれた自己資本管理を行っていく必要があります。



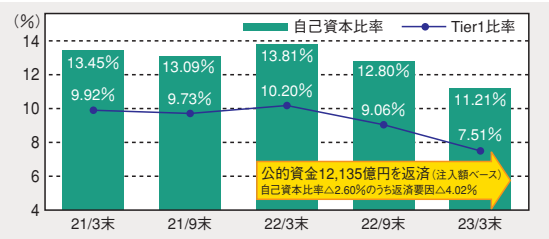
2010年度においては、「りそな資本再構築プラン」など一連の資本政策により総額12,135億円の預金保険法優先株式を返済しました。同プランでは、普通株式5,477億円を発行、資本の質の強化を図るとともに、年間普通配当を増額するなど普通株主価値の向上に資する施策に取り組んでおります。

また一方で、国内貸出等のコア資産に集中的に資本を投下しつつ、以下のような自己資本管理、及びリスク管理上の施策を徹底しております。

・貸出金のストレス耐性を強化する（小口分散化や、保証協会保証付貸出・住宅ローン等低リスク資産の推進）
・資産の中身を詳細に分析する
・損失が拡大する可能性のある資産は早目に対処を行う
・投資株式は増加させない
・リスクが複雑な商品の取扱いは抑制する
（高リスクの証券化商品などは保有しない）

リスクの小さい、健全な資産ポートフォリオ
↓
りそなグループの強み

＜HD連結自己資本比率の推移＞



現在、バーゼルⅢの導入等、様々な金融規制強化策が検討されていますが、りそなグループでは引き続き「足元の自己資本管理、及びリスク管理をしっかり行うこと」に注力し、自己資本を毀損させない、健全な資産ポートフォリオの維持に努めてまいります。

自己資本管理のガバナンスとPDCA

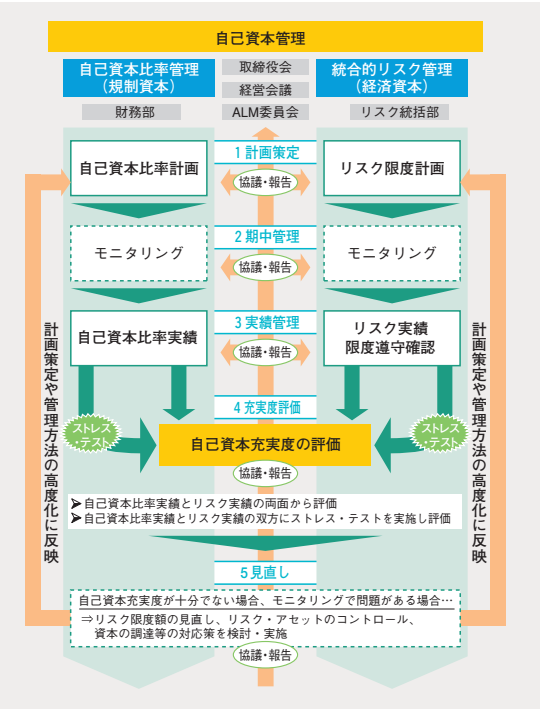
りそなホールディングス及びグループ各銀行では、健全かつ安定的な業務運営を継続していく上で、「リスクに見合った十分な自己資本を確保することが極めて重要である」との考えから、適切な自己資本比率の水準を維持するよう自己資本管理を行っています。

具体的には、自己資本比率を管理する部署と統合的リスクを管理する部署が、それぞれ自己資本比率計画及びリスク限度計画の策定、計画の遵守状況のモニタリング、実績値の分析・評価、自己資本充実度の評価、必要に応じた対応策の検討を行いつつ、相互に十分な協議を実施することにより、自己資本管理の状況が、経営陣に的確かつタイムリーに報告されるため、自己資本管理に関する機動的な施策の実行が可能となっています。

なお、りそなホールディングス及びグループ各銀行では、「自己資本充実度」について、バーゼルⅡ規制上の自己資本比率管理、及び統合的リスク管理の二つの側面から評価しています。また、通常では想定されない状況下におけるリスクへの備えとして複数のストレス・テストを実施し、またバーゼルⅡにおける第一の柱で捉えられないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）を考慮することにより、総合的に自己資本充実度の評価を実施しています。

以上のような自己資本管理体制の下、りそなホールディングス及びグループ各銀行においては、2011年3月期についても、健全かつ安定的な業務運営を維持しうる十分な自己資本の水準を確保しています。

＜りそなホールディングスの自己資本充実度評価＞



※ グループ各銀行についても、自己資本管理部署と統合的リスク管理部署を両軸に、同様の管理態勢が構築されています。

内部監査体制について

グループ内部監査

りそなグループにおける「内部監査」は、りそなホールディングス及びグループ各社が経営管理体制を確立し、業務の健全性・適切性や社会的信頼を確保するために行う経営諸活動において、その遂行状況等を検証・評価し、改善を促進することにより、企業価値の向上を支援することを目的とする重要な機能です。

内部監査の目的を達成するため、その機能が適切に発揮されるよう、りそなホールディングス及びグループ各社に、組織的に独立した内部監査部署を設置し、内部監査の実施権限、情報入手権限、守秘義務等の内部監査の権限及び責任を明確にする等により、内部監査体制を整備するとともに、内部監査の実効性を確保しています。

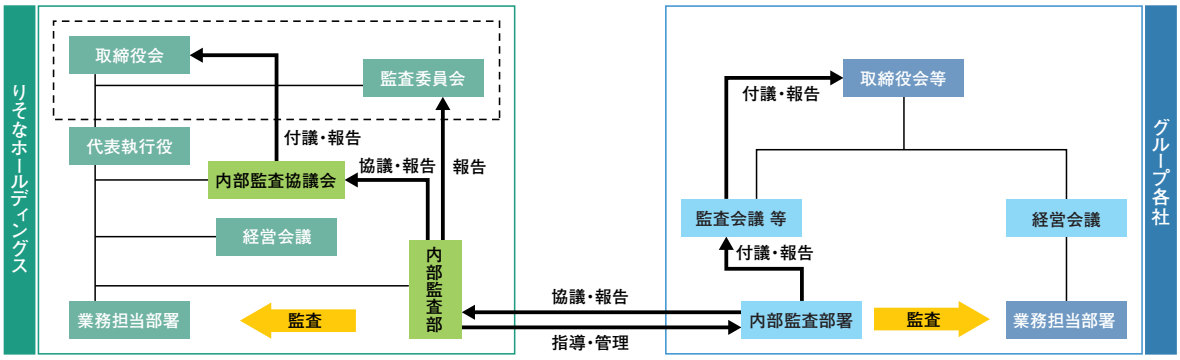
組織体制

りそなグループの経営理念に掲げた、「お客さまの信頼に応え」「透明な経営に努め」るために、内部監査の果たすべき役割は非常に重要であるとの認識に立ち、以下のような体制で内部監査を実施しています。

りそなホールディングスには、代表執行役及び内部監査を専担する執行役のもとに、「内部監査部」を設置しています。さらに、内部監査に関する事項を協議する等のための機関として「経営会議」とは別に、代表執行役全員、内部監査部担当執行役及び内部監査部長等で構成される「内部監査協議会」を設置しています。

グループ各社には、各取締役会等のもとに、組織的に独立した内部監査部署を設置しています。 また、グループ各社はその業務や規模に応じて、内部監査に関する基本的な重要事項を協議する等のための機関として、取締役会等に直属する「監査会議」等を設置しています。

＜グループ内部監査体制＞



機能、役割

具体的な監査の計画策定にあたっては、りそなホールディングス内部監査部が、グループの内部監査の方針、対象、重点項目等を盛り込んだりそなホールディングス及びグループ各社の「内部監査基本計画」を作成し、りそなホールディングス取締役会の承認を得ます。

グループ各社の内部監査部署は、りそなホールディングスの内部監査部と事前に協議を行い、各社の「内部監査基本計画」を策定し、それぞれの取締役会の承認を得ます。

このように作成された「内部監査基本計画」に基づいて、りそなホールディングス及びグループ各社の内部監査部署は内部監査を実施しています。 また、実施した内部監査の結果等については、りそなホールディングスにおいては、取締役会及び監査委員会へ報告されます。 グループ各社が実施した内部監査の結果等については、各社の取締役会及び監査役等に報告されるとともに、りそなホールディングスにも報告されます。

りそなグループのCSR（企業の社会的責任）

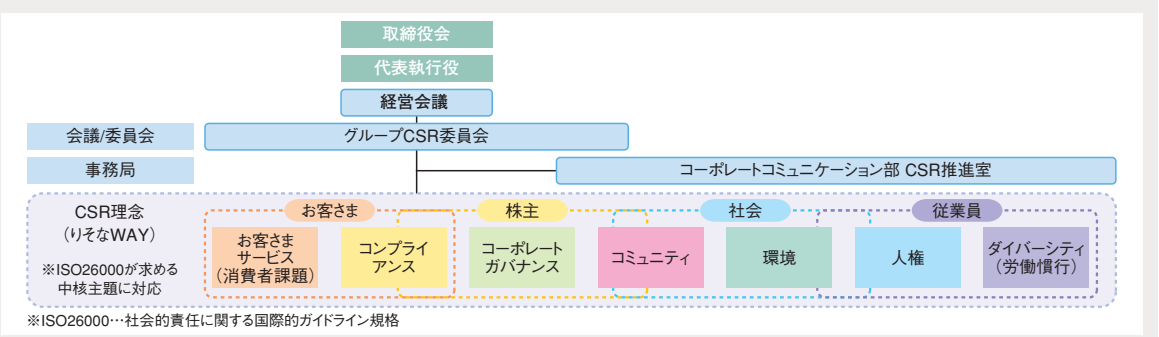
りそなグループは、企業活動を通じて、お客さまや社会の役に立つことこそ、企業の社会的責任（CSR）であると考えています。

「CSR経営＝持続可能な社会づくりへの貢献」と位置付け、「お客さまとの信頼関係」「株主との関係」「社会とのつながり」「従業員の人間性」を大切にして、すべてのステークホルダーから支持を受けることができるよう、りそなグループの持つ経営資源を活かした様々なCSR活動に積極的に取り組んでいます。

CSR推進体制

CSR経営を実践していくため、りそなグループでは、りそなホールディングス会長を委員長とし、りそなホールディングスの社長及び副社長ならびにグループ各銀行の社長をはじめとするメンバーによって構成するグループCSR委員会を設置しています。また、コーポレートコミュニケーション部にCSR推進室を新たに設置。持続可能な社会づくりに貢献する企業として、これまで以上に積極的に取り組んでまいります。

＜CSR推進体制図＞



※ISO26000…社会的責任に関する国際的ガイドライン規格

CSRイニシアチブ

りそなグループは、国連が提唱するイニシアチブ「グローバル・コンパクト」に署名しています。本業である金融サービスを通じて、「人権・労働・環境・腐敗防止」などの社会的課題解決を図っていくことで、サステナブルな社会の実現に貢献してまいります。

＜グローバル・コンパクトが提唱する10原則＞

人権
1.企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。
2.人権侵害に加担しない。

労働
3.組合結成の自由と団体交渉の権利を実行あるものにする。
4.あらゆる形態の強制労働を排除する。
5.児童労働を実効的に廃止する。
6.雇用と職業に関する差別を撤廃する。

環境
7.環境問題の予防的なアプローチを支持する。
8.環境に関して一層の責任を担うためのイニシアチブをとる。
9.環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。

腐敗防止
10.強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。

THE GLOBAL COMPACT
WE SUPPORT

りそなグループのCSR活動に関する詳細は、グループCSRレポート（データ編）でご紹介しています。
りそなグループのホームページ:CSRへの取り組み（http://www.resona-gr.co.jp/holdings/csr）からご確認ください。
（2011年版は8月末発行予定）

平成23年3月期のトピックス

■りそなグループ

アジアでの「お客さまサポート」「営業店サポート」の強化と「グループ海外人材の育成」を進めます。

りそなグループは、急速に高まっているお客さまのアジア地域への海外展開ニーズに対する対応力の強化に、積極的に取り組んでいます。

①お客さまサポート体制の強化

お客さまの海外進出ニーズが「中国プラスワン」へと進展する中、りそな銀行はインドネシア、タイ、ベトナム、インドなどに進出するお客さまへのサポート体制の強化を図っています。インドネシアでは、50年を超える歴史を有し、フルバンキング機能を提供できるりそなプルダニア銀行を通じて、お客さまのあらゆるニーズにお応えしています。また、ベトナムの親密提携銀行ホーチミン支店、インドの日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所に社員を派遣し、現地金融機能、情報、相談機能などの提供を通じてお客さまのアジア展開ニーズへのサポート機能を強化しています。

また、埼玉りそな銀行は、タイの親密提携銀行本店に社員を派遣し、その他の地域においても、りそなグループの海外ネットワークを活用することで、お客さまに各種サポート機能を提供する体制を整備しております。

②営業店サポート機能の強化

りそな銀行は、平成22年10月、「アジアビジネス推進センター」を新設し、営業店サポート機能の強化に努めています。その一環として、平成23年1月、「アジア進出応援ファンド」を創設し、日本から現地への貸出や現地提携金融機関からのお借入に対してりそな銀行が保証することで、高まりを見せている現地でのお客さまの資金ニーズへ積極的に対応しています。

また、近畿大阪銀行は、平成22年6月、情報リレーション部内に「アジアビジネス応援グループ」を設置し、お客さまのアジアに関するニーズの集積を図り、ニーズを的確に解決できるようにサポート体制を強化しています。

③グループ海外人材の育成

りそなグループでは、将来の海外要員を育成するために、平成21年に若手社員を中心とした海外トレーニー制度を復活し、現在、インドネシア、タイ、上海に社員を派遣し、業務、語学の研修を行っています。

また、3ヶ月間で海外拠点を回る営業部長による海外短期研修の実施等により、幹部社員の海外業務への理解を深めています。



りそなプルダニア銀行本店

■りそなグループ

りそなグループ「住宅ローンワイド団信プラン」の取扱い開始。

りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行は、平成23年4月から住宅ローンに付帯する団体信用生命保険の引受範囲を拡大し、従来は疾病などで団体信用生命保険に加入することができなかったお客さまにも、住宅ローンをご利用いただけるよう工夫した、「住宅ローンワイド団信プラン」の取扱いを始めました。これまで、疾病のため通常の団体信用生命保険への加入が難しく、住宅購入や借りかえ、住みかえを断念されていたお客さまにも、ご活用いただけるものと考えております。

■りそなグループ

資産承継ニーズにお応えするため、「成年後見制度取次ぎサービス」の協定締結先を拡大。

近年、少子高齢化の進展などを背景に、将来、認知症になられた場合などの契約手続や財産管理を目的として、成年後見制度を利用する方が年々増加しています。また、親族以外の第三者に成年後見人を依頼するケースも増えています。りそなグループは、こうした背景を踏まえ、お客さまの資産承継ニーズに積極的にお応えするため、「成年後見制度取次ぎサービス」の協定締結先を順次拡大し、成年後見制度に関するご相談に積極的にお応えしています。

［協定締結先］

りそな銀行：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（平成16年4月～）
大阪弁護士会（平成21年3月～）
兵庫県弁護士会、奈良弁護士会、京都弁護士会（平成22年8月～）
東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（平成22年12月～）
横浜弁護士会（平成23年4月～）

埼玉りそな銀行：埼玉弁護士会（平成22年12月～）

近畿大阪銀行：大阪弁護士会（平成22年3月～）

■りそな銀行

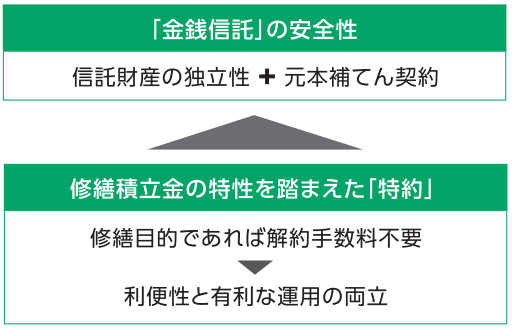
「マンション修繕積立金信託」の取扱いを開始。

りそな銀行は、平成23年4月から「マンション修繕積立金信託」の取扱いを開始しました。

この商品は、りそな銀行で従来から取扱っている合同運用指定金銭信託（以下「金銭信託」）に、マンション修繕積立金の特性を踏まえた特約を付加したものです。

お預かりした金銭を安全に運用する「金銭信託」の機能を活かしつつ、修繕費用のお支払いが目的であれば機動的にお引出しいただける利便性と、定期預金並みの予定配当率による有利な運用を実現しています。

りそな銀行は、今後とも、お客さまの課題解決に役立つ魅力的な信託商品の提供に努めてまいります。



■りそな銀行

女性の積極活用に対する継続的な取組みが評価され、「ダイバーシティ・アワード」を4年連続受賞。

りそな銀行は、平成23年3月、「第4回J-Winダイバーシティ・アワード」で、昨年の大賞受賞に続き、「さらに継続賞」を受賞しました。また、今回より新たに創設された個人賞の分野で、りそなホールディングス会長の細谷英二が「経営者アワード」を受賞しました。この賞は、ダイバーシティ・マネジメント普及のために活動するNPO法人J-Winが、ダイバーシティの中でも特に女性の活用に積極的に取り組む企業を表彰するものです。りそな銀行は、現状に留まることなく努力を続けていることが評価され、第1回敢闘賞、第2回継続努力賞、第3回大賞、そして今回と4回連続の受賞となりました。引き続き、従業員一人ひとりが生き生きと働くことのできる職場環境づくりを推進してまいります。



■埼玉りそな銀行

埼玉県内の自治体の皆さま向けに、平成22年11月から全4回の「公共施設マネジメントセミナー」を開催。

埼玉りそな銀行は、埼玉県及び県内61の市町村から指定金融機関を受託しており、地域を代表する金融機関として、自治体の皆さま向けに、「公共施設マネジメントセミナー」を開催しました。

高度経済成長期に建設した公共施設や都市インフラは老朽化し、今後、多額の更新費用が見込まれます。

財政負担を軽減する有効な手法として、民間のノウハウと資金を活用する公民連携が注目されており、本セミナーでは、有識者による企画・コーディネートにより、公共施設・都市インフラの更新と公民連携のあり方について講究しています。

今後も埼玉りそな銀行が持つ情報ネットワークを活かし、地域社会に貢献してまいります。



■埼玉りそな銀行

お客さまの課題解決に向け、さまざまな情報・機会を提供しています。

埼玉りそな銀行では、お客さまの課題解決にお役立ていただくべく、さまざまな情報・機会を提供しています。

平成22年12月には、埼玉大学をはじめとする提携10大学と「産学官金連携セミナー」を開催、各大学から成長産業と有力視されている環境、医療・福祉分野等の研究内容や事例が発表され、参加された企業経営者の方々とのビジネス相談が行われました。また平成23年2月には、県内農業生産者・食品製造業者等の皆さまのビジネスチャンス拡大へ貢献するべく、埼玉県と共催で「農と食の展示・商談会」を開催しました。

埼玉りそな銀行では、こうした取組みを通じ、地元埼玉県経済の活性化に貢献してまいります。



■埼玉りそな銀行

地域に根ざした環境保全活動への取組みが評価され、「第12回さいたま環境賞」を受賞。

埼玉りそな銀行は、平成23年3月、「第12回さいたま環境賞」を受賞しました。本賞は環境保全に関する意識の醸成及び行動の促進を図るため、他の模範となる優れた取組みを埼玉県などが表彰するものです。

平成22年6月に埼玉県と締結した「環境分野における協力に関する協定」に基づき、埼玉県職員と電動アシスト自転車を共同で利用する「e ーサイクルシェアリング埼玉」、りそなキッズマネーアカデミーでの環境教育、長瀞町での植樹活動などに取り組んできたことを評価いただきました。

今後も様々な環境保全活動の推進を通じ、地元埼玉県の発展に貢献してまいります。



長瀞町宝登山での植樹活動

■埼玉りそな銀行　近畿大阪銀行

近畿大阪と埼玉りそなが、広島銀、伊予銀と協働で、「第1回ネットワーク商談会IN大阪」を開催。

近畿大阪銀行と埼玉りそな銀行は、平成22年11月、広島銀行、伊予銀行と協働で、「第1回ネットワーク商談会IN大阪」を開催しました。

この催しは、それぞれの銀行のお取引先に対して、新たな商流を創出し販路拡大をサポートすることで、地域経済の活性化に資することを目的としています。

今回は、「食」をテーマにした事前予約制の商談会として、地元の魅力ある食材に関心を持つ近畿圏の買い手企業と、各地の秀逸な商品について新たな販路を求める広島県、愛媛県、埼玉県等の売り手企業が、1対1で個別に商談する機会を提供しました。





■近畿大阪銀行

高度・専門的な経営課題の解決をサポートする「中小企業支援ネットワーク強化事業」に参画。

近畿大阪銀行は、平成21年4月から経済産業省の委託事業である地域力連携拠点事業、平成22年4月から中小企業応援センター事業の実施機関として活動してまいりました。

平成23年度については、同省における「中小企業支援ネットワーク強化事業」の支援機関として、これまでと同様に中小企業をサポートしてまいります。

同事業では、経営相談の受付や専門家派遣事業における専門家の差配を実施する上級アドバイザーが常駐し、中小企業の抱える高度・専門的な経営課題の解決に向けてのサポートをより一層強化してまいります。

■近畿大阪銀行

「関西地銀でアジア情報NO.1」をめざし、アジアビジネス応援グループを設置。

近畿大阪銀行は、平成22年6月、情報リレーション部内に「アジアビジネス応援グループ」を設置しました。

平成23年3月現在で1300件を超えるアジアビジネスにかかる情報・ニーズが寄せられています。お客さまのニーズにお応えするため、「中国におけるビジネスチャンスとリスクの実態」や「生活習慣の違いから見る“中国での販路開拓”」をテーマとしたセミナーを開催しました。さらに、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）へ2名の社員を派遣し、サポート力の強化に努めています。

これからも、近畿大阪銀行では「関西地銀でアジア情報NO.1」をめざし、アジアビジネスのサポート体制を強化してまいります。



■近畿大阪銀行

誕生10周年記念「『ずっと大阪を、もっと元気に！』コンサート」を開催。

近畿大阪銀行は、平成23年2月、地元文化の育成を目的に関西フィルハーモニー管弦楽団、いずみホールとの協働で「『ずっと大阪を、もっと元気に！』コンサート」を開催しました。

今回のコンサートでは、地元管弦楽団が安心してコンサートを開催するための手法として、運営資金を小口分散で募る「ファンドレイジング」による資金調達を行いました。その結果、取引先の会からの多くの賛同を得て約800口の出資が得られ、満席での開催となりました。

また、当日の演目にはお客さまからのリクエスト曲を採用するなど、クラシックコンサートが初めてのお客さまも一緒になって楽しめる内容となり、地元芸術文化の裾野を広げることができました。



平成22年12月、りそな銀行東京本社ビルで環境マネジメントに関する国際認証規格ISO14001を取得し、りそなグループすべての銀行（りそな銀行・埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行）の本社ビルでの認証取得を完了しました。今後も、環境負荷低減に向けた活動に取り組んでまいります。

東日本大震災復興支援に向けたりそなグループの取組み

東日本大震災により被災された皆さまには心からお見舞い申し上げます。
今回の震災からの一日も早い復興を支援するため、りそなグループ各社では、様々な取組みを実施しております。

復旧・復興支援

被災地の復旧・復興に向けた資金需要にお応えするため、個人向けの住宅ローン・リフォームローン・フリーローン、事業者向けの事業資金などの融資制度を用意しています。

被災者支援

震災直後の3月13日より4月24日まで、りそな銀行仙台支店において、各週末の土曜日、日曜日に臨時営業を実施し、被災者の方からの金融に関するご相談を受付しました。

埼玉りそな銀行では、3月末まで避難所となっていた「さいたまスーパーアリーナ」へお金にまつわる悩みにお応えする相談員を派遣しました。また、現在、集団で避難されている旧騎西高校（埼玉県）では、地元金融機関3社と協働で、金融面のご相談に限らず、お取引先さまにもご協力いただき、避難住民と地元の子どもたちとの交流の場を提供するクイズラリー等、地域活性化にも寄与する様々な取組みを実施しています。

義援金

りそな銀行に、中央共同募金会の義援金受付口座を開設いたしております。この口座へのグループ銀行からの振込は、店頭窓口だけでなく、ATMを利用した場合にも振込手数料は無料としています。

多くの皆さまからのご協力により、平成23年4月末までに、65億円を超える義援金が集まりました。

りそなグループとしても、5,000万円の義援金を提供したほか、グループ従業員からの募金、店頭での募金箱設置なども実施しました。また、銀行のポイントサービスである『りそなクラブ』『埼玉りそなクラブ』『近畿大阪クラブ』のポイント交換を通じて、震災の義援金に充当する取扱いも実施しています。近畿大阪銀行では、東日本大震災復興支援定期預金「関西の思いを東日本へ！」の取扱いも行っています。

また、4月28日にはりそな銀行大阪本社講堂でチャリティコンサート（無料）を実施しました。当日は会場に募金箱を設置し、約500名の来場者の皆さまから多くの義援金が集まりました。



旧騎西高校でのイベント風景



りそな銀行大阪本社でのチャリティコンサート

グループ会社のご紹介

グループ会社

主なグループ会社についてご紹介します。

【カード】

りそなカード株式会社

りそなカード株式会社は、株式会社クレディセゾンとの業務提携により、りそなブランドのクレジットカード『りそなカード《セゾン》』『りそなゴールド《セゾン》』を発行しているほか、JCB・UC・VISAブランドのカードを取り扱っています。りそなグループのクレジットカード会社として、りそなカードならではの生活密着型のサービスを提供し、会員の皆さまに十分にご満足いただけるよう取り組んでいます。また、法人カードや加盟店業務においても、さまざまなお客さまのニーズにお応えしています。

（東京本社）東京都江東区東陽2-2-20
電話　03-5665-0601（代表）

（大阪支社）大阪府大阪市中央区備後町2-1-8
電話　06-6203-9321（代表）

（ホームページ　http://www.resonacard.co.jp）

【ベンチャーキャピタル】

りそなキャピタル株式会社

りそなキャピタル株式会社は、りそなグループのベンチャーキャピタルとしてグループ各社と連携し、株式公開を展望する中堅・中小企業の成長支援、企業価値向上策のご提案を積極的に推進しています。

（東京本社）東京都中央区日本橋茅場町1-10-5
電話　03-5641-3311

（大阪支社）大阪府大阪市中央区備後町2-2-1
電話　06-6232-0052

（ホームページ　http://www.resonacapital.co.jp）

【ビジネスコンサルティング】

りそな総合研究所株式会社

りそな総合研究所株式会社は、「強い会社づくり」のスペシャリストとして、企業経営者の皆さまをサポートしています。経営・財務・人事制度・マネジメントシステム構築（各種認証取得支援）等の経営コンサルティングのほか、マネジメントスクール（事業後継者育成）・企業内研修・公開セミナー、会員向け経営相談サービスなどを通じて、「強い会社づくり」と「人づくり」に役立つソリューションをご提供しています。

（東京本社）東京都江東区東陽4-11-38
電話　03-5653-3701

（大阪本社）大阪府大阪市中央区備後町2-2-1
電話　06-6203-3021

（埼玉本社）埼玉県さいたま市浦和区仲町1-4-10
電話　048-824-5411

（名古屋支店）愛知県名古屋市中区錦2-15-22
電話　052-221-6781

（ホームページ　http://www.rri.co.jp）

【ファクタリング・代金回収代行】

りそな決済サービス株式会社

りそな決済サービス株式会社は、りそなグループの代金回収代行、ファクタリング会社として、資金決済にかかる事業を通じ、お客さまのさまざまなニーズにお応えしています。

（本　　社）東京都中央区日本橋茅場町1-10-5
電話　03-5640-8181（代表）

（さいたま支店）埼玉県さいたま市浦和区高砂2-6-5
電話　048-823-8371

（大阪支店）大阪府大阪市中央区備後町2-1-8
電話　06-6222-7722

（近畿大阪支店）大阪府大阪市中央区備後町2-1-8
電話　06-6222-7722

（ホームページ　http://www.resona-ks.co.jp）

りそなホールディングス

CONTENTS

財務・コーポレートデータセクション

主要な経営指標等の推移…… 69
連結財務諸表…… 72
有価証券及び金銭の信託の時価等情報…… 84
デリバティブ取引情報…… 86
セグメント情報…… 88
主要な業務の状況を示す指標…… 89
預金・貸出金に関する指標…… 92
不良債権処理について…… 93
有価証券に関する指標…… 95
信託業務に関する指標…… 95
主要な経営指標等の推移（単体）…… 97
単体財務諸表…… 98
組織…… 103
子会社等の状況…… 105

主要な経営指標等の推移

■最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

（単位：百万円）

連結会計年度	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
連結経常収益	1,153,316	1,114,441	979,276	875,130	859,898
うち連結信託報酬	40,438	41,380	35,414	28,727	25,937
連結経常利益	409,855	233,712	114,402	152,314	210,290
連結当期純利益	664,899	302,818	123,910	132,230	160,079
連結包括利益	—	—	—	—	132,513
連結純資産額	1,970,139	2,524,656	2,178,084	2,271,897	1,592,553
連結総資産額	39,985,678	39,916,171	39,863,143	40,743,531	42,706,848
1株当たり純資産額（円）	△23,676.18	△13,711.01	△303.63	44.77	251.67
1株当たり当期純利益金額（円）	53,933.18	23,690.06	76.27	88.32	73.14
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	34,237.60	16,401.22	53.83	52.94	41.47
自己資本比率（%）	4.53	5.98	5.13	5.26	3.47
連結自己資本比率（第二基準）（%）	10.56	14.28	13.45	13.81	11.21
連結自己資本利益率（%）	38.33	14.41	5.58	6.30	8.82
連結株価収益率（倍）	5.87	7.00	17.17	13.38	5.41
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,119	△1,153,782	1,469,230	1,024,489	3,465,449
投資活動によるキャッシュ・フロー	363,230	589,524	△1,155,104	△858,062	△1,159,614
財務活動によるキャッシュ・フロー	△538,537	396,337	△356,430	7,651	△909,124
現金及び現金同等物の期末残高	1,321,557	1,153,744	1,111,291	1,285,371	2,682,038
従業員数（人） 〔外、平均臨時従業員数〕	16,245 〔15,476〕	16,344 〔15,532〕	16,498 〔15,701〕	16,756 〔14,384〕	16,941 〔13,601〕
合算信託財産額	34,203,001	36,733,534	34,420,340	26,709,717	26,093,642

（注）1.当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2.「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、連結財務諸表注記の「1株当たり情報」に記載しております。
3.自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4.連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は第二基準を採用しております。
5.連結自己資本利益率は、連結当期純利益金額を期中平均連結純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額で除して算出しております。
6.合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき、信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算し、記載しております。
なお、平成21年4月1日に株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社が合併したことにより、該当する信託業務を営む会社は株式会社りそな銀行1社となっております。
7.従業員数は、就業人員数を表示しております。
8.当社は、平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割しております。

（参考）
期間比較可能性の観点から、1株当たり情報の各数値を100で除した場合には以下のとおりとなります。

（単位：円）

連結会計年度	平成19年3月期	平成20年3月期
1株当たり純資産額	△236.76	△137.11
1株当たり当期純利益金額	539.33	236.90
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	342.37	164.01

■連結損益の状況

（単位：百万円）

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成22年3月期比
経常収益	875,130	859,898	△15,231
連結粗利益	678,399	667,047	△11,351
資金利益	499,499	484,092	△15,406
信託報酬（償却後）	28,727	25,937	△2,789
（信託勘定不良債権処理額）(A)	9	△21	△30
役務取引等利益	116,401	120,865	4,464
特定取引利益	26,330	28,534	2,203
その他業務利益	7,440	7,617	176
一般貸倒引当金繰入額(B)	7,186	1,350	△5,835
営業経費	△387,502	△369,413	18,089
臨時損益	△145,767	△88,695	57,072
うち株式関係損益	668	△833	△1,502
うち不良債権処理額(C)	△145,820	△92,253	53,567
貸出金償却	△72,971	△52,299	20,671
個別貸倒引当金純繰入額	△66,784	△34,860	31,923
特定海外債権引当勘定繰入額	142	△1	△143
その他不良債権処理額	△6,207	△5,092	1,115
うち持分法による投資損益	90	400	310
経常利益	152,314	210,290	57,975
特別利益	28,719	32,652	3,933
うち与信費用戻入(D)	23,974	29,362	5,387
特別損失	△4,976	△5,831	△854
税金等調整前当期純利益	176,057	237,111	61,053
法人税、住民税及び事業税	△11,954	△10,523	1,430
法人税等調整額	△27,774	△62,189	△34,415
少数株主利益	△4,098	△4,318	△220
当期純利益	132,230	160,079	27,848
与信費用(A)＋(B)＋(C)＋(D)	△114,650	△61,561	53,089

（ご参考）

連結対象会社数

（単位：社）

	平成22年3月末	平成23年3月末	平成22年3月末比
連結子会社数	18	17	△1
持分法適用会社数	2	1	△1
合計	20	18	△2

■平成23年3月期の業績について

当連結会計年度における財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。
総資産は前連結会計年度末比1兆9,633億円増加し42兆7,068億円となりました。
資産では、有価証券が前連結会計年度末比9,846億円増加して9兆8,999億円に、貸出金は前連結会計年度末比4,105億円減少して25兆8,530億円になりました。負債では、預金が前連結会計年度末比1兆2,243億円増加して34兆1,799億円となりました。
純資産の部については、公募増資等による新株式発行がありましたが、優先株式の取得・消却などにより、株主資本合計が前連結会計年度末比6,430億円減少した結果、純資産の部全体では前連結会計年度末比6,793億円減少し1兆5,925億円となりました。なお、優先株式に係る株主資本を控除して計算した1株当たり純資産額は、251円67銭となっております。
連結粗利益は、預貸金利回り差の縮小を主因とする資金利益の減少などにより前連結会計年度比113億円減少し6,670億円となりましたが、営業経費が前連結会計年度比180億円減少の3,694億円、与信費用総額が前連結会計年度比530億円減少の615億円となったため、税金等調整前当期純利益は前連結会計年度比610億円増加し2,371億円となりました。一方、税金費用等は前連結会計年度比332億円増加して770億円となり、この結果、連結当期純利益は前連結会計年度比278億円増加の1,600億円となりました。また1株当たり当期純利益は73円14銭となっております。
当社（単体）の経営成績については、営業収益は傘下子銀行からの受取配当金の減少などにより前事業年度比76億円減少し313億円、経常利益は前事業年度比92億円減少して233億円、当期純利益は前事業年度比87億円減少して262億円となりました。
なお、連結自己資本比率（第二基準）は、11.21%となりました。

セグメントごとの業績は、以下のとおりとなりました。
個人部門は、業務粗利益が前連結会計年度比73億円増加し3,120億円に、与信費用控除後業務純益は、前連結会計年度比15億円減少し799億円となりました。
法人部門は、業務粗利益が前連結会計年度比11億円増加し2,615億円に、与信費用控除後業務純益は、前連結会計年度比630億円増加し962億円となりました。
市場部門は、業務粗利益が前連結会計年度比209億円減少し644億円に、与信費用控除後業務純益は前連結会計年度比201億円減少し547億円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比2兆4,409億円収入が増加して3兆4,654億円の収入となりました。これは主として預金や借用金の増加によるものであります。投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比3,015億円支出が増加して1兆1,596億円の支出となりました。これは主として有価証券の償還による収入が減少したためであります。財務活動によるキャッシュ・フローは前連結会計年度比9,167億円支出が増加して9,091億円の支出となりました。これは主として、優先株式の取得によるものであります。これらの結果、現金及び現金同等物の期末残高は当連結会計年度期首に比べ1兆3,966億円増加して2兆6,820億円となりました。

連結財務諸表

当社は、平成22年3月期の連結財務諸表すなわち連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、及び平成23年3月期の連結財務諸表すなわち連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。
また、銀行法第52条の28の規定により作成した書面については、会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けております。

■連結貸借対照表

（単位：百万円）

	平成22年3月期（平成22年3月31日）	平成23年3月期（平成23年3月31日）
＜資産の部＞		
現金預け金※8	1,607,691	3,027,781
コールローン及び買入手形	872,442	356,676
債券貸借取引支払保証金	56,541	—
買入金銭債権	419,212	427,467
特定取引資産※8	522,796	637,508
有価証券※1、2、8、15	8,915,317	9,899,960
貸出金※3、4、5、6、7、8、9	26,263,548	25,853,022
外国為替※7	61,269	63,472
その他資産※8	1,086,792	1,634,261
有形固定資産※11、12	322,297	313,231
建物	103,901	104,481
土地※10	195,933	193,038
リース資産	723	1,174
建設仮勘定	3,707	1,511
その他の有形固定資産	18,030	13,025
無形固定資産	50,467	53,836
ソフトウエア	13,985	10,915
リース資産	31,056	37,557
その他の無形固定資産	5,425	5,364
繰延税金資産	247,379	186,891
支払承諾見返	760,305	678,495
貸倒引当金	△439,604	△424,619
投資損失引当金	△2,925	△1,139
資産の部合計	40,743,531	42,706,848

（単位：百万円）

	平成22年3月期（平成22年3月31日）	平成23年3月期（平成23年3月31日）
＜負債の部＞		
預金※8	32,955,610	34,179,947
譲渡性預金	1,119,590	1,424,610
コールマネー及び売渡手形	393,243	277,916
売現先勘定※8	132,976	142,972
債券貸借取引受入担保金	55,933	—
特定取引負債	154,402	244,282
借用金※8、13	623,620	1,700,813
外国為替	3,085	1,755
社債※14	850,264	678,071
信託勘定借	376,687	375,866
その他負債	964,944	1,320,538
賞与引当金	12,412	14,603
退職給付引当金	9,821	11,591
その他の引当金	28,999	34,552
繰延税金負債	24	—
再評価に係る繰延税金負債※10	29,709	28,277
支払承諾	760,305	678,495
負債の部合計	38,471,633	41,114,294
＜純資産の部＞		
資本金	327,201	340,472
資本剰余金	400,709	237,082
利益剰余金	1,372,119	879,381
自己株式	△86,840	△86,847
株主資本合計	2,013,189	1,370,089
その他有価証券評価差額金	83,129	61,826
繰延ヘッジ損益	13,789	16,352
土地再評価差額金※10	40,271	38,479
為替換算調整勘定	△3,807	△4,468
その他の包括利益累計額合計	133,382	112,190
少数株主持分	125,326	110,273
純資産の部合計	2,271,897	1,592,553
負債及び純資産の部合計	40,743,531	42,706,848

■連結損益計算書

（単位：百万円）

	平成22年3月期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）	平成23年3月期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）
経常収益	875,130	**859,898**
資金運用収益	588,792	**551,097**
貸出金利息	509,771	**469,470**
有価証券利息配当金	55,104	**58,305**
コールローン利息及び買入手形利息	1,650	**1,863**
債券貸借取引受入利息	111	**54**
預け金利息	1,866	**2,021**
その他の受入利息	20,287	**19,382**
信託報酬	28,727	**25,937**
役務取引等収益	165,671	**172,420**
特定取引収益	26,526	**28,900**
その他業務収益	39,747	**50,554**
その他経常収益※1	25,664	**30,988**
経常費用	722,815	**649,608**
資金調達費用	89,292	**67,004**
預金利息	52,865	**38,695**
譲渡性預金利息	2,101	**1,770**
コールマネー利息及び売渡手形利息	809	**437**
売現先利息	474	**69**
債券貸借取引支払利息	273	**140**
借用金利息	2,445	**2,454**
社債利息	27,001	**21,177**
その他の支払利息	3,321	**2,258**
役務取引等費用	49,270	**51,555**
特定取引費用	196	**365**
その他業務費用	32,306	**42,937**
営業経費	387,502	**369,413**
その他経常費用	164,245	**118,332**
貸倒引当金繰入額	59,455	**33,511**
その他の経常費用※2	104,790	**84,821**
経常利益	152,314	**210,290**
特別利益	28,719	**32,652**
固定資産処分益	76	**1,711**
負ののれん発生益※3	—	**1,578**
償却債権取立益	23,974	**29,362**
その他の特別利益	4,667	**—**
特別損失	4,976	**5,831**
固定資産処分損	1,339	**1,576**
減損損失	3,636	**3,659**
その他の特別損失※4	—	**595**
税金等調整前当期純利益	176,057	**237,111**
法人税、住民税及び事業税	11,954	**10,523**
法人税等調整額	27,774	**62,189**
法人税等合計	39,728	**72,713**
少数株主損益調整前当期純利益	—	**164,397**
少数株主利益	4,098	**4,318**
当期純利益	132,230	**160,079**

■連結包括利益計算書

（単位：百万円）

	平成22年3月期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）	平成23年3月期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）
少数株主損益調整前当期純利益	—	**164,397**
その他の包括利益※1	—	**△31,884**
その他有価証券評価差額金	—	**△21,445**
繰延ヘッジ損益	—	**2,563**
為替換算調整勘定	—	**△12,979**
持分法適用会社に対する持分相当額	—	**△22**
包括利益※2	—	**132,513**
親会社株主に係る包括利益	—	**140,679**
少数株主に係る包括利益	—	**△8,166**

■連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	平成22年3月期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）	平成23年3月期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）
株主資本		
資本金		
前期末残高	327,201	**327,201**
当期変動額		
新株の発行	—	**13,271**
当期変動額合計	—	**13,271**
当期末残高	327,201	**340,472**
資本剰余金		
前期末残高	493,309	**400,709**
当期変動額		
新株の発行	178,650	**534,444**
自己株式の処分	△0	**△1**
自己株式の消却	△271,250	**△1,307,683**
利益剰余金から資本剰余金への振替	—	**609,613**
当期変動額合計	△92,600	**△163,626**
当期末残高	400,709	**237,082**
利益剰余金		
前期末残高	1,287,467	**1,372,119**
当期変動額		
剰余金の配当	△49,019	**△44,994**
当期純利益	132,230	**160,079**
土地再評価差額金の取崩	1,440	**1,792**
利益剰余金から資本剰余金への振替	—	**△609,613**
当期変動額合計	84,652	**△492,737**
当期末残高	1,372,119	**879,381**
自己株式		
前期末残高	△86,795	**△86,840**
当期変動額		
自己株式の取得	△271,302	**△1,307,693**
自己株式の処分	6	**2**
自己株式の消却	271,250	**1,307,683**
当期変動額合計	△45	**△7**
当期末残高	△86,840	**△86,847**
株主資本合計		
前期末残高	2,021,182	**2,013,189**
当期変動額		
新株の発行	178,650	**547,716**
剰余金の配当	△49,019	**△44,994**
当期純利益	132,230	**160,079**
自己株式の取得	△271,302	**△1,307,693**
自己株式の処分	6	**0**
土地再評価差額金の取崩	1,440	**1,792**
当期変動額合計	△7,993	**△643,099**
当期末残高	2,013,189	**1,370,089**

（単位：百万円）

	平成22年3月期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）	平成23年3月期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△32,345	**83,129**
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	115,475	**△21,303**
当期変動額合計	115,475	**△21,303**
当期末残高	83,129	**61,826**
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	21,976	**13,789**
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,187	**2,563**
当期変動額合計	△8,187	**2,563**
当期末残高	13,789	**16,352**
土地再評価差額金		
前期末残高	41,712	**40,271**
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,440	**△1,792**
当期変動額合計	△1,440	**△1,792**
当期末残高	40,271	**38,479**
為替換算調整勘定		
前期末残高	△4,363	**△3,807**
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	555	**△660**
当期変動額合計	555	**△660**
当期末残高	△3,807	**△4,468**
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	26,980	**133,382**
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	106,402	**△21,192**
当期変動額合計	106,402	**△21,192**
当期末残高	133,382	**112,190**
少数株主持分		
前期末残高	129,921	**125,326**
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,595	**△15,052**
当期変動額合計	△4,595	**△15,052**
当期末残高	125,326	**110,273**
純資産合計		
前期末残高	2,178,084	**2,271,897**
当期変動額		
新株の発行	178,650	**547,716**
剰余金の配当	△49,019	**△44,994**
当期純利益	132,230	**160,079**
自己株式の取得	△271,302	**△1,307,693**
自己株式の処分	6	**0**
土地再評価差額金の取崩	1,440	**1,792**
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	101,806	**△36,244**
当期変動額合計	93,813	**△679,344**
当期末残高	2,271,897	**1,592,553**

■連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

	平成22年3月期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）	平成23年3月期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	176,057	**237,111**
減価償却費	24,235	**25,258**
減損損失	3,636	**3,659**
のれん償却額	7,242	**—**
負ののれん発生益	—	**△1,578**
持分法による投資損益（△は益）	△90	**△400**
貸倒引当金の増減（△）	△1,362	**△14,985**
投資損失引当金の増減額（△は減少）	2,925	**△1,786**
賞与引当金の増減額（△は減少）	8	**2,191**
退職給付引当金の増減額（△は減少）	3,114	**1,769**
資金運用収益	△588,792	**△551,097**
資金調達費用	89,292	**67,004**
有価証券関係損益（△）	△19,190	**△25,059**
為替差損益（△は益）	△55,004	**△47,688**
固定資産処分損益（△は益）	1,263	**△134**
特定取引資産の純増（△）減	△3,228	**△114,712**
特定取引負債の純増減（△）	32,197	**89,879**
貸出金の純増（△）減	245,706	**410,526**
預金の純増減（△）	847,812	**1,224,337**
譲渡性預金の純増減（△）	537,550	**305,020**
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	△23,887	**1,080,193**
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	△29,277	**△23,422**
コールローン等の純増（△）減	△229,624	**507,510**
債券貸借取引支払保証金の純増（△）減	188,570	**56,541**
コールマネー等の純増減（△）	△601,025	**△105,331**
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	△23,680	**△55,933**
外国為替（資産）の純増（△）減	17,318	**△2,202**
外国為替（負債）の純増減（△）	537	**△1,330**
普通社債発行及び償還による増減（△）	△109,637	**△58,686**
信託勘定借の純増減（△）	30,810	**△821**
資金運用による収入	601,668	**560,256**
資金調達による支出	△90,520	**△74,960**
その他	△32,918	**△12,643**
小　計	1,001,705	**3,478,486**
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	22,783	**△13,036**
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,024,489	**3,465,449**

（単位：百万円）

	平成22年3月期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）	平成23年3月期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△36,550,181	**△35,734,686**
有価証券の売却による収入	30,653,401	**30,896,522**
有価証券の償還による収入	5,056,145	**3,685,233**
有形固定資産の取得による支出	△10,932	**△8,156**
有形固定資産の売却による収入	574	**5,844**
無形固定資産の取得による支出	△7,115	**△2,070**
無形固定資産の売却による収入	45	**115**
子会社株式の取得による支出	—	**△2,126**
その他	—	**△288**
投資活動によるキャッシュ・フロー	△858,062	**△1,159,614**
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	11,000	**1,000**
劣後特約付借入金の返済による支出	△11,000	**△4,000**
劣後特約付社債の発行による収入	200,747	**49,753**
劣後特約付社債の償還による支出	△50,320	**△147,550**
株式の発行による収入	177,852	**544,706**
配当金の支払額	△49,019	**△44,994**
少数株主への配当金の支払額	△313	**△347**
自己株式の取得による支出	△271,302	**△1,307,693**
自己株式の売却による収入	6	**0**
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,651	**△909,124**
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	**△43**
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	174,080	**1,396,667**
現金及び現金同等物の期首残高	1,111,291	**1,285,371**
現金及び現金同等物の期末残高※1	1,285,371	**2,682,038**

■連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 （平成23年3月期）

1. 連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社　17社

主要な連結子会社名は、「子会社等の状況」に記載しているため省略しました。

りそなビジネスサービス株式会社は、平成22年4月1日付で当社連結子会社であるりそな人事サポート株式会社と合併いたしました。なお、合併後のりそな人事サポート株式会社は、同日付で、商号をりそなビジネスサービス株式会社に変更しております。

（2）非連結子会社

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

（1）持分法適用の非連結子会社はありません。

（2）持分法適用の関連会社　1社

会社名

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

なお、日本トラスティ情報システム株式会社は、平成22年10月1日付で当社持分法適用関連会社である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併いたしました。

（3）持分法非適用の非連結子会社

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

（4）持分法非適用の関連会社

主要な会社名

アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

（5）他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合の当該会社等

会社等名

畿内総合信用保証株式会社

近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され、出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連会社としておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

（1）連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日　4社

3月末日　13社

（2）上記の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

（1）特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

（2）有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前１ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（3）デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

（4）減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物：2年～50年

その他：2年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

（5）繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

（6）貸倒引当金の計上基準

主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は443,263百万円であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

（7）投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

（8）賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

（9）退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務　発生年度に一括して損益処理

数理計算上の差異　各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

（10）その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりです。

信託取引損失引当金　11,346百万円

一部の銀行業を営む国内連結子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取

引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

預金払戻損失引当金　12,666百万円
負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金　5,256百万円
信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。

ポイント引当金　4,050百万円
「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。

利息返還損失引当金　561百万円
将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。

(11)外貨建資産・負債の換算基準
銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(12)リース取引の処理方法
当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13)重要なヘッジ会計の方法
（イ）金利リスク・ヘッジ
銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。
なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は88百万円（税効果額控除前）であります。

（ロ）為替変動リスク・ヘッジ
銀行業を営む国内連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

（ハ）連結会社間取引等
銀行業を営む国内連結子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。
なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(14)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15)消費税等の会計処理
当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(16)連結納税制度の適用
当社及び一部の国内連結子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

■連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（平成23年3月期）

（資産除去債務に関する会計基準）
当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。
これにより、経常利益は152百万円減少し、税金等調整前当期純利益は459百万円減少しております。

（企業結合に関する会計基準等の適用）
当連結会計年度から「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日）を適用しております。

■表示方法の変更

（平成23年3月期）

（連結損益計算書関係）
「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第5号平成21年3月24日）の適用により、当連結会計年度では、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

■追加情報

（平成23年3月期）

当連結会計年度から「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号平成22年6月30日）を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

■注記事項

（平成23年3月期）

（連結貸借対照表関係）
※ 1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式19,241百万円及び出資金4,104百万円が含まれております。
※ 2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。
無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。
※ 3. 貸出金のうち、破綻先債権額は19,752百万円、延滞債権額は459,878百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
※ 4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,171百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
※ 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は261,403百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は749,205百万円であります。
なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
※ 7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は196,758百万円であります。

※ 8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	1,837百万円
特定取引資産	142,947百万円
有価証券	6,664,361百万円
貸出金	166,479百万円
その他資産	3,880百万円

担保資産に対応する債務

預金	163,227百万円
売現先勘定	142,972百万円
借用金	1,633,620百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券1,196,235百万円及びその他資産246,601百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,666百万円、敷金保証金は22,322百万円であります。

※ 9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,801,642百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,584,472百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価を行った年月日
　平成10年3月31日
・同法律第3条第3項に定める再評価の方法
　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格（平成10年1月1日基準日）に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　31,229百万円

※11. 有形固定資産の減価償却累計額　212,723百万円

※12. 有形固定資産の圧縮記帳額　53,258百万円
（当連結会計年度圧縮記帳額　－百万円）

※13. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金49,000百万円が含まれております。

※14. 社債には、劣後特約付社債624,469百万円が含まれております。

※15.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は274,968百万円であります。

16. 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託439,223百万円であります。

（連結損益計算書関係）

※ 1.「その他経常収益」には、株式等売却益8,669百万円を含んでおります。

※ 2.「その他の経常費用」には、貸出金償却52,299百万円、株式等売却損5,888百万円及び株式等償却3,598百万円を含んでおります。

※ 3.「負ののれん発生益」は、少数株主から追加取得した一部の連結子会社株式の取得原価と、対応する少数株主持分減少額との差額であります。

※ 4.「その他の特別損失」は、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額であります。

（連結包括利益計算書関係）

※ 1. 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益

その他の包括利益	102,749百万円
その他有価証券評価差額金	115,585百万円
繰延ヘッジ損益	△8,187百万円
為替換算調整勘定	△4,692百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	43百万円

※ 2. 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

包括利益	239,078百万円
親会社株主に係る包括利益	240,073百万円
少数株主に係る包括利益	△995百万円

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度		当連結会計年度末株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
発行済株式					
普通株式	1,214,957	1,300,000	—	2,514,957	注1
種類株式					
丙種第一回優先株式	12,000	—	—	12,000	
己種第一回優先株式	8,000	—	—	8,000	
第1種第一回優先株式	275,000	—	275,000	—	注2
第2種第一回優先株式	281,780	—	281,780	—	注2
第3種第一回優先株式	275,000	—	50,000	225,000	注2
第4種優先株式	2,520	—	—	2,520	
第5種優先株式	4,000	—	—	4,000	
第6種優先株式	3,000	—	—	3,000	
合計	2,076,258	1,300,000	606,780	2,769,477	
自己株式					
普通株式	64,168	12	1	64,179	注3
種類株式					
第1種第一回優先株式	—	275,000	275,000	—	注2
第2種第一回優先株式	—	281,780	281,780	—	注2
第3種第一回優先株式	—	50,000	50,000	—	注2
合計	64,168	606,793	606,782	64,179	

（注）1.普通株式の増加は、公募等による新株式発行による増加であります。
2.第1種第一回優先株式、第2種第一回優先株式及び第3種第一回優先株式の自己株式の増加は、自己株式取得枠の範囲内で実施した取得による増加であり、第1種第一回優先株式、第2種第一回優先株式及び第3種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。
3.単元未満株式の買取及び処分による増減であります。

2. 配当に関する事項

（1）当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年5月14日取締役会	普通株式	11,507	10.00	平成22年3月31日	平成22年6月9日
	種類株式				
	丙種第一回優先株式	816	68.00		
	己種第一回優先株式	1,480	185.00		
	第1種第一回優先株式	7,887	28.68		
	第2種第一回優先株式	8,081	28.68		
	第3種第一回優先株式	7,887	28.68		
	第4種優先株式	2,501	992.50		
	第5種優先株式	3,675	918.75		
	第6種優先株式	1,159	386.51		

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	配当の原資	基準日	効力発生日
平成23年5月13日取締役会	普通株式	29,409	12.00	利益剰余金	平成23年3月31日	平成23年6月9日
	種類株式					
	丙種第一回優先株式	816	68.00			
	己種第一回優先株式	1,480	185.00			
	第3種第一回優先株式	5,301	23.56			
	第4種優先株式	2,501	992.50			
	第5種優先株式	3,675	918.75			
	第6種優先株式	3,712	1,237.50			

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

平成23年3月31日現在

現金預け金勘定	3,027,781百万円
日本銀行以外への預け金	△345,742百万円
現金及び現金同等物	2,682,038百万円

（リース取引関係）

（借手側）

1. ファイナンス・リース取引

（1）リース資産の内容

（ア）有形固定資産

主として、電子計算機及び現金自動機であります。

（イ）無形固定資産

ソフトウエアであります。なお、無形固定資産のリース資産として計上しているもの以外に、ソフトウエアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、2,474百万円であります。

（2）リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（3）通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額

取得価額相当額

有形固定資産	3,925百万円
無形固定資産	389百万円
合計	4,314百万円

減価償却累計額相当額

有形固定資産	3,193百万円
無形固定資産	262百万円
合計	3,455百万円

年度末残高相当額

有形固定資産	732百万円
無形固定資産	126百万円
合計	859百万円

・未経過リース料年度末残高相当額

1年内	913百万円
1年超	133百万円
合計	1,046百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	1,149百万円
減価償却費相当額	990百万円
支払利息相当額	39百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	4,081百万円
1年超	25,263百万円
合計	29,344百万円

（貸手側）

1. オペレーティング・リース取引

・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	38百万円
1年超	583百万円
合計	621百万円

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	3,027,781	3,027,781	—
(2)コールローン及び買入手形	356,676	356,676	—
(3)買入金銭債権（＊1）	427,417	428,913	1,495
(4)特定取引資産			
売買目的有価証券	371,960	371,960	—
(5)有価証券			
満期保有目的の債券	1,667,900	1,692,496	24,596
その他有価証券	8,130,206	8,130,206	—
(6)貸出金	25,853,022		
貸倒引当金（＊1）	△358,624		
	25,494,397	25,869,729	375,331
(7)外国為替（＊1）	62,333	62,333	—
資産計	39,538,674	39,940,097	401,423
(1)預金	34,179,947	34,193,696	13,749
(2)譲渡性預金	1,424,610	1,424,632	22
(3)コールマネー及び売渡手形	277,916	277,916	—
(4)売現先勘定	142,972	142,972	—
(5)借用金	1,700,813	1,702,651	1,838
(6)外国為替	1,755	1,755	—
(7)社債	678,071	686,834	8,762
(8)信託勘定借	375,866	375,866	—
負債計	38,781,953	38,806,325	24,372
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	78,774	78,774	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(38,015)	(38,235)	△219
デリバティブ取引計	40,758	40,539	△219

	契約額等	時価
その他		
債務保証契約（＊3）	678,495	△18,526

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（＊2）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（＊3）債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

（1）現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（3）買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書は、外部業者（ブローカー）から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法（(6) 参照）に準じた方法で算出した価格を時価としております。

（4）特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格、短期社債は、額面を市場金利で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

（5）有価証券
株式は当連結会計年度末前１カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券（私募債を除く）は日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「有価証券及び金銭の信託の時価等情報」に記載しております。

（6）貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。
貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

（7）外国為替
外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

（1）預金、及び（2）譲渡性預金
要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

（3）コールマネー及び売渡手形、及び（4）売現先勘定
これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（5）借用金
借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（6）外国為替
外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（7）社債
当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格、もしくは元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

（8）信託勘定借
信託勘定借は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「デリバティブ取引情報」に記載しております。

その他
債務保証契約
契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を時価としております。
また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先等に対する保証については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、当該価額を時価としております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）（＊2）	75,841
組合出資金（＊2）（＊3）	26,011
合計	101,853

（＊1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。上記は、投資損失引当金控除前、国内海外合計の計数であります。
（＊2）当連結会計年度において、非上場株式について711百万円、組合出資金について744百万円減損処理を行なっております。
（＊3）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。上記は、国内海外合計の計数であります。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金	2,498,353	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	356,676	—	—	—	—	—
買入金銭債権	257,526	8,483	336	108	—	162,006
有価証券						
満期保有目的の債券	45,284	220,179	254,123	327,304	824,761	3,000
うち国債	30,000	165,000	177,000	266,300	714,700	3,000
地方債	12,080	51,033	75,221	60,954	110,061	—
社債	3,203	4,146	1,902	50	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	2,730,090	1,458,365	2,536,317	390,005	477,673	42,613
うち国債	2,528,700	1,083,700	2,064,100	254,600	384,000	—
地方債	332	5,730	41,860	16,700	85,884	—
社債	184,626	314,527	400,071	110,110	6,302	22,351
貸出金（＊1）	7,075,053	4,198,594	2,798,003	1,761,329	2,189,376	7,625,609
外国為替	63,472	—	—	—	—	—
合計	13,026,457	5,885,623	5,588,780	2,478,747	3,491,811	7,833,229

（＊1）貸出金のうち、償還予定額が見込めないもの205,054百万円は含めておりません。また、取立不能見込額として債権額から直接減額した金額を控除しております。

（注4）社債、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預金（＊1）	31,063,198	2,572,940	543,808	—	—	—
譲渡性預金	1,419,410	5,200	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	277,916	—	—	—	—	—
売現先勘定	142,972	—	—	—	—	—
借用金	1,646,505	4,335	913	12,041	37,016	—
外国為替	1,755	—	—	—	—	—
社債（＊2）	20,910	32,730	40,000	125,000	171,300	—
信託勘定借	375,866	—	—	—	—	—
合計	34,948,534	2,615,206	584,722	137,041	208,316	—

（＊1）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。
（＊2）社債のうち、期間の定めのないもの288,213百万円は含めておりません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要
一部の連結子会社は、退職一時金制度及び確定給付型の企業年金制度を設けております。なお、従業員の退職等に際して、退職給付に係る会計基準に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない退職金を支給する場合があります。また、上記の連結子会社のうち2社において、退職給付信託を設定しております。
また、適格退職年金制度を有している連結子会社は1社であります。
なお、当社につきましては、退職給付制度を設けておりません。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	(A)	△361,699百万円
年金資産	(B)	464,354百万円
未積立退職給付債務	(C)＝(A)＋(B)	102,654百万円
未認識数理計算上の差異	(D)	18,562百万円
連結貸借対照表計上額純額	(E)＝(C)＋(D)	121,217百万円
前払年金費用	(F)	132,809百万円
退職給付引当金	(E)－(F)	△11,591百万円

（注）1.臨時に支払う割増退職金は含めておりません。
2.一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	10,126百万円
利息費用	7,197百万円
期待運用収益	△3,975百万円
数理計算上の差異の費用処理額	3,524百万円
その他（退職給付債務の対象外の退職金等）	883百万円
退職給付費用	17,756百万円

（注）簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	発生年度に一括して費用処理することとしている。
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年（各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。）

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
有価証券償却否認額	919,450百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額及び貸出金償却否認額	277,213百万円
税務上の繰越欠損金	205,940百万円
退職給付引当金	58,707百万円
その他有価証券評価差額金	1,638百万円
その他	96,843百万円
繰延税金資産小計	1,559,793百万円
評価性引当額	△1,313,729百万円
繰延税金資産合計	246,063百万円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△21,304百万円
退職給付信託設定益	△14,403百万円
繰延ヘッジ利益	△11,728百万円
未収配当金	△2,101百万円
その他	△9,634百万円
繰延税金負債合計	△59,172百万円
繰延税金資産の純額	186,891百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.64%
（調整）	
繰越欠損金控除期限経過	212.53%
評価性引当額	△219.64%
親会社と子会社の実効税率差	△1.44%
受取配当金益金不算入	△1.10%
その他	△0.33%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.66%

（企業結合等関係）

記載すべき重要な事項はありません。

（関連当事者情報）

1.関連当事者との取引

（1）連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

①連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容
主要株主	預金保険機構	東京都千代田区	一般勘定 455 住専勘定 5,000 企業再生勘定 10,000	1.保険料の収納、保険金及び仮払金の支払、資金援助、預金等債権の買取りに関する業務 2.金融整理管財人（含む管財代理人）、承継銀行の経営管理、金融危機への対応のための業務 3.立入検査、金融機関等の株式等の引受等（資本増強）に関する業務 4.整理回収機構への指導及び助言並びに債務者の財産調査、経営者等の責任追及に関する業務 5.振込詐欺被害者の救済手続に係る業務

議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
（被所有）直接 27.2%	預金保険料の納付	自己株式の取得	1,307,683	—	—

（注）1　資本金又は出資金は、平成22年3月31日現在であります。

2　自己株式の取得金額は、当事者間の合意によるものであります。

②連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものはありません。

③連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

記載すべき重要なものはありません。

④連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

記載すべき重要なものはありません。

（2）連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

①連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
記載すべき重要なものはありません。

②連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
記載すべき重要なものはありません。

③連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
記載すべき重要なものはありません。

④連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）	備考
役員	中村 重治	—	—	当社執行役 株式会社りそな銀行代表取締役	—	当社執行役 株式会社りそな銀行代表取締役	賃貸マンションローンに係る被保証	—	—	15	注1
役員の近親者	中村 美奈子 中村 隆	—	—	—	—	当社執行役 中村 重治の母 当社執行役 中村 重治の弟	資金の貸付	—	貸出金	15	注2
重要な子会社の役員の近親者	荒井 克治	—	—	—	—	株式会社 埼玉りそな銀行 監査役 荒井 隆男の父	預金取引	—	預金	81	注3
重要な子会社の役員の近親者	荒井 克治	—	—	—	—	株式会社 埼玉りそな銀行 監査役 荒井 隆男の父	資金の貸付	—	貸出金	438	注4
重要な子会社の役員の近親者	荒井 邦夫 荒井 綾子	—	—	—	—	株式会社 埼玉りそな銀行 監査役 荒井 隆男の兄 株式会社 埼玉りそな銀行 監査役 荒井 隆男の義姉	賃貸マンションローンに係る被保証	—	—	438	注5

（注）1.当社役員の近親者へのりそな保証株式会社保証付の株式会社りそな銀行賃貸マンションローンに係る保証であり、不動産担保の提供も受けております。
2.市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間30年、１ヶ月毎元利均等返済のりそな保証株式会社保証付の株式会社りそな銀行賃貸マンションローンであります。
3.株式会社埼玉りそな銀行の自由金利型定期預金であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
4.市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間26年、１ヶ月毎元利均等返済の株式会社埼玉りそな銀行賃貸マンションローンであり、不動産担保の提供も受けております。
5.株式会社埼玉りそな銀行の役員の近親者への株式会社埼玉りそな銀行賃貸マンションローンに係る保証であり、不動産担保の提供も受けております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報
該当ありません。

（2）重要な関連会社の要約財務情報
記載すべき重要なものはありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額 251.67円
1株当たり当期純利益金額 73.14円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 41.47円

（注）1.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	1,592,553百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	975,759百万円
うち少数株主持分	110,273百万円
うち優先株式	848,000百万円
うち優先配当額	17,485百万円
普通株式に係る期末の純資産額	616,794百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	2,450,778千株

2.1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

1株当たり当期純利益金額	
当期純利益	160,079百万円
普通株主に帰属しない金額	60,500百万円
うち優先配当額	17,485百万円
うち配当優先株式に係る消却差額（＊）	43,014百万円
普通株式に係る当期純利益	99,579百万円
普通株式の期中平均株式数	1,361,375千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
当期純利益調整額	6,117百万円
うち優先配当額	6,117百万円
普通株式増加数	1,187,046千株
うち優先株式	1,187,046千株

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要
己種第一回優先株式 （発行済株式総数8,000千株）
なお、上記優先株式の概要は、「自己資本の充実の状況・バーゼルⅡ関連データセクション＜自己資本調達手段の概要＞」に記載のとおりであります。

（＊）配当優先株式に係る消却差額43,014百万円は、当連結会計年度において取得・消却した第１種第一回優先株式、第２種第一回優先株式及び第３種第一回優先株式に係る消却差額のうち、利益剰余金の減少に対応する金額であります。

（重要な後発事象）

該当ありません。

有価証券及び金銭の信託の時価等情報

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の信託受益権、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債を含めて記載しております。
「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

■売買目的有価証券

（単位：百万円）

	平成22年3月末	平成23年3月末
	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	164	114

■満期保有目的の債券

（単位：百万円）

		平成22年3月末			平成23年3月末		
	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	817,238	833,043	15,804	923,285	941,635	18,349
	地方債	239,271	248,288	9,017	267,584	277,454	9,869
	社債	12,520	12,730	210	8,090	8,264	174
	小計	1,069,029	1,094,061	25,032	1,198,960	1,227,354	28,393
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	426,252	422,967	△3,285
	地方債	13,995	13,885	△109	41,475	40,998	△477
	社債	4,177	4,098	△78	1,210	1,176	△34
	小計	18,172	17,984	△187	468,939	465,141	△3,797
合計		1,087,202	1,112,046	24,844	1,667,900	1,692,496	24,596

■その他有価証券

（単位：百万円）

		平成22年3月末			平成23年3月末		
	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	401,479	257,750	143,728	350,775	220,258	130,516
	債券	2,168,101	2,154,228	13,872	2,004,953	1,992,869	12,083
	国債	1,275,403	1,268,368	7,035	1,520,061	1,514,691	5,370
	地方債	109,193	106,895	2,297	105,314	102,124	3,189
	社債	783,503	778,964	4,539	379,577	376,054	3,523
	その他	84,021	78,966	5,055	48,112	46,295	1,816
	小計	2,653,601	2,490,945	162,656	2,403,841	2,259,424	144,416
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	73,113	86,786	△13,673	113,272	131,611	△18,339
	債券	4,877,914	4,900,897	△22,982	5,510,683	5,537,158	△26,475
	国債	4,466,726	4,487,346	△20,620	4,802,029	4,823,200	△21,171
	地方債	39,095	39,351	△255	47,716	48,276	△560
	社債	372,093	374,200	△2,107	660,937	665,681	△4,743
	その他	249,710	255,103	△5,392	218,551	225,287	△6,736
	小計	5,200,738	5,242,787	△42,048	5,842,507	5,894,058	△51,551
合計		7,854,340	7,733,733	120,607	8,246,348	8,153,482	92,865

（注）非上場株式（平成22年3月末連結貸借対照表計上額75,659百万円、平成23年3月末同56,576百万円）及び組合出資金（平成22年3月末連結貸借対照表計上額24,657百万円、平成23年3月末同21,931百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

■当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

平成22年3月期、平成23年3月期とも該当ありません。

■当連結会計年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

	平成22年3月期			平成23年3月期		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	19,639	6,970	120	16,886	4,675	199
債券	30,285,849	38,353	8,230	30,172,201	44,970	14,317
国債	29,753,577	35,227	8,143	29,300,770	40,646	14,250
地方債	161,069	828	81	67,046	391	34
社債	371,202	2,297	6	804,384	3,931	33
その他	447,644	4,051	2,010	1,129,904	10,680	9,029
合計	30,753,133	49,376	10,361	31,318,992	60,325	23,546

■保有目的を変更した有価証券

平成22年3月末、平成23年3月末とも該当ありません。

■減損処理を行った有価証券

平成22年3月期

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当連結会計年度における減損処理額は、2,744百万円であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落
要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

平成23年3月期

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、3,673百万円であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落
要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

■金銭の信託の時価等情報

運用目的の金銭の信託

平成22年3月末、平成23年3月末とも該当ありません。

満期保有目的の金銭の信託

平成22年3月末、平成23年3月末とも該当ありません。

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

平成22年3月末、平成23年3月末とも該当ありません。

■その他有価証券評価差額金

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	平成22年3月末	平成23年3月末
評価差額	109,501	83,126
その他有価証券	109,501	83,126
その他の金銭の信託	—	—
（△）繰延税金負債	26,234	21,304
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	83,267	61,822
（△）少数株主持分相当額	190	25
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	52	30
その他有価証券評価差額金	83,129	61,826

（注）評価差額からは、時価ヘッジにより当連結会計年度末までに損益に反映させた額を、平成22年3月末については11,105百万円、平成23年3月末については9,738百万円を、それぞれ除いております。

デリバティブ取引情報

1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

■金利関連取引

（単位：百万円）

			平成22年3月末				平成23年3月末			
			契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
				うち1年超				うち1年超		
金融商品取引所	金利先物	売建	201,905	89,511	△302	△302	82,512	12,268	△28	△28
		買建	54,802	34,097	△8	△8	18,464	14,327	2	2
店頭	金利スワップ	受取固定・支払変動	8,766,944	5,612,403	141,171	141,134	16,302,112	13,914,048	154,332	154,332
		受取変動・支払固定	7,582,317	5,700,326	△123,031	△123,031	16,164,771	14,237,500	△159,958	△159,958
		受取変動・支払変動	2,145,000	1,097,000	1,058	1,058	5,632,700	4,957,700	10,665	10,665
	キャップ	売建	71,933	63,739	△724	937	113,116	107,248	△1,306	1,437
		買建	2,700	1,800	△5	△4	1,771	—	△1	△0
	フロアー	売建	9,000	9,000	438	△211	9,000	9,000	404	△214
		買建	74,726	74,490	1,610	1,407	75,486	74,972	1,669	1,470
	スワップション	売建	215,000	—	789	△94	10,326,000	2,311,000	19,738	△2,096
		買建	3,300	2,300	46	20	3,227,000	1,527,000	42,581	△1,353
連結会社間取引	金利スワップ	受取固定・支払変動	104,400	93,500	2,047	2,047	106,900	60,900	1,651	1,651
		受取変動・支払固定	25,000	—	△151	△151	—	—	—	—
合計			／	／	21,933	22,802	／	／	32,078	5,908

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。
店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

■通貨関連取引

（単位：百万円）

			平成22年3月末				平成23年3月末			
			契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
				うち1年超				うち1年超		
店頭	通貨スワップ		2,933,122	2,717,249	△8,351	34,754	2,730,100	2,331,003	△11,530	47,231
	為替予約	売建	571,863	259,878	△1,152	△1,152	667,377	203,479	11,637	11,637
		買建	1,135,327	601,962	△17,075	△17,075	1,078,811	522,011	△61,976	△61,976
	通貨オプション	売建	1,627,359	1,334,474	92,475	11,863	1,448,252	1,119,892	92,505	10,034
		買建	1,693,574	1,382,516	168,882	66,758	1,474,003	1,135,077	200,989	99,017
合計			／	／	49,827	95,147	／	／	46,614	105,943

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

■株式関連取引

（単位：百万円）

			平成22年3月末				平成23年3月末			
			契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
				うち1年超				うち1年超		
金融商品取引所	株式指数先物	売建	2,977	—	△16	△16	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	株式指数オプション	売建	6,600	—	101	△37	—	—	—	—
		買建	2,625	—	2	△24	—	—	—	—
合計			／	／	△115	△78	／	／	—	—

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
東京証券取引所等における最終の価格によっております。

■債券関連取引

（単位：百万円）

			平成22年3月末				平成23年3月末			
			契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
				うち1年超				うち1年超		
金融商品取引所	債券先物	売建	53,813	—	250	250	46,095	—	△21	△21
		買建	321	—	0	0	4,155	—	31	31
	債券先物オプション	売建	6,825	—	4	2	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	5,590	—	19	△0
店頭	債券店頭オプション	売建	—	—	—	—	45,187	—	73	20
		買建	—	—	—	—	45,187	—	125	22
合計			／	／	246	253	／	／	81	52

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

■商品関連取引

平成22年3月末、平成23年3月末とも該当ありません。

■クレジットデリバティブ取引

平成22年3月末、平成23年3月末とも該当ありません。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

■金利関連取引

（単位：百万円）

			主なヘッジ対象	平成22年3月末			平成23年3月末		
				契約額等		時価	契約額等		時価
					うち1年超			うち1年超	
原則的処理方法	金利スワップ	受取固定・支払変動	貸出金、預金等の有利息の金融資産・負債	1,732,856	1,524,856	66,640	1,648,285	1,488,285	78,404
		受取変動・支払固定		1,215,000	1,070,000	△46,457	1,072,951	842,951	△51,114
金利スワップの特例処理	金利スワップ	受取変動・支払固定	貸出金	35,062	24,156	△294	37,240	16,240	△219
合計				／	／	19,888	／	／	27,070

（注）1.主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。
2.時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

■通貨関連取引

（単位：百万円）

		主なヘッジ対象	平成22年3月末			平成23年3月末		
			契約額等		時価	契約額等		時価
				うち1年超			うち1年超	
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の預金、社債等	421,882	284,332	△52,836	284,332	212,458	△65,306

（注）1.主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。
2.時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

■株式関連取引

平成22年3月末、平成23年3月末とも該当ありません。

■債券関連取引

平成22年3月末、平成23年3月末とも該当ありません。

セグメント情報

■事業の種類別セグメント情報

平成22年3月期、平成23年3月期
全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

■所在地別セグメント情報

平成22年3月期、平成23年3月期
全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

■海外経常収益

平成22年3月期、平成23年3月期
海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

（参考情報）

「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）に基づくセグメント情報は以下のとおりです。

1.報告セグメントの概要

■セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。
当グループでは、グループ傘下銀行3社（株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行）の管理会計を共通化した「グループ事業部門別管理会計」において、グループ事業部門を「個人部門」「法人部門」「市場部門」に区分して算定を行っているため、この3つを報告セグメントとしております。
各報告セグメントに属する主な事業活動は、以下のとおりであります。

報告セグメント	主な事業活動
個人部門	主として、個人のお客さまを対象として、個人ローン・資産運用・資産承継等に係るコンサルティングを中心とした事業活動を展開しております。
法人部門	主として、法人のお客さまを対象として、企業向貸出、信託を活用した資産運用、不動産業務、企業年金、資産承継等、事業成長のサポートを中心とした事業活動を展開しております。
市場部門	主として、資金・為替・債券・デリバティブ等につきまして、金融市場を通じた調達と運用を行っております。

■セグメント損益項目の概要

当グループは、銀行業が一般事業会社と異なる収支構造を持つこと等から、売上高、営業利益等の指標に代えて、銀行業における一般的な収益指標である「業務粗利益」「業務純益」をベースとしたセグメント別の収益管理を行っております。
それぞれの損益項目の概要は、以下のとおりであります。

①業務粗利益
預金・貸出金、有価証券等の利息収支などを示す「資金利益」や、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」などを含んでおり、連結財務諸表上の経常収益（株式等売却益などのその他経常収益を除く）から経常費用（営業経費及び貸倒引当金繰入額などのその他経常費用を除く）を差し引いた金額であります。
②経費
銀行の業務活動での人件費等の費用であり、連結財務諸表上の営業経費から退職給付費用の一部等を除いた金額であります。
③実勢業務純益
業務粗利益（信託勘定に係る不良債権処理額を除く）から人件費等の経費を差し引いたものであり、銀行本来の業務活動による利益を表わしております。
④与信費用
その他経常費用に含まれる貸倒引当金繰入額及び貸出金償却等、与信関連の費用の合計額から、特別利益に含まれる償却債権取立益等を控除した金額であります。
⑤与信費用控除後業務純益
実勢業務純益から与信費用を控除したものであり、当グループではこれをセグメント利益としております。

2.報告セグメントごとの利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。なお、市場部門で調達した資金を個人部門、法人部門で活用する場合、社内の一定のルールに基づいて算出した損益を、それぞれの部門の業績として振り分けております。
当グループでは、資産を事業セグメント別に配分していないことから、セグメント資産の開示を省略しております。

3.報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	平成22年3月期						平成23年3月期					
	報告セグメント				その他	合計	報告セグメント				その他	合計
	個人部門	法人部門	市場部門	計			個人部門	法人部門	市場部門	計		
業務粗利益	304,777	260,356	85,411	650,545	△3,550	646,994	312,087	261,529	64,461	638,077	△2,599	635,478
経費	△194,888	△148,600	△10,508	△353,996	—	△353,996	△194,075	△145,475	△9,706	△349,258	—	△349,258
実勢業務純益	109,889	111,746	74,903	296,539	△3,550	292,989	118,011	116,074	54,754	288,840	△2,599	286,241
与信費用	△28,394	△78,557	—	△106,951	59	△106,892	△38,031	△19,847	—	△57,878	—	△57,878
与信費用控除後業務純益（計）	81,495	33,189	74,903	189,587	△3,491	186,096	79,980	96,227	54,754	230,962	△2,599	228,362

（注）1.合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当社子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。
2.個人部門には、当社子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。
3.法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額を、平成22年3月期については9百万円（利益）、平成23年3月期については21百万円（損失）、それぞれ除いております。
4.市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。
5.「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。
6.減価償却費は、経費に含まれております。

4.報告セグメントの合計額と連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	平成22年3月期	平成23年3月期
報告セグメント計	189,587	230,962
「その他」の区分の利益	△3,491	△2,599
与信費用以外の臨時損益	△7,315	△656
与信費用以外の特別損益	84	△4,139
報告セグメント対象外の連結子会社利益等	△2,807	13,544
連結損益計算書の税金等調整前当期純利益	176,057	237,111

（注）1.与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部等が含まれております。
2.与信費用以外の特別損益には、減損損失等が含まれております。

主要な業務の状況を示す指標

■国内・海外別収支の内訳

（単位：百万円）

	平成22年3月期				平成23年3月期			
	国内	海外	相殺消去額（△）	合計	国内	海外	相殺消去額（△）	合計
資金運用収支	494,277	10,090	4,868	499,499	478,867	9,505	4,280	484,092
資金運用収益	585,285	11,954	8,447	588,792	547,404	11,321	7,628	551,097
資金調達費用	91,007	1,864	3,579	89,292	68,536	1,816	3,348	67,004
信託報酬	28,727	—	—	28,727	25,937	—	—	25,937
役務取引等収支	116,095	302	△2	116,401	120,752	112	—	120,865
役務取引等収益	165,318	371	17	165,671	172,165	275	20	172,420
役務取引等費用	49,222	68	19	49,270	51,412	163	20	51,555
特定取引収支	26,330	—	—	26,330	28,534	—	—	28,534
特定取引収益	26,526	—	—	26,526	28,900	—	—	28,900
特定取引費用	196	—	—	196	365	—	—	365
その他業務収支	6,630	810	—	7,440	7,145	472	—	7,617
その他業務収益	39,585	161	—	39,747	50,361	192	—	50,554
その他業務費用	32,955	△648	—	32,306	43,216	△279	—	42,937

（注）1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。
3.資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息を控除しております。

■国内・海外別資金運用／調達の状況

（単位：百万円、%）

		平成22年3月期				平成23年3月期			
		国内	海外	相殺消去額（△）	合計	国内	海外	相殺消去額（△）	合計
資金運用勘定	平均残高	36,016,604	180,339	146,667	36,050,276	**36,427,121**	**177,845**	**137,790**	**36,467,175**
	利息	585,285	11,954	8,447	588,792	**547,404**	**11,321**	**7,628**	**551,097**
	利回り	1.62	6.62	／	1.63	**1.50**	**6.36**	／	**1.51**
うち貸出金	平均残高	25,679,086	54,057	15,103	25,718,040	**25,191,925**	**60,465**	**14,038**	**25,238,352**
	利息	506,777	3,491	497	509,771	**466,138**	**3,790**	**458**	**469,470**
	利回り	1.97	6.45	／	1.98	**1.85**	**6.26**	／	**1.86**
有価証券	平均残高	8,858,157	115,290	127,380	8,846,066	**9,547,616**	**108,914**	**123,046**	**9,533,485**
	利息	54,794	8,255	7,944	55,104	**58,232**	**7,243**	**7,170**	**58,305**
	利回り	0.61	7.16	／	0.62	**0.60**	**6.65**	／	**0.61**
コールローン及び買入手形	平均残高	706,037	6,398	3,015	709,420	**767,045**	**4,624**	—	**771,669**
	利息	1,475	179	5	1,650	**1,596**	**267**	—	**1,863**
	利回り	0.20	2.81	／	0.23	**0.20**	**5.78**	／	**0.24**
買現先勘定	平均残高	—	—	—	—	—	—	—	—
	利息	—	—	—	—	—	—	—	—
	利回り	—	—	／	—	—	—	／	—
債券貸借取引支払保証金	平均残高	83,120	—	—	83,120	**44,159**	—	—	**44,159**
	利息	111	—	—	111	**54**	—	—	**54**
	利回り	0.13	—	／	0.13	**0.12**	—	／	**0.12**
預け金	平均残高	342,964	1,568	—	344,532	**497,710**	**1,277**	**62**	**498,925**
	利息	1,855	11	—	1,866	**2,018**	**2**	**0**	**2,021**
	利回り	0.54	0.72	／	0.54	**0.40**	**0.19**	／	**0.40**
資金調達勘定	平均残高	35,608,684	57,437	128,097	35,538,024	**36,293,547**	**63,315**	**115,379**	**36,241,483**
	利息	91,007	1,864	3,579	89,292	**68,536**	**1,816**	**3,348**	**67,004**
	利回り	0.25	3.24	／	0.25	**0.18**	**2.86**	／	**0.18**
うち預金	平均残高	31,315,759	35,241	3,031	31,347,969	**32,083,861**	**40,205**	—	**32,124,067**
	利息	52,100	770	5	52,865	**37,748**	**947**	**0**	**38,695**
	利回り	0.16	2.18	／	0.16	**0.11**	**2.35**	／	**0.12**
譲渡性預金	平均残高	1,000,509	—	—	1,000,509	**1,428,451**	—	—	**1,428,451**
	利息	2,101	—	—	2,101	**1,770**	—	—	**1,770**
	利回り	0.21	—	／	0.21	**0.12**	—	／	**0.12**
コールマネー及び売渡手形	平均残高	699,077	—	—	699,077	**397,816**	**307**	**59**	**398,064**
	利息	809	—	—	809	**435**	**1**	—	**437**
	利回り	0.11	—	／	0.11	**0.10**	**0.64**	／	**0.10**
売現先勘定	平均残高	390,064	—	—	390,064	**63,078**	—	—	**63,078**
	利息	474	—	—	474	**69**	—	—	**69**
	利回り	0.12	—	／	0.12	**0.11**	—	／	**0.11**
債券貸借取引受入担保金	平均残高	142,335	—	—	142,335	**95,066**	—	—	**95,066**
	利息	273	—	—	273	**140**	—	—	**140**
	利回り	0.19	—	／	0.19	**0.14**	—	／	**0.14**
コマーシャル・ペーパー	平均残高	—	—	—	—	—	—	—	—
	利息	—	—	—	—	—	—	—	—
	利回り	—	—	／	—	—	—	／	—
借用金	平均残高	714,720	10,042	15,018	709,744	**1,045,969**	**10,188**	**13,992**	**1,042,165**
	利息	2,706	313	574	2,445	**2,679**	**225**	**450**	**2,454**
	利回り	0.37	3.12	／	0.34	**0.25**	**2.21**	／	**0.23**

（注）1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。
4.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

■国内・海外別役務取引等の内訳

（単位：百万円）

	平成22年3月期				平成23年3月期			
	国内	海外	相殺消去額（△）	合計	国内	海外	相殺消去額（△）	合計
役務取引等収益	165,318	371	17	165,671	**172,165**	**275**	**20**	**172,420**
うち預金・貸出業務	30,547	104	—	30,652	**31,914**	**41**	**—**	**31,956**
為替業務	35,734	259	—	35,994	**35,879**	**226**	**—**	**36,105**
信託関連業務	13,524	—	—	13,524	**13,844**	**—**	**—**	**13,844**
証券関連業務	27,564	—	—	27,564	**32,887**	**—**	**—**	**32,887**
代理業務	10,145	—	—	10,145	**8,548**	**—**	**—**	**8,548**
保護預り・貸金庫業務	3,455	0	—	3,455	**3,341**	**0**	**—**	**3,341**
保証業務	13,581	—	—	13,581	**12,751**	**—**	**—**	**12,751**
役務取引等費用	49,222	68	19	49,270	**51,412**	**163**	**20**	**51,555**
うち為替業務	8,359	—	—	8,359	**8,624**	**—**	**—**	**8,624**

（注）1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

■国内・海外別特定取引の内訳

特定取引収益・費用の内訳

（単位：百万円）

	平成22年3月期				平成23年3月期			
	国内	海外	相殺消去額（△）	合計	国内	海外	相殺消去額（△）	合計
特定取引収益	26,526	—	—	26,526	**28,900**	**—**	**—**	**28,900**
うち商品有価証券収益	942	—	—	942	**478**	**—**	**—**	**478**
特定取引有価証券収益	—	—	—	—	**—**	**—**	**—**	**—**
特定金融派生商品収益	24,415	—	—	24,415	**27,948**	**—**	**—**	**27,948**
その他の特定取引収益	1,169	—	—	1,169	**472**	**—**	**—**	**472**
特定取引費用	196	—	—	196	**365**	**—**	**—**	**365**
うち商品有価証券費用	—	—	—	—	**—**	**—**	**—**	**—**
特定取引有価証券費用	196	—	—	196	**365**	**—**	**—**	**365**
特定金融派生商品費用	—	—	—	—	**—**	**—**	**—**	**—**
その他の特定取引費用	—	—	—	—	**—**	**—**	**—**	**—**

（注）1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

特定取引資産・負債の内訳

（単位：百万円）

	平成22年3月末				平成23年3月末			
	国内	海外	相殺消去額（△）	合計	国内	海外	相殺消去額（△）	合計
特定取引資産	522,796	—	—	522,796	**637,508**	**—**	**—**	**637,508**
うち商品有価証券	13,516	—	—	13,516	**22,069**	**—**	**—**	**22,069**
商品有価証券派生商品	18	—	—	18	**51**	**—**	**—**	**51**
特定取引有価証券	—	—	—	—	**—**	**—**	**—**	**—**
特定取引有価証券派生商品	0	—	—	0	**24**	**—**	**—**	**24**
特定金融派生商品	168,630	—	—	168,630	**265,472**	**—**	**—**	**265,472**
その他の特定取引資産	340,630	—	—	340,630	**349,891**	**—**	**—**	**349,891**
特定取引負債	154,402	—	—	154,402	**244,282**	**—**	**—**	**244,282**
うち売付商品債券	—	—	—	—	**—**	**—**	**—**	**—**
商品有価証券派生商品	4	—	—	4	**24**	**—**	**—**	**24**
特定取引売付債券	—	—	—	—	**—**	**—**	**—**	**—**
特定取引有価証券派生商品	—	—	—	—	**—**	**—**	**—**	**—**
特定金融派生商品	154,397	—	—	154,397	**244,258**	**—**	**—**	**244,258**
その他の特定取引負債	—	—	—	—	**—**	**—**	**—**	**—**

（注）1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

預金・貸出金に関する指標

■国内・海外別預金の種類別残高

（単位：百万円）

	平成22年3月末				平成23年3月末			
	国内	海外	相殺消去額（△）	合計	国内	海外	相殺消去額（△）	合計
預金								
流動性預金	19,329,708	20,515	—	19,350,224	20,406,730	20,847	—	20,427,577
定期性預金	12,724,182	17,075	—	12,741,257	12,847,448	17,228	—	12,864,676
その他	864,128	—	—	864,128	887,693	—	—	887,693
小計	32,918,019	37,590	—	32,955,610	34,141,871	38,075	—	34,179,947
譲渡性預金	1,119,590	—	—	1,119,590	1,424,610	—	—	1,424,610
合計	34,037,609	37,590	—	34,075,200	35,566,481	38,075	—	35,604,557

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
定期性預金＝定期預金
2.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
3.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

■貸出金の業種別内訳

（単位：百万円、%）

	平成22年3月末		平成23年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	26,217,346	(100.00)	25,797,569	(100.00)
製造業	2,876,187	(10.97)	2,747,983	(10.65)
農業,林業	14,613	(0.06)	14,339	(0.06)
漁業	6,850	(0.03)	1,483	(0.01)
鉱業,採石業,砂利採取業	16,591	(0.06)	14,666	(0.06)
建設業	786,091	(3.00)	728,630	(2.82)
電気･ガス･熱供給･水道業	69,151	(0.26)	65,052	(0.25)
情報通信業	316,951	(1.21)	300,480	(1.17)
運輸業,郵便業	607,961	(2.32)	564,576	(2.19)
卸売業,小売業	2,660,530	(10.15)	2,606,055	(10.10)
金融業,保険業	685,168	(2.61)	684,107	(2.65)
不動産業	2,288,836	(8.73)	2,301,685	(8.92)
物品賃貸業	314,499	(1.20)	305,009	(1.18)
各種サービス業	1,757,849	(6.70)	1,637,910	(6.35)
国,地方公共団体	870,515	(3.32)	822,526	(3.19)
その他	12,945,548	(49.38)	13,003,059	(50.40)
海外及び特別国際金融取引勘定分	46,201	(100.00)	55,453	(100.00)
政府等	—	(—)	—	(—)
金融機関	—	(—)	—	(—)
その他	46,201	(100.00)	55,453	(100.00)
合計	26,263,548	(—)	25,853,022	(—)

（注）1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2.「国内（除く特別国際金融取引勘定分）」の「その他」には下記の計数が含まれております。

（単位：百万円、%）

	平成22年3月末		平成23年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
住宅ローン	11,983,023	45.70	12,092,591	46.87

■外国政府等向け債権残高（国別）

（単位：百万円）

	平成22年3月末	平成23年3月末
アルゼンチン	7	7
エクアドル	0	0
合計	7	7
（資産の総額に対する割合）	(0.00%)	(0.00%)

（注）「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国に所在する外国政府等の債権残高を掲げております。

不良債権処理について

■与信関連費用の内訳

（単位：百万円）

	平成22年3月期	平成23年3月期
信託勘定不良債権処理額(A)	9	△21
一般貸倒引当金繰入額(B)	7,186	1,350
不良債権処理額(C)	△145,820	△92,253
貸出金償却	△72,971	△52,299
個別貸倒引当金純繰入額	△66,784	△34,860
特定海外債権引当勘定繰入額	142	△ 1
その他不良債権処理額	△6,207	△5,092
与信費用戻入額(D)	23,974	29,362
償却債権取立益	23,974	29,362
与信関連費用 計(A)＋(B)＋(C)＋(D)	△114,650	△61,561

■リスク管理債権の状況

（単位：百万円）

	平成22年3月末		平成23年3月末	
	銀行勘定	銀信合算(※)	銀行勘定	銀信合算(※)
破綻先債権	35,324	35,352	19,752	19,792
延滞債権	466,511	484,652	459,878	475,888
3ヵ月以上延滞債権	13,700	13,933	8,171	8,187
貸出条件緩和債権	188,583	192,226	261,403	265,060
合計	704,120	726,165	749,205	768,928

※元本補てん契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後

■貸倒引当金等の状況

（単位：百万円）

	平成22年3月末	平成23年3月末
一般貸倒引当金	296,349	292,278
個別貸倒引当金	143,253	132,337
特定海外債権引当勘定	1	3
貸倒引当金　合計	439,604	424,619
債権償却準備金	301	259

■リスク管理債権に対する引当率

（単位：%）

	平成22年3月末	平成23年3月末
部分直接償却実施後	60.57	55.25

引当率＝(貸倒引当金合計＋債権償却準備金)／リスク管理債権合計

■リスク管理債権の状況（3行合算）(注)

（単位：百万円）

	平成22年3月末	平成23年3月末
破綻先債権	33,108	18,203
延滞債権	458,581	452,453
3ヵ月以上延滞債権	13,866	8,125
貸出条件緩和債権	140,945	160,111
合計	646,503	638,893
部分直接償却実施額	416,174	376,271

（注）りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。
※元本補てん契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後

■貸倒引当金等の状況（3行合算）(注)

（単位：百万円）

	平成22年3月末	平成23年3月末
一般貸倒引当金	216,223	210,510
個別貸倒引当金	132,828	123,369
特定海外債権引当勘定	1	3
貸倒引当金　合計	349,053	333,883
債権償却準備金	301	259

（注）りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。

■リスク管理債権に対する引当率（3行合算）(注)

（単位：%）

	平成22年3月末	平成23年3月末
部分直接償却実施前	72.03	69.98
部分直接償却実施後	54.03	52.30

引当率＝(貸倒引当金合計＋債権償却準備金)／リスク管理債権合計
（注）りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。

■金融再生法基準開示債権（3行合算）(注)

（単位：百万円）

	平成22年3月末	平成23年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	94,570	79,057
危険債権	409,570	409,457
要管理債権	154,812	168,236
小計(A)	658,953	656,751
正常債権	26,470,844	26,285,515
合計(B)	27,129,797	26,942,266
(A)／(B)	2.42%	2.43%

（注）りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。
※元本補てん契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後

■金融再生法上の債権区分の説明

金融再生法による債権区分	各債権区分の説明
正常債権	正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権
要管理債権	要注意先に対する債権のうち「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権
危険債権	破綻懸念先に対する債権
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権

■自己査定の状況（3行合算：りそな銀行＋埼玉りそな銀行＋近畿大阪銀行）

（単位：億円）

分類債権／債務者区分		金融再生法の開示基準	自己査定 非分類	自己査定 Ⅱ分類	自己査定 Ⅲ分類	自己査定 Ⅳ分類	保全状況	金融再生法に基づく保全率
破綻先／実質破綻先（合計790）		破産更生債権及びこれらに準ずる債権 790	321	469	引当率 100.00%	直接償却	引当金（31） 担保／保証（759）	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 100.00%
破綻懸念先（合計4,094）		危険債権 4,094	1,764	1,799	529 引当率 62.28%		引当金（881） 担保／保証（2,678）	危険債権 86.95%
要注意先	要管理先（合計2,128）	要管理債権1,682 小計 6,567	349	1,778			引当金（246） 担保／保証（793）	要管理債権 61.82%
要注意先	その他の要注意先（合計26,665）	正常債権 262,855	8,720	17,945				
正常先（合計235,743）			235,743					全体の保全率 82.09%
合計 269,422		合計 269,422	非分類 246,899	Ⅱ分類 21,992	Ⅲ分類 529	Ⅳ分類 －		

有価証券に関する指標

■国内・海外別有価証券の残高

（単位：百万円）

	平成22年3月末				平成23年3月末			
	国内	海外	相殺消去額（△）	合計	国内	海外	相殺消去額（△）	合計
国債	6,559,368	—	—	6,559,368	7,671,629	—	—	7,671,629
地方債	401,555	—	—	401,555	462,091	—	—	462,091
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,172,294	—	—	1,172,294	1,049,816	—	—	1,049,816
株式	569,027	—	—	569,027	539,446	—	—	539,446
その他の証券	213,269	6,417	6,615	213,071	181,108	2,296	6,428	176,976
合計	8,915,515	6,417	6,615	8,915,317	9,904,091	2,296	6,428	9,899,960

（注）1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2.「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
3.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

信託業務に関する指標

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、株式会社りそな銀行1社です。

■信託財産残高表

（単位：百万円）

		平成22年3月末	平成23年3月末
資産	貸出金	98,679	84,905
	有価証券	0	0
	信託受益権	25,257,800	24,588,199
	受託有価証券	1,200	2,155
	金銭債権	303,756	390,246
	有形固定資産	636,413	615,281
	無形固定資産	3,471	3,366
	その他債権	9,317	9,152
	銀行勘定貸	376,687	375,866
	現金預け金	22,391	24,468
	合計	26,709,717	26,093,642

（単位：百万円）

		平成22年3月末	平成23年3月末
負債	金銭信託	7,079,767	7,202,983
	年金信託	3,396,047	3,700,539
	財産形成給付信託	1,074	1,071
	投資信託	14,407,187	13,337,223
	金銭信託以外の金銭の信託	254,397	280,155
	有価証券の信託	363,615	278,367
	金銭債権の信託	324,918	414,875
	土地及びその定着物の信託	125,955	123,205
	土地及びその定着物の賃借権の信託	2,892	2,813
	包括信託	753,862	752,406
	合計	26,709,717	26,093,642

（注）1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
2. 共同信託他社管理財産
前連結会計年度末　1,822,174百万円
当連結会計年度末　1,443,317百万円

■業種別貸出状況

（単位：百万円、%）

	平成22年3月末		平成23年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
製造業	397	(0.40)	161	(0.19)
農業,林業	—	(—)	—	(—)
漁業	—	(—)	—	(—)
鉱業,採石業,砂利採取業	—	(—)	—	(—)
建設業	4	(0.00)	—	(—)
電気･ガス･熱供給･水道業	—	(—)	—	(—)
情報通信業	—	(—)	—	(—)
運輸業,郵便業	55	(0.06)	50	(0.06)
卸売業,小売業	174	(0.18)	147	(0.17)
金融業,保険業	24,082	(24.41)	20,739	(24.43)
不動産業	3,172	(3.21)	2,059	(2.42)
物品賃貸業	—	(—)	—	(—)
各種サービス業	439	(0.45)	58	(0.07)
国,地方公共団体	—	(—)	—	(—)
その他	70,351	(71.29)	61,689	(72.66)
合計	98,679	(100.00)	84,905	(100.00)

（注）「その他」には、下記の計数が含まれております。

（単位：百万円、%）

	平成22年3月末		平成23年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
住宅ローン	59,960	60.76	52,836	62.22

■有価証券残高の状況

（単位：百万円）

	平成22年3月末	平成23年3月末
国債	—	—
地方債	—	—
短期社債	—	—
社債	—	—
株式	—	—
その他の証券	0	0
合計	0	0

■元本補てん契約のある信託の運用・受入状況

（単位：百万円）

		平成22年3月末	平成23年3月末
受入状況	元本	456,479	439,223
	債権償却準備金	301	259
	その他	206	157
	期末受託残高計	456,986	439,640
運用状況	貸出金	98,679	84,905
	有価証券	—	—
	その他	358,307	354,734
	期末運用残高計	456,986	439,640

（注）1. 信託財産の運用のために再信託された信託を含みます。

2. リスク管理債権の状況

前連結会計年度末　貸出金98,679百万円のうち、破綻先債権額は28百万円、延滞債権額は18,140百万円、3ヵ月以上延滞債権額は232百万円、貸出条件緩和債権額は3,643百万円であります。
また、これらの債権額の合計額は22,044百万円であります。

当連結会計年度末　貸出金84,905百万円のうち、破綻先債権額は39百万円、延滞債権額は16,009百万円、3ヵ月以上延滞債権額は16百万円、貸出条件緩和債権額は3,657百万円であります。
また、これらの債権額の合計額は19,723百万円であります。

主要な経営指標等の推移（単体）

■最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

（単位：百万円）

決算年月	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
営業収益	395,828	600,477	185,577	39,048	31,380
経常利益	384,444	590,287	179,348	32,606	23,381
当期純利益	419,123	624,674	174,105	34,979	26,223
資本金	327,201	327,201	327,201	327,201	340,472
発行済株式総数（千株）					
普通株式	11,399	11,399	1,139,957	1,214,957	2,514,957
優先株式	8,825	8,964	868,300	861,300	254,520
純資産額	897,518	1,940,702	1,804,588	1,697,902	919,155
総資産額	1,364,041	2,227,950	2,028,359	1,809,145	1,260,278
1株当たり純資産額（円）	△103,901.93	△53,005.27	△530.04	△345.10	21.89
1株当たり配当額（内1株当たり中間配当額）（円）					
普通株式	1,000（—）	1,000（—）	10.00（—）	10.00（—）	12.00（—）
乙種第一回優先株式	6,360（—）	6,360（—）	／（—）	／	／
丙種第一回優先株式	6,800（—）	6,800（—）	68.00（—）	68.00（—）	68.00（—）
丁種第一回優先株式	10,000（—）	／	／	／	／
戊種第一回優先株式	14,380（—）	14,380（—）	／（—）	／	／
己種第一回優先株式	18,500（—）	18,500（—）	185.00（—）	185.00（—）	185.00（—）
第1種第一回優先株式	1,688（—）	2,564（—）	31.90（—）	28.68（—）	／（—）
第2種第一回優先株式	1,688（—）	2,564（—）	31.90（—）	28.68（—）	／（—）
第3種第一回優先株式	1,688（—）	2,564（—）	31.90（—）	28.68（—）	23.56（—）
第4種優先株式	57,918（—）	99,250（—）	992.50（—）	992.50（—）	992.50（—）
第5種優先株式	／	54,622（—）	918.75（—）	918.75（—）	918.75（—）
第6種優先株式	／	／	／	386.51	1,237.50（—）
第9種優先株式	／	26,769（—）	325.50（—）	／	／
1株当たり当期純利益金額（円） （△は1株当たり当期純損失金額）	32,367.71	51,933.83	120.97	1.33	△25.17
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	20,941.34	34,107.57	76.78	1.28	—
自己資本比率（%）	65.79	87.10	88.96	93.85	72.93
自己資本利益率（%）	43.78	44.01	9.29	1.99	2.00
株価収益率（倍）	9.79	3.19	10.82	888.72	—
配当性向（%）	3.08	1.92	8.26	751.87	—
従業員数（人）	427	474	521	508	536
〔外、平均臨時従業員数〕	〔17〕	〔21〕	〔19〕	〔15〕	〔8〕

（注）
1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額（又は当期純損失金額）」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
   また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、財務諸表注記の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額、株価収益率及び配当性向については、平成23年3月期は1株当たり当期純損失金額であることから、記載しておりません。
4. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 自己資本利益率は、当期純利益金額を期中平均純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除して算出しております。
6. 配当性向は、普通株式に係る1株当たり配当額を1株当たりの当期純利益で除して算出しております。
7. 従業員数は、就業人員数を表示しております。
8. 当社は、平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割しております。
   （参考）
   期間比較可能性の観点から、1株当たり情報の各数値を100で除した場合には以下のとおりとなります。

（単位：円）

決算年月	平成19年3月期	平成20年3月期
1株当たり純資産額	△1,039.01	△530.05
1株当たり当期純利益金額	323.67	519.33
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	209.41	341.07

単体財務諸表

■貸借対照表

（単位：百万円）

	平成22年3月期（平成22年3月31日）	平成23年3月期（平成23年3月31日）
＜資産の部＞		
流動資産		
現金及び預金	371	345
有価証券※1	558,700	25,500
前払費用	7	7
繰延税金資産	82	98
未収収益	20	9
未収入金※1	38,890	20,580
未収消費税等	—	12
未収還付法人税等	6,539	4,986
流動資産合計	604,611	51,541
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品（純額）	6	5
リース資産（純額）	—	7
有形固定資産合計※2	6	12
無形固定資産		
商標権	30	18
ソフトウエア	5	18
無形固定資産合計	35	36
投資その他の資産		
関係会社株式	1,119,003	1,122,362
関係会社長期貸付金※3	89,500	89,500
その他	4	1
投資損失引当金	△4,016	△3,176
投資その他の資産合計	1,204,491	1,208,687
固定資産合計	1,204,534	1,208,737
資産合計	1,809,145	1,260,278

（単位：百万円）

	平成22年3月期（平成22年3月31日）	平成23年3月期（平成23年3月31日）
＜負債の部＞		
流動負債		
1年内償還予定の社債	60,000	20,000
リース債務	—	1
未払金※4	375	20,078
未払費用	385	440
未払法人税等	16	9
未払消費税等	0	0
賞与引当金	279	346
その他	184	240
流動負債合計	61,242	41,117
固定負債		
社債	50,000	30,000
関係会社長期借入金	—	270,000
リース債務	—	6
固定負債合計	50,000	300,006
負債合計	111,242	341,123
＜純資産の部＞		
株主資本		
資本金	327,201	340,472
資本剰余金		
資本準備金	327,201	340,472
その他資本剰余金	176,898	—
資本剰余金合計	504,099	340,472
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	953,442	325,057
利益剰余金合計	953,442	325,057
自己株式	△86,840	△86,847
株主資本合計	1,697,902	919,155
純資産合計	1,697,902	919,155
負債純資産合計	1,809,145	1,260,278

■損益計算書

（単位：百万円）

	平成22年3月期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）	平成23年3月期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）
営業収益	39,048	31,380
関係会社受取配当金	32,077	24,771
関係会社受入手数料	4,733	4,338
関係会社貸付金利息	2,238	2,270
営業費用	6,366	5,320
借入金利息	—	142
社債利息	2,070	1,120
販売費及び一般管理費※1	4,295	4,058
営業利益	32,681	26,059
営業外収益	732	569
有価証券利息※2	598	152
受取手数料	115	255
還付加算金	18	7
その他※3	0	155
営業外費用	807	3,247
株式交付費	797	3,009
その他	9	238
経常利益	32,606	23,381
特別利益	—	839
投資損失引当金戻入額	—	839
特別損失	4,377	0
関係会社株式評価損	360	—
投資損失引当金繰入額	4,016	—
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益	28,229	24,221
法人税、住民税及び事業税	△41,410	△560
過年度法人税等	—	△1,425
法人税等調整額	34,660	△16
法人税等合計	△6,749	△2,002
当期純利益	34,979	26,223

■株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	平成22年3月期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）	平成23年3月期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）
株主資本		
資本金		
前期末残高	327,201	327,201
当期変動額		
新株の発行	—	13,271
当期変動額合計	—	13,271
当期末残高	327,201	340,472
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	327,201	327,201
当期変動額		
新株の発行	—	13,271
当期変動額合計	—	13,271
当期末残高	327,201	340,472
その他資本剰余金		
前期末残高	269,498	176,898
当期変動額		
新株の発行	178,650	521,172
自己株式の処分	△0	△1
自己株式の消却	△271,250	△1,307,683
利益剰余金から資本剰余金への振替	—	609,613
当期変動額合計	△92,600	△176,898
当期末残高	176,898	—
資本剰余金合計		
前期末残高	596,700	504,099
当期変動額		
新株の発行	178,650	534,444
自己株式の処分	△0	△1
自己株式の消却	△271,250	△1,307,683
利益剰余金から資本剰余金への振替	—	609,613
当期変動額合計	△92,600	△163,626
当期末残高	504,099	340,472
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	967,482	953,442
当期変動額		
剰余金の配当	△49,019	△44,994
当期純利益	34,979	26,223
利益剰余金から資本剰余金への振替	—	△609,613
当期変動額合計	△14,039	△628,385
当期末残高	953,442	325,057
利益剰余金合計		
前期末残高	967,482	953,442
当期変動額		
剰余金の配当	△49,019	△44,994
当期純利益	34,979	26,223
利益剰余金から資本剰余金への振替	—	△609,613
当期変動額合計	△14,039	△628,385
当期末残高	953,442	325,057

（単位：百万円）

	平成22年3月期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）	平成23年3月期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）
自己株式		
前期末残高	△86,795	△86,840
当期変動額		
自己株式の取得	△271,302	△1,307,693
自己株式の処分	6	2
自己株式の消却	271,250	1,307,683
当期変動額合計	△45	△7
当期末残高	△86,840	△86,847
株主資本合計		
前期末残高	1,804,588	1,697,902
当期変動額		
新株の発行	178,650	547,716
剰余金の配当	△49,019	△44,994
当期純利益	34,979	26,223
自己株式の取得	△271,302	△1,307,693
自己株式の処分	6	0
当期変動額合計	△106,685	△778,747
当期末残高	1,697,902	919,155
純資産合計		
前期末残高	1,804,588	1,697,902
当期変動額		
新株の発行	178,650	547,716
剰余金の配当	△49,019	△44,994
当期純利益	34,979	26,223
自己株式の取得	△271,302	△1,307,693
自己株式の処分	6	0
当期変動額合計	△106,685	△778,747
当期末残高	1,697,902	919,155

■重要な会計方針

（平成23年3月期）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
（1）満期保有目的の債券
移動平均法による償却原価法により行っております。
（2）子会社株式
移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法
（1）有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。
工具、器具及び備品：2年～20年
（2）無形固定資産（リース資産を除く）
商標権：定額法を採用し、10年で償却しております。
ソフトウエア：自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
（3）リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

3. 繰延資産の処理方法
株式交付費は支出時に一括費用処理しております。

4. 引当金の計上基準
（1）投資損失引当金
投資損失引当金は、子会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
（2）賞与引当金
賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 連結納税制度の適用
当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

■注記事項

（平成23年3月期）

（貸借対照表関係）
※1. 関係会社に対する資産が以下のとおり含まれています。

有価証券	25,500百万円
未収入金	20,578百万円

※2. 有形固定資産の減価償却累計額は39百万円であります。
※3. 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。
※4. 関係会社に対する負債が以下のとおり含まれています。

未払金	20,078百万円

5. 配当制限
当社の定款に定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。

丙種第一回優先株式	1株につき	68円
己種第一回優先株式	1株につき	185円
第3種第一回優先株式	1株につき	23.56円
第4種優先株式	1株につき	992.50円
第5種優先株式	1株につき	918.75円
第6種優先株式	1株につき	1,237.50円

（損益計算書関係）
※1. 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

給料・手当	2,646百万円
業務委託料	365百万円
賞与引当金繰入額	346百万円
支払手数料	238百万円
減価償却費	19百万円

※2. 営業外収益のうち関係会社との取引

有価証券利息	152百万円

※3. 営業外収益の「その他」には、第一生命保険の株式会社化に伴う、株式割当て152百万円を含んでおります。

（株主資本等変動計算書関係）
自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	64,168	12	1	64,179	注1
種類株式					
第1種第一回優先株式	—	275,000	275,000	—	注2
第2種第一回優先株式	—	281,780	281,780	—	注2
第3種第一回優先株式	—	50,000	50,000	—	注2
合計	64,168	606,793	606,782	64,179	

（注）1. 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の処分によるものであります。
2. 増加は自己株式取得枠の範囲内で実施した取得によるものであり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。

（リース取引関係）
（借手側）
1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引
（1）リース資産の内容
（ア）有形固定資産
車両であります。
（2）リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。
2. オペレーティング・リース取引
・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	3百万円
1年超	18百万円
合計	22百万円

（有価証券関係）
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	1,122,362
関連会社株式	—
合計	1,122,362

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式償却否認額	792,206百万円
税務上の繰越欠損金	19,705百万円
投資損失引当金否認額	1,290百万円
その他	144百万円
繰延税金資産小計	813,347百万円
評価性引当額	△813,248百万円
繰延税金資産合計	99百万円
繰延税金負債合計	△0百万円
繰延税金資産の純額	98百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.64%
（調整）	
評価性引当額	1.56%
受取配当金益金不算入	△41.53%
過年度法人税等	△7.89%
その他	△1.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△8.26%

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額	21.89円
1株当たり当期純損失金額	25.17円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—円

（注）1.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	919,155百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	865,485百万円
うち優先株式	848,000百万円
うち優先配当額	17,485百万円
普通株式に係る期末の純資産額	53,669百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	2,450,778千株

2.1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当事業年度は1株当たり当期純損失金額が計上されているので、記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額	
当期純利益	26,223百万円
普通株主に帰属しない金額	60,500百万円
うち優先配当額	17,485百万円
うち配当優先株式に係る消却差額（＊）	43,014百万円
普通株式に係る当期純利益	△34,276百万円
普通株式の期中平均株式数	1,361,375千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
当期純利益調整額	—百万円
うち優先配当額	—百万円
普通株式増加数	—千株
うち優先株式	—千株

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要

丙種第一回優先株式	（発行済株式数12,000千株）
己種第一回優先株式	（発行済株式数8,000千株）
第3種第一回優先株式	（発行済株式数225,000千株）

なお、上記優先株式の概要は、「自己資本の充実の状況・バーゼルⅡ関連データセクション〈自己資本調達手段の概要〉」に記載のとおりであります。

（＊）配当優先株式に係る消却差額43,014百万円は、当事業年度において取得・消却した第1種第一回優先株式、第2種第一回優先株式及び第3種第一回優先株式に係る消却差額のうち、利益剰余金の減少に対応する金額であります。

組　織

■従業員の状況

（平成23年3月末）

連結会社における従業員数	
従業員数（人）	16,941［13,601］

（注）1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員13,652人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、［　］内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

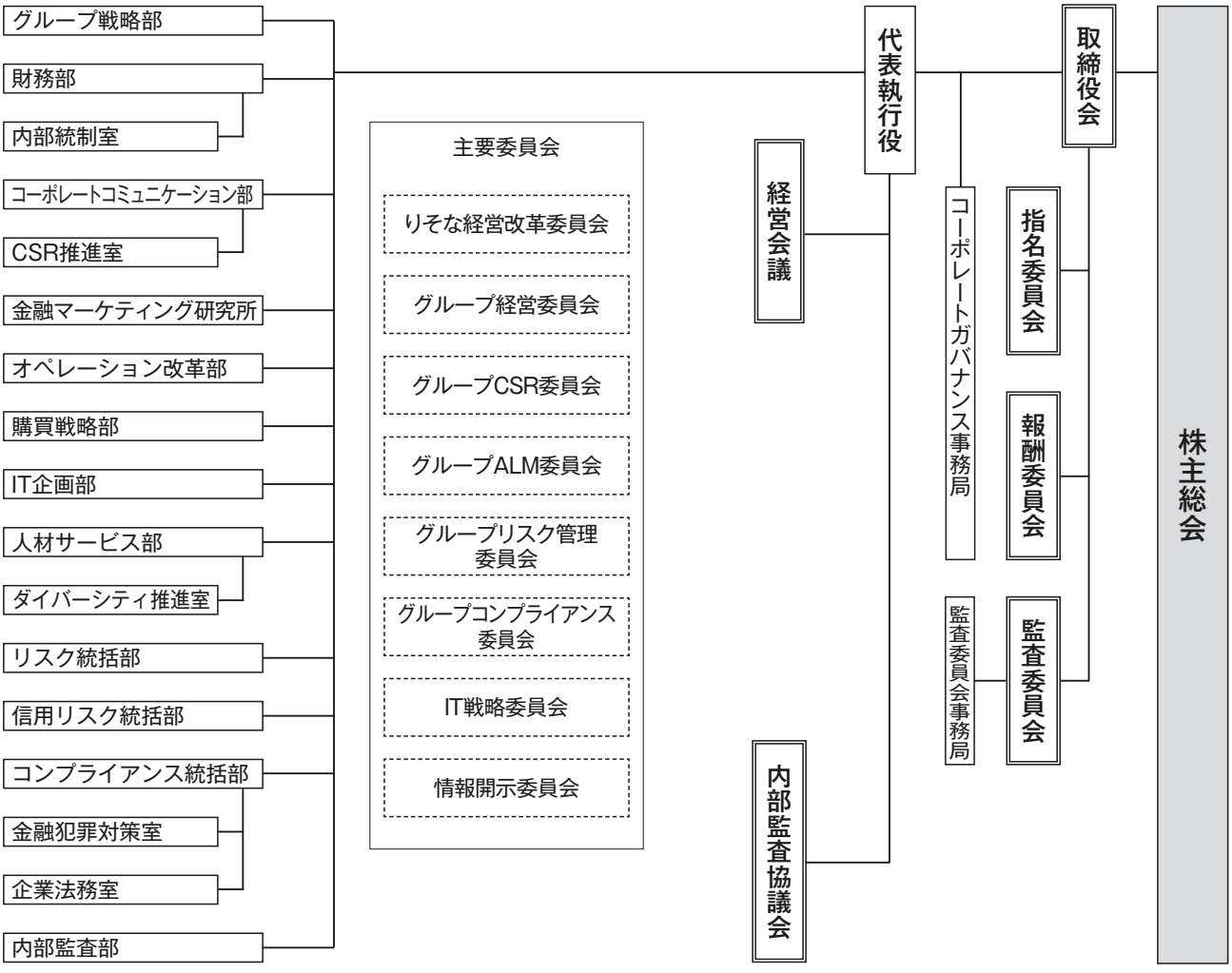
■当社の従業員数

（平成23年3月末）

従業員数（人）	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与（千円）
536［8］	42.9歳	18.5年	8,860

（注）1. 当社従業員は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他8社からの出向者であり、平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。
なお、嘱託及び臨時従業員は10人であります。
2. 臨時従業員数は、［　］内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 平均年間給与は、平成23年3月末の当社従業員に対して各社で支給された年間の給与（時間外手当を含む）の合計額を基に算出しております。
4. 当社には従業員組合はありません。労使間においては特記すべき事項はありません。

■組織図（平成23年7月1日現在）



■取締役

（平成23年7月1日現在）

役職名	氏名	委員会	担当および委嘱等	兼職
取締役 兼代表執行役会長	細谷　英二（※1）	指名委員会委員 報酬委員会委員		株式会社りそな銀行 取締役会長
取締役 兼代表執行役社長	檜垣　誠司（※1）			株式会社りそな銀行 取締役副会長
取締役 兼代表執行役副社長	東　和浩（※1）		グループ戦略部担当 兼コーポレートガバナンス事務局担当	株式会社りそな銀行 執行役員
取締役	磯野　薫	監査委員会委員		
社外取締役	小島　邦夫	監査委員会委員長		日本証券金融株式会社 顧問 株式会社JBISホールディングス 社外取締役
社外取締役	飯田　英男	監査委員会委員		弁護士（奥野総合法律事務所 客員弁護士） 株式会社エコス 社外監査役 文化シヤッター株式会社 社外監査役
社外取締役	奥田　　務	報酬委員会委員長		J.フロントリテイリング株式会社 代表取締役会長兼最高経営責任者 株式会社大阪証券取引所 社外取締役
社外取締役	永井　秀哉（※2）	指名委員会委員長		株式会社埼玉りそな銀行 社外取締役 東洋学園大学大学院 現代経営学部 教授
社外取締役	大薗　恵美	報酬委員会委員		一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授
社外取締役	有馬　利男	指名委員会委員		富士ゼロックス株式会社 相談役特別顧問 キリンホールディングス株式会社 社外取締役 富士重工業株式会社 社外取締役

（注）小島邦夫、飯田英男、奥田務、永井秀哉、大薗恵美及び有馬利男の6氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。
（※1）りそな銀行兼務
（※2）埼玉りそな銀行兼務

■執行役

（平成23年7月1日現在）

氏名	担当および委嘱等
岩田　直樹（※1）	グループ戦略部（りそな銀行経営管理）担当
上條　正仁（※2）	グループ戦略部（埼玉りそな銀行経営管理）担当
池田　博之（※3）	グループ戦略部（近畿大阪銀行経営管理）担当
中村　重治（※1）（※2）	コーポレートコミュニケーション部担当 兼人材サービス部担当
池田　一義（※1）（※2）	オペレーション改革部担当 兼購買戦略部担当 兼IT企画部担当
野口　正敏	内部監査部長
松井　浩一（※1）	リスク統括部担当 兼信用リスク統括部担当
西東　久（※1）	コンプライアンス統括部担当
野村　眞	財務部長 兼グループ戦略部（ファイナンス・グループALM・IR）担当
増田　賢一朗（※3）	グループ戦略部長 兼金融マーケティング研究所担当

（※1）りそな銀行兼務
（※2）埼玉りそな銀行兼務
（※3）近畿大阪銀行兼務

子会社等の状況

■連結子会社

（平成23年3月末現在）

名　称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	主要な事業の内容	設立年月日	当社議決権比率（%）	子会社等議決権比率（%）
株式会社りそな銀行	大阪市中央区	279,928	銀行 信託	大正7年5月15日	100.0	—
株式会社埼玉りそな銀行	さいたま市浦和区	70,000	銀行	平成14年8月27日	100.0	—
株式会社近畿大阪銀行	大阪市中央区	38,971	銀行	昭和25年11月24日	100.0	—
りそな保証株式会社	さいたま市浦和区	14,000	信用保証	昭和50年5月8日	50.9	49.0
大和ギャランティ株式会社	大阪市中央区	6,000	信用保証	昭和44年7月23日	—	100.0
近畿大阪信用保証株式会社	大阪市中央区	6,397	信用保証	平成7年3月17日	—	100.0
りそな決済サービス株式会社	東京都中央区	1,000	ファクタリング	昭和53年10月25日	100.0	—
りそな債権回収株式会社	東京都千代田区	500	債権管理回収	平成12年10月25日	100.0	—
りそなカード株式会社	東京都江東区	1,000	クレジットカード 信用保証	昭和58年2月12日	77.5	—
りそなキャピタル株式会社	東京都中央区	10,649	ベンチャーキャピタル	昭和63年3月29日	100.0	—
りそな総合研究所株式会社	大阪市中央区	100	コンサルティング	昭和61年10月1日	100.0	—
りそなビジネスサービス株式会社	東京都台東区	60	事務等受託 人材派遣	昭和62年10月2日	100.0	—

■連結子会社

（平成23年3月末現在）

名　称	所在地	資本金又は出資金	主要な事業の内容	設立年月日	当社議決権比率（%）	子会社等議決権比率（%）
P. T. Bank Resona Perdania	インドネシア共和国 ジャカルタ	285,000 百万 インドネシアルピア	銀行	昭和31年 2月15日	—	43.4
P. T. Resona Indonesia Finance	インドネシア共和国 ジャカルタ	25,000 百万 インドネシアルピア	リース	昭和59年 11月7日	—	100.0
TD Consulting Co., Limited	タイ王国 バンコック	5,000 千タイバーツ	投資 コンサルティング	平成7年 1月12日	—	49.0
Asahi Finance (Cayman) Ltd.	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	10 千米ドル	ファイナンス	平成6年 2月25日	—	100.0
Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	1,170,500 千米ドル	ファイナンス	平成17年 7月11日	—	100.0

■持分法適用関連会社

（平成23年3月末現在）

名　称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	主要な事業の内容	設立年月日	当社議決権比率（%）	子会社等議決権比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	51,000	信託銀行	平成12年 6月20日	—	33.3

－Note－

りそなホールディングス

CONTENTS

自己資本の充実の状況・バーゼルⅡ関連データセクション

連結の範囲等…… 109
自己資本
　自己資本の構成及び充実度評価…… 110
　自己資本調達手段の概要…… 113
リスク管理
　信用リスク…… 123
　信用リスク削減手法…… 135
　派生商品取引…… 136
　証券化エクスポージャー…… 137
　銀行勘定における出資・株式等エクスポージャー … 143
　信用リスク・アセットのみなし計算…… 143
　銀行勘定における金利リスク…… 143

連結の範囲等

■銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年3月27日金融庁告示第20号。以下「連結自己資本比率告示」という。）第15条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.は連結財務諸表規則第5条第2項の適用により連結の範囲に含めておりませんが、自己資本比率計算上は連結自己資本比率告示第15条の定めにより持株会社グループに含めております。

■持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社の数…17社

主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容…以下のとおりとなっております。

名称	主な事業の内容
㈱りそな銀行	銀行 信託
㈱埼玉りそな銀行	銀行
㈱近畿大阪銀行	銀行
りそな保証㈱	信用保証
大和ギャランティ㈱	信用保証
近畿大阪信用保証㈱	信用保証
りそな決済サービス㈱	代金回収代行 ファクタリング
りそな債権回収㈱	債権管理回収
りそなカード㈱	クレジットカード 信用保証
りそなキャピタル㈱	ベンチャーキャピタル
りそな総合研究所㈱	コンサルティング
りそなビジネスサービス㈱	事務等受託、人材派遣
P. T. Bank Resona Perdania	銀行
P. T. Resona Indonesia Finance	リース
TD Consulting Co., Limited	投資コンサルティング
Asahi Finance (Cayman) Limited	ファイナンス
Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited	ファイナンス

■連結自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

連結自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数…1社

連結自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容…以下のとおりとなっております。

名称	主な事業の内容
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱	信託 銀行

■連結自己資本比率告示第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びにこれらのうち主要な会社の名称及び主要な業務の内容

2社

■銀行法第52条の23第1項第10号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの又は同項第11号に掲げる会社であって、持株会社グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

該当ありません。

■持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

該当ありません。

■連結自己資本比率告示第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

自己資本

〈自己資本の構成及び充実度評価〉

自己資本の構成は、以下のとおりであります。
なお、自己資本比率は、「連結自己資本比率告示」に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。信用リスク・アセットの額は、基礎的内部格付手法を用いて算出しております。

■連結自己資本比率（第二基準）

（単位：百万円）

項目			平成22年3月末	平成23年3月末	（参考：第一基準）平成23年3月末
基本的項目（Tier1）	資本金		327,201	**340,472**	340,472
	うち非累積的永久優先株	(注1)	—	**—**	—
	新株式申込証拠金		—	**—**	—
	資本剰余金		400,709	**237,082**	237,082
	利益剰余金		1,372,121	**879,383**	879,383
	自己株式（△）		86,840	**86,847**	86,847
	自己株式申込証拠金		—	**—**	—
	社外流出予定額（△）		44,994	**46,894**	46,894
	その他有価証券の評価差損（△）		—	**—**	—
	為替換算調整勘定		△3,807	**△4,468**	△4,468
	新株予約権		—	**—**	—
	連結子法人等の少数株主持分		125,135	**110,248**	110,248
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		106,996	**95,622**	95,622
	営業権相当額（△）		—	**—**	—
	のれん相当額（△）		—	**—**	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）		—	**—**	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）		10,845	**10,036**	10,036
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）		—	**—**	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計（上記各項目の合計額）		2,078,677	**1,418,940**	1,418,940
	繰延税金資産の控除金額（△）	(注2)	—	**—**	—
	計	（A）	2,078,677	**1,418,940**	1,418,940
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	(注3)（B）	106,996	**95,622**	95,622
補完的項目（Tier2）	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額		—	**—**	44,580
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		31,491	**30,040**	30,040
	一般貸倒引当金		29,997	**12,708**	12,660
	適格引当金額が期待損失額を上回る額		50,448	**50,902**	102,208
	負債性資本調達手段等		640,183	**621,469**	621,469
	うち永久劣後債務	(注4)	306,883	**248,169**	248,169
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株	(注5)	333,300	**373,300**	373,300
	計		752,120	**715,121**	810,959
	うち自己資本への算入額	（C）	752,120	**715,121**	810,959
控除項目	控除項目	(注6)（D）	16,765	**15,055**	15,080
自己資本額	（A）+（C）−（D）	（E）	2,814,032	**2,119,006**	2,214,819
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目		17,580,736	**16,250,356**	16,317,460
	オフ・バランス取引等項目		1,546,376	**1,474,360**	1,474,365
	信用リスク・アセットの額	（F）	19,127,112	**17,724,716**	17,791,825
	マーケット・リスク相当額に係る額（（H）/8%）	（G）	—	**—**	411,204
	（参考）マーケット・リスク相当額	（H）	—	**—**	32,896
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（J）/8%）	（I）	1,244,328	**1,169,164**	1,169,164
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額	（J）	99,546	**93,533**	93,533
	信用リスク・アセット調整額	（K）	—	**—**	—
	オペレーショナル・リスク相当額調整額	（L）	—	**—**	—
	計（（F）+（G）+（I）+（K）+（L））	（M）	20,371,441	**18,893,881**	19,372,194
連結自己資本比率（第二基準）=（E）/（M）×100（%）			13.81	**11.21**	11.43
連結基本的項目比率=（A）/（M）×100（%）			10.20	**7.51**	7.32
連結基本的項目に占めるステップ・アップ金利条項付優先出資証券の割合=（B）/（A）×100（%）			5.14	**6.73**	6.73
連結総所要自己資本の額		(注7)	1,629,715	**1,511,510**	1,549,775

（注）1. 当社の資本金は株式種類ごとに分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
2. 平成22年3月末の繰延税金資産の純額に相当する額は247,387百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は415,735百万円であります。また、平成23年3月末の繰延税金資産の純額に相当する額は186,996百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は283,788百万円であります。
3. 連結自己資本比率告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む）であります。

4. 連結自己資本比率告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
   (1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
   (2)一定の場合を除き、償還されないものであること
   (3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
   (4)利払い義務の延期が認められるものであること
5. 連結自己資本比率告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 連結自己資本比率告示第20条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
7. 当社は第二基準行ですが、基礎的内部格付手法を採用しているため、連結総所要自己資本の額算出に当たり、8%を使用しております。
8. 平成20年金融庁告示第79号第2条第3項（銀行等の自己資本比率規制の一部を弾力化する特例）に則り算出しております。第一基準に基づく計数は（参考）欄に記載しております。

当社は、日本公認会計士協会業種別委員会報告第30号に基づき、平成23年3月末連結自己資本比率の算定に関し、新日本有限責任監査法人による外部監査を受けております。なお、本外部監査は、会社法等に基づく会計監査の一部ではありません。本外部監査は、当社及び監査法人の間で合意された手続に基づき、自己資本比率の算定に係る当社の内部統制について、監査法人が調査の上、当社が評価を受けたもので、自己資本比率そのものについて意見を表明されたものではありません。

（※）優先出資証券の概要

当社の連結子会社である株式会社りそな銀行（以下同社とする）は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、当社は、当該優先出資証券を連結自己資本比率（第二基準）における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券（以下「本優先出資証券」）
償還期日	定めなし
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、金融庁の事前承認が必要）
発行総額	11億5千万米ドル
払込日	平成17年7月25日
配当率	平成27年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月30日。ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。なお、平成28年7月の配当支払日以降の各配当支払日について翌営業日が翌月となる場合、当該日の直前の営業日とする。
強制配当条項	ある事業年度について、以下の強制的配当停止（制限）及び裁量的配当停止（制限）のいずれにも該当しない場合、その事業年度終了直後の配当支払日に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。
強制的配当停止（制限）	清算事由、更生事由、支払不能事由または政府による宣言（注1）が発生した場合には配当の支払は停止される。優先株式配当制限または配当可能利益制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止もしくは減額される。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。
優先株式配当制限	同社優先株式（注2）への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益（注3）不足（可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合）が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
裁量的配当停止（制限）	同社は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額することができる。ただし、他の優先出資証券に配当を行う場合には、配当支払日の先後にかかわらず、本優先出資証券にも同割合で配当を支払うものとする。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。 (1)監督事由（注4）が発生した場合 (2)直近に終了した事業年度について同社が同社普通株式に対する配当を行わない場合
残余財産請求権	同社優先株式と実質的に同順位

（注）1.清算事由、更生事由、支払不能事由、政府による宣言

清算事由：
清算手続の開始、破産手続の開始決定、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出

更生事由：
会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合

支払不能事由：
①債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合
②債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

政府による宣言：
監督当局が、同社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは同社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合

2.同社優先株式
同社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式

3.可処分配当可能利益
可処分配当可能利益とは、ある事業年度の直前の事業年度に係る同社の分配可能額から、当該事業年度中に同社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額（ただし、当該事業年度に同社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない）の合計額を控除したもの。ただし、同社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が同社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体及び同社に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行う。

4.監督事由
同社の自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合

■信用リスクに対する所要自己資本額

（単位：百万円）

	平成22年3月末	平成23年3月末
信用リスクに対する所要自己資本の額（内部格付手法が適用される株式等エクスポージャー及びみなし計算が適用されるエクスポージャーに関連するものを除く）	2,106,283	2,008,342
標準的手法が適用されるポートフォリオ（注1）	182,796	60,570
内部格付手法が適用されるポートフォリオ（注2）	1,897,189	1,926,002
事業法人向けエクスポージャー（注3）	1,383,580	1,389,104
ソブリン向けエクスポージャー	12,361	11,476
金融機関等向けエクスポージャー	30,745	28,791
居住用不動産向けエクスポージャー	306,509	320,873
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	13,293	16,935
その他リテール向けエクスポージャー	87,343	99,125
その他内部格付手法が適用されるエクスポージャー（注4）	63,356	59,696
証券化エクスポージャー	26,297	21,769
内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	47,236	45,546
マーケット・ベース方式（簡易手法）	10,201	10,275
マーケット・ベース方式（内部モデル手法）（注5）	—	—
PD/LGD方式	3,960	4,126
連結自己資本比率告示附則第13条に定める経過措置を適用するエクスポージャー	33,075	31,144
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関連する信用リスクに対する所要自己資本の額	9,102	12,302
計	2,162,623	2,066,191

（注）1.標準的手法が適用されるポートフォリオの所要自己資本の額は、「信用リスク・アセットの額×8%＋自己資本控除額」により算出しております。
2.内部格付手法が適用されるポートフォリオの所要自己資本の額は、「スケーリングファクター考慮後（×1.06）の信用リスク・アセットの額×8%＋期待損失額＋自己資本控除額」により算出しております。
3.「事業法人向けエクスポージャー」には、特定貸付債権、中堅中小企業向けエクスポージャーが含まれております。
4.「その他内部格付手法が適用されるエクスポージャー」には、購入債権、その他資産が含まれております。
5.当社では内部モデル手法を採用しておりません。

■マーケット・リスクに対する所要自己資本額

当社はマーケット・リスク相当額は不算入特例を用いて算入しておりません。これに伴い、所要自己資本額はありません。

■オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額

（単位：百万円）

	平成22年3月末	平成23年3月末
粗利益配分手法	99,546	93,533

（注）1.オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額に8%を乗じて算出しております。
2.当社では基礎的手法・先進的計測手法は採用しておりません。

〈自己資本調達手段の概要〉

自己資本調達手段の概要につきましては以下のとおりです。

■株式等の状況

1. 株式の総数等

(1)株式の総数

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	7,300,000,000
丙種優先株式	12,000,000
己種優先株式	8,000,000
第1種優先株式	275,000,000
第2種優先株式	281,780,800
第3種優先株式	275,000,000
第4種優先株式	10,000,000
第5種優先株式	10,000,000
第6種優先株式	10,000,000
第7種優先株式	10,000,000
第8種優先株式	10,000,000
計	8,201,780,800(注)

（注） 平成23年6月24日開催の定時株主総会の決議により定款が変更され、当会社の発行可能株式総数は次のとおりとなりました。
当会社が発行することのできる株式の総数は、7,595,000,000株とし、当会社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりです。

普通株式	7,300,000,000株
丙種優先株式	12,000,000株
己種優先株式	8,000,000株
第3種優先株式	225,000,000株
第4種優先株式	10,000,000株
第5種優先株式	10,000,000株
第6種優先株式	10,000,000株
第7種優先株式	10,000,000株
第8種優先株式	10,000,000株

(2)発行済株式

種類	事業年度末現在発行数(株)（平成23年3月31日）	上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,514,957,691	東京証券取引所（市場第一部） 大阪証券取引所（市場第一部）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当会社における標準となる株式 単元株式数 100株
丙種第一回優先株式 （当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。）	12,000,000	—	単元株式数 100株 （注1,2,3,4）
己種第一回優先株式 （当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。）	8,000,000	—	単元株式数 100株 （注1,5,6,7）
第3種第一回優先株式 （当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。）	225,000,000	—	単元株式数 100株 議決権あり （注1,8,9,10）
第4種優先株式	2,520,000	—	単元株式数 100株 （注1,11）
第5種優先株式	4,000,000	—	単元株式数 100株 （注1,12）
第6種優先株式	3,000,000	—	単元株式数 100株 （注1,13）
計	2,769,477,691	—	—

（注） 1.「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく丙種第一回優先株式および己種第一回優先株式、ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するために発行した第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません（ただし、無配となった場合には議決権を有する）。
「預金保険法」に基づく第3種第一回優先株式については、預金保険機構の議決権比率を考慮し、株主総会における議決権を有しております。

2.丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1)普通株式の株価の下落により、丙種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、丙種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記4(4)④に記載のとおり、当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

(2)引換価額の修正の基準および頻度

①修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）

②修正の頻度
1年に1度（平成27年1月1日までの毎年1月1日）

(3)引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

①引換価額の下限
1,501円

②取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
39,973,351株（平成23年5月31日現在における丙種第一回優先株式の発行済株式総数12,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.58%）

(4)当会社の決定により、丙種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

3.丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1)丙種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。

(2)当会社の株券の売買に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。

4.丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)丙種優先配当金

①丙種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。
丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき68円とする。

②非累積条項
ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項
丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④丙種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配
残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき5,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3)優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4)取得請求権

①取得を請求し得べき期間
平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

②引換価額
引換価額は1,501円とする。

③引換価額の修正
引換価額は、平成27年1月1日までの毎年1月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が1,501円（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

④引換価額の調整
今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5)取得条項
平成27年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、平成

27年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額（5,000円）を平成27年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,667円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額（5,000円）を1,667円で除して得られる数の普通株式となる。

(6)株主との合意による優先株式の取得
丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7)議決権条項
丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8)新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9)種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

5.己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1)普通株式の株価の下落により、己種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、己種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記7(4)④に記載のとおり、当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

(2)引換価額の修正の基準および頻度
①修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
②修正の頻度
1年に1度（平成26年7月1日までの毎年7月1日）

(3)引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
①引換価額の下限
3,240円
②取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
30,864,197株（平成23年5月31日現在における己種第一回優先株式の発行済株式総数8,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.22%）

(4)当会社の決定により、己種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

6.己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1)己種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。

(2)当会社の株券の売買に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。

7.己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)己種優先配当金
①己種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。
己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき185円とする。
②非累積条項
ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
③非参加条項
己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
④己種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき12,500円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3)優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4)取得請求権
①取得を請求し得べき期間
平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
②引換価額
引換価額は3,240円とする。
③引換価額の修正
引換価額は、平成26年7月1日までの毎年7月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が3,240円（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
④引換価額の調整
今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5)取得条項
平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額（12,500円）を平成26年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額（12,500円）を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。

(6)株主との合意による優先株式の取得
己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7)議決権条項
己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8)新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9)種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

8.第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1)普通株式の株価の下落により、第3種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第3種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記10(4)④に記載のとおり、当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が

行われることがあります。
(2)引換価額の修正の基準および頻度
①修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
②修正の頻度
1年に1度（平成23年5月1日以降毎年5月1日）
(3)引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
①引換価額の下限
154円
②取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
2,922,077,922株（平成23年5月31日現在における第3種第一回優先株式の発行済株式総数225,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の116.18%）
(4)当会社の決定により、第3種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
9.第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
(1)第3種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
(2)当会社の株券の売買に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
10.第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
(1)第3種優先配当金
①第3種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額（2,000円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する）を支払う。
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
配当年率＝ユーロ円LIBOR（1年物）＋0.50%
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。
ユーロ円LIBOR（1年物）は、平成16年4月1日または各年率見直し日（当日が営業日でない場合は前営業日）において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR（1年物）が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
②非累積条項
ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
③非参加条項
第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
④第3種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。
(2)残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
(3)優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
(4)取得請求権
①取得を請求し得べき期間
平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
②引換価額
引換価額は410円とする。
③引換価額の修正
引換価額は、毎年5月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が154円（ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
④引換価額の調整
今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
(5)取得条項
該当ありません。
(6)株主との合意による優先株式の取得
第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
(7)議決権条項
第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。
(8)新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
(9)種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
11.第4種優先株式の内容は次のとおりであります。
(1)第4種優先配当金
①第4種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。
配当年率は年3.970%（払込金相当額25,000円に対し992円50銭）とする。
②非累積条項
ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
③非参加条項
第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
④第4種優先中間配当金
中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。
(2)残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき25,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
(3)優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
(4)株主との合意による優先株式の取得
第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
(5)取得条項
平成25年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額（第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を金銭にて支払う。
第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。
(6)議決権条項
第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなさ

れなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7)種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

12.第5種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)第5種優先配当金

①第5種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年3.675%（払込金相当額25,000円に対し918円75銭）とする。

②非累積条項

ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④第5種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき25,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3)優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4)株主との合意による優先株式の取得

第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5)取得条項

平成26年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額（第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を金銭にて支払う。

第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6)議決権条項

第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7)種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

13.第6種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)第6種優先配当金

①第6種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第6種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第6種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該第6種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第6種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年4.95%（払込金相当額25,000円に対し1,237円50銭）とする。

②非累積条項

ある事業年度において、第6種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第6種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第6種優先株主に対しては、第6種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④第6種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第6種優先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき25,000円を支払う。第6種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3)優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4)株主との合意による優先株式の取得

第6種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5)取得条項

平成28年12月8日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第6種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第6種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額（第6種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を金銭にて支払う。

第6種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6)議決権条項

第6種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第6種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第6種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第6種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7)種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

2. 発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成18年8月31日(注1)	25	20,862	31,500	358,701	31,500	358,701
平成18年8月31日(注2)	—	20,862	△31,500	327,201	△31,500	327,201
平成19年1月26日(注3)	△638	20,224	—	327,201	—	327,201
平成19年2月16日(注4)	0	20,224	—	327,201	—	327,201
平成19年3月30日(注5)	△0	20,224	—	327,201	—	327,201
平成19年6月5日(注6)	100	20,324	175,000	502,201	175,000	502,201
平成19年6月5日(注7)	—	20,324	△175,000	327,201	△175,000	327,201
平成19年7月31日(注4)	0	20,324	—	327,201	—	327,201
平成19年8月28日(注8)	40	20,364	50,000	377,201	50,000	377,201
平成19年8月28日(注9)	—	20,364	△50,000	327,201	△50,000	327,201
平成19年9月28日(注5)	△0	20,364	—	327,201	—	327,201
平成21年1月4日(注10)	2,016,071	2,036,436	—	327,201	—	327,201
平成21年1月5日(注11)	△0	2,036,436	—	327,201	—	327,201
平成21年3月13日(注12)	△28,177	2,008,258	—	327,201	—	327,201
平成21年9月8日(注13)	75,000	2,083,258	51,825	379,026	51,825	379,026
平成21年9月8日(注14)	—	2,083,258	△51,825	327,201	△51,825	327,201
平成21年9月8日(注15)	△10,000	2,073,258	—	327,201	—	327,201
平成21年12月8日(注16)	3,000	2,076,258	37,500	364,701	37,500	364,701
平成21年12月8日(注17)	—	2,076,258	△37,500	327,201	△37,500	327,201
平成22年8月31日(注18)	△200,000	1,876,258	—	327,201	—	327,201
平成23年1月31日(注19)	1,237,000	3,113,258	260,586	587,787	260,586	587,787
平成23年1月31日(注20)	—	3,113,258	△260,586	327,201	△260,586	327,201
平成23年2月18日(注21)	63,000	3,176,258	13,271	340,472	13,271	340,472
平成23年3月11日(注22)	△406,780	2,769,477	—	340,472	—	340,472

（注） 1.有償　第三者割当（第4種優先株式25千株）発行価額2,500,000円、資本組入額1,250,000円
2.会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項の規定に基づく第4種優先株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え
3.自己株式（乙種第一回優先株式407,798株、戊種第一回優先株式230,424株）の消却
4.丁種第一回優先株式にかかる取得請求権の行使による普通株式の発行
5.自己株式（丁種第一回優先株式）の消却
6.有償　第三者割当（第9種優先株式100千株）発行価額3,500,000円、資本組入額1,750,000円
7.会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項の規定に基づく第9種優先株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え
8.有償　第三者割当（第5種優先株式40千株）発行価額2,500,000円、資本組入額1,250,000円
9.会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項の規定に基づく第5種優先株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え
10.平成20年5月16日開催の取締役会において、株式分割（当会社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1株を100株に分割する）を行う旨決議し、また、平成20年6月26日開催の定時株主総会において、単元株制度を導入し普通株式及び各種の優先株式について単元株式数を100株とする定款の一部変更を決議しております。なお、この株式分割の効力発生日は平成21年1月4日であり、株式分割の効力発生時にこの定款変更の効力が生じています。
11.「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行に伴う端数株式（普通株式0.7株、第2種第一回優先株式0.1株）の切捨て
12.自己株式（乙種第一回優先株式27,220,200株、戊種第一回優先株式957,600株）の消却
13.有償　第三者割当（普通株式75,000千株）発行価額1,382円、資本組入額691円
14.会社法第 447条第 3項および会社法第 448条第 3項の規定に基づく普通株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え
15.自己株式（第9種優先株式10,000千株）の消却
16.有償　第三者割当（第6種優先株式3,000千株）発行価額25,000円、資本組入額12,500円
17.会社法第447条第3項および会社法第448条第3項の規定に基づく第6種優先株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え
18.自己株式（第1種第一回優先株式200,000千株）の消却
19.有償　一般募集（普通株式1,237,000千株）発行価格440円、発行価額421.32円、資本組入額210.66円
20.会社法第447条第3項および会社法第448条第3項の規定に基づく普通株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え
21.有償　第三者割当（普通株式63,000千株）発行価格421.32円、資本組入額210.66円
22.自己株式（第1種第一回優先株式75,000千株、第2種第一回優先株式281,780千株、第3種第一回優先株式50,000千株）の消却

3. 所有者別状況

(1)普通株式

区分	株式の状況（一単元の株式数　100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	14	145	108	13,771	493	159	360,681	375,371	—
所有株式数（単元）	1,261	4,017,546	824,315	6,890,574	6,080,173	4,577	7,320,452	25,138,898	1,067,891
所有株式数の割合（%）	0.01	15.98	3.28	27.41	24.18	0.02	29.12	100.00	—

（注）　1.上記「個人その他」及び「単元未満株式の状況」の中には、自己株式がそれぞれ641,791単元及び83株含まれております。
2.上記「その他の法人」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が65単元含まれております。
3.単元未満株式のみを有する単元未満株主は、20,647名であります。

(2)丙種第一回優先株式

区分	株式の状況（一単元の株式数　100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	120,000	—	—	—	120,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(3)己種第一回優先株式

区分	株式の状況（一単元の株式数　100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	80,000	—	—	—	80,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(4)第3種第一回優先株式

区分	株式の状況（一単元の株式数　100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	2,250,000	—	—	—	2,250,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(5)第4種優先株式

区分	株式の状況（一単元の株式数　100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	25,200	—	—	—	—	—	25,200	—
所有株式数の割合（%）	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

(6)第5種優先株式

区分	株式の状況（一単元の株式数　100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	40,000	—	—	—	—	—	40,000	—
所有株式数の割合（%）	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

(7)第6種優先株式

区分	株式の状況（一単元の株式数　100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	3	—	—	—	—	—	3	—
所有株式数（単元）	—	30,000	—	—	—	—	—	30,000	—
所有株式数の割合（%）	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

4. 大株主の状況

(1)所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	728,262,500	26.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	93,854,700	3.38
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	59,241,900	2.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	58,852,300	2.12
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10番1号)	46,702,103	1.68
CACEIS BANK / CREDIT AGRICOLE SA (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	41,805,600	1.50
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16番13号)	41,306,670	1.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	22,850,600	0.82
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	20,183,951	0.72
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	20,000,000	0.72
計	—	1,133,060,324	40.91

(注) 1.上記のほか、当会社が保有している自己株式が64,179,183株（2.31%）あります。
2.株式会社整理回収機構ほか1名から平成23年3月11日付で提出された大量保有（変更）報告書において、預金保険機構が平成23年3月8日現在で736,039,400株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合26.57%）を保有している旨が記載されておりますが、当会社としては、平成23年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

(2)所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有議決権数（個）	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	7,282,625	27.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	938,547	3.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	588,523	2.20
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	552,419	2.06
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10番1号)	467,021	1.74
CACEIS BANK / CREDIT AGRICOLE SA (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	418,056	1.56
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16番13号)	413,066	1.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	228,506	0.85
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	201,839	0.75
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A/C FJ-1309 (常任代理人 野村證券株式会社)	6 BATTERY ROAD #34-01 SINGAPORE 049909 (東京都中央区日本橋1丁目9番1号)	199,784	0.74
計	—	11,290,386	42.21

5. 議決権の状況

(1)発行済株式

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	丙種第一回優先株式 12,000,000 己種第一回優先株式 8,000,000 第4種優先株式 2,520,000 第5種優先株式 4,000,000 第6種優先株式 3,000,000	—	各種類の株式の内容は「1.株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 64,179,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,449,710,700 第3種第一回優先株式 225,000,000	普通株式 24,497,107 第3種第一回優先株式 2,250,000	各種類の株式の内容は「1.株式の総数等」に記載しております。(注1)(注2)
単元未満株式	普通株式 1,067,891	—	(注3)
発行済株式総数	2,769,477,691	—	—
総株主の議決権	—	26,747,107	—

(注) 1.上記の「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式6,500株（議決権65個）が含まれております。
2.株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。
なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。
3.上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式83株が含まれております。

(2)自己株式等

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそなホールディングス	東京都江東区木場一丁目5番65号	64,179,100	—	64,179,100	2.55
計	—	64,179,100	—	64,179,100	2.55

(注) 1.株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株（議決権1個)あります。
2.「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

■優先出資証券の状況

区分	当期末残高(百万円)	返済又は償還期限
優先出資証券	95,622	—
計	95,622	—

■劣後債務の状況

区分	当期末残高(百万円)	返済又は償還期限
永久劣後債務	248,169	—
劣後特約付借入金	—	—
劣後特約付社債	248,169	—
期限付劣後債務	373,300	—
劣後特約付借入金	49,000	平成29年3月～平成33年3月
劣後特約付社債	324,300	平成26年9月～平成32年12月
計	621,469	—

リスク管理

〈信用リスク〉

■標準的手法が適用されるポートフォリオに適用する格付

1. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当グループでは、リスク・ウェイトの判定に当たり、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（S&P）及びフィッチレーティングスリミテッド（Fitch）の5社を使用しております。なお、これらの格付機関は平成23年3月31日現在、金融庁が指定している、バーゼルⅡにおける「適格格付機関」であります。

2. エクスポージャーの種類と使用する適格格付機関等の関係

当グループでは、下記の相手先・エクスポージャーごとに使用する格付機関を次のとおり定めております。
いずれの場合も、適格格付機関の格付が二以上ある場合で、それらに対応するリスク・ウェイトが異なるときには、最も小さいリスク・ウェイトから数えて二番目に小さいリスク・ウェイト（最も小さいリスク・ウェイトが複数の格付に対応するものであるときは、当該最も小さいリスク・ウェイト）を用いております。

相手先・エクスポージャーの種類	使用する格付機関
中央政府・中央銀行 本邦地方公共団体 外国の中央政府等以外の公共部門 国際開発銀行 地方公共団体金融機構 本邦政府関係機関 地方三公社 金融機関 第一種金融商品取引業者	株式会社格付投資情報センター（R&I） 株式会社日本格付研究所（JCR） ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's） スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（S&P） フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）
ファンド （複数の資産を裏付とする資産）	同上
証券化商品 ストラクチャードファイナンス	同上
上記以外	株式会社格付投資情報センター（R&I） 株式会社日本格付研究所（JCR） ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's） スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（S&P）

信用リスク関連データ

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高〈地域別〉・〈業種別〉うち、三月以上延滞又はデフォルト債権・〈残存期間別〉

（単位：百万円）

	平成22年3月末					
	計					うち、三月以上延滞又はデフォルト
		貸出金・外国為替等	有価証券	オフ・バランス取引	派生商品取引	
地域別						
国内	39,888,901	26,455,676	7,990,640	3,958,487	917,831	973,698
海外	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー	4,594,186	2,968,988	950,182	163,787	6,434	48,323
計	44,483,088	29,424,664	8,940,823	4,122,275	924,266	1,022,021
業種別						
製造業	3,166,598	2,455,994	316,493	271,367	119,881	134,671
農業，林業	66,277	65,249	98	905	24	2,373
漁業	9,538	7,081	758	1,698	0	—
鉱業，採石業，砂利採取業	16,038	14,998	895	87	55	618
建設業	640,337	538,778	43,350	56,320	1,131	47,131
電気・ガス・熱供給・水道業	123,914	90,532	22,366	10,646	369	22
情報通信業	299,038	256,938	16,634	19,404	5,339	42,988
運輸業，郵便業	538,181	460,480	38,455	29,974	9,178	14,386
卸売業，小売業	2,488,716	2,065,693	119,200	74,553	225,165	149,214
金融業，保険業	2,777,197	1,780,582	175,948	286,010	531,954	11,458
不動産業	3,255,047	3,135,495	32,019	69,756	10,609	283,827
物品賃貸業	360,085	344,838	5,019	9,329	897	4,950
各種サービス業	1,680,784	1,536,526	40,784	86,469	12,449	131,076
個人	9,619,322	9,509,505	—	109,106	0	150,972
我が国の政府・地方公共団体・政府関係機関・地方三公社等	13,773,442	3,777,562	7,069,514	2,925,589	775	—
外国の中央政府・中央銀行等	75,520	1,427	74,093	—	—	7
その他	998,859	413,991	35,005	7,263	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー	4,594,186	2,968,988	950,182	163,787	6,434	48,323
計	44,483,088	29,424,664	8,940,823	4,122,275	924,266	1,022,021
残存期間別						
1年以下	7,318,170	3,872,831	2,499,141	869,189	56,042	／
1年超3年以下	3,539,216	2,075,785	1,114,593	114,972	233,865	／
3年超5年以下	4,766,274	2,111,398	2,420,128	17,408	217,339	／
5年超7年以下	1,598,437	1,068,891	229,949	28,016	271,579	／
7年超	14,872,710	13,303,889	1,302,630	127,186	139,004	／
期間の定めのないもの等	7,794,091	4,022,879	424,197	2,801,714	—	／
標準的手法を適用するエクスポージャー	4,594,186	2,968,988	950,182	163,787	6,434	／
計	44,483,088	29,424,664	8,940,823	4,122,275	924,266	／

（単位：百万円）

	平成23年3月末					
	計					うち、三月以上延滞又はデフォルト
		貸出金・外国為替等	有価証券	オフ・バランス取引	派生商品取引	
地域別						
国内	45,300,843	29,649,359	9,672,583	4,221,904	1,207,828	1,016,597
海外	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー	1,294,217	494,116	220,622	86,388	14,364	25,611
計	46,595,060	30,143,476	9,893,206	4,308,293	1,222,193	1,042,209
業種別						
製造業	3,300,373	2,612,487	302,512	260,186	122,843	140,318
農業, 林業	60,871	59,851	80	926	10	2,147
漁業	1,651	1,651	—	0	—	33
鉱業, 採石業, 砂利採取業	14,718	13,717	891	88	21	448
建設業	713,021	604,092	43,828	63,480	979	51,045
電気・ガス・熱供給・水道業	108,729	75,263	21,214	11,935	316	135
情報通信業	282,512	247,963	16,768	13,447	4,252	30,740
運輸業, 郵便業	555,902	489,534	28,538	28,760	8,962	14,041
卸売業, 小売業	2,715,450	2,287,271	117,029	77,587	227,850	183,629
金融業, 保険業	2,723,240	1,357,645	261,958	278,836	820,946	8,354
不動産業	3,721,971	3,621,269	27,289	54,111	9,887	257,372
物品賃貸業	384,327	367,331	4,961	11,439	595	3,068
各種サービス業	1,682,800	1,550,080	37,998	80,051	10,446	140,622
個人	10,259,346	10,150,334	—	108,055	0	184,632
我が国の政府・地方公共団体・政府関係機関・地方三公社等	17,639,451	5,679,423	8,726,313	3,232,997	716	—
外国の中央政府・中央銀行等	41,804	1,158	40,645	—	—	7
その他	1,094,669	530,281	42,554	—	—	0
標準的手法を適用するエクスポージャー	1,294,217	494,116	220,622	86,388	14,364	25,611
計	46,595,060	30,143,476	9,893,206	4,308,293	1,222,193	1,042,209
残存期間別						
1年以下	7,271,968	3,610,573	2,730,692	809,233	97,610	／
1年超3年以下	4,307,452	2,200,549	1,654,272	125,268	327,363	／
3年超5年以下	5,498,101	2,355,508	2,830,309	40,157	272,126	／
5年超7年以下	2,134,568	1,048,234	722,303	34,903	329,127	／
7年超	16,427,054	14,833,213	1,314,862	97,377	181,601	／
期間の定めのないもの等	9,661,697	5,601,280	420,142	3,114,965	—	／
標準的手法を適用するエクスポージャー	1,294,217	494,116	220,622	86,388	14,364	／
計	46,595,060	30,143,476	9,893,206	4,308,293	1,222,193	／

（注）1.基礎的内部格付手法が適用されるエクスポージャーを記載しております（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除いております）。但し、適用除外とする事業会社ならびに個々の債権額、その合計額、信用リスク・アセットの総額が極めて小さい資産区分等は、内部格付手法の適用除外資産として標準的手法を適用してリスク・アセットを算出しております（子会社の保有する株式については、内部格付手法を適用して適用除外資産に含まれません）。なお、平成22年3月末では段階的適用の近畿大阪銀行は、平成23年3月末より適用除外資産を除き、基礎的内部格付手法を用いて信用リスク・アセットの額を算出しております。

2.基礎的内部格付手法を適用するエクスポージャーは引当金等控除前、部分直接償却実施前、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高を記載しております。また、標準的手法を適用するエクスポージャーは引当金等控除後、部分直接償却実施後、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高を記載しております。

3.「貸出金・外国為替等」には以下の取引を含めて表示しております…現金預け金、コールローン、買入金銭債権、特定取引資産／商品有価証券、貸出金、外国為替等

4.「オフ・バランス取引」は支払承諾見返、コミットメント、信託勘定貸出金等を与信相当額へ引き直した額（CCF勘案後）にて表示しております（CCF＝Credit Conversion Factor）。

5.エクスポージャーの種類に掲げる「計」には、その他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産を含めており、また内部取引相殺後の計数であるため、各項目の額とは一致しておりません。

■一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定

（単位：百万円）

	平成22年3月期			平成23年3月期		
	期首残高	期中増減	期末残高	期首残高	期中増減	期末残高
一般貸倒引当金	304,261	△ 7,911	296,349	296,349	△ 4,071	292,278
特定海外債権引当勘定	144	△ 142	1	1	1	3

（注）一般貸倒引当金は、地域別、業種別の区分は行っておりません。

■個別貸倒引当金〈地域別〉・〈業種別〉

（単位：百万円）

	平成22年3月期			平成23年3月期		
	期首残高	期中増減	期末残高	期首残高	期中増減	期末残高
地域別						
国内	134,674	6,404	141,078	141,028	△ 10,973	130,055
海外	—	—	—	—	—	—
計	134,674	6,404	141,078	141,028	△ 10,973	130,055
業種別						
製造業	6,275	23,602	29,878	29,878	1,221	31,100
農業, 林業	34	34	69	69	△ 12	57
漁業	18	△ 11	6	6	△ 6	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	562	△ 500	61	61	△ 41	20
建設業	3,909	△ 303	3,606	3,606	△ 1,236	2,369
電気･ガス･熱供給･水道業	—	—	—	—	1	1
情報通信業	20,755	△ 2,163	18,591	18,591	△ 9,967	8,624
運輸業, 郵便業	1,317	349	1,666	1,666	△ 713	953
卸売業, 小売業	17,366	7,097	24,463	24,463	13,320	37,784
金融業, 保険業	1,110	115	1,225	1,225	8	1,234
不動産業	36,071	△ 17,467	18,604	18,604	△ 11,120	7,483
物品賃貸業	86	379	466	466	△ 208	257
各種サービス業	14,841	△ 1,185	13,656	13,656	△ 1,859	11,796
個人	5,682	△ 658	5,023	5,023	△ 9	5,014
我が国の政府･地方公共団体･政府関係機関･地方三公社等	331	△ 63	268	268	—	268
外国の中央政府･中央銀行等	—	—	—	—	—	—
その他	26,312	△ 2,822	23,489	23,439	△ 350	23,088
計	134,674	6,404	141,078	141,028	△ 10,973	130,055

（注）1. 業種別の分類を行っているのは、りそな銀行、埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行が保有するエクスポージャーに関連するものであります。
2. 業種別の「その他」には、上記傘下銀行以外の子会社が保有するエクスポージャーに関連するものが含まれております。

■貸出金償却額〈業種別〉

（単位：百万円）

	平成22年3月期	平成23年3月期
製造業	9,834	9,051
農業, 林業	24	13
漁業	—	7
鉱業, 採石業, 砂利採取業	214	—
建設業	3,458	5,309
電気･ガス･熱供給･水道業	13	8
情報通信業	3,301	1,155
運輸業, 郵便業	833	1,134
卸売業, 小売業	15,285	13,003
金融業, 保険業	△0	331
不動産業	23,301	6,227
物品賃貸業	476	238
各種サービス業	7,159	6,739
個人	2,862	2,486
我が国の政府･地方公共団体･政府関係機関･地方三公社等	—	—
外国の中央政府･中央銀行等	—	—
その他	6,206	6,590
計	72,971	52,299

（注）1. 業種別の分類を行っているのは、りそな銀行、埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行が保有するエクスポージャーに関連するものであります。
2. 業種別の「その他」には、上記傘下銀行以外の子会社が保有するエクスポージャーに関連するものが含まれております。

【標準的手法が適用されるエクスポージャー】

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

（単位：百万円）

	平成22年3月末		平成23年3月末	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	10,665	1,093,763	114	310,708
10%	—	451,900	—	155,596
20%	264,650	3,917	103,019	1
35%	—	726,987	—	—
50%	59,102	2,106	45,225	—
75%	—	415,794	—	51
100%	22,934	1,494,764	6,496	635,488
150%	—	47,598	—	37,513
350%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
計	357,352	4,236,833	154,856	1,139,360
自己資本控除	—	—	—	—

（注）1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限定しております。
2. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーは、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高で記載しております。
3. 上記「自己資本控除」は、連結自己資本比率告示第20条第1項第3号及び第6号（連結自己資本比率告示第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る）の規定により自己資本から控除した額であります。

【内部格付手法が適用されるエクスポージャー】

■スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権のリスク・ウェイト区分ごと残高

(1) プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、事業用不動産向け貸付

（単位：百万円）

スロッティング･クライテリア	残存期間	リスク･ウェイト	平成22年3月末	平成23年3月末
優	2年半未満	50%	7,620	7,944
	2年半以上	70%	3,354	9,024
良	2年半未満	70%	41,172	31,843
	2年半以上	90%	39,286	36,751
可	期間の別なし	115%	36,041	42,573
弱い	期間の別なし	250%	19,782	21,578
デフォルト	期間の別なし	0%	3,147	3,632
計			150,404	153,348

(2) ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付

（単位：百万円）

スロッティング･クライテリア	残存期間	リスク･ウェイト	平成22年3月末	平成23年3月末
優	2年半未満	70%	2,900	—
	2年半以上	95%	—	4,851
良	2年半未満	95%	1,500	795
	2年半以上	120%	5,779	5,168
可	期間の別なし	140%	—	—
弱い	期間の別なし	250%	—	—
デフォルト	期間の別なし	0%	—	—
計			10,179	10,815

■マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごと残高

（単位：百万円）

リスク･ウェイト	平成22年3月末	平成23年3月末
300%	22,218	27,444
400%	13,397	9,694
計	35,615	37,138

■事業法人向けエクスポージャー

（単位：百万円）

格付区分	平成22年3月末					平成23年3月末				
	PD推計値（注1）	LGD推計値（注1）	RWの加重平均値	オン・バランスEAD	オフ・バランスEAD	PD推計値（注1）	LGD推計値（注1）	RWの加重平均値	オン・バランスEAD	オフ・バランスEAD
SA・A	0.22%	39.51%	34.86%	2,724,545	362,739	0.16%	43.50%	32.10%	2,575,867	352,230
B～E	1.56%	41.93%	84.32%	7,171,057	738,338	1.51%	42.04%	83.36%	7,491,429	720,828
F・G	12.64%	41.48%	174.83%	1,433,789	125,304	12.99%	41.30%	173.42%	1,506,132	111,256
デフォルト	100.00%	43.42%	／	755,918	44,687	100.00%	43.57%	／	727,808	56,974
計	／	／	／	12,085,311	1,271,069	／	／	／	12,301,238	1,241,290

（注）1. 推計値の加重平均値
2. スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権は含まれておりません。

■ソブリン向けエクスポージャー

（単位：百万円）

格付区分	平成22年3月末					平成23年3月末				
	PD推計値（注）	LGD推計値（注）	RWの加重平均値	オン・バランスEAD	オフ・バランスEAD	PD推計値（注）	LGD推計値（注）	RWの加重平均値	オン・バランスEAD	オフ・バランスEAD
SA・A	0.00%	44.62%	0.52%	10,870,247	2,924,140	0.00%	44.72%	0.44%	14,405,528	3,231,824
B～E	2.31%	44.97%	120.16%	51,744	1,836	1.21%	44.97%	111.39%	45,235	1,643
F・G	16.73%	39.07%	200.04%	298	498	16.85%	36.47%	181.04%	536	371
デフォルト	100.00%	45.00%	／	7	—	100.00%	45.00%	／	7	—
計	／	／	／	10,922,296	2,926,475	／	／	／	14,451,306	3,233,839

（注）推計値の加重平均値

■金融機関等向けエクスポージャー

（単位：百万円）

格付区分	平成22年3月末					平成23年3月末				
	PD推計値（注）	LGD推計値（注）	RWの加重平均値	オン・バランスEAD	オフ・バランスEAD	PD推計値（注）	LGD推計値（注）	RWの加重平均値	オン・バランスEAD	オフ・バランスEAD
SA・A	0.18%	44.47%	23.64%	975,558	254,360	0.12%	44.48%	21.12%	927,023	364,276
B～E	1.45%	44.19%	78.37%	47,575	10,650	0.88%	45.71%	69.32%	38,453	11,423
F・G	16.73%	41.45%	195.62%	2,301	1,515	16.85%	37.26%	176.25%	7,658	1,165
デフォルト	—	—	／	—	—	—	—	／	—	—
計	／	／	／	1,025,435	266,526	／	／	／	973,136	376,865

（注）推計値の加重平均値

■PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー

（単位：百万円）

格付区分	平成22年3月末			平成23年3月末		
	PD推計値（注）	RWの加重平均値	残高	PD推計値（注）	RWの加重平均値	残高
SA・A	0.24%	151.65%	13,224	0.17%	140.39%	18,662
B～E	1.77%	259.86%	4,522	0.85%	229.95%	3,835
F・G	14.82%	494.31%	952	16.36%	506.99%	884
デフォルト	100.00%	／	14	100.00%	／	0
計	／	／	18,714	／	／	23,381

（注）推計値の加重平均値

■リテール向けエクスポージャー

（単位：百万円）

	平成22年3月末						
	PD推計値（注）	LGD推計値（注）	RWの加重平均値	オン・バランスEAD	オフ・バランスEAD	コミットメントの未引出額	未引出額に乗ずる掛目の加重平均値
居住用不動産向けエクスポージャー	／	／	／	7,427,373	32,139	—	—
非デフォルト	1.08%	44.00%	38.03%	7,329,895	30,790	—	—
デフォルト	100.00%	44.91%	／	97,478	1,348	—	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	／	／	／	110,004	45,384	426,545	10.64%
非デフォルト	3.70%	78.28%	63.49%	109,382	45,344	426,362	10.64%
デフォルト	100.00%	78.11%	／	621	40	182	21.94%
その他リテール向けエクスポージャー	／	／	／	1,899,247	40,535	45,523	25.74%
非デフォルト	1.53%	35.32%	30.94%	1,829,776	39,565	45,384	25.71%
デフォルト	100.00%	41.38%	／	69,470	970	139	33.22%

（注）推計値の加重平均値

（単位：百万円）

	平成23年3月末						
	PD推計値（注）	LGD推計値（注）	RWの加重平均値	オン・バランスEAD	オフ・バランスEAD	コミットメントの未引出額	未引出額に乗ずる掛目の加重平均値
居住用不動産向けエクスポージャー	／	／	／	8,301,054	29,154	—	—
非デフォルト	1.15%	38.87%	34.36%	8,172,488	27,710	—	—
デフォルト	100.00%	38.88%	／	128,565	1,444	—	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	／	／	／	127,354	51,065	455,602	11.21%
非デフォルト	4.29%	76.85%	68.76%	126,489	51,002	455,314	11.20%
デフォルト	100.00%	77.25%	／	865	62	288	21.74%
その他リテール向けエクスポージャー	／	／	／	2,081,360	39,207	50,577	25.14%
非デフォルト	1.74%	33.20%	29.12%	1,985,011	38,160	50,349	25.14%
デフォルト	100.00%	38.22%	／	96,349	1,046	228	26.03%

（注）推計値の加重平均値

■直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績対比（注1）（注2）

（単位：百万円）

	平成22年3月期	平成23年3月期
りそなホールディングス（連結）	114,650（注4）	61,561（注4）
りそな銀行（単体）＋埼玉りそな銀行（単体）＋近畿大阪銀行（単体）（注5）	82,111（注4）	36,818（注4）
うち 事業法人向けエクスポージャー	／	19,515
ソブリン向けエクスポージャー	／	△1
金融機関等向けエクスポージャー	／	—
居住用不動産向けエクスポージャー	／	1,812
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	／	△0
その他リテール向けエクスポージャー	／	12,216
りそな銀行（連結）	54,810（注4）	17,378（注4）
りそな銀行（単体）	54,183（注4）	17,590（注4）
うち 事業法人向けエクスポージャー	51,531	8,319
ソブリン向けエクスポージャー	△111	1
金融機関等向けエクスポージャー	△675	—
居住用不動産向けエクスポージャー	680	969
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（注3）	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	6,868	6,470
埼玉りそな銀行（単体）	16,723（注4）	10,762（注4）
うち 事業法人向けエクスポージャー	4,501	6,324
ソブリン向けエクスポージャー	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	—
居住用不動産向けエクスポージャー	538	319
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（注3）	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	3,227	2,034
近畿大阪銀行（連結）（注5）	14,276（注4）	10,697（注4）
近畿大阪銀行（単体）（注5）	11,204（注4）	8,465（注4）
うち 事業法人向けエクスポージャー	／	4,871
ソブリン向けエクスポージャー	／	△2
金融機関等向けエクスポージャー	／	—
居住用不動産向けエクスポージャー	／	523
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	／	△0
その他リテール向けエクスポージャー	／	3,711

（注）1. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用―不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益―を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。

2. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない（信用リスクに伴うものかの判定が困難である）ことから、損失額の実績値には含めておりません。

3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の実績値の表示を割愛しております。

4. 適用除外単位ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。

5. 近畿大阪銀行は平成23年3月末から内部格付手法を適用しているため、平成22年3月期の損失額の実績値に係るエクスポージャー区分ごとの内訳は記載しておりません。

要因分析

りそなホールディングスの平成23年3月期の与信関連費用は、前年度比530億円減少し、615億円となっております。
りそな銀行（単体）、埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行（単体）における破綻・債務者区分劣化等による与信関連費用の新規発生が、前年度比483億円減少し、670億円となったことが主因であります。
エクスポージャー区分ごとの状況につきましては、不動産業等に対する貸出金償却額が減少したこと等により、事業法人向けエクスポージャーに対する与信関連費用が減少しております。

■長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

（単位：百万円）

	平成20年3月末（注4）		平成21年3月期
	損失額の推計値	引当控除後（注5）	損失額の実績値（注6）
りそなホールディングス（連結）（注1）（注2）	／	／	181,446（注7）
りそな銀行（単体）＋埼玉りそな銀行（単体）	506,707	△ 23,923	155,193（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	455,032	△ 34,685	105,647
ソブリン向けエクスポージャー	1,628	1,622	52
金融機関等向けエクスポージャー	3,622	3,622	440
居住用不動産向けエクスポージャー	11,039	7,093	△ 26
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（注3）	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	31,084	△ 5,854	9,996
りそな銀行（連結）	／	／	130,148（注7）
りそな銀行（単体）	456,271	△ 29,763	130,777（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	411,770	△ 38,502	90,478
ソブリン向けエクスポージャー	1,433	1,427	52
金融機関等向けエクスポージャー	2,778	2,778	440
居住用不動産向けエクスポージャー	9,930	6,732	△ 106
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（注3）	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	26,058	△ 6,485	8,108
埼玉りそな銀行（単体）	50,436	5,839	24,415（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	43,262	3,816	15,168
ソブリン向けエクスポージャー	194	194	—
金融機関等向けエクスポージャー	843	843	—
居住用不動産向けエクスポージャー	1,108	360	79
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（注3）	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	5,026	631	1,888

（注）1. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない（信用リスクに伴うものかの判定が困難である）ことから、損失額の推計値及び実績値には含めておりません。
2. りそなホールディングス連結子会社の保証が付いているエクスポージャーについては、損失額の推計値には含めておりません。
3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の推計値及び実績値の表示を割愛しております。
4. 損失額の推計値は、平成20年3月末の期待損失額（EL）を用いております。
5. 損失額の推計値の引当控除後については、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額（個別貸倒引当金、一般貸倒引当金、部分直接償却額）を控除した金額を表示しております。
6. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用―不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益―を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。
7. 損失額の実績値は、適用除外単位ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。

（単位：百万円）

	平成21年3月末（注4）		平成22年3月期
	損失額の推計値	引当控除後（注5）	損失額の実績値（注6）
りそなホールディングス（連結）（注1）（注2）	／	／	114,650（注7）
りそな銀行（単体）＋埼玉りそな銀行（単体）	552,096	△ 11,819	70,906（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	498,261	△ 28,175	56,033
ソブリン向けエクスポージャー	747	742	△ 111
金融機関等向けエクスポージャー	3,275	3,275	△ 675
居住用不動産向けエクスポージャー	13,096	9,686	1,218
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（注3）	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	28,699	△ 5,307	10,096
りそな銀行（連結）	／	／	54,810（注7）
りそな銀行（単体）	490,781	△ 21,388	54,183（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	444,632	△ 35,867	51,531
ソブリン向けエクスポージャー	461	456	△ 111
金融機関等向けエクスポージャー	3,094	3,094	△ 675
居住用不動産向けエクスポージャー	11,973	9,258	680
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（注3）	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	22,645	△ 6,294	6,868
埼玉りそな銀行（単体）	61,315	9,569	16,723（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	53,628	7,691	4,501
ソブリン向けエクスポージャー	285	285	—
金融機関等向けエクスポージャー	181	181	—
居住用不動産向けエクスポージャー	1,122	428	538
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（注3）	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	6,053	986	3,227

（注）1. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない（信用リスクに伴うものかの判定が困難である）ことから、損失額の推計値及び実績値には含めておりません。
2. りそなホールディングス連結子会社の保証が付いているエクスポージャーについては、損失額の推計値には含めておりません。
3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の推計値及び実績値の表示を割愛しております。
4. 損失額の推計値は、平成21年3月末の期待損失額（EL）を用いております。
5. 損失額の推計値の引当控除後については、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額（個別貸倒引当金、一般貸倒引当金、部分直接償却額）を控除した金額を表示しております。
6. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用―不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益―を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。
7. 損失額の実績値は、適用除外単位ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。

（単位：百万円）

	平成22年3月末（注4）		平成23年3月期
	損失額の推計値	引当控除後（注5）	損失額の実績値（注6）
りそなホールディングス（連結）（注1）（注2）	／	／	61,561（注7）
りそな銀行（単体）＋埼玉りそな銀行（単体）＋近畿大阪銀行（単体）（注8）	530,270	△ 16,368	36,818（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	479,069	△ 28,124	19,515
ソブリン向けエクスポージャー	671	667	△ 1
金融機関等向けエクスポージャー	1,849	1,849	—
居住用不動産向けエクスポージャー	9,759	5,526	1,812
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	／	／	△ 0
その他リテール向けエクスポージャー	33,953	△ 1,200	12,216
りそな銀行（連結）	／	／	17,378（注7）
りそな銀行（単体）	463,701	△ 32,200	17,590（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	420,868	△ 42,576	8,319
ソブリン向けエクスポージャー	514	510	1
金融機関等向けエクスポージャー	1,571	1,571	—
居住用不動産向けエクスポージャー	8,431	5,349	969
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（注3）	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	27,380	△ 1,982	6,470
埼玉りそな銀行（単体）	66,568	15,832	10,762（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	58,200	14,451	6,324
ソブリン向けエクスポージャー	156	156	—
金融機関等向けエクスポージャー	277	277	—
居住用不動産向けエクスポージャー	1,327	177	319
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー（注3）	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	6,572	782	2,034
近畿大阪銀行（連結）（注8）	／	／	10,697（注7）
近畿大阪銀行（単体）（注8）	／	／	8,465（注7）
うち 事業法人向けエクスポージャー	／	／	4,871
ソブリン向けエクスポージャー	／	／	△ 2
金融機関等向けエクスポージャー	／	／	—
居住用不動産向けエクスポージャー	／	／	523
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	／	／	△ 0
その他リテール向けエクスポージャー	／	／	3,711

（注）1. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない（信用リスクに伴うものかの判定が困難である）ことから、損失額の推計値及び実績値には含めておりません。
2. りそなホールディングス連結子会社の保証が付いているエクスポージャーについては、損失額の推計値には含めておりません。
3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の推計値及び実績値の表示を割愛しております。
4. 損失額の推計値は、平成22年3月末の期待損失額（EL）を用いております。
5. 損失額の推計値の引当控除後については、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額（個別貸倒引当金、一般貸倒引当金、部分直接償却額）を控除した金額を表示しております。
6. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用―不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益―を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。
7. 損失額の実績値は、適用除外単位ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。
8. 近畿大阪銀行は平成23年3月末から内部格付手法を適用しているため、平成22年3月末の期待損失額（EL）は算出しておりません。

〈信用リスク削減手法〉

当グループでは、自己資本比率の算出において、連結自己資本比率告示の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を適用しております。信用リスク削減手法とは、当グループが抱える信用リスクを軽減するための手法であり、適格金融資産担保、貸出金と自行預金の相殺（オンバランスシート・ネッティング）、適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る）、保証ならびにクレジット・デリバティブが該当しております。

■主な担保の種類

主要な担保の種類は以下のとおりであります。

1. 現金及び自行預金
2. 我が国の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式等
3. 上記2.　以外の上場株式を発行する会社の株式等
4. 不動産
5. 割引手形勘定の商業手形
6. 債券

■担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要

担保目的物については、質権設定または譲渡担保の方法等により担保権を維持しており、担保物の保管手続ならびに件数管理方法を定める等、適時の実行に必要な措置を講じております。
また、時価が変動する担保については、保全状況を適切に把握するため、定期的に評価額の見直しを実施しております。

■貸出金と自行預金の相殺を用いるに当たっての方針及び手続の概要ならびにこれを用いている取引の種類、範囲等

銀行取引約定書等の相殺適状の特約の条項を有する契約に基づき、相殺契約下にある貸出金と非担保の自行預金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額としております。
なお、貸出金と自行預金との通貨または期日が異なる場合には、連結自己資本比率告示で定められた方法により相殺額の調整を行っております。

■派生商品取引及びレポ形式の取引について法的に有効な相対ネッティング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要ならびにこれを用いている取引の種類、範囲等

派生商品取引及びレポ形式の取引について、相対ネッティング契約である基本契約書（派生商品取引：ISDAマスター契約、レポ形式の取引：日証協雛型「債券貸借取引に関する基本契約書」）を用いるに当たっては、その法的有効性を使用開始当初に確認しており、ISDAマスター契約については各国法律の下での一括清算条項（クローズアウト・ネッティング条項）の法的有効性につき随時見直し・確認を実施しております。
また、個別の契約については締結時にその都度必要に応じて弁護士等に確認の上、コンプライアンスチェックを実施して法的有効性を担保しております。
対象となる取引の種類・範囲については、以下のとおりであります。

取引種類：派生商品取引（金利スワップ、通貨スワップ、金利オプション、FRA、為替フォワード、通貨オプション等）、レポ形式の取引
範囲　　：トレーディング、バンキング勘定

■信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中は特にありません。

■保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明

主要な保証人は、被保証債権または原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、銀行、第一種金融商品取引業者であります。
なお、クレジット・デリバティブの残高はありません。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

	平成22年3月末					平成23年3月末				
	適格金融資産担保	適格資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	計	適格金融資産担保	適格資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	計
内部格付手法適用エクスポージャー	815,735	2,215,770	2,144,574	—	5,176,081	491,574	2,247,183	2,647,373	—	5,386,131
事業法人向けエクスポージャー	680,433	2,214,439	842,281	—	3,737,155	355,423	2,245,829	938,917	—	3,540,170
ソブリン向けエクスポージャー	117,028	396	206,677	—	324,102	115,090	470	175,934	—	291,495
金融機関等向けエクスポージャー	18,273	935	28,499	—	47,707	20,560	883	31,287	—	52,730
居住用不動産向けエクスポージャー	／	／	459,810	—	459,810	／	／	676,606	—	676,606
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	／	／	—	—	—	／	／	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	／	／	607,305	—	607,305	／	／	824,628	—	824,628
標準的手法適用エクスポージャー	154,712	／	—	—	154,712	2,097	／	5	—	2,102
計	970,448	2,215,770	2,144,574	—	5,330,794	493,671	2,247,183	2,647,379	—	5,388,233

（注）1. オンバランスシート・ネッティングは含めておりません。
2. ファンドの構成資産に係る信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額は計上しておりません。

〈派生商品取引〉

■派生商品取引及び長期決済期間取引の実績

（単位：百万円）

	平成22年3月末					平成23年3月末				
	想定元本	時価	グロスの再構築コスト	グロスのアドオン	与信相当額	想定元本	時価	グロスの再構築コスト	グロスのアドオン	与信相当額
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金利関連取引										
金利スワップ	21,347,781	40,927	213,116	126,536	339,652	40,751,161	33,684	270,392	297,598	567,990
金利オプション	80,726	1,626	1,640	739	2,380	3,349,257	44,271	44,272	8,331	52,603
小計	21,428,508	42,553	214,756	127,275	342,032	44,100,418	77,955	314,664	305,929	620,593
通貨関連取引										
通貨スワップ	3,355,005	△62,784	64,714	187,696	252,411	3,014,432	△81,475	86,683	163,954	250,638
通貨オプション	1,683,210	168,742	168,742	78,505	247,247	1,456,548	200,756	200,756	62,998	263,755
先物為替予約	1,521,024	△18,631	22,524	54,147	76,671	1,507,572	△50,817	26,755	46,187	72,943
小計	6,559,240	87,326	255,981	320,348	576,330	5,978,553	68,464	314,196	273,140	587,336
小計（ネッティング勘案前）	27,987,748	129,879	470,738	447,624	918,363	50,078,972	146,419	628,860	579,069	1,207,930
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果					386,295					578,697
担保による与信相当額削減効果（注3）					△106,271					△127,981
計（ネッティング後）					638,339					757,214

（注）1. 与信相当額の算出に当たっては、連結自己資本比率告示の規定に従い、下記の取扱いとしております。
(1)原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出から除いております。
(2)与信相当額は、個々の派生商品取引を時価評価して算出した「グロスの再構築コスト（零を下回らないものに限る）」に、残存期間に応じた相場変動リスク「グロスのアドオン」を加算するカレント・エクスポージャー方式を採用して算出しております。
2. クレジット・デリバティブについては平成23年3月末現在、取扱いがありません。
3. 担保付デリバティブ取引に係る与信相当額削減効果の内訳は以下のとおりであります。なお、担保の種類は全て現金担保であります。

差入	130,010 百万円
受取	2,028 百万円
受取－差入	△127,981 百万円

〈証券化エクスポージャー〉

証券化エクスポージャー

本ディスクロージャー誌においては、連結自己資本比率告示に沿って証券化エクスポージャーの要件を充足するものを開示しております。
連結自己資本比率告示に定める要件とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する取引（ノン･リコースかつ優先劣後構造）を指しております。これらの中には住宅ローン債権等、当社保有債権の流動化による劣後持分や集団投資スキーム持分で優先劣後構造を有するものが含まれております。なお、特定貸付債権に該当するものは連結自己資本比率告示に沿って除いております。

証券化商品

一方、当社が5月13日に「平成22年度決算説明資料」において、「証券化商品の保有状況について」として開示した証券化商品は「金融商品会計に関する実務指針」において有価証券として取り扱われるものに加えて、内部管理ベースとして幅広く、直接保有する証券化商品全てを対象としており、証券化エクスポージャーとは必ずしも同一の概念ではありません。

■持株会社グループが保有する証券化商品と証券化エクスポージャー

（単位：百万円）

	商品別		勘定科目別		バーゼルⅡエクスポージャー区分別	
証券化商品の残高（5月13日開示）	ABS	6,343	買入金銭債権	170,134	証券化エクスポージャー	135,570
	CMBS	6,077	外国債券	11,254	特定貸付債権	3,610
	RMBS	182,612	有価証券	13,644	リテール向け	3,275
					購入債権	52,577
	小計	195,033	小計	195,033	小計	195,033
	（上記のほかにABCPプログラムにより発行された短期社債を売買目的有価証券として340億円保有しております）					
上記以外の残高	ABCP	7,337	買入金銭債権	2,015	証券化エクスポージャー	114,867
	ABL	69,805	特定取引資産	7,337		
	ABS	2,000	貸出金	105,514		
	CMBS	4,445				
	RMBS	31,278				
	小計	114,867	小計	114,867	小計	114,867
残高（計）	ABCP	7,337	買入金銭債権	172,150	証券化エクスポージャー	250,437
	ABL	69,805	特定取引資産	7,337	特定貸付債権	3,610
	ABS	8,343	外国債券	11,254	リテール向け	3,275
	CMBS	10,523	有価証券	13,644	購入債権	52,577
	RMBS	213,891	貸出金	105,514		
	合計	309,901	合計	309,901	合計	309,901
証券化エクスポージャーのEAD		237,924				
所要自己資本		9,741				
自己資本控除		12,344＊				

詳細は次頁以降に記載しております。

ABCP（Asset Backed Commercial Paper、資産担保コマーシャルペーパー）
ABL （Asset Based Lending、責任財産限定特約貸出）
ABS （Asset Backed Securities、資産担保証券）
CMBS（Commercial Mortgage Backed Securities、商業用不動産ローン担保証券）
RMBS（Residential Mortgage Backed Securities、住宅ローン担保証券）
・証券化商品は全てバンキング勘定で保有しております。
・上記に掲げる証券化商品残高は、3,099億円、B/S全体に占める割合は0.73%です。
・上記（＊）の他に、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額（10,036百万円）を自己資本より控除しております。
・当社では、米国サブプライムローン、及び証券化商品に係る米国金融保証会社（モノライン）に対するエクスポージャーはありません。

■持株会社グループがオリジネーターである証券化エクスポージャー

1．保有する証券化エクスポージャーに関する情報

（単位：百万円）

	平成22年3月末											
	一般貸出債権	住宅ローン債権	アパート・マンションローン債権	クレジットカード債権	リース料債権	消費者ローン債権	オートローン債権	手形債権	診療報酬債権	その他	計	
											残高	所要自己資本の額
保有する証券化エクスポージャーの額	—	15,883	23,409	—	—	—	—	—	—	3,627	42,920	12,957
RW20%以下	—	2,600	—	—	—	—	—	—	—	—	2,600	39
20%超100%以下	—	—	23,409	—	—	—	—	—	—	—	23,409	1,925
100%超1250%未満	—	9,251	—	—	—	—	—	—	—	—	9,251	3,332
自己資本控除(注)	—	4,031	—	—	—	—	—	—	—	3,627	7,658	7,658
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	5,530	5,315	—	—	—	—	—	—	—	10,845	10,845

（注）連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

（単位：百万円）

	平成23年3月末											
	一般貸出債権	住宅ローン債権	アパート・マンションローン債権	クレジットカード債権	リース料債権	消費者ローン債権	オートローン債権	手形債権	診療報酬債権	その他	計	
											残高	所要自己資本の額
保有する証券化エクスポージャーの額	—	15,872	23,409	—	—	—	—	—	—	3,627	42,909	11,858
RW20%以下	—	2,600	—	—	—	—	—	—	—	—	2,600	39
20%超100%以下	—	—	23,409	—	—	—	—	—	—	—	23,409	1,475
100%超1250%未満	—	9,224	—	—	—	—	—	—	—	—	9,224	2,667
自己資本控除(注)	—	4,048	—	—	—	—	—	—	—	3,627	7,675	7,675
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	5,181	4,854	—	—	—	—	—	—	—	10,036	10,036

（注）連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

2．原資産に関する情報

（単位：百万円）

	平成22年3月末										
	一般貸出債権	住宅ローン債権	アパート・マンションローン債権	クレジットカード債権	リース料債権	消費者ローン債権	オートローン債権	手形債権	診療報酬債権	その他	計
原資産の額	—	117,507	53,169	—	—	—	—	—	—	8,807	179,484
資産譲渡型証券化取引	—	117,507	53,169	—	—	—	—	—	—	8,807	179,484
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	2,853	—	—	—	—	—	—	—	302	3,155
当期の損失額	—	307	—	—	—	—	—	—	—	—	307
合成型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化取引に伴い、当期中に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早期償還条項付証券化エクスポージャーに関する事項											
実行済みの信用供与の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリジネーターとして留保するエクスポージャーに対する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資家の持分に対して算出する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（単位：百万円）

	平成23年3月末										
	一般貸出債権	住宅ローン債権	アパート・マンションローン債権	クレジットカード債権	リース料債権	消費者ローン債権	オートローン債権	手形債権	診療報酬債権	その他	計
原資産の額	—	101,749	44,436	—	—	—	—	—	—	7,658	153,844
資産譲渡型証券化取引	—	101,749	44,436	—	—	—	—	—	—	7,658	153,844
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	2,665	—	—	—	—	—	—	—	303	2,969
当期の損失額	—	107	—	—	—	—	—	—	—	—	107
合成型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化取引に伴い、当期中に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早期償還条項付証券化エクスポージャーに関する事項											
実行済みの信用供与の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリジネーターとして留保するエクスポージャーに対する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資家の持分に対して算出する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

■持株会社グループが流動化プログラム（ABCP等）のスポンサーである証券化エクスポージャー

1．保有する証券化エクスポージャーに関する情報

（単位：百万円）

	平成22年3月末											
	一般貸出債権	住宅ローン債権	アパート・マンションローン債権	クレジットカード債権	リース料債権	消費者ローン債権	オートローン債権	手形債権	診療報酬債権	その他	計	
											残高	所要自己資本の額
保有する証券化エクスポージャーの額	—	—	—	—	9,810	—	—	45,187	559	2,549	58,106	5,843
RW20%以下	—	—	—	—	9,810	—	—	16,326	—	518	26,655	452
20%超100%以下	—	—	—	—	—	—	—	22,772	—	—	22,772	1,526
100%超1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	6,088	—	—	6,088	1,274
自己資本控除(注)	—	—	—	—	—	—	—	—	559	2,030	2,590	2,590
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

（単位：百万円）

	平成23年3月末											
	一般貸出債権	住宅ローン債権	アパート・マンションローン債権	クレジットカード債権	リース料債権	消費者ローン債権	オートローン債権	手形債権	診療報酬債権	その他	計	
											残高	所要自己資本の額
保有する証券化エクスポージャーの額	—	—	—	—	23,530	—	—	51,348	513	1,754	77,146	5,890
RW20%以下	—	—	—	—	23,530	—	—	19,981	—	237	43,748	741
20%超100%以下	—	—	—	—	—	—	—	20,442	—	191	20,633	1,295
100%超1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	10,924	—	—	10,924	2,014
自己資本控除(注)	—	—	—	—	—	—	—	—	513	1,326	1,839	1,839
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

2．原資産に関する情報

（単位：百万円）

	平成22年3月末										
	一般貸出債権	住宅ローン債権	アパート・マンションローン債権	クレジットカード債権	リース料債権	消費者ローン債権	オートローン債権	手形債権	診療報酬債権	その他	計
原資産の額	—	—	—	—	12,125	—	—	55,615	1,576	4,185	73,502
資産譲渡型証券化取引	—	—	—	—	12,125	—	—	55,615	1,576	4,185	73,502
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	27	—	—	—	—	13	40
当期の損失額	—	—	—	—	438	—	—	301	401	25	1,167
合成型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額(注)	—	—	—	—	—	—	—	92,645	—	—	92,645
証券化取引に伴い、当期中に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早期償還条項付証券化エクスポージャーに関する事項											
実行済みの信用供与の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリジネーターとして留保するエクスポージャーに対する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資家の持分に対して算出する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）SPCが、CPを発行して取引先の保有する手形債権、リース料債権、売掛債権やこれらを裏付として発行された信託受益権を購入するABCP方式や、銀行・投資家からの借入により購入資金を賄うABL方式により証券化を行ったものであります。

（単位：百万円）

	平成23年3月末										
	一般貸出債権	住宅ローン債権	アパート・マンションローン債権	クレジットカード債権	リース料債権	消費者ローン債権	オートローン債権	手形債権	診療報酬債権	その他	計
原資産の額	—	—	—	—	10,181	—	—	61,357	1,716	2,647	75,902
資産譲渡型証券化取引	—	—	—	—	10,181	—	—	61,357	1,716	2,647	75,902
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	37	—	—	—	—	5	43
当期の損失額	—	—	—	—	148	—	—	351	593	14	1,107
合成型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額(注)	—	—	—	—	24,217	—	—	102,028	—	815	127,062
証券化取引に伴い、当期中に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早期償還条項付証券化エクスポージャーに関する事項											
実行済みの信用供与の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリジネーターとして留保するエクスポージャーに対する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資家の持分に対して算出する所要自己資本の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）SPCが、CPを発行して取引先の保有する手形債権、リース料債権、売掛債権やこれらを裏付として発行された信託受益権を購入するABCP方式や、銀行・投資家からの借入により購入資金を賄うABL方式により証券化を行ったものであります。

■持株会社グループが投資家である証券化エクスポージャー

（単位：百万円）

	平成22年3月末											
	一般貸出債権	住宅ローン債権	アパート・マンションローン債権	クレジットカード債権	リース料債権	消費者ローン債権	オートローン債権	手形債権	診療報酬債権	その他	計	
											残高	所要自己資本の額
保有する証券化エクスポージャーの額	8,746	131,630	14,930	2,358	—	498	330	1,131	—	6,906	166,533	6,731
RW20%以下	3,599	129,579	14,930	2,358	—	166	330	1,131	—	1,424	153,519	1,719
20%超100%以下	3,859	2,051	—	—	—	332	—	—	—	603	6,847	192
100%超1250%未満	408	—	—	—	—	—	—	—	—	1,462	1,871	524
自己資本控除(注)	878	—	—	—	—	—	—	—	—	3,416	4,295	4,295

（注）連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

（単位：百万円）

	平成23年3月末											
	一般貸出債権	住宅ローン債権	アパート・マンションローン債権	クレジットカード債権	リース料債権	消費者ローン債権	オートローン債権	手形債権	診療報酬債権	その他	計	
											残高	所要自己資本の額
保有する証券化エクスポージャーの額	2,690	105,929	12,695	833	—	—	—	1,415	—	6,647	130,212	4,337
RW20%以下	1,020	104,110	12,695	833	—	—	—	1,415	—	701	120,776	1,175
20%超100%以下	857	1,819	—	—	—	—	—	—	—	2,000	4,676	162
100%超1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,930	1,930	169
自己資本控除(注)	813	—	—	—	—	—	—	—	—	2,015	2,829	2,829

（注）連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

■証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当グループでは、証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に当たり、連結自己資本比率告示における「外部格付準拠方式」及び「指定関数方式」を用いてその額を算出しております。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当グループは、「外部格付準拠方式」を用いて証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、以下の格付機関を「適格格付機関」として使用しております。なお、これらの格付機関は、平成23年3月31日現在、金融庁が指定しているバーゼルⅡにおける「適格格付機関」であります。

- 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- 株式会社日本格付研究所（JCR）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（S&P）
- フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

■証券化取引に関する会計方針

当グループの証券化取引に関する会計処理は、「金融商品に関する会計基準」、「金融商品会計に関する実務指針」等に従っております。このうち当グループが投資家となる証券化取引については、当該金融資産の時価評価により資産計上する一方、当グループがオリジネーターとなる証券化取引については、次の通り会計処理を行っております。当該金融資産を構成する、将来のキャッシュの流入、回収コスト、信用リスク、期限前償還リスク等の各々の財務構成要素について、以下の要件がすべて充たされることをもって、支配の移転を認め消滅を認識し、留保する財務構成要素は存続を認識しております。

要件
1. 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が、譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
2. 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を、直接または、間接に通常の方法で享受できること
3. 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

消滅の認識要件を充たした場合には、消滅部分の帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理し、消滅部分の帳簿価額は、当該金融資産の帳簿価額を按分して計算しております。また、金融資産の消滅に伴って新たな金融資産または金融負債が発生した場合には、当該金融資産または金融負債は時価により計上しております。

なお、信託または組合等の特別目的会社を用いた証券化取引において、譲渡人である当グループが特別目的会社の発行する証券等の全部または、一部を保有する場合は、当該部分を残存部分として取扱い、金融資産の消滅の認識をしておりません。

〈銀行勘定における出資・株式等エクスポージャー〉

■連結貸借対照表計上額

（単位：百万円）

	平成22年3月末		平成23年3月末	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式その他これに類する出資･株式等エクスポージャー	493,774	493,774	**494,872**	**494,872**
上記以外の出資･株式等エクスポージャー	105,767	105,767	**84,323**	**84,323**
計	599,541	599,541	**579,196**	**579,196**

■出資・株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	平成22年3月期	平成23年3月期
売却益	9,007	**8,669**
売却損	△840	**△5,888**
償却	△4,590	**△3,598**
計	3,576	**△817**

（注）連結損益計算書における株式関連損益について記載しております。

■連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	平成22年3月末	平成23年3月末
評価損益	121,253	**110,708**

■連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

■株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

（単位：百万円）

	平成22年3月末	平成23年3月末
マーケット･ベース方式（簡易手法）	35,615	**37,138**
マーケット･ベース方式（内部モデル手法）	—	**—**
PD/LGD方式	18,714	**23,381**
連結自己資本比率告示附則第13条に定める経過措置を適用するエクスポージャー	386,259	**367,033**
標準的手法において債権のリスク･ウェイトがゼロ%とされる事業体に対するエクスポージャー	1	**1**
計	440,591	**427,555**

〈信用リスク・アセットのみなし計算〉

■信用リスク・アセットのみなし計算

（単位：百万円）

	平成22年3月末	平成23年3月末
信用リスク･アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	31,544	**54,637**

〈銀行勘定における金利リスク〉

■アウトライヤー基準

バーゼルⅡでは、銀行勘定の金利リスクについて、一定のストレス的な金利シナリオの下で発生する経済価値の減少額が広義の自己資本（Tier1＋Tier2）の20%を超えるものを「アウトライヤー基準」とし、これに該当する場合には、リスク量の削減等の対応を求められる場合があります。

当グループのりそな銀行、埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行の各銀行における経済価値の減少額は、以下のとおりであり、アウトライヤー基準に抵触しない結果となっております。

（単位：億円）

	平成22年3月末基準		平成23年3月末基準	
	経済価値の減少額	自己資本に対する割合	経済価値の減少額	自己資本に対する割合
りそな銀行	1,502	9.4%	**1,056**	**6.6%**
埼玉りそな銀行	683	15.7%	**87**	**2.0%**
近畿大阪銀行	226	12.8%	**155**	**9.0%**

（注）1. 経済価値の減少額は、保有期間1年、観測期間5年で計測される信頼区間99%の金利ショックによって計算しております。
2. 満期のない流動性預金の金利リスク計測にあたり、りそな銀行及び埼玉りそな銀行では平成22年4月から、近畿大阪銀行では平成22年10月から内部モデルを採用しております。

－Note－

りそなホールディングス ディスクロージャー誌 2011

本誌は銀行法第52条の29等の法令に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

発行　平成23年7月
株式会社りそなホールディングス グループ戦略部
（東京本社）
〒135-8582　東京都江東区木場1丁目5番65号 深川ギャザリアW2棟　電話（03）6704-3111
（大阪本社）
〒540-8608　大阪市中央区備後町2丁目2番1号　電話（06）6268-7400
ホームページアドレス　http://www.resona-gr.co.jp

CONTENTS

決算公告・開示項目等

決算公告【株式会社りそなホールディングス】… 393
決算公告【株式会社りそな銀行】…… 401
決算公告【株式会社埼玉りそな銀行】…… 411
決算公告【株式会社近畿大阪銀行】…… 414
銀行法施行規則等による開示項目…… 422
金融庁告示第15号に基づく開示事項(バーゼルⅡ)… 427
りそなグループの情報開示及び財務報告に関する基本方針 … 442

決算公告【株式会社りそなホールディングス】

銀行法第52条の28に基づき、決算公告を下記ホームページアドレスに掲載しました。
http://www.resona-gr.co.jp/holdings/ir/koukoku/hd/index.html
なお、同法第52条の29第１項の規定により、本決算公告を本誌に掲載しています。

第１０期　決算公告

平成23年6月28日

東京都江東区木場一丁目5番65号
株式会社りそなホールディングス
代表執行役社長 檜垣 誠司

連結貸借対照表(平成23年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	3,027,781	預金	34,179,947
コールローン及び買入手形	356,676	譲渡性預金	1,424,610
買入金銭債権	427,467	コールマネー及び売渡手形	277,916
特定取引資産	637,508	売現先勘定	142,972
有価証券	9,899,960	特定取引負債	244,282
貸出金	25,853,022	借用金	1,700,813
外国為替	63,472	外国為替	1,755
その他資産	1,634,261	社債	678,071
有形固定資産	313,231	信託勘定借	375,866
建物	104,481	その他負債	1,320,538
土地	193,038	賞与引当金	14,603
リース資産	1,174	退職給付引当金	11,591
建設仮勘定	1,511	その他の引当金	34,552
その他の有形固定資産	13,025	再評価に係る繰延税金負債	28,277
無形固定資産	53,836	支払承諾	678,495
ソフトウエア	10,915	負債の部合計	41,114,294
リース資産	37,557	（純資産の部）	
その他の無形固定資産	5,364	資本金	340,472
繰延税金資産	186,891	資本剰余金	237,082
支払承諾見返	678,495	利益剰余金	879,381
貸倒引当金	△ 424,619	自己株式	△ 86,847
投資損失引当金	△ 1,139	株主資本合計	1,370,089
		その他有価証券評価差額金	61,826
		繰延ヘッジ損益	16,352
		土地再評価差額金	38,479
		為替換算調整勘定	△ 4,468
		その他の包括利益累計額合計	112,190
		少数株主持分	110,273
		純資産の部合計	1,592,553
資産の部合計	42,706,848	負債及び純資産の部合計	42,706,848

連結損益計算書

（平成22年 4月 1日から 平成23年 3月31日まで）

(単位:百万円)

科目	金額	
経常収益		859,898
資金運用収益	551,097	
貸出金利息	469,470	
有価証券利息配当金	58,305	
コールローン利息及び買入手形利息	1,863	
債券貸借取引受入利息	54	
預け金利息	2,021	
その他の受入利息	19,382	
信託報酬	25,937	
役務取引等収益	172,420	
特定取引収益	28,900	
その他業務収益	50,554	
その他経常収益	30,988	
経常費用		649,608
資金調達費用	67,004	
預金利息	38,695	
譲渡性預金利息	1,770	
コールマネー利息及び売渡手形利息	437	
売現先利息	69	
債券貸借取引支払利息	140	
借用金利息	2,454	
社債利息	21,177	
その他の支払利息	2,258	
役務取引等費用	51,555	
特定取引費用	365	
その他業務費用	42,937	
営業経費	369,413	
その他経常費用	118,332	
貸倒引当金繰入額	33,511	
その他の経常費用	84,821	
経常利益		210,290
特別利益		32,652
固定資産処分益	1,711	
負ののれん発生益	1,578	
償却債権取立益	29,362	
特別損失		5,831
固定資産処分損	1,576	
減損損失	3,659	
その他の特別損失	595	
税金等調整前当期純利益		237,111
法人税、住民税及び事業税	10,523	
法人税等調整額	62,189	
法人税等合計		72,713
少数株主損益調整前当期純利益		164,397
少数株主利益		4,318
当期純利益		160,079

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

（連結財務諸表の作成方針）

(1) 連結の範囲に関する事項
① 連結される子会社及び子法人等　17社
主要な会社名
株式会社りそな銀行
株式会社埼玉りそな銀行
株式会社近畿大阪銀行
りそなビジネスサービス株式会社は、平成22年４月１日付で当社連結子会社であるりそな人事サポート株式会社と合併いたしました。なお、合併後のりそな人事サポート株式会社は、同日付で、商号をりそなビジネスサービス株式会社に変更しております。

② 非連結の子会社及び子法人等
主要な会社名
Asahi Servicos e Representacoes Ltda.
非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項
① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等はありません。

② 持分法適用の関連法人等　1社
会社名
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
なお、日本トラスティ情報システム株式会社は、平成22年10月１日付で当社持分法適用関連法人等である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併いたしました。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
主要な会社名
Asahi Servicos e Representacoes Ltda .

④ 持分法非適用の関連法人等
主要な会社名
アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社
持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

⑤ 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連法人等としなかった場合の当該会社等
会社等名
畿内総合信用保証株式会社
近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され、出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連法人等としておりません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
12月末日　4社
3月末日　13社

② 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。
なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

会計処理基準に関する事項

（１）特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

（２）有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前１ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（３）デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

（４）減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　2年～50年
その他　　2年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

（５）繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

（６）貸倒引当金の計上基準

主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 443,263 百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

（７）投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

（８）賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

（９）退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務　　発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異　　各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

（１０）その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりです。

信託取引損失引当金　　11,346百万円
一部の銀行業を営む国内の連結される子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

預金払戻損失引当金　　12,666百万円
負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金　　5,256百万円
信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。

ポイント引当金　　4,050百万円
「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。

利息返還損失引当金　　561百万円
将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。

（１１）外貨建資産・負債の換算基準

銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

（１２）リース取引の処理方法

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年４月１日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

（１３）重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 15 号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成 15 年度から最長 10 年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は 88 百万円（税効果額控除前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

銀行業を営む国内の連結される子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

（１４）消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（１５）連結納税制度の適用

当社及び一部の連結される子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は152百万円減少し、税金等調整前当期純利益は459百万円減少しております。

（企業結合に関する会計基準等の適用）

当連結会計年度から「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日）を適用しております。

表示方法の変更

（連結貸借対照表関係）

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第5号平成23年3月25日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

（連結損益計算書関係）

当連結会計年度から、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第41号平成22年9月21日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1．関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）
23,345 百万円

2．無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。

3．貸出金のうち、破綻先債権額は19,752百万円、延滞債権額は459,878百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4．貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,171百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は261,403百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6．破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は749,205百万円であります。
なお、上記3．から6．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、196,758百万円であります。

8．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産		
現金預け金	1,837	百万円
特定取引資産	142,947	
有価証券	6,664,361	
貸出金	166,479	
その他資産	3,880	
担保資産に対応する債務		
預金	163,227	百万円
売現先勘定	142,972	
借用金	1,633,620	

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券1,196,235百万円及びその他資産246,601百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,666百万円、敷金保証金は22,322百万円であります。

9．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,801,642百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが7,584,472百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10．土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、一部の国内の連結される子会社及び子法人等の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日　平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格（平成10年1月1日基準日）に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　31,229百万円

11．有形固定資産の減価償却累計額　212,723百万円

12．有形固定資産の圧縮記帳額　53,258百万円

13．借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金49,000百万円が含まれております。

14．社債には、劣後特約付社債624,469百万円が含まれております。

15．元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託439,223百万円であります。

16．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は274,968百万円であります。

17．1株当たりの純資産額　251円67銭

18．連結貸借対照表に計上したリース資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1．取得価額相当額	有形固定資産	3,925	百万円
	無形固定資産	389	百万円
	合計	4,314	百万円
2．減価償却累計額相当額	有形固定資産	3,193	百万円
	無形固定資産	262	百万円
	合計	3,455	百万円
3．期末残高相当額	有形固定資産	732	百万円
	無形固定資産	126	百万円
	合計	859	百万円
4．未経過リース料	1年内	913	百万円
期末残高相当額	1年超	133	百万円
	合計	1,046	百万円
5．支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
	支払リース料	1,149	百万円
	減価償却費相当額	990	百万円
	支払利息相当額	39	百万円

6．減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7．利息相当額の算定方法
主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

なお、無形固定資産のリース資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、2,474百万円であります。

19．当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△361,699	百万円
年金資産（時価）	464,354	
未積立退職給付債務	102,654	
未認識数理計算上の差異	18,562	
連結貸借対照表計上額の純額	121,217	
前払年金費用	132,809	
退職給付引当金	△11,591	

20．銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率（第二基準）は、11.21%であります。

（連結損益計算書関係）

1．「その他経常収益」には、株式等売却益8,669百万円を含んでおります。

2．「その他の経常費用」には、貸出金償却52,299百万円、株式等売却損5,888百万円及び株式等償却3,598百万円を含んでおります。

3．「負ののれん発生益」は、少数株主から追加取得した一部の連結子会社株式の取得原価と、対応する少数株主持分減少額との差額であります。

4．「その他の特別損失」は、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額であります。

5．1株当たり当期純利益金額　73円14銭

6．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額　41円47銭

7．包括利益　132,513百万円

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行持株会社である株式会社りそなホールディングスの傘下に3つの商業銀行を持つ総資産約42兆円を有する金融グループとして、真にお客さまに役立つ金融サービス業を目指し、様々な金融商品をお客さまのニーズに沿ってご提供させて頂いております。また自社グループの収益性向上、健全性確保の両面から、金融商品をリスクテイク、リスクコントロール等に幅広く活用しております。

具体的には、個人、法人等の様々なお客さまに対し、貸出、ローン、私募債引受け、保証等の与信業務を通じて、お客さまの資金ニーズに適切にお応えしております。

また、安定的な資金運用を目的とした国債等の債券、お客さまとの関係強化を目的とした株式等様々な有価証券を保有、運用しております。

近年、高度化・多様化しているお客さまのニーズに適切にお応えするため、金利関連や為替関連のデリバティブ商品をご提供しております。

また、これらの業務を行うため、当社グループは預金の受入れ、社債の発行、及びインターバンク市場を通じた資金調達等、金融商品による調達を行っております。

当社グループでは、上記資金運用及び資金調達活動により生じる長短金利バランスのギャップや、金利変動リスクに対応しつつ、部門間での損益管理向上を図るため、資産及び負債の統合的管理（ＡＬＭ）を行っております。その一環として長短金利ギャップ、金利変動リスクをヘッジするためデリバティブ取引を行うとともに、お客さまのデリバティブ契約に係るカバー取引を行っております。

当社グループの連結子会社・関連会社には、国内において銀行業務を行っている子会社、信用保証・債権管理回収等を行っている子会社、外国法に基づき外国において銀行業務を行っている子会社等があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① 貸出資産の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行は東京都・埼玉県を主とした首都圏、大阪府を主とした関西圏を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいては、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めております。

これらの貸出金については、与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

② 有価証券の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行で保有している有価証券は、債券、株式、投資信託、投資事業組合出資金、特定目的ファンドであり、これらは純投資や、円滑な資金繰り運営を行うためのほか、事業推進目的等で保有しております。

連結決算日現在における有価証券残高のうち、日本国債の占める割合は77%となっております。

保有している有価証券には、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により資産・負債の価値またはそこから生み出される収益が変動し損失を被る市場リスク、及び有価証券の発行体の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

③ デリバティブ取引の内容及びそのリスク

当社グループでは、金利関連、通貨関連、株式関連、債券関連のデリバティブ取引を取り扱っております。具体的には以下のとおりとなっております。

・ 金利関連
　金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約、金利スワップ、金利オプション
・ 通貨関連
　為替予約、通貨スワップ、通貨オプション
・ 株式関連
　株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション
・ 債券関連
　債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

お客さまの高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供するうえで、また、当社グループの各銀行が晒される様々なリスクをコントロールするうえで、デリバティブ取引は欠かせないものとなっております。

当社グループの各銀行では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下のとおり、お客さまのリスクヘッジニーズへの対応、金融資産・負債のヘッジ取引、及びトレーディング取引の目的でデリバティブ取引を行っております。

（ｉ）お客さまのリスクヘッジニーズへの対応

お客さまは様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しております。当社グループの各銀行のデリバティブ取引の中心は、このようなお客さまのリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。

当社グループの各銀行では、お客さまの様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えるとともに、商品提供力の向上に努めております。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社グループの各銀行ではデリバティブ取引について次のような「行動基準」を作成し、お客さまと取引する際にはこの基準に沿って行っております。

・ 商品内容とリスクの説明
　商品内容、仕組み、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面（提案書・デリバティブリスク説明書等）を使用して十分に説明すること。
・ 自己責任の原則と取引能力
　取引の前提として、お客さまが自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。
・ 時価情報（お客さまの含み損益の状況）の提供
　取引実行後、お客さまの要請または必要に応じて、定期的または随時に時価情報をお客さまに還元し、お客さまの判断の一助とすること。

（ⅱ）金融資産・負債のヘッジ取引

当社グループの各銀行では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスク・為替リスク等を適正にコントロールする手段として、金利スワップ・通貨スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

金利リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や、将来のキャッシュフローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」を、「包括ヘッジ」及び「個別ヘッジ」として実施しております。為替リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を為替変動から守るための「外貨建取引に係るヘッジ」を実施しております。

これらヘッジ取引となるデリバティブ取引については、検証方法に係る規程を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行う等厳正な管理を実施しております。

金利リスクに係る「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、または、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しております。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しております。

為替リスクに係る「外貨建取引に係るヘッジ」の場合は、ヘッジ手段の元本及び利息相当額を上回る外貨建金銭債権債務の元本及び利息相当額の存在を確認すること等により、ヘッジの有効性を検証しております。

（ⅲ）トレーディング取引

当社グループの各銀行では、短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

デリバティブ取引のリスクには、取引相手方の信用リスク及び市場リスクがあります。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設ける等して、与信判断・管理を行う体制としております。また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行う等の運営管理にも努めております。

デリバティブ取引に係る市場リスクについては、後述（3）②のとおり適切に管理しております。

④ 金融負債の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行はお客さまからの預金受入れや、市場からの資金調達、及び社債等の発行にて資金調達を行っております。資金調達状況については、負債に占める預金の比率が83%となっております。

これらは、金融経済環境の変化等により、調達が困難になる流動性リスクがあります。

⑤ 銀行子会社以外の子会社・持分法適用の関連会社の内容及びそのリスク

当社グループの銀行子会社以外の子会社・持分法適用の関連会社には、信用保証業務を行っているりそな保証（株）、債権管理回収等を行っているりそな債権回収（株）、及びクレジットカード業務を行っているりそなカード（株）等があります。これらの子会社においては、その業務内容に応じ、信用リスク、市場リスク等があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループの各銀行では「グループリスク管理方針」に則って、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理の各基本方針を含む「リスク管理の基本方針」を各銀行の取締役会で制定し、これに基づきリスク管理業務の諸規程を整備する等リスク管理体制を構築しております。

また、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署によるリスク管理態勢を勘案のうえ、内部監査計画を策定し、監査等を行っております。

① 信用リスクの管理

当社グループの各銀行における信用リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、営業推進関連部署から独立した信用リスク管理関連部署が与信判断と管理を行う体制となっております。

当社グループの各銀行では、信用リスク管理のための組織・体制として、融資会議及び信用リスク管理関連部署（信用リスク管理部署、審査管理部署、問題債権管理部署）を設け、適切な管理体制を構築しております。

融資会議は、信用リスク管理に係る執行部門の決議もしくは協議機関として、与信業務全般に関する重要事項の決議もしくは協議・報告等を行っております。

信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行っております。

審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行っております。

問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めたうえで事業再生、整理・回収を行っております。

上記体制のもと、信用リスクの削減に向け、担保・保証等の保全強化による信用力補完、債権の質の向上等に努めております。保全となる担保としては、自行預金、国債等の債券や上場会社株式等の有価証券、商業手形、不動産等があります。その他、各種の保証、貸出金と非担保自行預金が相殺可能な銀行取引約定書等の契約、デリバティブ取引・レポ取引における相対ネッティング契約によっても保全を図っております。

また、与信ポートフォリオ全体の管理の観点から信用リスクを計測し、限度を設定することにより、信用リスクを一定の範囲内に抑制しております。

② 市場リスクの管理

（ⅰ）市場リスク管理の体制

当社グループの各銀行における市場リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、取引実施部署（フロントオフィス）から独立したリスク管理部署（ミドルオフィス）及び事務管理部署（バックオフィス）を設置し相互牽制が働く体制としております。

また、資金・収益・リスク・コスト等の推移・状況を総合的に管理し、それらの対応を協議・報告する会議としてＡＬＭ委員会を設置しております。

当社グループの各銀行は、上記「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に市場リスクを管理するために、「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

また、市場取引の時価評価や、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により損失を被る市場リスクについてはＶａＲ（バリュー・アット・リスク）によるリスク量算出を行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等のセンシティビティ限度額等を設定し、その遵守状況を管理しております。加えて、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出しております。

限度等の遵守状況を含むリスク量、損益の状況等については、モニタリングのうえ、経営宛報告を行うとともに、リスク管理部署（ミドルオフィス）による取引実施部署（フロントオフィス）に対する適切な牽制を行っております。

（ⅱ）市場リスクに係る定量的情報

当社グループの各銀行では、金融商品の保有目的に応じてトレーディング、バンキング、政策投資株式の区分で市場リスクに係るＶａＲを算出しております。当社グループとしての市場リスクに係るリスク量はりそな銀行、埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行のＶａＲを単純合算することによって算出しております。

なお、一部の商品やその他の関連会社のリスク量は、グループとしての市場リスクに係るリスク量には含めておりませんが、影響が軽微であることを確認しております。

（ア）トレーディング

当社グループでは、トレーディング目的で取り扱っている有価証券やデリバティブ取引に関するＶａＲの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日）を採用しております。

連結決算日現在で当社グループのトレーディング業務のリスク量は、2,448百万円であります。

（イ）バンキング

当社グループの各銀行では、トレーディング目的で保有する金融商品及び政策投資目的で保有する株式以外の金融商品やその他の資産、負債は、バンキング業務で取り扱っております。

当社グループでは、バンキング業務に関するＶａＲの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間20営業日または125営業日、信頼区間99%、観測期間1,250営業日）を採用しております。

連結決算日現在で当社グループのバンキング業務のリスク量は、49,503百万円であります。

（ウ）政策投資株式

当社グループの各銀行では、政策投資目的で保有する株式については、トレーディング業務やバンキング業務と区分してＶａＲの算出やリスクの管理を行っております。

当社グループでは、政策投資株式に関するＶａＲの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間125営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日及び1,250営業日）を採用し、評価損益や減損リスクを考慮してリスク量を算出しております。

連結決算日現在で当社グループの政策投資株式のリスク量は、76,189百万円であります。

（エ）市場リスクのＶａＲの検証体制等

当社グループの各銀行では、ＶａＲ算出単位毎にモデルが算出するＶａＲと実際の時価の変動を比較するバックテスティングを実施し、リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証する体制としております。

ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているものであり、過去の相場変動から予想される範囲を超える相場変動が発生した場合等においては、ＶａＲを超える時価の変動が発生するリスクがあると認識しております。

③ 流動性リスクの管理

当社グループの各銀行における流動性リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署を設置し、相互牽制が働く体制としております。

また、ＡＬＭ委員会や流動性リスク管理委員会により適時適切にモニタリング・経営宛報告を実施しております。

当社グループの各銀行は、「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に流動性リスクを管理するために、「流動性リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

資金繰り運営にあたっては、自社について流動性リスクの状況に係るフェーズ認定（平常時及び3段階の流動性緊急時フェーズで設定）を行い、あらかじめ定めた各フェーズに該当する具体的対応策を適時適切に実施する体制を整備しております。

グループ各銀行は、各々の規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク管理指標を設定しモニタリングを実施しております。また必要に応じて、流動性リスク管理指標にガイドラインを設定し管理しております。

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被る市場流動性リスクについても、取扱う市場取引の市場流動性の状況を定期的にモニタリングする等、適切な管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。算定に採用した前提条件の内容については、後述 「２．金融商品の時価等に関する事項 （注1）金融商品の時価の算定方法」をご参照下さい。

なお、本件金融商品の時価等には、当社グループがお客さまに販売した投資信託等の貸借対照表に計上されない取引は含まれておりません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年３月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注２）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)　現金預け金	3,027,781	3,027,781	—
(2)　コールローン及び買入手形	356,676	356,676	—
(3)　買入金銭債権（※１）	427,417	428,913	1,495
(4)　特定取引資産			
売買目的有価証券	371,960	371,960	—
(5)　有価証券			
満期保有目的の債券	1,667,900	1,692,496	24,596
その他有価証券	8,130,206	8,130,206	—
(6)　貸出金	25,853,022		
貸倒引当金（※１）	△358,624		
	25,494,397	25,869,729	375,331
(7)　外国為替（※１）	62,333	62,333	—
資産計	39,538,674	39,940,097	401,423
(1)　預金	34,179,947	34,193,696	13,749
(2)　譲渡性預金	1,424,610	1,424,632	22
(3)　コールマネー及び売渡手形	277,916	277,916	—
(4)　売現先勘定	142,972	142,972	—
(5)　借用金	1,700,813	1,702,651	1,838
(6)　外国為替	1,755	1,755	—
(7)　社債	678,071	686,834	8,762
(8)　信託勘定借	375,866	375,866	—
負債計	38,781,953	38,806,325	24,372
デリバティブ取引（※２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	78,774	78,774	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(38,015)	(38,235)	△219
デリバティブ取引計	40,758	40,539	△219

	契約額等	時　価
その他		
債務保証契約（※３）	678,495	△18,526

（※１）貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（※２）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

（※３）債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1)　現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)　コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3)　買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書は、外部業者（ブローカー）から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法（(6)参照）に準じた方法で算出した価格を時価としております。

(4)　特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格、短期社債は、額面を市場金利で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(5)　有価証券

株式は当連結会計年度末前１カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券（私募債を除く）は日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(6)　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（１年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負　債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 売現先勘定

これらは、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（１年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格、もしくは元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(8) 信託勘定借

信託勘定借は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先等に対する保証については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、当該価額を時価としております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊１）（＊２）	75,841
組合出資金（＊２）（＊３）	26,011
合　計	101,853

（＊１） 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。上記は、投資損失引当金控除前、国内海外合計の計数であります。

（＊２） 当連結会計年度において、非上場株式について 711 百万円、組合出資金について 744 百万円減損処理を行っております。

（＊３） 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。上記は、国内海外合計の計数であります。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	2,498,353	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	356,676	—	—	—	—	—
買入金銭債権	257,526	8,483	336	108	—	162,006
有価証券						
満期保有目的の債券	45,284	220,179	254,123	327,304	824,761	3,000
うち国債	30,000	165,000	177,000	266,300	714,700	3,000
地方債	12,080	51,033	75,221	60,954	110,061	—
社債	3,203	4,146	1,902	50	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	2,730,090	1,458,365	2,536,317	390,005	477,673	42,613
うち国債	2,528,700	1,083,700	2,064,100	254,600	384,000	—
地方債	332	5,730	41,860	16,700	85,884	—
社債	184,626	314,527	400,071	110,110	6,302	22,351
貸出金（＊）	7,075,053	4,198,594	2,798,003	1,761,329	2,189,376	7,625,609
外国為替	63,472	—	—	—	—	—
合計	13,026,457	5,885,623	5,588,780	2,478,747	3,491,811	7,833,229

（＊）貸出金のうち、償還予定額の見込めないもの 205,054 百万円は含めておりません。また取立不能見込み額として債権額から直接減額した金額を控除しております。

（注４）社債、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（＊１）	31,063,198	2,572,940	543,808	—	—	—
譲渡性預金	1,419,410	5,200	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	277,916	—	—	—	—	—
売現先勘定	142,972	—	—	—	—	—
借用金	1,646,505	4,335	913	12,041	37,016	—
外国為替	1,755	—	—	—	—	—
社債（＊２）	20,910	32,730	40,000	125,000	171,300	—
信託勘定借	375,866	—	—	—	—	—
合計	34,948,534	2,615,206	584,722	137,041	208,316	—

（＊１）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。
（＊２）社債のうち、期間の定めのないもの 288,213百万円は含めておりません。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の信託受益権、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債を含めて記載しております。

１．売買目的有価証券（平成23年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	114

２．満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	923,285	941,635	18,349
	地方債	267,584	277,454	9,869
	社債	8,090	8,264	174
	小計	1,198,960	1,227,354	28,393
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	426,252	422,967	△3,285
	地方債	41,475	40,998	△477
	社債	1,210	1,176	△34
	小計	468,939	465,141	△3,797
合計		1,667,900	1,692,496	24,596

３．その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	350,775	220,258	130,516
	債券	2,004,953	1,992,869	12,083
	国債	1,520,061	1,514,691	5,370
	地方債	105,314	102,124	3,189
	社債	379,577	376,054	3,523
	その他	48,112	46,295	1,816
	小計	2,403,841	2,259,424	144,416
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	113,272	131,611	△18,339
	債券	5,510,683	5,537,158	△26,475
	国債	4,802,029	4,823,200	△21,171
	地方債	47,716	48,276	△560
	社債	660,937	665,681	△4,743
	その他	218,551	225,287	△6,736
	小計	5,842,507	5,894,058	△51,551
合計		8,246,348	8,153,482	92,865

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額56,576百万円）及び組合出資金（同21,931百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成22年4月1日　至 平成23年3月31日）
該当ありません。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日　至 平成23年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	16,886	4,675	199
債券	30,172,201	44,970	14,317
国債	29,300,770	40,646	14,250
地方債	67,046	391	34
社債	804,384	3,931	33
その他	1,129,904	10,680	9,029
合計	31,318,992	60,325	23,546

6．減損処理を行った有価証券
有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
当連結会計年度における減損処理額は、3,673百万円であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。
正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落
要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

信託財産残高表

平成23年3月31日現在

（金額単位：百万円）

資産	金額	負債	金額
貸出金	84,905	金銭信託	7,202,983
有価証券	0	年金信託	3,700,539
信託受益権	24,588,199	財産形成給付信託	1,071
受託有価証券	2,155	投資信託	13,337,223
金銭債権	390,246	金銭信託以外の金銭の信託	280,155
有形固定資産	615,281	有価証券の信託	278,367
無形固定資産	3,366	金銭債権の信託	414,875
その他債権	9,152	土地及びその定着物の信託	123,205
銀行勘定貸	375,866	土地及びその定着物の賃借権の信託	2,813
現金預け金	24,468	包括信託	752,406
合計	26,093,642	合計	26,093,642

（注）1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
2. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額 24,588,199百万円が含まれております。
3. 共同信託他社管理財産 1,443,317百万円
4. 元本補てん契約のある信託の貸出金 84,905百万円のうち破綻先債権額は39百万円、延滞債権額は16,009百万円、３ヵ月以上延滞債権額は16百万円、貸出条件緩和債権額は 3,657百万円であります。
また、これらの債権額の合計額は 19,723百万円であります。

（付）元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の内訳は、次のとおりであります。

金銭信託

（金額単位：百万円）

資産	金額	負債	金額
貸出金	84,905	元本	439,223
その他	354,734	債権償却準備金	259
		その他	157
計	439,640	計	439,640

第１０期　決算公告

平成23年6月28日

東京都江東区木場一丁目５番65号
株式会社りそなホールディングス
代表執行役社長　檜垣 誠司

貸借対照表（平成23年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**51,541**	**流動負債**	**41,117**
現金及び預金	345	1年内償還予定の社債	20,000
有価証券	25,500	リース債務	1
前払費用	7	未払金	20,078
繰延税金資産	98	未払費用	440
未収収益	9	未払法人税等	9
未収入金	20,580	賞与引当金	346
未収消費税等	12	その他	241
未収還付法人税等	4,986	**固定負債**	**300,006**
固定資産	**1,208,737**	社債	30,000
有形固定資産	**12**	関係会社長期借入金	270,000
工具、器具及び備品	5	リース債務	6
リース資産	7	**負債合計**	**341,123**
無形固定資産	**36**	（純資産の部）	
商標権	18	**株主資本**	**919,155**
ソフトウエア	18	**資本金**	**340,472**
投資その他の資産	**1,208,687**	**資本剰余金**	**340,472**
関係会社株式	1,122,362	資本準備金	340,472
関係会社長期貸付金	89,500	**利益剰余金**	**325,057**
その他	1	その他利益剰余金	325,057
投資損失引当金	△ 3,176	繰越利益剰余金	325,057
		自己株式	**△ 86,847**
		純資産合計	**919,155**
資産合計	**1,260,278**	**負債・純資産合計**	**1,260,278**

損益計算書　（平成22年 4月 1日から 平成23年 3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	**31,380**
関係会社受取配当金	24,771
関係会社受入手数料	4,338
関係会社貸付金利息	2,270
営業費用	**5,320**
借入金利息	142
社債利息	1,120
販売費及び一般管理費	4,058
営業利益	**26,059**
営業外収益	**569**
有価証券利息	152
受取手数料	255
その他	162
営業外費用	**3,247**
株式交付費	3,009
その他	238
経常利益	**23,381**
特別利益	**839**
投資損失引当金戻入額	839
特別損失	**0**
固定資産除却損	0
税引前当期純利益	**24,221**
法人税、住民税及び事業税	△ 560
過年度法人税等	△ 1,425
法人税等調整額	△ 16
当期純利益	**26,223**

＜重要な会計方針＞

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券：移動平均法による償却原価法により行っております。

(2) 子会社株式：移動平均法による原価法により行っております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品：2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

商標権：定額法を採用し、10年で償却しております。

ソフトウエア：自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

3．引当金の計上基準

(1) 投資損失引当金は、子会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(2) 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4．繰延資産の処理方法

株式交付費は支出時に一括費用処理しております。

5．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6．連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

＜貸借対照表に関する注記＞

1．記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．有形固定資産の減価償却累計額　39 百万円

3．関係会社に対する短期金銭債権　46,419 百万円

関係会社に対する長期金銭債権　89,501 百万円

関係会社に対する短期金銭債務　20,221 百万円

関係会社に対する長期金銭債務　270,000 百万円

4．関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。

＜損益計算書に関する注記＞

1．記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．関係会社との取引高

営業収益	31,380 百万円
営業費用	255 百万円
営業取引以外の取引高	262 百万円

3．営業外収益の「その他」には、第一生命保険の株式会社化に伴う、株式割当て 152 百万円を含んでおります。

＜税効果会計に関する注記＞

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式償却否認額	792,206 百万円
投資損失引当金否認額	1,290 百万円
税務上の繰越欠損金	19,705 百万円
その他	144 百万円
繰延税金資産小計	813,347 百万円
評価性引当額	△813,248 百万円
繰延税金資産合計	99 百万円
繰延税金負債合計	△0 百万円
繰延税金資産の純額	98 百万円

＜関連当事者との取引に関する注記＞

1．主要株主

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
主要株主	預金保険機構	(被所有) 直接 27.2 %	－	自己株式の取得	1,307,683	－	－

（注）自己株式の取得金額は、当事者間の合意によるものであります。

2．子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	株式会社りそな銀行	(所有) 直接 100.0 %	経営管理 預金取引関係 金銭貸借関係 役員の兼任	譲渡性預金の預入	331,529	有価証券	25,500
				有価証券利息	152	未収収益	0
				資金の借入	270,000	関係会社長期借入金	270,000
				借入金利息	142	未払費用	142
子会社	株式会社埼玉りそな銀行	(所有) 直接 100.0 %	経営管理 金銭貸借関係 役員の兼任	資金の貸付	－	関係会社長期貸付金	34,500
				貸付金利息	1,041	未収収益	2
子会社	株式会社近畿大阪銀行	(所有) 直接 100.0 %	経営管理 金銭貸借関係 役員の兼任	資金の貸付	10,000	関係会社長期貸付金	55,000
				貸付金の返済	10,000		
				貸付金利息	1,228	未収収益	6

（注）1. 譲渡性預金の預入の取引金額は当事業年度中の平均残高を記載しております。
2. 譲渡性預金については、主として期間 1 ヶ月の取引であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
3. 借入金については、無担保・期日一括返済方式によるものであり、利率は市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
4. 貸付金は、劣後特約付貸付金であり、利率は、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

＜1株当たり情報に関する注記＞

1株当たり純資産額　21 円 89 銭

1株当たり当期純利益金額　△25 円 17 銭

決算公告【株式会社りそな銀行】

銀行法第20条に基づき、決算公告を下記ホームページアドレスに掲載しました。
http://www.resona-gr.co.jp/holdings/ir/koukoku/rb/index.html
なお、同法第21条の規定により、本決算公告を本誌に掲載しています。

第９期　決算公告

平成23年6月28日

大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそな銀行
代表取締役社長 岩田 直樹

連結貸借対照表(平成23年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,383,906	預金	20,849,974
コールローン及び買入手形	209,622	譲渡性預金	1,477,620
買入金銭債権	58,169	コールマネー及び売渡手形	213,416
特定取引資産	606,462	売現先勘定	142,972
有価証券	5,368,101	特定取引負債	244,816
貸出金	17,243,001	借用金	1,586,723
外国為替	56,156	外国為替	5,924
その他資産	1,592,719	社債	522,571
有形固定資産	221,713	信託勘定借	375,866
建物	73,721	その他負債	910,860
土地	137,905	賞与引当金	8,337
リース資産	593	退職給付引当金	0
建設仮勘定	1,248	その他の引当金	21,859
その他の有形固定資産	8,243	再評価に係る繰延税金負債	28,277
無形固定資産	48,739	支払承諾	376,000
ソフトウエア	9,057	負債の部合計	26,765,221
リース資産	37,357	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	2,323	資本金	279,928
繰延税金資産	123,524	資本剰余金	429,378
支払承諾見返	376,000	利益剰余金	352,749
貸倒引当金	△ 255,955	株主資本合計	1,062,057
		その他有価証券評価差額金	47,649
		繰延ヘッジ損益	17,144
		土地再評価差額金	38,438
		為替換算調整勘定	△ 4,468
		その他の包括利益累計額合計	98,764
		少数株主持分	106,119
		純資産の部合計	1,266,941
資産の部合計	28,032,163	負債及び純資産の部合計	28,032,163

連結損益計算書

平成22年 4月 1日から
平成23年 3月 31日まで

(単位:百万円)

科目	金額	
経常収益		568,255
資金運用収益	345,458	
貸出金利息	294,257	
有価証券利息配当金	31,589	
コールローン利息及び買入手形利息	1,599	
債券貸借取引受入利息	1	
預け金利息	1,942	
その他の受入利息	16,067	
信託報酬	25,937	
役務取引等収益	104,824	
特定取引収益	30,499	
その他業務収益	40,964	
その他経常収益	20,571	
経常費用		428,868
資金調達費用	48,873	
預金利息	24,617	
譲渡性預金利息	1,819	
コールマネー利息及び売渡手形利息	420	
売現先利息	69	
債券貸借取引支払利息	45	
借用金利息	1,302	
社債利息	18,471	
その他の支払利息	2,127	
役務取引等費用	51,432	
特定取引費用	365	
その他業務費用	40,411	
営業経費	229,304	
その他経常費用	58,480	
貸倒引当金繰入額	7,024	
その他の経常費用	51,455	
経常利益		139,386
特別利益		26,265
固定資産処分益	1,449	
償却債権取立益	24,816	
特別損失		4,251
固定資産処分損	1,341	
減損損失	2,617	
その他の特別損失	291	
税金等調整前当期純利益		161,401
法人税、住民税及び事業税	△ 9,808	
法人税等調整額	60,687	
法人税等合計		50,878
少数株主損益調整前当期純利益		110,523
少数株主利益		3,352
当期純利益		107,171

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

(連結財務諸表の作成方針)

(1) 連結の範囲に関する事項
① 連結される子会社及び子法人等　5社
主要な会社名
P.T.Bank Resona Perdania

② 非連結の子会社及び子法人等
主要な会社名
Asahi Servicos e Representacoes Ltda.
非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項
① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等はありません。

② 持分法適用の関連法人等　3社
主要な会社名
りそな保証株式会社
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
なお、日本トラスティ情報システム株式会社は、平成22年10月1日付で当社持分法適用関連法人等である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併いたしました。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
主要な会社名
Asahi Servicos e Representacoes Ltda .

④ 持分法非適用の関連法人等はありません。
持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
12月末日　4社
3月末日　1社

② 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。
なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

会計処理基準に関する事項

（1）特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準
金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

（2）有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前１ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（3）デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

（4）減価償却の方法
①有形固定資産（リース資産を除く）
当社の有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　2年～50年
その他　　2年～20年
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
②無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

（５）繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

（６）貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は334,852百万円であります。

（７）賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

（８）退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務　　発生年度に一括して損益処理

数理計算上の差異　　各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

（９）その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりです。

信託取引損失引当金　　11,346百万円

当社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

預金払戻損失引当金　　6,678百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金　　2,000百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。

（１０）外貨建資産・負債の換算基準

当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

（１１）リース取引の処理方法

当社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

（１２）重要なヘッジ会計の方法

(ｲ) 金利リスク・ヘッジ

当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は88百万円（税効果額控除前）であります。

(ﾛ) 為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ﾊ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せず損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

（１３）消費税等の会計処理

当社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（１４）連結納税制度の適用

当社は株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年３月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は106百万円減少し、税金等調整前当期純利益は215百万円減少しております。

表示方法の変更

（連結貸借対照表関係）

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第５号平成23年３月25日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

（連結損益計算書関係）

当連結会計年度から、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第41号平成22年９月21日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

１．関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）

47,577 百万円

２．無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。

３．貸出金のうち、破綻先債権額は11,052百万円、延滞債権額は289,355百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

４．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は4,526百万円であります。

なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

５．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は100,002百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

６．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は404,936百万円であります。

なお、上記３．から６．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

７．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、134,938百万円であります。

８．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	1,837　百万円
特定取引資産	142,947
有価証券	3,502,264
貸出金	41,868
その他資産	3,880
担保資産に対応する債務	
預金	107,279　百万円
売現先勘定	142,972
借用金	1,576,520

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,000,130百万円及びその他資産246,577百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,446百万円、敷金保証金は17,445百万円であります。

９．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,985,056百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,781,188百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

１０．株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格（平成10年1月1日基準日）に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　31,229百万円

１１．有形固定資産の減価償却累計額　136,787百万円

１２．有形固定資産の圧縮記帳額　35,824百万円

１３．借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円が含まれております。

１４．社債には、劣後特約付社債 518,969百万円が含まれております。

１５．元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 439,223百万円であります。

１６．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は241,155百万円であります。

１７．1株当たりの純資産額　△17円46 銭

１８．連結貸借対照表に計上したリース資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

１．取得価額相当額	有形固定資産	3,447 百万円
２．減価償却累計額相当額	有形固定資産	2,833 百万円
３．期末残高相当額	有形固定資産	613 百万円
４．未経過リース料	１年内	759 百万円
期末残高相当額	１年超	26 百万円
	合計	785 百万円
５．支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	支払リース料	925 百万円
	減価償却費相当額	782 百万円
	支払利息相当額	29 百万円

６．減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

７．利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

なお、無形固定資産のリース資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、2,474 百万円であります。

１９．当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

	△282,388　百万円
退職給付債務	
年金資産（時価）	406,684
未積立退職給付債務	124,295
未認識数理計算上の差異	4,372
連結貸借対照表計上額の純額	128,668
前払年金費用	128,669
退職給付引当金	△0

２０．銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、11.76％であります。

（連結損益計算書関係）

１．「その他経常収益」には、株式等売却益6,816百万円を含んでおります。

２．「その他の経常費用」には、貸出金償却33,912百万円、株式等売却損5,623百万円及び株式等償却3,214百万円を含んでおります。

３．「その他の特別損失」は、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額であります。

４．１株当たり当期純利益金額　２円 45 銭

５．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　１円９銭

６．包括利益　87,257百万円

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、銀行持株会社である株式会社りそなホールディングスの傘下銀行として、真にお客さまに役立つ金融サービス業を目指し、様々な金融商品をお客さまのニーズに沿ってご提供させて頂いております。また自社の収益性向上、健全性確保の両面から、金融商品をリスクテイク、リスクコントロール等に幅広く活用しております。

具体的には、個人、法人等の様々なお客さまに対し、貸出、ローン、私募債引受け、保証等の与信業務を通じて、お客さまの資金ニーズに適切にお応えしております。

また、安定的な資金運用を目的とした国債等の債券、お客さまとの関係強化を目的とした株式等様々な有価証券を保有、運用しております。

近年、高度化・多様化しているお客さまのニーズに適切にお応えするため、金利関連や為替関連のデリバティブ商品をご提供しております。

また、これらの業務を行うため、当社は預金の受入れ、社債の発行、及びインターバンク市場を通じた資金調達等、金融商品による調達を行っております。

当社では、上記資金運用及び資金調達活動により生じる長短金利バランスのギャップや、金利変動リスクに対応しつつ、部門間での採算管理向上を図るため、資産及び負債の統合的管理（ＡＬＭ）を行っております。その一環として長短金利ギャップ、金利変動リスクをヘッジするためデリバティブ取引を行うとともに、お客さまのデリバティブ契約に係るカバー取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① 貸出資産の内容及びそのリスク

当社の与信ポートフォリオにおいては、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めております。

これらの貸出金については、与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

② 有価証券の内容及びそのリスク

当社で保有している有価証券は、債券、株式、投資信託、投資事業組合出資金、特定目的ファンドであり、これらは純投資や、円滑な資金繰り運営を行うためのほか、事業推進目的等で保有しております。

連結決算日現在における有価証券残高のうち、日本国債の占める割合は78%となっております。

保有している有価証券には、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により資産・負債の価値またはそこから生み出される収益が変動し損失を被る市場リスク、及び有価証券の発行体の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

③ デリバティブ取引の内容及びそのリスク

当社では、金利関連、通貨関連、株式関連、債券関連のデリバティブ取引を取り扱っております。具体的には以下のとおりとなっております。

・ 金利関連

金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約、金利スワップ、金利オプション

・ 通貨関連

為替予約、通貨スワップ、通貨オプション

・ 株式関連

株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション

・ 債券関連

債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

お客さまの高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供するうえで、また、当社が晒される様々なリスクをコントロールするうえで、デリバティブ取引は欠かせないものとなっております。

当社では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下のとおり、お客さまのリスクヘッジニーズへの対応、金融資産・負債のヘッジ取引、及びトレーディング取引の目的でデリバティブ取引を行っております。

（ｉ）お客さまのリスクヘッジニーズへの対応

お客さまは様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しております。当社のデリバティブ取引の中心は、このようなお客さまのリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。

当社では、お客さまの様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えるとともに、商品提供力の向上に努めております。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社ではデリバティブ取引について次のような「行動基準」を作成し、お客さまと取引する際にはこの基準に沿って行っております。

・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面（提案書・デリバティブリスク説明書等）を使用して十分に説明すること。

・自己責任の原則と取引能力

取引の前提として、お客さまが自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。

・時価情報（お客さまの含み損益の状況）の提供

取引実行後、お客さまの要請または必要に応じて、定期的または随時に時価情報をお客さまに還元し、お客さまの判断の一助とすること。

（ⅱ）金融資産・負債のヘッジ取引

当社では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスク・為替リスク等を適正にコントロールする手段として、金利スワップ・通貨スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

金利リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や、将来のキャッシュフローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」を、「包括ヘッジ」及び「個別ヘッジ」として実施しております。為替リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を為替変動から守るための「外貨建取引に係るヘッジ」を実施しております。

これらヘッジ取引となるデリバティブ取引については、検証方法に係る規程を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行う等厳正な管理を実施しております。

金利リスクに係る「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、または、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しております。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該

個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しております。

為替リスクに係る「外貨建取引に係るヘッジ」の場合は、ヘッジ手段の元本及び利息相当額を上回る外貨建金銭債権債務の元本及び利息相当額の存在を確認すること等により、ヘッジの有効性を検証しております。

（ⅲ）トレーディング取引

当社では、短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

デリバティブ取引のリスクには、取引相手方の信用リスク及び市場リスクがあります。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設ける等して、与信判断・管理を行う体制としております。また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行う等の運営管理にも努めております。

デリバティブ取引に係る市場リスクについては、後述（３）②のとおり適切に管理しております。

④ 金融負債の内容及びそのリスク

当社はお客さまからの預金受入れや、市場からの資金調達、及び社債等の発行にて資金調達を行っております。資金調達状況については、負債に占める預金の比率が77%となっております。

これらは、金融経済環境の変化等により、調達が困難になる流動性リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では銀行持株会社である株式会社りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」及び自社の特性を踏まえ、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理の各基本方針を含む「リスク管理の基本方針」を取締役会で制定し、これに基づきリスク管理業務の諸規程を整備する等リスク管理体制を構築しております。

また、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署によるリスク管理態勢を勘案のうえ、内部監査計画を策定し、監査等を行っております。

① 信用リスクの管理

当社における信用リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、営業推進関連部署から独立した信用リスク管理関連部署が与信判断と管理を行う体制となっております。

当社では、信用リスク管理のための組織・体制として、融資会議及び信用リスク管理関連部署（信用リスク管理部署、審査管理部署、問題債権管理部署）を設け、適切な管理体制を構築しております。

融資会議は、信用リスク管理に係る執行部門の決議もしくは協議機関として、与信業務全般に関する重要事項の決議もしくは協議・報告等を行っております。

信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行っております。

審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行っております。

問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めたうえで事業再生、整理・回収を行っております。

上記体制のもと、信用リスクの削減に向け、担保・保証等の保全強化による信用力補完、債権の質の向上等に努めております。保全となる担保としては、自行預金、国債等の債券や上場会社株式等の有価証券、商業手形、不動産等があります。その他、各種の保証、貸出金と非担保自行預金が相殺可能な銀行取引約定書等の契約、デリバティブ取引・レポ取引における相対ネッティング契約によっても保全を図っております。

また、与信ポートフォリオ全体の管理の観点から信用リスクを計測し、限度を設定することにより、信用リスクを一定の範囲内に抑制しております。

② 市場リスクの管理

（ⅰ）市場リスク管理の体制

当社における市場リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、取引実施部署（フロントオフィス）から独立したリスク管理部署（ミドルオフィス）及び事務管理部署（バックオフィス）を設置し相互牽制が働く体制としております。

また、資金・収益・リスク・コスト等の推移・状況を総合的に管理し、それらの対応を協議・報告する会議としてＡＬＭ委員会を設置しております。

当社は、上記「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に市場リスクを管理するために、「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

また、市場取引の時価評価や、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により損失を被る市場リスクについてはＶａＲ（バリュー・アット・リスク）によるリスク量算出を行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等のセンシティビティ限度額等を設定し、その遵守状況を管理しております。加えて、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出しております。

限度等の遵守状況を含むリスク量、損益の状況等については、モニタリングのうえ、経営宛報告を行うとともに、リスク管理部署（ミドルオフィス）による取引実施部署（フロントオフィス）に対する適切な牽制を行っております。

（ⅱ）市場リスクに係る定量的情報

当社では、金融商品の保有目的に応じてトレーディング、バンキング、政策投資株式の区分で市場リスクに係るＶａＲを算出しております。一部の商品や子会社及び関連会社のリスク量は、当社の市場リスクに係るリスク量には含めておりませんが、影響が軽微であることを確認しております。

（ア）トレーディング

当社では、トレーディング目的で取り扱っている有価証券やデリバティブ取引に関するＶａＲの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日）を採用しております。

連結決算日現在で当社のトレーディング業務のリスク量は2,400百万円であります。

（イ）バンキング

当社において、トレーディング目的で保有する金融商品及び政策投資目的で保有する株式以外の金融商品やその他の資産、負債は、バンキング業務で取り扱っております。

当社では、バンキング業務に関するＶａＲの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間20営業日、信頼区間99%、観測期間1,250営業日）を採用しております。

連結決算日現在で当社のバンキング業務のリスク量は、全体で32,344百万円であります。

（ウ）政策投資株式

当社において、政策投資目的で保有する株式については、トレーディング業務やバンキング業務と区分してＶａＲの算出やリスクの管理を行っております。

当社では、政策投資株式に関するＶａＲの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間125営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日及び1,250営業日）を採用し、評価損益や減損リスクを考慮してリスク量を算出しております。

連結決算日現在で当社の政策投資株式のリスク量は、65,056百万円であります。

（エ）市場リスクのＶａＲの検証体制等

当社では、ＶａＲ算出単位毎にモデルが算出するＶａＲと実際の時価の変動を比較するバックテスティングを実施し、リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証する体制としております。

ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているものであり、過去の相場変動から予想される範囲を超える相場変動が発生した場合等においては、ＶａＲを超える時価の変動が発生するリスクがあると認識しております。

③ 流動性リスクの管理

当社における流動性リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署を設置し、相互牽制が働く体制としております。

また、ＡＬＭ委員会や流動性リスク管理委員会により適時適切にモニタリング・経営宛報告を実施しております。

当社は、「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に流動性リスクを管理するために、「流動性リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

資金繰り運営にあたっては、自社について流動性リスクの状況に係るフェーズ認定（平常時及び3段階の流動性緊急時フェーズで設定）を行い、あらかじめ定めた各フェーズに該当する具体的対応策を適時適切に実施する体制を整備しております。

当社では、自社の規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク管理指標を設定しモニタリングを実施しております。また必要に応じて、流動性リスク管理指標にガイドラインを設定し管理しております。

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被る市場流動性リスクについても、取扱う市場取引について市場流動性の状況を月次で調査・報告するとともに、必要に応じてガイドラインを設定・日次でモニタリングする等により、適切な管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。算定に採用した前提条件の内容については、後述「2.金融商品の時価等に関する事項（注１）金融商品の時価の算定方法」をご参照下さい。

なお、本件金融商品の時価等には、当社がお客さまに販売した投資信託等の貸借対照表に計上されない取引は含まれておりません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注２）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)　現金預け金	2,383,906	2,383,906	—
(2)　コールローン及び買入手形	209,622	209,622	—
(3)　買入金銭債権（※１）	58,119	59,614	1,495
(4)　特定取引資産			
売買目的有価証券	337,110	337,110	—
(5)　有価証券			
満期保有目的の債券	1,016,809	1,019,998	3,189
その他有価証券	4,237,430	4,237,430	—
(6)　貸出金	17,243,001		
貸倒引当金（※１）	△209,200		
	17,033,801	17,251,619	217,818
(7)　外国為替（※１）	55,021	55,021	—
資産計	25,331,820	25,554,323	222,503
(1)　預金	20,849,974	20,857,916	7,942
(2)　譲渡性預金	1,477,620	1,477,642	22
(3)　コールマネー及び売渡手形	213,416	213,416	—
(4)　売現先勘定	142,972	142,972	—
(5)　借用金	1,586,723	1,586,769	46
(6)　外国為替	5,924	5,924	—
(7)　社債	522,571	529,186	6,614
(8)　信託勘定借	375,866	375,866	—
負債計	25,175,069	25,189,694	14,625
デリバティブ取引（※２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	78,310	78,310	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(36,612)	(36,626)	△14
デリバティブ取引計	41,697	41,683	△14

（※１）貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（※２）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1)　現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)　コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3)　買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書は、外部業者（ブローカー）から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法（(6)参照）に準じた方法で算出した価格を時価としております。

(4)　特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格、短期社債は、額面を市場金利で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(5)　有価証券

株式は当連結会計年度末前１カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券（私募債を除く）は日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6)　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7)　外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（１年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負　債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 売現先勘定

これらは、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（１年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格、もしくは元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(8) 信託勘定借

信託勘定借は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊１）（＊２）	91,602
組合出資金（＊２）（＊３）	22,259
合　計	113,861

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。上記は、国内海外合計の計数であります。

（＊２）当連結会計年度において、非上場株式について 330 百万円、組合出資金について 744 百万円減損処理を行っております。

（＊３）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。上記は、国内海外合計の計数であります。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	2,009,134	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	209,622	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	2,015	—	—	—	56,153
有価証券						
満期保有目的の債券	30,000	165,000	175,000	184,500	448,500	—
うち国債	30,000	165,000	175,000	184,500	448,500	—
その他有価証券のうち満期があるもの	1,329,614	386,840	1,697,327	139,810	307,333	11,185
うち国債	1,247,800	118,400	1,420,000	129,000	299,000	—
地方債	—	—	30,300	—	7,949	—
社債	75,328	241,950	238,789	4,983	40	—
貸出金（＊）	5,247,964	2,774,950	1,808,851	1,345,841	1,309,353	4,635,376
外国為替	56,156	—	—	—	—	—
合計	8,882,491	3,328,806	3,681,178	1,670,151	2,065,186	4,702,716

（＊）貸出金のうち、償還予定額の見込めないもの 120,663 百万円は含めておりません。また取立不能見込み額として債権額から直接減額した金額を控除しております。

（注４）社債、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（＊１）	19,165,253	1,333,593	351,127	—	—	—
譲渡性預金	1,472,420	5,200	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	213,416	—	—	—	—	—
売現先勘定	142,972	—	—	—	—	—
借用金	1,579,581	4,168	913	2,041	16	—
外国為替	5,924	—	—	—	—	—
社債（＊２）	910	2,730	40,000	95,000	161,300	—
信託勘定借	375,866	—	—	—	—	—
合計	22,956,345	1,345,692	392,041	97,041	161,316	—

（＊１）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

（＊２）社債のうち、期間の定めのないもの 222,713百万円は含めておりません。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1．売買目的有価証券（平成23年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	6

2．満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	593,384	599,826	6,441
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	423,424	420,172	△3,252
合計		1,016,809	1,019,998	3,189

3．その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	248,047	150,925	97,121
	債券	439,005	436,406	2,598
	国債	187,093	186,856	236
	地方債	10,140	10,114	26
	社債	241,772	239,436	2,336
	その他	9,911	8,398	1,512
	小計	696,964	595,731	101,233
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	107,946	125,231	△17,284
	債券	3,367,095	3,386,903	△19,807
	国債	3,019,826	3,037,310	△17,483
	地方債	27,797	28,122	△325
	社債	319,471	321,470	△1,998
	その他	69,051	72,709	△3,658
	小計	3,544,093	3,584,844	△40,751
合計		4,241,057	4,180,575	60,482

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額44,024百万円）及び組合出資金（同22,259百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当ありません。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	6,666	2,593	177
債券	27,365,346	36,607	12,038
国債	26,753,642	34,016	12,003
地方債	50,649	319	34
社債	561,054	2,271	－
その他	1,010,710	8,356	8,573
合計	28,382,723	47,557	20,788

6．減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、2,753百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

第 9 期 決 算 公 告

平成23年6月28日

大阪市中央区備後町二丁目２番１号
株式会社りそな銀行
代表取締役社長 岩田 直樹

貸借対照表（平成23年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	2,380,432	預金	20,811,898
現金	375,048	当座預金	1,718,870
預け金	2,005,384	普通預金	10,655,761
コールローン	207,729	貯蓄預金	175,666
買入金銭債権	58,169	通知預金	101,601
特定取引資産	606,462	定期預金	7,462,017
商品有価証券	12,213	その他の預金	697,981
商品有価証券派生商品	51	譲渡性預金	1,477,620
特定取引有価証券派生商品	24	コールマネー	212,423
特定金融派生商品	269,275	売現先勘定	142,972
その他の特定取引資産	324,897	特定取引負債	244,816
有価証券	5,347,385	特定金融派生商品	244,816
国債	4,223,728	借用金	1,589,967
地方債	37,937	借入金	1,589,967
社債	561,244	外国為替	6,075
株式	422,306	外国他店預り	5,062
その他の証券	102,168	売渡外国為替	308
貸出金	17,193,240	未払外国為替	704
割引手形	124,636	社債	606,255
手形貸付	626,029	信託勘定借	375,866
証書貸付	13,896,374	その他負債	915,355
当座貸越	2,546,199	未決済為替借	57
外国為替	53,720	未払法人等税	1,330
外国他店預け	18,726	未払費用	42,164
買入外国為替	10,030	前受収益	7,429
取立外国為替	24,963	先物取引差金勘定	29
その他資産	1,590,339	金融派生商品	350,122
未決済為替貸	0	リース債務	38,037
前払費用	17,622	資産除去債務	895
未収収益	41,125	有価証券未払金	440,308
先物取引差入証拠金	3,446	その他の負債	34,980
先物取引差金勘定	22	賞与引当金	8,337
金融派生商品	367,289	その他の引当金	21,859
有価証券未収金	541,109	再評価に係る繰延税金負債	28,277
その他の資産	619,723	支払承諾	380,015
有形固定資産	221,615	負債の部合計	26,821,740
建物	73,680		
土地	137,905		
リース資産	593	（純資産の部）	
建設仮勘定	1,248	資本金	279,928
その他の有形固定資産	8,187	資本剰余金	377,178
無形固定資産	48,465	資本準備金	279,928
ソフトウェア	8,927	その他資本剰余金	97,250
リース資産	37,357	利益剰余金	373,425
その他の無形固定資産	2,179	その他利益剰余金	373,425
繰延税金資産	123,223	繰越利益剰余金	373,425
支払承諾見返	380,015	株主資本合計	1,030,532
貸倒引当金	△ 254,987	その他有価証券評価差額金	47,619
		繰延ヘッジ損益	17,483
		土地再評価差額金	38,438
		評価・換算差額等合計	103,541
		純資産の部合計	1,134,074
資産の部合計	27,955,814	負債及び純資産の部合計	27,955,814

損益計算書（平成22年 4月 1日から 平成23年 3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		563,321
資金運用収益	341,980	
貸出金利息	290,925	
有価証券利息配当金	31,731	
コールローン利息	1,332	
債券貸借取引受入利息	1	
預け金利息	1,940	
金利スワップ受入利息	10,375	
その他の受入利息	5,673	
信託報酬	25,937	
役務取引等収益	104,568	
受入為替手数料	24,644	
その他の役務収益	79,924	
特定取引収益	30,499	
商品有価証券収益	269	
特定金融派生商品収益	29,821	
その他の特定取引収益	408	
その他業務収益	40,771	
国債等債券売却益	40,771	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	19,563	
株式等売却益	6,823	
その他の経常収益	12,740	
経常費用		429,432
資金調達費用	50,405	
預金利息	23,670	
譲渡性預金利息	1,819	
コールマネー利息	418	
売現先利息	69	
債券貸借取引支払利息	45	
借用金利息	1,526	
社債利息	20,727	
その他の支払利息	2,127	
役務取引等費用	51,289	
支払為替手数料	6,268	
その他の役務費用	45,021	
特定取引費用	365	
特定取引有価証券費用	365	
その他業務費用	40,893	
外国為替売買損	18,388	
国債等債券売却損	15,199	
国債等債券償却	614	
金融派生商品費用	6,691	
営業経費	228,296	
その他経常費用	58,181	
貸倒引当金繰入額	6,760	
貸出金償却	33,912	
株式等売却損	5,589	
株式等償却	3,214	
その他の経常費用	8,705	
経常利益		133,888
特別利益		25,667
固定資産処分益	1,327	
償却債権取立益	24,340	
特別損失		4,251
固定資産処分損	1,341	
減損損失	2,617	
その他の特別損失	291	
税引前当期純利益		155,305
法人税、住民税及び事業税	△ 10,408	
法人税等調整額	60,551	
法人税等合計		50,143
当期純利益		105,161

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1．特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算日前１ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　2年～50年
その他　　2年～20年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

5．繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は334,852百万円であります。

（2）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務　　発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異　　各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

（4）その他の引当金

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりです。

信託取引損失引当金　　11,346百万円

当社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

預金払戻損失引当金　　6,678百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金　　2,000百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。

8．リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9．ヘッジ会計の方法

（1）金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は88百万円（税効果額控除前）であります。

（2）為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

（3）内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

11．連結納税制度の適用

株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は106百万円減少し、税引前当期純利益は215百万円減少しております。

表示方法の変更

（貸借対照表関係）

「その他の資産」及び「その他の負債」に含めて表示しておりました「有価証券未収金」及び「有価証券未払金」は、金額の重要性が増したため、当事業年度から区分して表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

１．関係会社の株式及び出資金総額

29,158百万円

２．無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。

３．貸出金のうち、破綻先債権額は11,052百万円、延滞債権額は287,709百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

４．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は4,526百万円であります。

なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

５．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は99,718百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

６．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は403,006百万円であります。

なお、上記３．から６．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

７．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、134,667百万円であります。

８．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	142,947　百万円
有価証券	3,502,264
貸出金	41,868
その他資産	3,880

担保資産に対応する債務

預金	107,279　百万円
売現先勘定	142,972
借用金	1,574,700

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券999,857百万円及びその他資産246,577百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち敷金保証金は17,439百万円であります。

９．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,975,190百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,765,601百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

１０．株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法　　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格（平成10年1月1日基準日）に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　　31,229百万円

１１．有形固定資産の減価償却累計額　　136,392百万円

１２．有形固定資産の圧縮記帳額　　35,824百万円

１３．借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,000百万円が含まれております。

１４．社債は全額劣後特約付社債であります。

１５．元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 439,223百万円であります。

１６．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は241,155百万円であります。

１７．1株当たりの純資産額　　△18円22銭

１８．貸借対照表に計上したリース資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

１．取得価額相当額	有形固定資産	3,447	百万円
２．減価償却累計額相当額	有形固定資産	2,833	百万円
３．期末残高相当額	有形固定資産	613	百万円
４．未経過リース料	１年内	759	百万円
期末残高相当額	１年超	26	百万円
	合計	785	百万円

５．支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	925 百万円
減価償却費相当額	782 百万円
支払利息相当額	29 百万円

６．減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

７．利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

なお、無形固定資産のリース資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は 2,474百万円であります。

１９．関係会社に対する金銭債権総額　　450,392 百万円

２０．関係会社に対する金銭債務総額　　348,131 百万円

２１．当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。

己種第一回優先株式	１株につき	18円50銭
第１種第一回優先株式	１株につき	51銭8厘
第２種第一回優先株式	１株につき	51銭8厘
第３種第一回優先株式	１株につき	51銭8厘

２２．当事業年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△282,387	百万円
年金資産（時価）	406,684	
未積立退職給付債務	124,296	
未認識数理計算上の差異	4,372	
貸借対照表計上額の純額	128,669	
前払年金費用	128,669	
退職給付引当金	－	

２３．銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は11.68%であります。

（損益計算書関係）

１．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	1,783百万円
役務取引等に係る収益総額	267百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	114百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	7,645百万円
役務取引等に係る費用総額	17,317百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	2,815百万円

関係会社とのその他の取引

代位弁済額	23,273百万円

２．関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。

（１）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	株式会社りそなホールディングス	被所有 100.0%	経営管理 預金取引関係 金銭貸借関係 役員の兼任	譲渡性預金	331,529	譲渡性預金	25,500
				譲渡性預金利息	152	未払費用	0
				資金の貸付	270,000	証書貸付	270,000
				貸出金利息	142	未収収益	142

（注）１．譲渡性預金の取引金額は、当事業年度中の平均残高を記載しております。

２．譲渡性預金については、主として期間１ヶ月の取引であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

３．貸出金については、無担保・期日一括返済方式によるものであり、利率は市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

（２）兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	りそな保証株式会社	直接 37.2%	保証委託契約 預金取引関係 役員の兼任	住宅ローン等に係る被保証	5,258,905	－	－
				保証料	10,034	未払費用	822
				代位弁済	19,555	－	－
親会社の子会社	大和ギャランティ株式会社	－	保証委託契約 預金取引関係 役員の兼任	住宅ローン等に係る被保証	560,475	－	－
				保証料	739	未払費用	58
				代位弁済	3,718	－	－

（注）１．住宅ローン等に係る被保証の取引金額は、当事業年度末の被保証残高を記載しております。

２．住宅ローン等に係る被保証の保証条件は、信用リスク等を勘案し、毎期交渉の上決定しております。

（3）役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）	備考
役員の近親者	中村 美奈子 中村 隆	－	当社代表取締役 中村 重治の母 当社代表取締役 中村 重治の弟	資金の貸付	－	証書貸付	15	注

（注）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間30年、1ヶ月毎元利均等返済のりそな保証株式会社保証付賃貸マンションローンであります。

3．「その他の特別損失」は、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額であります。

4．1株当たり当期純利益金額　　2円39銭

5．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額　1円7銭

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の短期社債、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1．売買目的有価証券（平成23年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	6

2．満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	593,384	599,826	6,441
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	423,424	420,172	△3,252
合計		1,016,809	1,019,998	3,189

3．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年3月31日現在）

時価のあるものはありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	6,451
関連法人等株式	22,707
合計	29,158

4．その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	248,047	150,925	97,121
	債券	439,005	436,406	2,598
	国債	187,093	186,856	236
	地方債	10,140	10,114	26
	社債	241,772	239,436	2,336
	その他	9,911	8,398	1,512
	小計	696,964	595,731	101,233
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	107,946	125,231	△17,284
	債券	3,367,095	3,386,903	△19,807
	国債	3,019,826	3,037,310	△17,483
	地方債	27,797	28,122	△325
	社債	319,471	321,470	△1,998
	その他	66,799	70,457	△3,658
	小計	3,541,841	3,582,592	△40,751
合計		4,238,805	4,178,323	60,482

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	43,605
その他	22,633
合計	66,239

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成22年4月1日　至　平成23年3月31日）

該当ありません。

6．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成22年4月1日　至　平成23年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	6,666	2,593	177
債券	27,365,346	36,607	12,038
国債	26,753,642	34,016	12,003
地方債	50,649	319	34
社債	561,054	2,271	－
その他	1,010,709	8,356	8,573
合計	28,382,722	47,557	20,788

7．減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、2,753百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	147,659百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額及び貸出金償却否認額	178,364
有価証券償却否認額	108,305
退職給付引当金	46,094
その他	70,772
繰延税金資産小計	551,198
評価性引当額	△385,131
繰延税金資産合計	166,067
繰延税金負債	
退職給付信託設定益	△14,403
その他有価証券評価差額金	△12,862
繰延ヘッジ利益	△11,960
その他	△3,617
繰延税金負債合計	△42,843
繰延税金資産の純額	123,223百万円

信託財産残高表

平成23年3月31日現在

（金額単位：百万円）

資産	金額	負債	金額
貸出金	84,905	金銭信託	7,202,983
有価証券	0	年金信託	3,700,539
信託受益権	24,588,199	財産形成給付信託	1,071
受託有価証券	2,155	投資信託	13,337,223
金銭債権	390,246	金銭信託以外の金銭の信託	280,155
有形固定資産	615,281	有価証券の信託	278,367
無形固定資産	3,366	金銭債権の信託	414,875
その他債権	9,152	土地及びその定着物の信託	123,205
銀行勘定貸	375,866	土地及びその定着物の賃借権の信託	2,813
現金預け金	24,468	包括信託	752,406
合計	26,093,642	合計	26,093,642

（注）1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
2. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額 24,588,199百万円が含まれております。
3. 共同信託他社管理財産 1,443,317百万円
4. 元本補てん契約のある信託の貸出金 84,905百万円のうち破綻先債権額は 39百万円、延滞債権額は 16,009百万円、３ヵ月以上延滞債権額は 16百万円、貸出条件緩和債権額は 3,657百万円であります。
また、これらの債権額の合計額は 19,723百万円であります。

（付）元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の内訳は、次のとおりであります。

金銭信託

（金額単位：百万円）

資産	金額	負債	金額
貸出金	84,905	元本	439,223
その他	354,734	債権償却準備金	259
		その他	157
計	439,640	計	439,640

決算公告【株式会社埼玉りそな銀行】

銀行法第20条に基づき、決算公告を下記ホームページアドレスに掲載しました。
http://www.resona-gr.co.jp/holdings/ir/koukoku/sr/pdf/201103_sr.pdf
なお、同法第21条の規定により、本決算公告を本誌に掲載しています。

第 9 期 決 算 公 告

平成23年6月28日

埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目４番１号
株式会社 埼 玉 り そ な 銀 行
代表取締役社長 上 條 正 仁

貸借対照表（平成23年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	594,433	預金	10,193,712
現金	117,187	当座預金	256,113
預け金	477,245	普通預金	5,835,155
コールローン	127,099	貯蓄預金	185,366
買入金銭債権	42,278	通知預金	10,169
商品有価証券	34,843	定期預金	3,759,029
商品国債	4,046	その他の預金	147,878
商品地方債	5,803	譲渡性預金	121,890
その他の商品有価証券	24,993	コールマネー	64,545
有価証券	3,743,045	借用金	106,100
国債	3,068,862	借入金	106,100
地方債	422,602	外国為替	159
社債	130,176	売渡外国為替	103
株式	105,265	未払外国為替	56
その他の証券	16,139	社債	105,500
貸出金	6,388,352	その他負債	88,248
割引手形	25,586	未決済為替借	5
手形貸付	216,059	未払法人税等	2,610
証書貸付	5,765,532	未払費用	15,945
当座貸越	381,173	前受収益	2,579
外国為替	8,126	金融派生商品	7,882
外国他店預け	7,856	資産除去債務	55
買入外国為替	90	その他の負債	59,170
取立外国為替	180	賞与引当金	2,650
その他資産	48,003	退職給付引当金	4,221
未決済為替貸	0	その他の引当金	7,078
前払費用	2,919	支払承諾	17,247
未収収益	11,313		
先物取引差入証拠金	220	負債の部合計	10,711,353
先物取引差金勘定	57		
金融派生商品	6,918	（純資産の部）	
その他の資産	26,574	資本金	70,000
有形固定資産	57,710	資本剰余金	100,000
建物	22,843	資本準備金	100,000
土地	31,018	利益剰余金	137,243
建設仮勘定	175	利益準備金	20,012
その他の有形固定資産	3,671	その他利益剰余金	117,230
無形固定資産	2,924	繰越利益剰余金	117,230
ソフトウェア	246	株主資本合計	307,243
その他の無形固定資産	2,678	その他有価証券評価差額金	18,109
繰延税金資産	23,819	繰延ヘッジ損益	△ 791
支払承諾見返	17,247	評価・換算差額等合計	17,317
貸倒引当金	△ 51,971		
		純資産の部合計	324,560
資産の部合計	11,035,914	負債及び純資産の部合計	11,035,914

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算日前１カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
(1)有形固定資産
有形固定資産は、建物については定額法を、動産については定率法をそれぞれ採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　８年～50年
その他　２年～20年
(2)無形固定資産
無形固定資産は、定額法により実施しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
5. 繰延資産の処理方法
社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 引当金の計上基準
(1)貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権、及び法的に経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した予想損失率等に基づく額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が実施した資産査定を、当該部署から独立した資産監査部署が監査し、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,716百万円であります。
(2)賞与引当金
賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
(3)退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4)その他の引当金
その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。
主な内訳は次のとおりです。
預金払戻損失引当金　4,668百万円
負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。
信用保証協会責任共有制度等債務商品における負担金として、将来発生する費用を見積もり、計上しております。
8. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9. ヘッジ会計の方法
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジを行っております。
10. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
11. 連結納税制度の適用
株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

損益計算書

（平成22年4月 1日から 平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		189,240
資金運用収益	146,187	
貸出金利息	123,906	
有価証券利息配当金	21,280	
コールローン利息	270	
債券貸借取引受入利息	45	
預け金利息	5	
その他の受入利息	678	
役務取引等収益	32,286	
受入為替手数料	8,059	
その他の役務収益	24,227	
その他業務収益	6,356	
外国為替売買益	782	
国債等債券売却益	5,574	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	4,409	
株式等売却益	166	
その他の経常収益	4,243	
経常費用		131,296
資金調達費用	13,329	
預金利息	9,095	
譲渡性預金利息	285	
コールマネー利息	66	
売現先利息	0	
債券貸借取引支払利息	92	
借用金利息	1,864	
社債利息	1,585	
金利スワップ支払利息	334	
その他の支払利息	3	
役務取引等費用	19,745	
支払為替手数料	1,736	
その他の役務費用	18,009	
その他業務費用	3,449	
商品有価証券売買損	42	
国債等債券売却損	2,192	
国債等債券償還損	63	
国債等債券償却	36	
金融派生商品費用	1,115	
営業経費	78,174	
その他経常費用	16,596	
貸倒引当金繰入額	5,455	
貸出金償却	5,906	
株式等売却損	219	
株式等償却	88	
その他の経常費用	4,926	
経常利益		57,943
特別利益		1,532
償却債権取立益	1,532	
特別損失		865
固定資産処分損	193	
減損損失	650	
その他の特別損失	21	
税引前当期純利益		58,610
法人税、住民税及び事業税	23,727	
法人税等調整額	△ 10	
法人税等合計		23,717
当期純利益		34,892

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）
当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年３月31日）を適用しております。
これにより、税引前当期純利益は23百万円減少しております。

注記事項

（貸借対照表関係）
1. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,653百万円、延滞債権額は89,303百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金のうちます。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は2,458百万円であります。
なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は23,998百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は120,414百万円であります。
なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は25,677百万円であります。
6. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	3,114,965百万円
	貸出金	22,850百万円
担保提供資産に対応する債務	預金	47,213百万円
	借用金	34,600百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券146,663百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち敷金保証金は3,050百万円であります。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。
これらの契約に係る融資未実行残高は、1,249,254百万円であります。このうち原契約の期間が１年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが1,237,698百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。
また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8. 有形固定資産の減価償却累計額　52,974百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額　7,266百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金71,500百万円が含まれております。
11. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当社の保証債務の額は24,385百万円であります。
13. １株当たりの純資産額　85,410円77銭
14. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輌及び事務用機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
なお、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する事項は、次のとおりであります。

(1)取得価額相当額	有形固定資産	4百万円
(2)減価償却累計額相当額	有形固定資産	3百万円
(3)期末残高相当額	有形固定資産	1百万円
(4)未経過リース料期末残高相当額	１年内	0百万円
	１年超	0百万円
	合計	1百万円
(5)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	支払リース料	0百万円
	減価償却費相当額	0百万円
	支払利息相当額	0百万円
(6)減価償却費相当額の算定方法	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
(7)利息相当額の算定方法	リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	

15. 関係会社に対する金銭債務総額　50,862百万円
16. 当事業年度末の退職給付債務等は、以下のとおりであります。

退職給付債務	△43,696百万円
年金資産（時価）	36,624
未積立退職給付債務	△6,971
未認識数理計算上の差異	6,889
貸借対照表計上額の純額	△82
前払年金費用	4,139
退職給付引当金	△4,221

17. 銀行法施行規則第19条の２第１項第３号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は12.10%であります。

（損益計算書関係）
1. 関係会社との取引による収益
その他業務・その他経常取引に係る収益総額　3百万円
関係会社との取引による費用
資金調達取引に係る費用総額　1,041百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額　969百万円
2. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。
(1)兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）	備考
親会社の子会社	りそな保証株式会社	直接 11.7%	保証委託関係 預金取引関係	住宅ローン等に係る被保証	3,025,775	—	—	(注)1 (注)2
				保証料	5,280	未払費用	431	
				代位弁済	9,311	—	—	

(注) 1. 住宅ローン等に係る被保証の取引金額は、当事業年度末の被保証残高を記載しております。
2. 住宅ローン等に係る被保証の保証条件は、信用リスク等を勘案し、毎期交渉の上決定しております。

(2)役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）	備考
役員及びその近親者	荒井 克治	—	当社監査役 荒井 隆男の父	預金取引	—	預金	81	(注)1
				資金の貸付	—	貸出金	438	(注)2
役員及びその近親者	荒井 邦夫 荒井 綾子	—	当社監査役 荒井隆男の兄 当社監査役 荒井陽男の義妹	賃貸マンションローンに係る被保証	—	—	438	(注)3

(注) 1. 自由金利型定期預金であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
2. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間26年、1ヶ月毎元利均等返済の賃貸マンションローンであり、不動産担保の提供も受けております。
3. 当社役員の近親者への賃貸マンションローンに係る保証であり、不動産担保の提供も受けております。

3. 1株当たり当期純利益金額　9,182円25銭
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

（金融商品関係）
1. 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当社は、銀行持株会社である株式会社りそなホールディングスの傘下銀行として、真にお客さまに役立つ金融サービス業を目指し、様々な金融商品をお客さまのニーズに沿ってご提供させて頂いております。また自社の収益性向上、健全性確保の両面から、金融商品をリスクテイク、リスクコントロール等に幅広く活用しております。
具体的には、個人、法人等の様々なお客さまに対し、貸出、ローン、私募債引受け、保証等の与信業務を通じて、お客さまの資金ニーズに適切にお応えしております。
また、安定的な資金運用を目的とした国債や埼玉県債等の債券、お客さまとの関係強化を目的とした株式等様々な有価証券を保有、運用しております。
近年、高度化・多様化しているお客さまのニーズに適切にお応えするため、金利関連や為替関連のデリバティブ商品をご提供しております。
また、これらの業務を行うため、当社は預金の受入れ、社債の発行、及びインターバンク市場を通じた資金調達等、金融商品による調達を行っております。
当社では、上記資金運用及び資金調達活動により生じる長短金利バランスのギャップや、金利変動リスクに対応しつつ、部門間での経営管理向上を図るため、資産及び負債の統合的管理（ＡＬＭ）を行っております。その一環として長短金利ギャップ、金利変動リスクをヘッジするためのデリバティブ取引を行うとともに、お客さまのデリバティブ契約に係るカバー取引を行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク
①貸出資産の内容及びそのリスク
当社は埼玉県を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいては、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めております。
これらの貸出金については、与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

②有価証券の内容及びそのリスク
当社で保有している有価証券は、債券、株式、投資信託、投資事業組合出資金であり、これらは純投資や、円滑な資金繰り運営を行うためのほか、事業推進目的等で保有しております。
決算日現在における有価証券残高のうち、日本国債の占める割合は81%となっております。
保有している有価証券には、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により資産・負債の価値またはそこから生み出される収益が変動し損失を被る市場リスク、及び有価証券の発行体の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

③デリバティブ取引の内容及びそのリスク
当社では、金利関連、通貨関連、株式関連、債券関連のデリバティブ取引を取り扱っております。具体的には以下のとおりとなっております。
・金利関連
金利スワップ、金利オプション、金利先物
・通貨関連
為替予約、通貨スワップ、通貨オプション
・株式関連
株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション
・債券関連
債券先物、債券店頭オプション

お客さまの高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供するうえで、また、当社が抱える様々なリスクをコントロールするうえで、デリバティブ取引は欠かせないものとなっております。
当社では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下のとおり、お客さまのリスクヘッジニーズへの対応、金融資産・負債のヘッジ取引、及びトレーディング取引の目的でデリバティブ取引を行っております。

（ⅰ）お客さまのリスクヘッジニーズへの対応
お客さまは様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しております。当社のデリバティブ取引の中心は、このようなお客さまのリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。
当社では、お客さまの様々なニーズにの確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えるとともに、商品提供力の向上に努めております。
しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社ではデリバティブ取引について次のような「行動基準」を作成し、お客さまと取引する際にはこの基準に沿って行っております。
・商品内容とリスクの説明
商品内容、仕組み、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面（提案書・デリバティブリスク説明書等）を使用して十分に説明すること。
・自己責任の原則と取引能力
取引の前提として、お客さまが自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。
・時価情報（お客さまの含み損益の状況）の提供
取引実行後、お客さまの要請または必要に応じて、定期的または随時に時価情報をお客さまに還元し、お客さまの判断の一助とすること。

（ⅱ）金融資産・負債のヘッジ取引
当社では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクを適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。
具体的には資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や、将来のキャッシュ・フローを確定するための「キャッシュ・フローヘッジ」を、「包括ヘッジ」及び「個別ヘッジ」として実施しております。
当該取引については、検証方法等に係る規程を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行う等厳正な管理を実施しております。
「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、または、回帰分析等により、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しております。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しております。

（ⅲ）トレーディング取引
主として当社が晒されるリスクに対するヘッジや当社とお客さまとの取引に対する市場でのカバーを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

デリバティブ取引のリスクには、取引相手方の信用リスク及び市場リスクがあります。
デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計算手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設ける等して、与信判断・管理を行う体制としております。また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行う等の運営管理にも努めております。
デリバティブ取引に係る市場リスクについては、後述(3)②のとおり適切に管理しております。

④金融負債の内容及びそのリスク
当社はお客さまからの預金受入れや、市場からの資金調達、及び社債等の発行にて資金調達を行っております。資金調達状況については、負債に占める預金の比率が95%となっております。
これらは、金融経済環境の変化等により、調達が困難になる流動性リスクがあります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制
当社では、銀行持株会社である株式会社りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」及び自社の特性を踏まえ、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理の各基本方針を含む「リスク管理の基本方針」を取締役会で制定し、これに基づきリスク管理基本の運営規程を定める等リスク管理体制を構築しております。
また、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署によるリスク管理態勢を勘案のうえ、内部監査計画を策定し、監査等を行っております。

①信用リスクの管理
当社における信用リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、営業推進関連部署から独立した信用リスク管理関連部署が与信判断と管理を行う体制となっております。
当社では、信用リスク管理のための組織・体制として、融資会議及び信用リスク管理関連部署（信用リスク管理部署、審査所管部署、問題先管理部署）を設け、適切な管理体制を構築しております。
融資会議は、信用リスク管理に係る執行部門の決議もしくは協議機関として、与信業務全般に関する重要事項の決議もしくは協議・報告等を行っております。
信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行っております。
審査所管部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行っております。
問題先管理部署は、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めたうえで事業再生、整理・回収を行っております。

上記体制のもと、信用リスクの削減に向け、担保・保証等の保全強化による信用力補完、債権の質の向上等に努めております。保全となる担保としては、自行預金、国債等の債券や上場会社株式等の有価証券、商業手形、不動産等があります。その他、各種の保証、貸出金と非担保自行預金が相殺可能な銀行取引約定書等の契約、デリバティブ取引・レポ取引における相対ネッティング契約によっても保全を図っております。
また、与信ポートフォリオ全体の管理の観点から信用リスクを計測し、限度を設定することにより、信用リスクを一定の範囲内に抑制しております。

②市場リスクの管理
（ⅰ）市場リスク管理の体制
当社における市場リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、取引実施部署（フロントオフィス）から独立したリスク管理部署（ミドルオフィス）及び事務管理部署（バックオフィス）を設置し相互牽制が働く体制としております。
また、資金・収益・リスク・コスト等の推移・状況を総合的に管理し、それらの対応を協議・報告する会議としてＡＬＭ委員会を設置しております。
当社は、上記「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に市場リスクを管理するために、「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。
また、市場取引の時価評価や、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により損失を被る市場リスクについてはＶａＲ（バリュー・アット・リスク）によるリスク量算出を行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等のセンシティビティ限度額等を設定し、その遵守状況を管理しております。加えて、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出しております。
限度等の遵守状況を含むリスク量、損益の状況等については、モニタリングのうえ、経営宛報告を行うとともに、リスク管理部署（ミドルオフィス）による取引実施部署（フロントオフィス）に対する適切な牽制を行っております。
（ⅱ）市場リスクに係る定量的情報
当社では、金融商品の保有目的に応じてトレーディング、バンキング、政策投資株式の区分で市場リスクに係るＶａＲを算出しております。
一部の商品のリスク量は、当社の市場リスクに係るリスク量には含めておりませんが、影響が軽微であることを確認しております。
(ア) トレーディング
当社では、トレーディング目的で取り扱っている有価証券やデリバティブ取引に関するＶａＲの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日）を採用しております。
決算日現在で当社のトレーディング業務のリスク量は435百万円であります。
(イ) バンキング
当社において、トレーディング目的で保有する金融商品及びデリバティブ取引以外の金融商品やその他の資産、負債は、バンキング業務で取り扱っております。
当社では、バンキング業務に関するＶａＲの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間20営業日、信頼区間99%、観測期間1,250営業日）を採用しております。
決算日現在で当社のバンキング業務のリスク量は、全体で7,316百万円であります。
(ウ) 政策投資株式
当社において、政策投資目的で保有する株式については、トレーディング業務やバンキング業務と区分してＶａＲの算出やリスクの管理を行っております。
当社では、政策投資株式に関するＶａＲの算出は、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間125営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日及び1,250営業日）を採用し、評価損益や減損リスクを考慮してリスク量を算出しております。
決算日現在で当社の政策投資株式のリスク量は、10,249百万円であります。
(エ) 市場リスクのＶａＲの検証体制等
当社では、ＶａＲ算出単位毎にモデルが算出するＶａＲと実際の時価の変動を比較するバックテスティングを実施し、リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証する体制としております。
ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているものであり、過去の相場変動から予想される範囲を超える相場変動が発生した場合等においては、ＶａＲを超える時価の変動が発生するリスクがあると認識しております。

③流動性リスクの管理
当社における流動性リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署を設置し、相互牽制が働く体制としております。
また、ＡＬＭ委員会や流動性リスク管理委員会により適時適切にモニタリング・経営宛報告を実施しております。
当社は、「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に流動性リスクを管理するために、「流動性リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。
資金繰り運営にあたっては、自社について流動性リスクの状況に係るフェーズ認定（平常時及び3段階の流動性懸念時フェーズで設定）を行い、あらかじめ定めた各フェーズに該当する具体的対応策を適時適切に実施する体制を整備しております。
当社では、自社の規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク管理指標を設定しモニタリングを実施しております。
また必要に応じて、流動性リスク管理指標にガイドラインを設定し管理しております。
市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被る市場流動性リスクについても、取扱う市場取引について市場流動性の状況を月次で調査・報告するとともに、必要に応じてガイドラインを設定・日次でモニタリングする等により、適切な管理を行っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。算定に採用した前提条件の内容については、後述「2. 金融商品の時価等に関する事項（注1）金融商品の時価の算定方法」をご参照下さい。
なお、本件金融商品の時価等には、当社がお客さまに販売した投資信託等の貸借対照表に計上されない取引は含まれておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項
平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	594,433	594,433	—
(2) コールローン	127,099	127,099	—
(3) 買入金銭債権	42,278	42,278	—
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	34,843	34,843	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	498,184	513,439	15,255
その他有価証券	3,238,853	3,238,853	—
(6) 貸出金	6,388,352		
貸倒引当金（※1）	△48,826		
	6,339,526	6,413,613	74,087
(7) 外国為替	8,126	8,126	—
資産計	10,883,346	10,972,688	89,342
(1) 預金	10,193,712	10,198,676	4,963
(2) 譲渡性預金	121,890	121,890	—
(3) コールマネー	64,545	64,545	—
(4) 借用金	106,100	107,529	1,429
(5) 外国為替	159	159	—
(6) 社債	105,500	106,730	1,230
負債計	10,591,907	10,599,532	7,624
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	439	439	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,403)	(1,403)	—
デリバティブ取引計	(964)	(964)	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法
資　産
(1) 現金預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
(2) コールローン
約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
(3) 買入金銭債権
貸付債権信託の受益権証書は、外部業者（ブローカー）から提示された価格を時価としております。
(4) 商品有価証券
ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
(5) 有価証券
株式は当事業年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額、債券（私募債を除く）は日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値を もとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。
(6) 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。
貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
(7) 外国為替
外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負　債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー

約定期間が短期間（1 年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借用金

借用金は、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 外国為替

外国為替は、他の銀行への未払金（売渡外国為替）や顧客への未払金（未払外国為替）であり、約定期間は短期間（1 年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1)（※2）	4,786
② 組合出資金等(※3)	1,221
合　計	6,007

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
(※2) 当事業年度において、非上場株式について 88 百万円減損処理を行なっております。
(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
預け金	477,245	－	－	－	－	－
コールローン	127,099	－	－	－	－	－
買入金銭債権	1,468	4,934	－	108	－	35,797
有価証券	1,377,982	994,015	617,094	199,683	418,907	22,351
満期保有目的の債券	12,080	51,033	75,221	108,754	262,261	－
うち国債	－	－	－	47,800	152,200	－
地方債	12,080	51,033	75,221	60,954	110,061	－
その他有価証券のうち満期があるもの	1,365,901	942,981	541,873	90,929	156,645	22,351
うち国債	1,274,000	922,300	516,700	73,500	78,000	－
地方債	－	4,920	11,450	16,700	77,655	－
社債	83,496	14,572	8,821	33	－	22,351
貸出金（※1）	1,182,404	952,695	695,259	505,030	670,326	2,319,521
外国為替	8,126	－	－	－	－	－
合計	3,174,327	1,951,644	1,312,353	704,822	1,089,233	2,377,670

(※1) 貸出金のうち、償還予定額が見込めないもの 63,115 百万円は含めておりません。また、取立不能見込額として債権額から直接減額した金額を控除しております。

(注 4) 社債、借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
預金（※1）	9,000,878	1,039,672	153,161	－	－	－
譲渡性預金	121,890	－	－	－	－	－
コールマネー	64,545	－	－	－	－	－
借用金（※2）	34,600	－	－	－	37,000	－
外国為替	159	－	－	－	－	－
社債（※3）	－	－	－	30,000	10,000	－
合計	9,222,073	1,039,672	153,161	30,000	47,000	－

(※1) 預金のうち、要求払預金については、「1 年以内」に含めて開示しております。
(※2) 借用金のうち、期間の定めのないもの 34,500 百万円は含めておりません。
(※3) 社債のうち、期間の定めのないもの 65,500 百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品国債」「商品地方債」「その他の商品有価証券」中の短期社債、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成 23 年 3 月 31 日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	107

2. 満期保有目的の債券（平成 23 年 3 月 31 日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	189,123	194,987	5,863
	地方債	267,584	277,454	9,869
	小計	456,708	472,441	15,732
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	41,475	40,998	△477
	小計	41,475	40,998	△477
合計		498,184	513,439	15,255

3. その他有価証券（平成 23 年 3 月 31 日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	97,499	66,298	31,200
	債券	1,440,885	1,431,704	9,180
	国債	1,258,868	1,253,921	4,947
	地方債	93,731	90,588	3,142
	社債	88,284	87,195	1,089
	その他	25,711	25,481	229
	小計	1,564,096	1,523,485	40,611
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,979	3,501	△522
	債券	1,682,570	1,685,872	△3,301
	国債	1,620,869	1,623,691	△2,821
	地方債	19,810	20,044	△233
	社債	41,891	42,136	△245
	その他	30,019	30,603	△583
	小計	1,715,569	1,719,976	△4,406
合計		3,279,666	3,243,461	36,204

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株　　式	4,786
そ　の　他	1,221
合　　計	6,007

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成 22 年 4 月 1 日　至　平成 23 年 3 月 31 日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	7,062	1,395	－
債券	2,212,781	5,045	1,980
国債	2,186,030	4,969	1,972
地方債	15,623	67	－
社債	11,127	8	8
その他	84,586	665	431
合計	2,304,430	7,107	2,412

5. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、社債 36 百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて 50%以上下落
要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて 30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	27,995 百万円
株式等償却否認	11,114
退職給付関連	9,545
土地評価差額	3,974
その他	8,153
繰延税金資産小計	60,783
評価性引当額	△21,092
繰延税金資産合計	39,690
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△8,355
土地評価差額	△6,925
その他	△589
繰延税金負債合計	△15,871
繰延税金資産の純額	23,819 百万円

決算公告【株式会社近畿大阪銀行】

銀行法第20条に基づき、決算公告を下記ホームページアドレスに掲載しました。
http://www.resona-gr.co.jp/holdings/ir/koukoku/ko/index.html
なお、同法第21条の規定により、本決算公告を本誌に掲載しています。

第 11 期 決 算 公 告

平成23年6月28日

大阪市中央区城見一丁目４番27号
株式会社 近 畿 大 阪 銀 行
代表取締役社長 池田 博之

連結貸借対照表（平成23年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	52,679	預金	3,251,332
コールローン及び買入手形	20,000	譲渡性預金	18,700
買入金銭債権	71,702	借用金	83,500
商品有価証券	6	外国為替	56
有価証券	808,342	その他負債	21,856
貸出金	2,513,633	賞与引当金	2,121
外国為替	3,574	退職給付引当金	5,914
その他資産	19,395	その他の引当金	3,559
有形固定資産	30,947	支払承諾	17,999
建物	6,828	負債の部合計	3,405,039
土地	22,701	（純資産の部）	
リース資産	491	資本金	38,971
建設仮勘定	87	資本剰余金	55,439
その他の有形固定資産	839	利益剰余金	23,726
無形固定資産	907	株主資本合計	118,136
ソフトウェア	621	その他有価証券評価差額金	△ 4,032
その他の無形固定資産	286	その他の包括利益累計額合計	△ 4,032
繰延税金資産	12,107	純資産の部合計	114,104
支払承諾見返	17,999		
貸倒引当金	△ 32,152		
資産の部合計	3,519,143	負債及び純資産の部合計	3,519,143

連結損益計算書（平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**75,240**
資金運用収益	**53,181**	
貸出金利息	47,021	
有価証券利息配当金	5,466	
コールローン利息及び買入手形利息	43	
債券貸借取引受入利息	7	
預け金利息	57	
その他の受入利息	585	
役務取引等収益	**15,359**	
その他業務収益	**4,499**	
その他経常収益	**2,200**	
経常費用		**73,311**
資金調達費用	**6,397**	
預金利息	5,000	
譲渡性預金利息	41	
債券貸借取引支払利息	2	
借用金利息	1,339	
その他の支払利息	13	
役務取引等費用	**4,825**	
その他業務費用	**1,762**	
営業経費	**44,087**	
その他経常費用	**16,240**	
貸倒引当金繰入額	6,064	
その他の経常費用	10,175	
経常利益		**1,928**
特別利益		**3,207**
固定資産処分益	262	
償却債権取立益	2,945	
特別損失		**617**
固定資産処分損	20	
減損損失	390	
その他の特別損失	206	
税金等調整前当期純利益		**4,518**
法人税、住民税及び事業税	**△ 7,687**	
法人税等調整額	**1,262**	
法人税等合計		**△ 6,424**
少数株主損益調整前当期純利益		**10,943**
少数株主利益		**—**
当期純利益		**10,943**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

（連結財務諸表の作成方針）

(1) 連結の範囲に関する事項
① 連結される子会社及び子法人等　１社
会社名
近畿大阪信用保証株式会社
② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項
① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
② 持分法適用の関連法人等
該当ありません。
③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
④ 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
３月末日　１社

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法
① 有形固定資産（リース資産を除く）
当社の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　６年～50年
その他　２年～20年
連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準
当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 34,476百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(8) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

預金払戻損失引当金	1,320 百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金	1,920 百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。

(9) 外貨建資産・負債の換算基準

当社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) リース取引の処理方法

当社及び連結される子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(11) 消費税等の会計処理

当社及び連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(12) 連結納税制度の適用

当社及び連結される子会社は株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、経常利益は 30百万円減少し、税金等調整前当期純利益は 131百万円減少しております。

表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 5 号平成 23 年 3 月 25 日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 41 号平成 22 年 9 月 21 日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,794百万円、延滞債権額は 61,322百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 1,124百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 48,333百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 113,575百万円であります。

なお、上記 1. から 4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 37,227百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	47,131百万円
貸出金	88,750百万円
担保資産に対応する債務	
預金	8,734百万円
借用金	18,500百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 4,000百万円、有価証券 49,441百万円及びその他資産 24百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち敷金保証金は 1,336 百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、455,767百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 454,021百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額等をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 20,409百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額 10,167百万円

10. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 65,000 百万円が含まれております。

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は 9,428 百万円であります。

12. 1株当たりの純資産額 39 円 85 銭

13. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1.	取得価額相当額	有形固定資産	324 百万円
		無形固定資産	19 百万円
		合計	344 百万円
2.	減価償却累計額相当額	有形固定資産	241 百万円
		無形固定資産	16 百万円
		合計	258 百万円
3.	期末残高相当額	有形固定資産	83 百万円
		無形固定資産	2 百万円
		合計	85 百万円
4.	未経過リース料	1年内	60 百万円
	期末残高相当額	1年超	29 百万円
		合計	90 百万円
5.	支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		
		支払リース料	101 百万円
		減価償却費相当額	92 百万円
		支払利息相当額	4 百万円

6. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

14. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 34,260 百万円
年金資産(時価)	21,045
未積立退職給付債務	△ 13,214
未認識数理計算上の差異	7,300
連結貸借対照表計上額の純額	△ 5,914
退職給付引当金	△ 5,914

15. 銀行法施行規則第17条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は、12.85%であります。

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常費用には、貸出金償却 5,900百万円を含んでおります。
2. その他の特別損失は、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額であります。
3. 1株当たり当期純利益金額 7 円 51 銭
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 5 円 98 銭
5. 包括利益 9,527 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、銀行持株会社である株式会社りそなホールディングスの傘下銀行として、真にお客さまに役立つ金融サービス業を目指し、様々な金融商品をお客さまのニーズに沿ってご提供させて頂いております。また自社の収益性向上、健全性確保の両面から、金融商品をリスクテイク、リスクコントロール等に幅広く活用しております。

具体的には、個人、法人等の様々なお客さまに対し、貸出、ローン、私募債引受け、保証等の与信業務を通じて、お客さまの資金ニーズに適切にお応えしております。

また、安定的な資金運用を目的とした国債等の債券、お客さまとの関係強化を目的とした株式等様々な有価証券を保有、運用しております。

近年、高度化・多様化しているお客様のニーズに適切にお応えするため、為替関連のデリバティブ商品をご提供しております。

また、これらの業務を行うため、当社は預金の受入れ、及びインターバンク市場を通じた資金調達等、金融商品による調達を行っております。

当社では、上記資金運用及び資金調達活動により生じる長短金利バランスのギャップや、金利変動リスクに対応しつつ採算管理向上を図るため、資産及び負債の統合的管理(ALM)を行っております。その一環として、お客さまのデリバティブ契約に係るカバー取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

①貸出資産の内容及びそのリスク

当社は大阪府を主とした関西圏を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいては、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めております。

これらの貸出金については、与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

②有価証券の内容及びそのリスク

当社で保有している有価証券は、債券、株式、投資信託、投資事業組合出資金であり、これらは純投資や、円滑な資金繰り運営を行う為のほか、事業推進目的等で保有しております。

当期の連結決算日現在における有価証券残高のうち、日本国債の占める割合は46%となっております。

保有している有価証券には、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により資産・負債の価値またはそこから生み出される収益が変動し、損失を被る市場リスク、及び有価証券の発行体の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

③デリバティブ取引の内容及びそのリスク

当社が取扱いしているデリバティブ取引は、一定の通貨、金額、種類の外国為替を一定の為替相場によって一定の時期に受渡しを行う、為替先物予約であります。

お客さまの高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供するうえでデリバティブ取引は欠かせないものとなっておりますが、当社では、取引に内在する信用リスクや市場リスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、お客さまのリスクヘッジニーズへの対応を目的としてデリバティブ取引を行っております。

デリバティブ取引に係る信用リスク、及び市場リスクについては、後述(3)①及び②のとおり適切に管理しております。

④金融負債の内容及びそのリスク

当社の資金調達は、お客さまからの預金受入れや市場からの資金調達により行っております。資金調達状況については、負債に占める預金の比率が95%となっております。

これらは、金融経済環境の変化等により、調達が困難になる流動性リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では銀行持株会社である株式会社りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」及び自社の特性を踏まえ、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理の各基本方針を含む「リスク管理基本方針」を取締役会で制定し、これに基づきリスク管理業務の諸規程を整備する等リスク管理体制を構築しております。

また、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署によるリスク管理態勢を勘案のうえ、内部監査計画を策定し、監査等を行なっております。

①信用リスクの管理

当社における信用リスク管理体制については、「リスク管理基本方針」に基づき、営業推進関連部署から独立した信用リスク管理関連部署が与信判断と管理を行う体制となっております。

当社では、信用リスク管理のための組織・体制として、融資会議及び信用リスク管理関連部署（信用リスク管理部署、審査管理部署、問題債権管理部署）を設け、適切な管理体制を構築しております。

融資会議は、信用リスク管理に係る執行部門の決議しくは協議機関として、与信業務全般に関する重要事項の決議しくは協議・報告等を行っております。

信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行っております。

審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行っております。

問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めたうえで事業再生、整理・回収を行っております。

上記体制のもと、信用リスクの削減に向け、担保・保証等の保全強化による信用力補完、債権の質の向上等に努めております。保全となる担保としては、自行預金、国債等の債券や上場会社株式等の有価証券、商業手形、不動産等があります。その他、各種の保証、貸出金と非担保自行預金が相殺可能な銀行取引約定書等の契約によっても、保全を図っております。

また、与信ポートフォリオ全体の管理の観点から信用リスクを計測し、限度を設定することにより、信用リスクを一定の範囲内に抑制しております。

②市場リスクの管理

（ⅰ）リスク管理の体制

当社における市場リスク管理体制については、「リスク管理基本方針」に基づき、取引実施部署（フロントオフィス）から独立したリスク管理部署（ミドルオフィス）及び事務管理部署（バックオフィス）を設置し相互牽制が働く体制としております。

また、資金・収益・リスク・コスト等の推移・状況を総合的に管理し、それらの対応を協議・報告する機関としてALM委員会を設置しております。

当社は、上記「リスク管理基本方針」に則り適正かつ厳正に市場リスクを管理するために、「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

また、市場取引の時価評価や、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により損失を被る市場リスクについてはVaR（バリュー・アット・リスク）によるリスク量算出を行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等の残高限度額等を設定し、その遵守状況を管理しております。加えて、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出しております。

限度等の遵守状況を含むリスク量、損益の状況等については、モニタリングのうえ、経営会議等を行うとともに、リスク管理部署（ミドルオフィス）による取引実施部署（フロントオフィス）に対する適切な牽制を行っております。

（ⅱ）市場リスクに係る定量的情報

当社では、金融商品の保有目的に応じてトレーディング、バンキング、政策投資株式の区分で市場リスクに係るVaRを算出しております。一部の商品や子会社のリスク量は、当社の市場リスクに係るリスク量には含めておりませんが、影響が大きくないことを確認しております。

(ア)トレーディング

当社では、トレーディング目的で取扱っている有価証券に関するVaRの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日）を採用しております。

当期の連結決算日現在で当社のトレーディング業務のリスク量は3百万円であります。

(イ)バンキング

当社において、トレーディング目的で保有する金融商品及び政策投資目的で保有する株式以外の金融商品やその他の資産、負債は、バンキング業務で取扱っております。

当社では、バンキング業務に関するVaRの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間125営業日、信頼区間99%、観測期間1,250営業日）を採用しております。

当期の連結決算日現在で当社のバンキング業務のリスク量は、全体で9,842百万円であります。

(ウ)政策投資株式

当社において、政策投資目的で保有する株式については、トレーディング業務やバンキング業務と区分してVaRの算出やリスクの管理を行なっております。

当社では、政策投資目的で保有する株式に関するVaRは、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間125営業日、信頼区間99%、観測期間1,250営業日）を採用し、評価損益や減損リスクを考慮してリスク量を算出しております。

当期の連結決算日現在で当社の政策投資目的で保有する株式のリスク量は、883百万円であります。

(エ)市場リスクのVaRの検証体制等

当社では、VaR算出単位毎にモデルが算出するVaRと実際の時価の変動を比較するバックテスティングを実施し、リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証する体制としております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているものであり、過去の相場変動から予想される範囲を超える相場変動が発生した場合等においては、VaRを超える時価の変動が発生するリスクがあると認識しております。

③流動性リスクの管理

当社における流動性リスク管理体制については、「リスク管理基本方針」に基づき、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署を設置し、相互牽制が働く体制としております。

また、ALM委員会により適時適切にモニタリング・経営報告を実施しております。

当社は「リスク管理基本方針」に則り適正かつ厳正に流動性リスクを管理するために、「流動性リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

資金繰り運営にあたっては、自社について流動性リスクの状況に係るフェーズ認定（平常時及び3段階の流動性緊急時フェーズで設定）を行い、あらかじめ定めた各フェーズに該当する具体的対応策を適時適切に実施する体制を整備しております。

当社では、自社の規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク管理指標を設定しモニタリングを実施しております。また必要に応じて、流動性リスク管理指標にガイドラインを設定し管理しております。

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被る市場流動性リスクについても、取扱う市場取引について市場流動性の状況を月次で調査・報告するとともに、必要に応じてガイドラインを設定・日次でモニタリングする等により、適切な管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。算定に採用した前提条件の内容については、後述「2.金融商品の時価等に関する事項（注1）金融商品の時価の算定方法」をご参照下さい。

なお、本件金融商品の時価等には、当社がお客さまに販売した投資信託等の貸借対照表に計上されない取引は含まれておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

（単位:百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金預け金	52,679	52,679	—
(2) コールローン及び買入手形	20,000	20,000	—
(3) 買入金銭債権	71,702	71,702	—
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	6	6	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	152,906	159,058	6,151
その他有価証券	653,130	653,130	—
(6) 貸出金	2,513,633		
貸倒引当金(※1)	△31,429		
	2,482,203	2,503,909	21,705
(7) 外国為替(※1)	3,570	3,570	—
資産計	3,436,199	3,464,056	27,856
(1) 預金	3,251,332	3,252,175	843
(2) 譲渡性預金	18,700	18,700	—
(3) 借用金	83,500	86,053	2,553
(4) 外国為替	56	56	—
負債計	3,353,588	3,356,985	3,397
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	38	38	—
デリバティブ取引計	38	38	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※2)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書等については、外部業者（ブローカー）から提示された価格や市場価格に基づく価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

トレーディング目的で保有している債券は、市場価格に基づく価額を時価としております。

(5) 有価証券

株式は連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額、債券（私募債を除く）は市場価格や外部業者から提示された価格に基づく価額を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格や外部業者から提示された価格に基づく価額を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を発行体の信用力を反映した利率で割引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付に基づく区分、残存期間ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）でありますす。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借用金

借用金は、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替は、外国送金に伴う他の銀行への未払金（売渡外国為替）、及びお客さまへの未払金（未払外国為替）であります。これらは約定期間が1年以内の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は為替先物予約であり、割引現在価値等により算定した価額を時価としております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (5) 有価証券」には含まれておりません。

（単位:百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1)	1,901
② 組合出資金(※2)	403
合　計	2,305

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金	15,214	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	20,000	—	—	—	—	—
買入金銭債権	740	1,533	336	—	—	70,055
有価証券						
満期保有目的の債券	3,203	4,146	3,902	34,050	114,000	3,000
うち国債	—	—	2,000	34,000	114,000	3,000
社債	3,203	4,146	1,902	50	—	—
その他有価証券のうち						
満期があるもの	34,896	128,503	298,013	159,294	14,404	9,076
うち国債	6,900	43,000	127,400	52,100	7,000	—
地方債	332	810	110	—	280	—
社債	25,771	58,004	152,461	105,094	6,262	—
貸出金(*1)	667,605	470,466	294,133	180,413	209,549	670,188
合計	741,659	604,649	596,385	373,757	337,953	732,320

(*1) 貸出金のうち、償還予定額が見込めないもの 21,275百万円は含めておりません。また、取立不能見込額として債権額から直接減額した金額を控除しております。

(注4) 社債、借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預金(*1)	3,012,137	199,674	39,519	—	—	—
譲渡性預金	18,700	—	—	—	—	—
借用金(*2)	18,500	—	—	25,000	10,000	—
合計	3,049,337	199,674	39,519	25,000	10,000	—

(*1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 借用金のうち、期限の定めのないもの 30,000百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成23年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△ 0

2. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	140,777	146,822	6,045
	社債	8,090	8,264	174
	小計	148,867	155,087	6,219
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	2,828	2,794	△ 33
	社債	1,210	1,176	△ 34
	小計	4,038	3,970	△ 68
合計		152,906	159,058	6,151

3. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,644	2,690	1,953
	債券	125,062	124,758	303
	国債	74,099	73,913	186
	地方債	1,441	1,421	20
	社債	49,520	49,423	97
	その他	12,490	12,415	74
	小計	142,196	139,864	2,332
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,199	2,703	△ 503
	債券	460,987	464,353	△ 3,366
	国債	161,333	162,199	△ 866
	地方債	109	109	△ 0
	社債	299,544	302,044	△ 2,499
	その他	119,448	121,943	△ 2,494
	小計	582,636	589,000	△ 6,364
合計		724,832	728,865	△ 4,032

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

種類	連結貸借対照表計上額(百万円)
株式	1,900
その他	404
合計	2,305

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	504	281	21
債券	594,073	3,317	299
国債	361,096	1,660	274
地方債	774	4	—
社債	232,202	1,651	24
その他	33,602	878	24
合計	628,180	4,477	345

5. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、884百万円(満期保有目的の債券のうち社債 59百万円、その他有価証券のうち株式 3百万円、その他 821百万円)であります。

また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先 : 原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先 : 時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 : 時価が取得原価に比べて下落

第 11 期 決 算 公 告

平成23年6月28日

大阪市中央区城見一丁目4番27号
株式会社 近 畿 大 阪 銀 行
代表取締役社長 池田 博之

貸 借 対 照 表 (平成23年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	52,665	預金	3,270,471
現金	37,464	当座預金	196,316
預け金	15,200	普通預金	1,335,001
コールローン	20,000	貯蓄預金	24,034
買入金銭債権	71,702	通知預金	6,880
商品有価証券	6	定期預金	1,666,405
商品国債	6	その他の預金	41,833
有価証券	810,559	譲渡性預金	18,700
国債	379,038	借用金	83,500
地方債	1,550	借入金	83,500
社債	358,366	外国為替	56
株式	10,962	売渡外国為替	40
その他の証券	60,641	未払外国為替	15
貸出金	2,511,403	その他負債	12,608
割引手形	35,456	未決済為替借	0
手形貸付	117,186	未払法人税等	186
証書貸付	2,158,352	未払費用	4,428
当座貸越	200,408	前受収益	1,447
外国為替	3,574	金融派生商品	87
外国他店預け	1,527	リース債務	498
買入外国為替	686	資産除去債務	187
取立外国為替	1,360	その他の負債	5,772
その他資産	19,256	賞与引当金	2,101
前払費用	329	退職給付引当金	5,894
未収収益	3,014	その他の引当金	3,559
金融派生商品	126	支払承諾	15,869
その他の資産	15,786	負債の部合計	3,412,760
有形固定資産	30,920	(純資産の部)	
建物	6,818	資本金	38,971
土地	22,701	資本剰余金	55,439
リース資産	491	資本準備金	38,971
建設仮勘定	87	その他資本剰余金	16,467
その他の有形固定資産	822	利益剰余金	18,291
無形固定資産	836	その他利益剰余金	18,291
ソフトウェア	555	繰越利益剰余金	18,291
その他の無形固定資産	281	株主資本合計	112,702
繰延税金資産	11,561	その他有価証券評価差額金	△ 4,032
支払承諾見返	15,869	評価・換算差額等合計	△ 4,032
貸倒引当金	△ 26,925	純資産の部合計	108,669
資産の部合計	3,521,430	負債及び純資産の部合計	3,521,430

損益計算書

（平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		73,986
資金運用収益	53,157	
貸出金利息	46,997	
有価証券利息配当金	5,466	
コールローン利息	43	
債券貸借取引受入利息	7	
預け金利息	57	
その他の受入利息	585	
役務取引等収益	14,128	
受入為替手数料	3,198	
その他の役務収益	10,930	
その他業務収益	4,499	
外国為替売買益	484	
国債等債券売却益	4,015	
その他経常収益	2,200	
株式等売却益	462	
その他の経常収益	1,737	
経常費用		72,732
資金調達費用	6,407	
預金利息	5,011	
譲渡性預金利息	41	
債券貸借取引支払利息	2	
借用金利息	1,339	
その他の支払利息	13	
役務取引等費用	6,990	
支払為替手数料	639	
その他の役務費用	6,351	
その他業務費用	1,762	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	299	
国債等債券償還損	546	
国債等債券償却	880	
金融派生商品費用	34	
営業経費	43,591	
その他経常費用	13,980	
貸倒引当金繰入額	4,454	
貸出金償却	5,900	
株式等売却損	46	
株式等償却	3	
その他の経常費用	3,575	
経常利益		1,253
特別利益		3,206
固定資産処分益	262	
償却債権取立益	2,944	
特別損失		612
固定資産処分損	20	
減損損失	390	
その他の特別損失	200	
税引前当期純利益		3,848
法人税、住民税及び事業税	△ 7,800	
法人税等調整額	1,169	
法人税等合計		△ 6,631
当期純利益		10,479

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 6年～50年
その他 2年～20年
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
(3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者、及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は31,634百万円であります。
(2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
(3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務　その発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異　各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) その他の引当金
その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。）
主な内訳は次のとおりであります。
預金払戻損失引当金　1,320百万円
負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。
信用保証協会負担金引当金　1,920百万円
信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。
7. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
9. 連結納税制度の適用
株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）
当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。
これにより、経常利益は 29百万円減少し、税引前当期純利益は 125百万円減少しております。

注記事項

（貸借対照表関係）
1. 関係会社の株式総額　2,216百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,457百万円、延滞債権額は 59,430百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 1,124百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 32,737百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 95,749百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 37,227 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	47,131百万円
貸出金	88,750百万円
担保資産に対応する債務	
預金	8,734百万円
借用金	18,500百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 4,000百万円、有価証券 49,441百万円及びその他資産24百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち敷金保証金は 1,313百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、455,767百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 454,021百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額　20,348百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額　10,167 百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 65,000 百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当社の保証債務の額は 9,428 百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額　35円82銭

14. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1.	取得価額相当額	有形固定資産	311 百万円
2.	減価償却累計額相当額	有形固定資産	230 百万円
3.	期末残高相当額	有形固定資産	81 百万円
4.	未経過リース料	1年内	55 百万円
	期末残高相当額	1年超	29 百万円
		合計	85 百万円
5.	支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		
		支払リース料	94 百万円
		減価償却費相当額	86 百万円
		支払利息相当額	3 百万円
6.	減価償却費相当額の算定方法		
	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		
7.	利息相当額の算定方法		
	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		

15. 関係会社に対する金銭債権総額　7,817百万円
16. 関係会社に対する金銭債務総額　74,326百万円
17. 当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。
第一回優先株式　1株につき　6円80銭
18. 当事業年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△34,240 百万円
年金資産(時価)	21,045
未積立退職給付債務	△13,194
未認識数理計算上の差異	7,300
貸借対照表計上額の純額	△5,894
退職給付引当金	△5,894

19. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、12.30%であります。

（損益計算書関係）
1. 関係会社との取引による収益
役務取引等に係る収益総額　1百万円
関係会社との取引による費用
資金調達取引に係る費用総額　1,239百万円
役務取引等に係る費用総額　2,165百万円
その他の取引に係る費用総額　492百万円
関係会社とのその他の取引
代位弁済額　4,829百万円
2. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。
親会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	株式会社りそなホールディングス	被所有 100%	経営管理 金銭貸借関係 役員の兼任	資金の借入	55,000	借用金	55,000
				借用金利息	1,228	未払費用	6

(注)1. 資金の借入の取引金額は、当事業年度中の平均残高を記載しております。
2. 借用金は劣後特約付借入金でありますが、取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。
子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	近畿大阪信用保証株式会社	直接 100%	保証委託関係 預金取引関係 役員の兼任	住宅ローン等に係る被保証	946,172	―	―
				保証料	2,165	未払費用	179
				代位弁済	4,829	―	―

(注)1. 住宅ローン等に係る被保証の取引金額は、当事業年度末の被保証残高を記載しております。
2. 住宅ローン等に係る被保証の保証条件は、信用リスク等を勘案し、毎期交渉の上決定しております。

3. その他の特別損失は、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額であります。
4. 1株当たり当期純利益金額　7円17銭
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額　5円73銭

（金融商品関係）
1．金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社は、銀行持株会社である株式会社りそなホールディングスの傘下銀行として、真にお客さまに役立つ金融サービス業を目指し、様々な金融商品をお客さまのニーズに沿ってご提供させて頂いております。また自社の収益性向上、健全性確保の両面から、金融商品をリスクテイク、リスクコントロール等に幅広く活用しております。
具体的には、個人、法人等の様々なお客さまに対し、貸出、ローン、私募債引受け、保証等の与信業務を通じて、お客さまの資金ニーズに適切にお応えしております。
また、安定的な資金運用を目的とした国債等の債券、お客さまとの関係強化を目的とした株式等様々な有価証券を保有、運用しております。
近年、高度化・多様化しているお客様のニーズに適切にお応えするため、為替関連のデリバティブ商品をご提供しております。
また、これらの業務を行うため、当社は預金の受入れ、及びインターバンク市場を通じた資金調達等、金融商品による調達を行っております。
当社では、上記資金運用及び資金調達活動により生じる長短金利バランスのギャップや、金利変動リスクに対応しつつ採算管理向上を図るため、資産及び負債の統合的管理（ＡＬＭ）を行っております。その一環として、お客さまのデリバティブ契約に係るカバー取引を行っております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
①貸出資産の内容及びそのリスク
当社は大阪府を主とした関西圏を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいては、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めております。
これらの貸出金については、与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。
②有価証券の内容及びそのリスク
当社で保有している有価証券は、債券、株式、投資信託、投資事業組合出資金であり、これらは純投資や、円滑な資金繰り運営を行う為のほか、事業推進目的等で保有しております。
当期の決算日現在における有価証券残高のうち、日本国債の占める割合は46%となっております。
保有している有価証券には、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により資産・負債の価値またはそこから生み出される収益が変動し損失を被る市場リスク、及び有価証券の発行体の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。
③デリバティブ取引の内容及びそのリスク
当社が取扱いしているデリバティブ取引は、一定の通貨、金額、種類の外国為替を一定の為替相場によって一定の時期に受渡しを行う、為替先物予約であります。
お客さまの高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供するうえでデリバティブ取引は欠かせないものとなっておりますが、当社では、取引に内在する信用リスクや市場リスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、お客さまのリスクヘッジニーズへの対応を目的としてデリバティブ取引を行っております。
デリバティブ取引に係る信用リスク、及び市場リスクについては、後述(3)①及び②のとおり適切に管理しております。
④金融負債の内容及びそのリスク
当社の資金調達は、お客さまからの預金受入れや市場からの資金調達により行っております。資金調達状況については、負債に占める預金の比率が95%となっております。
これらは、金融経済環境の変化等により、調達が困難になる流動性リスクがあります。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
当社では銀行持株会社である株式会社りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」及び自社の特性を踏まえ、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理の各基本方針を含む「リスク管理基本方針」を取締役会で制定し、これに基づきリスク管理業務の諸規程を整備する等リスク管理体制を構築しております。
また、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署によるリスク管理態勢を勘案のうえ、内部監査計画を策定し、監査等を行っております。
①信用リスクの管理
当社における信用リスク管理体制については、「リスク管理基本方針」に基づき、営業推進関連部署から独立した信用リスク管理関連部署が与信判断と管理を行う体制となっております。
当社では、信用リスク管理のための組織・体制として、融資会議及び信用リスク管理関連部署（信用リスク管理部署、審査管理部署、問題債権管理部署）を設け、適切な管理体制を構築しております。
融資会議は、信用リスク管理に係る執行部門の決議もしくは協議機関として、与信業務全般に関する重要事項の決議もしくは協議・報告等を行っております。
信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行っております。
審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行っております。
問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めたうえで事業再生、整理・回収を行っております。
上記体制のもと、信用リスクの削減に向け、担保・保証等の保全強化による信用力補完、債権の質の向上等に努めております。保全となる担保としては、自行預金、国債等の債券や上場会社株式等の有価証券、商業手形、不動産等があります。その他、各種の保証、貸出金と非担保自行預金が相殺可能な銀行取引約定書等の契約によっても保全を図っております。
また、与信ポートフォリオ全体の管理の観点から信用リスクを計測し、限度を設定することにより、信用リスクを一定の範囲内に抑制しております。
②市場リスクの管理
（ｉ）リスク管理の体制
当社における市場リスク管理体制については、「リスク管理基本方針」に基づき、取引実施部署（フロントオフィス）から独立したリスク管理部署（ミドルオフィス）及び事務管理部署（バックオフィス）を設置し相互牽制が働く体制としております。
また、資金・収益・リスク・コスト等の推移・状況を総合的に管理し、それらの対応を協議・報告する機関としてＡＬＭ委員会を設置しております。
当社は、上記「リスク管理基本方針」に則り適正かつ厳正に市場リスクを管理するために、「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。
また、市場取引の時価評価や、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により損失を被る市場リスクについてはＶａＲ（バリュー・アット・リスク）によるリスク量算出を行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等の残高限度額等を設定し、その遵守状況を管理しております。加えて、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出しております。
限度等の遵守状況を含むリスク量、損益の状況等については、モニタリングのうえ、経営宛報告を行うとともに、リスク管理部署（ミドルオフィス）による取引実施部署（フロントオフィス）に対する適切な牽制を行っております。
（ⅱ）市場リスクに係る定量的情報
当社では、金融商品の保有目的に応じてトレーディング、バンキング、政策投資株式の区分で市場リスクに係るVaRを算出しております。一部の商品のリスク量は、当社の市場リスクに係るリスク量には含めておりませんが、影響が大きくないことを確認しております。
（ア）トレーディング
当社では、トレーディング目的で取り扱っている有価証券に関するＶａＲの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日）を採用しております。
当期の決算日現在で当社のトレーディング業務のリスク量は3百万円であります。
（イ）バンキング
当社において、トレーディング目的で保有する金融商品及び政策投資目的で保有する株式以外の金融商品やその他の資産、負債は、バンキング業務で取り扱っております。
当社では、バンキング業務に関するＶａＲの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間125営業日、信頼区間99%、観測期間1,250営業日）を採用しております。
当期の決算日現在で当社のバンキング業務のリスク量は、全体で9,842百万円であります。
（ウ）政策投資株式
当社において、政策投資目的で保有する株式については、トレーディング業務やバンキング業務と区分してＶａＲの算出やリスクの管理を行なっております。
当社では、政策投資目的で保有する株式に関するＶａＲは、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間125営業日、信頼区間99%、観測期間1,250営業日）を採用し、評価損益や減損リスクを考慮してリスク量を算出しております。
当期の決算日現在で当社の政策投資目的で保有する株式のリスク量は、883百万円であります。
（エ）市場リスクのＶａＲの検証体制等
当社では、VaR算出単位毎にモデルが算出するVaRと実際の時価の変動を比較するバックテスティングを実施し、リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証する体制としております。
ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているものであり、過去の

相場変動から予想される範囲を超える相場変動が発生した場合等においては、VaRを超える時価の変動が発生するリスクがあると認識しております。

③流動性リスクの管理

当社における流動性リスク管理体制については、「リスク管理基本方針」に基づき、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署を設置し、相互牽制が働く体制としております。

また、ＡＬＭ委員会により適時適切にモニタリング・経営宛報告を実施しております。

当社は「リスク管理基本方針」に則り適正かつ厳正に流動性リスクを管理するために、「流動性リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

資金繰り運営にあたっては、自社について流動性リスクの状況に係るフェーズ認定（平常時及び3段階の流動性緊急時フェーズで設定）を行い、あらかじめ定めた各フェーズに該当する具体的対応策を適時適切に実施する体制を整備しております。

当社では、自社の規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク管理指標を設定しモニタリングを実施しております。また必要に応じて、流動性リスク管理指標にガイドラインを設定し管理しております。

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被る市場流動性リスクについても、取扱う市場取引について市場流動性の状況を月次で調査・報告するとともに、必要に応じてガイドラインを設定・日次でモニタリングする等により、適切な管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。算定に採用した前提条件の内容については、後述「2. 金融商品の時価等に関する事項（注１）金融商品の時価の算定方法」をご参照下さい。

なお、本件金融商品の時価等には、当社がお客さまに販売した投資信託等の貸借対照表に計上されない取引は含まれておりません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)　現金預け金	52,665	52,665	－
(2)　コールローン	20,000	20,000	－
(3)　買入金銭債権	71,702	71,702	－
(4)　商品有価証券			
売買目的有価証券	6	6	－
(5)　有価証券			
満期保有目的の債券	152,906	159,058	6,151
その他有価証券	653,130	653,130	－
(6)　貸出金	2,511,403		
貸倒引当金（※１）	△26,214		
	2,485,189	2,501,679	16,490
(7)　外国為替（※１）	3,570	3,570	－
資産計	3,439,170	3,461,812	22,641
(1)　預金	3,270,471	3,271,314	843
(2)　譲渡性預金	18,700	18,700	－
(3)　借用金	83,500	86,053	2,553
(4)　外国為替	56	56	－
負債計	3,372,727	3,376,124	3,397
デリバティブ取引（※２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	38	38	－
デリバティブ取引計	38	38	－

（※１）貸出金に対応する一般貸倒引当金、及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

（※２）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1)　現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)　コールローン

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3)　買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書等については、外部業者（ブローカー）から提示された価格や市場価格に基づく価額を時価としております。

(4)　商品有価証券

トレーディング目的で保有している債券は、市場価格に基づく価額を時価としております。

(5)　有価証券

株式は決算日前１カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額、債券（私募債を除く）は市場価格や外部業者から提示された価格に基づく価額を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格や外部業者から提示された価格に基づく価額を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を発行体の信用力を反映した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(6)　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付に基づく区分、残存期間ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

(7)　外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負　債

(1)　預金、及び（2）譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(3)　借用金

借用金は、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4)　外国為替

外国為替は、外国送金に伴う他の銀行への未払金（売渡外国為替）、及びお客さまへの未払金（未払外国為替）であります。これらは約定期間が短期間（1年以内）の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は為替先物予約であり、割引現在価値等により算定した価額を時価としております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1)	4,118
② 組合出資金(※2)	403
合　　計	4,522

（※1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。なお、子会社株式2,216百万円を含めております。

（※2）組合出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額は次のとおりです。

（単位：百万円）

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金	15,200	－	－	－	－	－
コールローン	20,000	－	－	－	－	－
買入金銭債権	740	1,533	336	－	－	70,055
有価証券						
満期保有目的の債券	3,203	4,146	3,902	34,050	114,000	3,000
うち国債	－	－	2,000	34,000	114,000	3,000
社債	3,203	4,146	1,902	50	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの	34,896	128,503	298,013	159,294	14,404	9,076
うち国債	6,900	43,000	127,400	52,100	7,000	－
地方債	332	810	110	－	280	－
社債	25,771	58,004	152,461	105,094	6,262	－
貸出金（※1）	665,376	470,466	294,133	180,413	209,549	670,188
合計	739,416	604,649	596,385	373,757	337,953	752,320

（※1）貸出金のうち、償還予定額が見込めないもの21,275百万円は含めておりません。また、取立不能見込額として債権額から直接減額した金額を控除しております。

（注４）社債、借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額は次のとおりです。

（単位：百万円）

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預金（※1）	3,031,276	199,674	39,519	－	－	－
譲渡性預金	18,700	－	－	－	－	－
借用金（※2）	18,500	－	－	25,000	10,000	－
合計	3,068,476	199,674	39,519	25,000	10,000	－

（※1）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

（※2）借用金のうち、期限の定めのないもの30,000百万円は含めておりません。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1．売買目的有価証券（平成23年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△0

2．満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	140,777	146,822	6,045
	社債	8,090	8,264	174
	小計	148,867	155,087	6,219
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	2,828	2,794	△33
	社債	1,210	1,176	△34
	小計	4,038	3,970	△68
合計		152,906	159,058	6,151

3．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年3月31日現在）

時価のあるものはありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	2,216

4．その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,644	2,690	1,953
	債券	125,062	124,758	303
	国債	74,099	73,913	186
	地方債	1,441	1,421	20
	社債	49,520	49,423	97
	その他	12,490	12,415	74
	小計	142,196	139,864	2,332
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,199	2,703	△503
	債券	460,987	464,353	△3,366
	国債	161,333	162,199	△866
	地方債	109	109	△0
	社債	299,544	302,044	△2,499
	その他	119,448	121,943	△2,494
	小計	582,636	589,000	△6,364
合計		724,832	728,865	△4,032

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	1,900
その他	404
合計	2,305

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成22年4月1日　至　平成23年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	504	281	21
債券	594,073	3,317	299
国債	361,096	1,660	274
地方債	774	4	—
社債	232,202	1,651	24
その他	33,602	878	24
合計	628,180	4,477	345

6．減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、884百万円（満期保有目的の債券のうち社債 59百万円、その他有価証券のうち株式 3百万円 その他 821百万円）であります。

また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落
要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	36,618	百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	19,675	
有価証券償却否認額	6,353	
その他有価証券評価差額金	1,638	
退職給付引当金	2,469	
その他	8,080	
繰延税金資産小計	74,835	
評価性引当額	△63,149	
繰延税金資産合計	11,686	
繰延税金負債		
未収配当金	△40	
その他	△85	
繰延税金負債合計	△125	
繰延税金資産の純額	11,561	百万円

銀行法施行規則等による開示項目

銀行法施行規則第19条の2（単体ベース）	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項			
1.経営の組織	23～26,196	23～26,285	23～26,349
2.持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項			
（1）氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	216	293	362
（2）各株主の持株数	216	293	362
（3）発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	216	293	362
3.取締役及び監査役の氏名及び役職名	197	286	350
4.営業所の名称及び所在地	201～205	287～289	352～353
5.当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項			
（1）当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名	205	289	353
（2）当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称	205	289	353
6.外国における法第2条第14項各号に掲げる行為の受託者に関する次に掲げる事項			
（1）当該受託者の商号、名称又は氏名	—	—	—
（2）当該受託者が当該銀行のために法第2条第14項各号に掲げる行為を行う営業所又は事務所の名称及び所在地	—	—	—
銀行の主要な業務の内容（信託業務の内容を含む。）	194,195	284	348
銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの			
7.直近の事業年度における事業の概況	167	258	327
8.直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項			
（1）経常収益	166	257	326
（2）経常利益又は経常損失	166	257	326
（3）当期純利益若しくは当期純損失	166	257	326
（4）資本金及び発行済株式の総数	166	257	326
（5）純資産額	166	257	326
（6）総資産額	166	257	326
（7）預金残高	166	257	326
（8）貸出金残高	166	257	326
（9）有価証券残高	166	257	326
（10）単体自己資本比率（法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率）	166	257	326
（11）配当性向	166	257	326
（12）従業員数	166	257	326
（13）信託報酬	166	—	—
（14）信託勘定貸出金残高	166	—	—
（15）信託勘定有価証券残高	166	—	—
（16）信託財産額	166	—	—
9.直近の2事業年度における業務粗利益及び業務粗利益率	178	272	337
10.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの次に掲げる事項			
（1）資金運用収支	179	273	338
（2）役務取引等収支	181	275	340
（3）特定取引収支	181	—	—
（4）その他業務収支	181	275	340
11.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の次に掲げる事項			
（1）平均残高	179	273	338
（2）利息	179	273	338
（3）利回り	179	273	338
（4）資金利ざや	181	275	340

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
12.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	180	274	339
13.直近の2事業年度における次に掲げる事項			
（1）総資産経常利益率及び資本経常利益率	166	257	326
（2）総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	166	257	326
14.直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金・定期性預金・譲渡性預金その他の預金の平均残高	182	276	341
15.直近の2事業年度における固定金利定期預金・変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	182	276	341
16.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	184	277	342
17.直近の2事業年度における固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	184	277	342
18.直近の2事業年度における担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び支払承諾見返額	185	278	343
19.直近の2事業年度における使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	185	278	343
20.直近の2事業年度における業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	184	278	343
21.直近の2事業年度における中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	185	278	343
22.直近の2事業年度における特定海外債権（特定海外債権引当金勘定の引当対象となる貸出金をいう。）残高の5%以上を占める国別の残高	185	278	343
23.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	183	277	342
24.直近の2事業年度における商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高(銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く。)	―	282	346
25.直近の2事業年度における有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の残存期間別の残高	188	282	346
26.直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の平均残高	188	282	346
27.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	183	277	342
28.直近の2事業年度における金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第8号の7の信託財産残高表（注記事項を含む。）	189	―	―
29.直近の2事業年度における金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の受託残高	189,191	―	―
30.直近の2事業年度における元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の種類別の受託残高	190	―	―
31.直近の2事業年度における信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	191	―	―
32.直近の2事業年度における金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高	191	―	―
33.直近の2事業年度における金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の残高	191	―	―

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
34.直近の2事業年度における金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	191	―	―
35.直近の2事業年度における担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高	192	―	―
36.直近の2事業年度における使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高	192	―	―
37.直近の2事業年度における業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	192	―	―
38.直近の2事業年度における中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	192	―	―
39.直近の2事業年度における金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。）の残高	192	―	―
銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項			
40.リスク管理の体制	33～55	33～55	33～55
41.法令遵守の体制	27～32	27～32	27～32
42.次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項			
（1）指定紛争解決機関が存在する場合：法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	32	32	32
（2）指定紛争解決機関が存在しない場合：法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	―	―	―
直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項			
43.貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	168～173	259～266	328～332
44.貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額			
（1）破綻先債権に該当する貸出金	186	279	344
（2）延滞債権に該当する貸出金	186	279	344
（3）3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	186	279	344
（4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金	186	279	344
45.元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	190	―	―
46.自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	33~57,235~253	33~57,290~308	33~57,377~390
47.有価証券に関する次に掲げる事項			
（1）取得価額又は契約価額	174,175	267,268	334,335
（2）時価	174,175	267,268	334,335
（3）評価損益	174,175	267,268	334,335
48.金銭の信託に関する次に掲げる事項			
（1）取得価額又は契約価額	175	268	335
（2）時価	175	268	335
（3）評価損益	175	268	335
49.第13条の3第1項第5号に掲げる取引に関する次に掲げる事項			
（1）取得価額又は契約価額	176,177	269,270	336
（2）時価	176,177	269,270	336
（3）評価損益	176,177	269,270	336
50.貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	186	279	344
51.貸出金償却の額	186	279	344
52.法第20条第1項の規定により作成した書面について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	168	259	328
53.貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	168	259	―
54.単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	236	―	―

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
事業年度の末日において、当該銀行が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	―	―	―

銀行法施行規則第19条の3（連結ベース）	りそな銀行	近畿大阪銀行
銀行及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項		
1.銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	199	351
2.銀行の子会社等に関する次に掲げる事項		
（1）名称	200	351
（2）主たる営業所又は事務所の所在地	200	351
（3）資本金又は出資金	200	351
（4）事業の内容	200	351
（5）設立年月日	200	351
（6）銀行が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	200	351
（7）銀行の1の子会社等以外の子会社等が保有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	200	351
銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの		
3.直近の事業年度における事業の概況	148	311
4.直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項		
（1）経常収益	147	311
（2）経常利益又は経常損失	147	311
（3）当期純利益若しくは当期純損失	147	311
（4）包括利益	147	311
（5）純資産額	147	311
（6）総資産額	147	311
（7）連結自己資本比率	147	311
銀行及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項		
5.連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	149～158	312～319
6.貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額		
（1）破綻先債権に該当する貸出金	165	325
（2）延滞債権に該当する貸出金	165	325
（3）3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	165	325
（4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金	165	325
7.自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	33～57,207～234	33～57,357～376
8.銀行及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	163,164	323,324
9.法第20条第2項の規定により作成した書面について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	149	―
10.連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	149	―
11.連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	209	―
事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	―	―

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第6条	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権	165,186	279	325,344
2.危険債権	165,186	279	325,344
3.要管理債権	165,186	279	325,344
4.正常債権	165,186	279	325,344

銀行法施行規則第34条の26	りそなホールディングス
銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
1.経営の組織（銀行持株会社の子会社等（法第52条の25に規定する子会社等（法第52条の13第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下この頁において同じ。）の経営管理に係る体制を含む）	3,23～26,103
2.資本金及び発行済株式の総数	110,114
3.持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
（1）氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	121
（2）各株主の持株数	121
（3）発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	121
4.取締役及び執行役の氏名及び役職名	104
銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
5.銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	3,103
6.銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
（1）名称	105,106
（2）主たる営業所又は事務所の所在地	105,106
（3）資本金又は出資金	105,106
（4）事業の内容	105,106
（5）設立年月日	105,106
（6）銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	105,106
（7）銀行持株会社の1の子会社等以外の子会社等が保有する当該1の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	105,106
銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
7.直近の事業年度における事業の概況	71
8.直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
（1）経常収益	69
（2）経常利益又は経常損失	69
（3）当期純利益若しくは当期純損失	69
（4）包括利益	69
（5）純資産額	69
（6）総資産額	69
（7）連結自己資本比率	69
銀行持株会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
9.連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	72～83
10.貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
（1）破綻先債権に該当する貸出金	93
（2）延滞債権に該当する貸出金	93
（3）3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	93
（4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金	93
11.自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	33～57,108～143
12.銀行持株会社及びその子法人等（令第4条の2第2項に規定する子法人等をいう。）が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この項目において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）	88,89
13.法第52条の28第1項の規定により作成した書面について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	72
14.銀行持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	72
15.連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	111
事業年度の末日において、当該銀行持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	―

金融庁告示第15号に基づく開示事項（バーゼルⅡ）

【銀行法施行規則第34条の26第1項第4号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日付金融庁告示第15号）】

	りそな ホールディングス
定性的な開示事項	
1.連結の範囲に関する次に掲げる事項	
（1）連結自己資本比率告示第15条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点	109
（2）持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	109
（3）連結自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容	109
（4）連結自己資本比率告示第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容	109
（5）法第52条の23第1項第10号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの又は同項第11号に掲げる会社であって、持株会社グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容	109
（6）持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	109
2.自己資本調達手段の概要	113～122
3.持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	57
4.信用リスクに関する次に掲げる事項	
（1）リスク管理の方針及び手続の概要	38～44
（2）標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）	123
②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	123
（3）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
①使用する内部格付手法の種類	56
②内部格付制度の概要	40,41
③次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（（vi）及び（vii）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）	
（ⅰ）事業法人向けエクスポージャー （特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）	40,41
（ⅱ）ソブリン向けエクスポージャー	40,41
（ⅲ）金融機関等向けエクスポージャー	40,41
（ⅳ）株式等エクスポージャー （株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）	41
（ⅴ）居住用不動産向けエクスポージャー	41
（ⅵ）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	41
（ⅶ）その他リテール向けエクスポージャー	41
5.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	45,135
6.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	45
7.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
（1）リスク管理の方針及び手続の概要	44
（2）証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	142
（3）証券化取引に関する会計方針	142
（4）証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	142
8.オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
（1）リスク管理の方針及び手続の概要	51
（2）オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	56
9.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	49,76
10.銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項	
（1）リスク管理の方針及び手続の概要	49
（2）持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手法の概要	49

	りそなホールディングス
定量的な開示事項	
11.連結自己資本比率告示第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	109
12.自己資本の構成に関する次に掲げる事項	
（1）連結における基本的項目の額及び次に掲げる項目の額	110
①資本金及び資本剰余金	110
②利益剰余金	110
③連結子法人等の少数株主持分の合計額	110
④連結自己資本比率告示第17条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び連結における基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	110
⑤基本的項目の額のうち①から④までに該当しないもの	110
⑥連結自己資本比率告示第17条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	110
⑦連結自己資本比率告示第17条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	110
⑧連結自己資本比率告示第17条第6項の規定により基本的項目から控除した額	110
（2）連結自己資本比率告示第18条に定める補完的項目の額及び連結自己資本比率告示第19条に定める準補完的項目の額の合計額	110
（3）連結自己資本比率告示第20条に定める控除項目の額	110
（4）連結における自己資本の額	110
13.自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
（1）信用リスクに対する所要自己資本の額（（2）及び（3）の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	112
①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	112
②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）	
（i）事業法人向けエクスポージャー	112
（ii）ソブリン向けエクスポージャー	112
（iii）金融機関等向けエクスポージャー	112
（iv）居住用不動産向けエクスポージャー	112
（v）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	112
（vi）その他リテール向けエクスポージャー	112
③証券化エクスポージャー	112
（2）内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	112
①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	112
（i）簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	112
（ii）内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	112
②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	112
（3）信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本比率告示第145条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	112
（4）マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	112
①標準的方式	―
②内部モデル方式	―
（5）オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	112
①粗利益配分手法	112
（6）連結自己資本比率及び連結基本的項目比率	110
（7）連結総所要自己資本額	110

	りそな ホールディングス
14.信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項	
（1）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	124,125
（2）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	
①地域別	124,125
②業種別又は取引相手の別	124,125
③残存期間別	124,125
（3）三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	124,125
①地域別	124,125
②業種別又は取引相手の別	124,125
（4）一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）	126
①地域別	126
②業種別又は取引相手の別	126
（5）業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	127
（6）標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに連結自己資本比率告示第20条第1項第3号及び第6号（連結自己資本比率告示第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額	127
（7）内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、連結自己資本比率告示第131条第3項及び第5項並びに第144条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	128
（8）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）	
①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー　債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値	129
②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー　債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	129
③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー　次のいずれかの事項	
（ⅰ）プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値	130
（ⅱ）適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	―
（9）内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	131
（10）内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	132～134

	りそなホールディングス
15.信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	
（1）標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	135
①適格金融資産担保	135
②適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る。）	135
（2）標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	135
16.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項	
（1）与信相当額の算出に用いる方式	136
（2）グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額	136
（3）担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）	136
（4）（2）に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から（3）に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）	136
（5）担保の種類別の額	136
（6）担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	136
（7）与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	136
（8）信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット･デリバティブの想定元本額	136
17.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
（1）持株会社グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	139,141
②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	139,141
③保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	138,140
④保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	138,140
⑤証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	138,140
⑥連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	138,140
⑦早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）	
（ⅰ）早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	139,141
（ⅱ）持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	139,141
（ⅲ）持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	139,141
⑧当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）	139,141
⑨証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	139,141
⑩連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	138,140

	りそな ホールディングス
（２）持株会社グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	142
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	142
③連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	142
④連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	142
18.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
（１）連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額	143
①上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下「上場株式等エクスポージャー」という。）	143
②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	143
（２）出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	143
（３）連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	143
（４）連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	143
（５）連結自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	143
19.信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	143
20.銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	143

【銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日付金融庁告示第15号）（単体ベース）】

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
定性的な開示事項			
1.自己資本調達手段の概要	211～217	293,294	360～363
2.銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	57	57	57
3.信用リスクに関する次に掲げる事項			
（1）リスク管理の方針及び手続の概要	38～44	38～44	38～44
（2）標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項			
①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	218	295	364
②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	218	295	364
（3）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項			
①使用する内部格付手法の種類	56	56	56
②内部格付制度の概要	40,41	40,41	40,41
③次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi）及び（vii）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）			
（ⅰ）事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）	40,41	40,41	40,41
（ⅱ）ソブリン向けエクスポージャー	40,41	40,41	40,41
（ⅲ）金融機関等向けエクスポージャー	40,41	40,41	40,41
（ⅳ）株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）	41	41	41
（ⅴ）居住用不動産向けエクスポージャー	41	41	41
（vi）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	41	41	41
（vii）その他リテール向けエクスポージャー	41	41	41
4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	45,227	45,303	45,373
5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	45	45	45
6.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項			
（1）リスク管理の方針及び手続の概要	44	44	44
（2）証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	233	307	375
（3）証券化取引に関する会計方針	233	307	375
（4）証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	233	307	375
7.オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項			
（1）リスク管理の方針及び手続の概要	51	51	51
（2）オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	56	56	56
8.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	49,171	49,262	49,330
9.銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項			
（1）リスク管理の方針及び手続の概要	49	49	49
（2）銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要	49	49	49
定量的な開示事項			
10.自己資本の構成に関する次に掲げる事項			
（1）基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	235	291	377
①資本金及び資本剰余金	235	291	377
②利益剰余金	235	291	377
③自己資本比率告示第40条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	235	291	377

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
④基本的項目の額のうち①から③までに該当しないもの	235	291	377
⑤自己資本比率告示第40条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	235	291	377
⑥自己資本比率告示第40条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	235	291	377
⑦自己資本比率告示第40条第7項の規定により基本的項目から控除した額	235	—	—
（2）自己資本比率告示第41条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第42条に定める準補完的項目の額の合計額	235	291	377
（3）自己資本比率告示第43条に定める控除項目の額	235	291	377
（4）自己資本の額	235	291	377
11.自己資本の充実度に関する次に掲げる事項			
（1）信用リスクに対する所要自己資本の額（（2）及び（3）の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	237	292	378
①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	237	292	378
②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）			
（i）事業法人向けエクスポージャー	237	292	378
（ii）ソブリン向けエクスポージャー	237	292	378
（iii）金融機関等向けエクスポージャー	237	292	378
（iv）居住用不動産向けエクスポージャー	237	292	378
（v）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	237	292	378
（vi）その他リテール向けエクスポージャー	237	292	378
③証券化エクスポージャー	237	292	378
（2）内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	237	292	378
①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	237	292	378
（i）簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	237	292	378
（ii）内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	237	292	378
②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	237	292	378
（3）信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	237	292	378
（4）マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額	237	292	378
①標準的方式	—	—	—
②内部モデル方式	—	—	—
（5）オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額	237	292	378
①粗利益配分手法	237	292	378
（6）単体自己資本比率及び単体基本的項目比率	235	291	377
（7）単体総所要自己資本額	235	291	377
12.信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項			
（1）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	238,239	296,297	379,380

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
（2）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳			
①地域別	238,239	296,297	379,380
②業種別又は取引相手の別	238,239	296,297	379,380
③残存期間別	238,239	296,297	379,380
（3）三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳			
①地域別	238,239	296,297	379,380
②業種別又は取引相手の別	238,239	296,297	379,380
（4）一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）	240	298	381
①地域別	240	298	381
②業種別又は取引相手の別	240	298	381
（5）業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	241	298	382
（6）標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第43条第1項第2号及び第5号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額	241	299	382
（7）内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	242	299	383
（8）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）			
①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー　債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値	243	300	384
②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー　債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	243	300	384
③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー　次のいずれかの事項			
（ⅰ）プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値	244	301	385
（ⅱ）適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	—	—	—
（9）内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	245	302	386

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
（10）内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	245	302	386
13.信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項			
（1）標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	246	303	387
①適格金融資産担保	246	303	387
②適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る。）	246	303	387
（2）標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	246	303	387
14.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項			
（1）与信相当額の算出に用いる方式	247	304	388
（2）グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額	247	304	388
（3）担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）	247	304	388
（4）（2）に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から（3）に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）	247	304	388
（5）担保の種類別の額	247	304	388
（6）担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	247	304	388
（7）与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	247	304	388
（8）信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	247	304	388
15.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項			
（1）銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項			
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	249,251	306	389
②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	249,251	306	389
③保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	248,250	305	389
④保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	248,250	305	389

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
⑤証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	248,250	305	389
⑥自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	248,250	305	389
⑦早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）			
（ⅰ）早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	249,251	306	389
（ⅱ）銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	249,251	306	389
（ⅲ）銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	249,251	306	389
⑧当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）	249,251	306	389
⑨証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	249,251	306	389
⑩自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	248,250	305	389
（2）銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項			
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	252	307	389
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	252	307	389
③自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	252	307	389
④自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	252	307	389
16.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項			
（1）貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額	253	308	390
①上場株式等エクスポージャー	253	308	390
②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	253	308	390
（2）出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	253	308	390
（3）貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	253	308	390
（4）貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	253	308	390
（5）自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	253	308	390
17.信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	253	308	390
18.銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	253	308	390

【銀行法施行規則第19条の3第1項第3号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日付金融庁告示第15号）（連結ベース）】

	りそな銀行	近畿大阪銀行
定性的な開示事項		
1．連結の範囲に関する次に掲げる事項		
（1）自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点	207	357
（2）連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	207	357
（3）自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容	207	357
（4）自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容	207	357
（5）銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容	207	357
（6）連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	207	357
2.自己資本調達手段の概要	211～217	360～363
3.連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	57	57
4.信用リスクに関する次に掲げる事項		
（1）リスク管理の方針及び手続の概要	38～44	38～44
（2）標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項		
①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	218	364
②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	218	364
（3）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項		
①使用する内部格付手法の種類	56	56
②内部格付制度の概要	40,41	40,41
③次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（（vi）及び（vii）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）		
（i）事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）	40,41	40,41
（ii）ソブリン向けエクスポージャー	40,41	40,41
（iii）金融機関等向けエクスポージャー	40,41	40,41
（iv）株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）	41	41
（v）居住用不動産向けエクスポージャー	41	41
（vi）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	41	41
（vii）その他リテール向けエクスポージャー	41	41
5.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	45,227	45,373
6.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	45	45
7.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
（1）リスク管理の方針及び手続の概要	44	44
（2）証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	233	375
（3）証券化取引に関する会計方針	233	375
（4）証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	233	375
8.オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項		
（1）リスク管理の方針及び手続の概要	51	51
（2）オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	56	56
9.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	49,153	49,315
10.銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項		
（1）リスク管理の方針及び手続の概要	49	49
（2）連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要	49	49

	りそな銀行	近畿大阪銀行
定量的な開示事項		
11.自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	207	357
12.自己資本の構成に関する次に掲げる事項		
（1）基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	208	358
①資本金及び資本剰余金	208	358
②利益剰余金	208	358
③連結子法人等の少数株主持分の合計額	208	358
④自己資本比率告示第28条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	208	358
⑤基本的項目の額のうち(1)から(4)までに該当しないもの	208	358
⑥自己資本比率告示第28条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	208	358
⑦自己資本比率告示第28条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	208	358
⑧自己資本比率告示第28条第6項の規定により基本的項目から控除した額	208	—
（2）自己資本比率告示第29条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第30条に定める準補完的項目の額の合計額	208	358
（3）自己資本比率告示第31条に定める控除項目の額	208	358
（4）自己資本の額	208	358
13.自己資本の充実度に関する次に掲げる事項		
（1）信用リスクに対する所要自己資本の額（（2）及び（3）の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	210	359
①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	210	359
②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）		
（i）事業法人向けエクスポージャー	210	359
（ii）ソブリン向けエクスポージャー	210	359
（iii）金融機関等向けエクスポージャー	210	359
（iv）居住用不動産向けエクスポージャー	210	359
（v）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	210	359
（vi）その他リテール向けエクスポージャー	210	359
③証券化エクスポージャー	210	359
（2）内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	210	359
①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	210	359
（i）簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	210	359
（ii）内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	210	359
②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	210	359
（3）信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	210	359
（4）マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	210	359
①標準的方式	—	—
②内部モデル方式	—	—
（5）オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	210	359
①粗利益配分手法	210	359

	りそな銀行	近畿大阪銀行
（6）連結自己資本比率及び連結基本的項目比率	208	358
（7）連結総所要自己資本額	208	358
14.信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項		
（1）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	219,220	365,366
（2）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳		
①地域別	219,220	365,366
②業種別又は取引相手の別	219,220	365,366
③残存期間別	219,220	365,366
（3）三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳		
①地域別	219,220	365,366
②業種別又は取引相手の別	219,220	365,366
（4）一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）.	221	367
①地域別	221	367
②業種別又は取引相手の別	221	367
（5）業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	222	368
（6）標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第31条第1項第3号及び第6号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額	222	368
（7）内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	223	369
（8）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）		
①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー　債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値	224	370
②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー　債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	224	370
③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー　次のいずれかの事項		
（ⅰ）プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値	225	371
（ⅱ）適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	—	—
（9）内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	226	372
(10) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	226	372

	りそな銀行	近畿大阪銀行
15.信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項		
（1）標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	227	373
①適格金融資産担保	227	373
②適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る。）	227	373
（2）標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	227	373
16.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項		
（1）与信相当額の算出に用いる方式	228	374
（2）グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額	228	374
（3）担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）	228	374
（4）（2）に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から（3）に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）	228	374
（5）担保の種類別の額	228	374
（6）担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	228	374
（7）与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	228	374
（8）信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	228	374
17.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
（1）連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	230,232	375
②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	230,232	375
③保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	229,231	375
④保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	229,231	375
⑤証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	229,231	375
⑥自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	229,231	375
⑦早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）		
（ⅰ）早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	230,232	375
（ⅱ）連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	230,232	375
（ⅲ）連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	230,232	375

	りそな銀行	近畿大阪銀行
⑧当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）	230,232	375
⑨証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	230,232	375
⑩自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	229,231	375
（２）連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	233	375
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	233	375
③自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	233	375
④自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	233	375
18.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
（１）連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額	234	376
①上場株式等エクスポージャー	234	376
②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	234	376
（２）出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	234	376
（３）連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	234	376
（４）連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	234	376
（５）自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	234	376
19.信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	234	376
20.銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	234	376

情報開示及び財務報告に関する基本方針

りそなグループは、公平かつ適時・適切な情報開示及び信頼性ある財務報告の実施、並びに情報開示統制の有効性確保を目的として、情報開示及び財務報告に関する基本方針を定めています。同方針の主な内容は以下の通りです。

基本姿勢

1.国内外のお客さま・株主・投資家等が当グループの状況を正確に認識し判断できるよう、より広く、継続して、分かり易い情報開示及び財務報告に努める。

2.金融商品取引法及び当社の有価証券を上場している金融商品取引所の規則、並びに会社法及び銀行法その他の関係諸法令・規則等を遵守する。

3.内容、時間、手法等の適時・適切性を確保すべく、金融商品取引所の情報システム、当グループのウェブサイト、各種印刷物など様々なツールを積極的に活用する。

4.情報開示統制の整備・運用に努め、不断の改善を実施する。

情報開示及び財務報告のための体制と役割

取締役会は、本基本方針の制定、見直しを行うとともに、代表執行役及び執行役等が行う情報開示及び財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を適切に監督する。

監査委員会は、執行役の職務の執行に対する監査の一貫として、独立した立場から、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視する。

代表執行役は、情報開示の適切性及び財務報告の信頼性に関する責任を有し、内部統制の有効性を確保するべく最適な整備・運用を行う。

以上

平成17年6月制定

平成17年7月改定

平成18年5月改定

平成20年2月改定

上記「情報開示及び財務報告に関する基本方針」は、りそなグループにおける情報開示及び財務報告に関する基本方針を対外的に表明するものであり、プライバシーを侵害する情報等、開示が不適切と判断された情報の取り扱いについてはこの指針の対象ではありません。

また、りそなグループが開示する情報の中には、将来に関する記述（将来情報）が含まれることがありますが、こうした将来情報は、次のような要因により重要な変動を受ける可能性があります。すなわち、本邦における株価水準の変動、政府の方針、法令、実務慣行及び解釈に係る展開及び変更、新たな企業倒産の発生、日本及び海外の経済環境の変動、並びにりそなグループのコントロールの及ばない要因等が考えられます。こうした将来情報は、将来の業績その他の動向について保証するものではなく、また実際の結果に比べて違いが生じる可能性があることにご留意ください。

－Note－

プロフィール

平成23年3月末現在

りそなホールディングスの概要

商号	株式会社りそなホールディングス
代表者	会長　細谷英二 社長　檜垣誠司
本店所在地	東京都江東区木場1丁目5番65号
設立	平成13年12月
資本金	3,404億円
従業員数	16,941人（連結） 536人（単体）
事業内容	グループの経営戦略、営業戦略等の策定、グループ内の経営資源の配分及び子会社各社の経営管理等
ホームページ	http://www.resona-gr.co.jp/

りそな銀行の概要

商号	株式会社りそな銀行
代表者	社長　岩田直樹
本店所在地	大阪市中央区備後町2丁目2番1号
設立	大正7年5月
資本金	2,799億円
株主（持株比率）	株式会社りそなホールディングス（100%）
有人店舗数	312店
従業員数	9,483人（連結） 9,246人（単体）
預金残高	20兆8,118億円
貸出金残高	17兆1,932億円(銀行勘定)
ホームページ	http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/

埼玉りそな銀行の概要

商号	株式会社埼玉りそな銀行
代表者	社長　上條正仁
本店所在地	埼玉県さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号
設立	平成14年8月
資本金	700億円
株主（持株比率）	株式会社りそなホールディングス（100%）
有人店舗数	128店（うち埼玉県内126店）
従業員数	3,078人
預金残高	10兆1,937億円
貸出金残高	6兆3,883億円
ホームページ	http://www.resona-gr.co.jp/saitamaresona/

近畿大阪銀行の概要

商号	株式会社近畿大阪銀行
代表者	社長　池田博之 （平成23年7月現在）
本店所在地	大阪市中央区城見1丁目4番27号
設立	昭和25年11月
資本金	389億円
株主（持株比率）	株式会社りそなホールディングス（100%）
有人店舗数	128店
従業員数	2,354人（連結） 2,325人（単体）
預金残高	3兆2,704億円
貸出金残高	2兆5,114億円
ホームページ	http://www.kinkiosakabank.co.jp/